

新型コロナウイルス感染症 記録誌

令和6年3月

— 目次 —

第1章 新型コロナウイルス感染症の発生	- 1 -
第1節 新型コロナウイルスとは	- 1 -
第1項 概要	- 1 -
第2項 病原体	- 1 -
第3項 感染経路	- 1 -
第4項 潜伏期間・主要症状	- 2 -
第5項 検査・診断	- 2 -
第6項 治療	- 2 -
第7項 予防	- 2 -
第2節 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行	- 3 -
第2章 国内流行の推移	- 4 -
第1節 国の動向	- 4 -
第1項 感染状況	- 4 -
第2項 法整備	- 5 -
第3項 緊急事態宣言等	- 5 -
第2節 県の動向	- 10 -
第1項 感染状況	- 10 -
第2項 感染警戒レベル	- 11 -
第3項 検査体制及び医療提供体制	- 14 -
第4項 まん延防止等重点措置の適用地域	- 14 -
第3節 市の動向	- 15 -
第1項 感染状況	- 15 -
第2項 要請等	- 17 -
第3章 ワクチン接種	- 20 -
第1節 総括	- 20 -
第1項 概要	- 20 -
第2項 接種対象者	- 21 -
第3項 実施期間、接種率など	- 21 -
第4項 健康被害救済制度	- 25 -
第2節 組織体制	- 25 -
第1項 新型コロナウイルス対策本部	- 25 -
第2項 新型コロナウイルス対策本部幹事会	- 26 -
第3項 実務体制の確保	- 27 -

第4章 感染防止措置	- 43 -
第1節 手指消毒・飛沫防止	- 43 -
第1項 感染症予防物品の配布	- 43 -
第2項 飛沫防止用仕切り製作	- 44 -
第3項 奉仕による抗菌材コーティング作業.....	- 44 -
第4項 足踏み式消毒スタンド寄贈	- 45 -
第2節 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針.....	- 45 -
第1項 令和元年度.....	- 45 -
第2項 令和2年度.....	- 50 -
第3項 令和3年度.....	- 70 -
第4項 令和4年度.....	- 90 -
第3節 学校	- 90 -
第1項 小・中学校における各種対応.....	- 90 -
第4節 児童福祉施設.....	- 101 -
第1項 保育所.....	- 101 -
第2項 児童館・児童センター	- 103 -
第3項 児童クラブ.....	- 103 -
第4項 児童プール.....	- 104 -
第5節 公の施設.....	- 105 -
第1項 主な保健・医療・福祉施設	- 105 -
第2項 産業振興施設	- 118 -
第3項 市営住宅施設	- 125 -
第4項 主な社会教育・文化施設.....	- 126 -
第5項 体育施設	- 152 -
第6節 イベントの中止・延期	- 158 -
第1項 消防関連の行事	- 158 -
第2項 地域の行事.....	- 161 -
第3項 文化芸術の行事	- 168 -
第4項 環境関連行事	- 174 -
第5項 福祉・健康関連行事	- 174 -
第6項 農政・土木関係行事	- 183 -
第7項 社会・教育関連行事	- 188 -
第8項 スポーツ関連行事.....	- 194 -
第5章 市民・事業者への支援.....	- 202 -
第1節 経済対策.....	- 202 -
第1項 特別定額給付金給付事業.....	- 202 -
第2項 飲食店応援プロジェクト	- 204 -

第3項	ふるさと納税推進事業	- 204 -
第4項	学生応援プロジェクト（都城市ふるさと納税振興協議会主催、市共催事業）	- 205 -
第5項	都城市公式オンラインショップ運営事業	- 205 -
第6項	売れる商品づくりサポート事業	- 206 -
第7項	がんばろう都城！事業者支援金	- 206 -
第8項	中小事業者サポート窓口開設事業	- 206 -
第9項	都城市感染症対策休業要請等協力金等事業	- 207 -
第10項	がんばろう都城！ふるさと応援券事業	- 208 -
第11項	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業	- 209 -
第12項	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第2弾）	- 210 -
第13項	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第3弾）	- 211 -
第14項	学校給食提供推進事業	- 212 -
第15項	新時代適応型ビジネス支援事業	- 215 -
第16項	都城市感染症対策営業時間短縮要請協力金	- 216 -
第17項	都城市感染症対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	- 219 -
第18項	新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業	- 223 -
第19項	都城市住宅リフォーム促進事業	- 224 -
第20項	都城市肥育牛経営安定支援事業	- 225 -
第21項	営業力強化対策事業（営業力スキルアップセミナー開催等業務委託）	- 226 -
第22項	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）	- 227 -
第23項	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）	- 227 -
第2節	税等	- 228 -
第1項	税の減免・猶予等	- 228 -
第2項	水道料金	- 237 -
第3項	その他	- 237 -
第3節	予算措置	- 239 -
第1項	新型コロナウイルス感染症関連予算	- 239 -
第2項	令和元年度	- 239 -
第3項	令和2年度	- 240 -
第4項	令和3年度	- 249 -
第5項	令和4年度	- 257 -
第6項	令和5年度	- 262 -
第6章	議会	- 263 -
第1節	定例会	- 263 -
第1項	令和2年第2回(3月)定例会	- 263 -
第2項	令和2年第3回(4月)臨時会(4月30日)	- 263 -
第3項	令和2年第4回(6月)定例会	- 263 -

第4項	令和2年第5回(9月)定例会	- 263 -
第5項	令和2年第6回(12月)定例会	- 263 -
第6項	令和3年第2回(3月)定例会	- 264 -
第2節	全員協議会	- 264 -
第1項	令和2年第3回全員協議会	- 264 -
第2項	説明会(令和2年4月30日開催)	- 264 -
第3項	令和2年第6回全員協議会	- 264 -
第4項	令和2年第7回全員協議会	- 264 -
第5項	令和3年第1回全員協議会	- 264 -
第3節	議会運営委員会	- 264 -
第1項	令和2年3月5日開催	- 264 -
第2項	令和2年4月9日開催	- 265 -
第3項	令和2年4月30日開催	- 265 -
第4項	令和2年5月13日開催	- 265 -
第5項	令和2年6月2日開催	- 265 -
第6項	令和2年6月11日開催	- 265 -
第7項	令和2年8月26日開催	- 265 -
第8項	令和2年10月2日開催	- 266 -
第9項	令和2年11月20日開催	- 266 -
第10項	令和2年12月9日開催	- 266 -
第4節	会派代表者会での確認・協議事項	- 266 -
第1項	令和2年第2回会派代表者会(4月20日)	- 266 -
第2項	令和2年第3回会派代表者会(4月27日)	- 267 -
第3項	令和2年第4回会派代表者会(5月11日)	- 267 -
第4項	令和2年第5回会派代表者会(5月13日)	- 267 -
第5節	都城市議会災害等対策連絡会議における対応	- 267 -
第1項	令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応」 作成	- 267 -
第2項	令和2年4月10日「新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について」 申し合わせ	- 267 -
第3項	令和2年第2回災害等対策連絡会議(12月16日)	- 268 -
第4項	令和3年1月8日「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」	- 268 -
第5項	令和3年1月13日「新型コロナウイルス感染症対策における他県での滞在時の対応 について」	- 268 -
第6節	新型コロナウイルス感染症対策に係る議会からの支援の申入れ	- 268 -
第7節	その他の対応	- 269 -
第1項	傍聴自粛の呼びかけ	- 269 -

第2項	行政視察受入れ	- 269 -
第3項	宮崎県市議会議長会定期総会	- 269 -
第7章	その他	- 269 -
第1節	情報発信	- 269 -
第1項	記者会見等	- 269 -
第2項	感染対策に係る啓発	- 272 -
第3項	広報紙への掲載	- 272 -
第4項	ホームページへの掲載	- 274 -
第5項	市公式 LINE への掲載	- 274 -
第6項	市公式 Facebook への掲載	- 274 -
第7項	感染者情報	- 274 -
第2節	総務関係	- 277 -
第1項	職員研修	- 277 -
第2項	経済センサス等調査	- 278 -
第3項	令和4年就業構造基本調査	- 279 -
第3節	地域コミュニティ	- 279 -
第1項	新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置	- 280 -
第2項	男女参画・女性総合相談	- 282 -
第3項	消費生活相談事業	- 283 -
第4項	自治公民館	- 283 -
第5項	まちづくり協議会・地域活性化事業	- 283 -
第6項	市民公益活動・協働	- 285 -
第7項	行政協力員	- 286 -
第4節	高齢福祉	- 286 -
第1項	養護老人ホーム	- 286 -
第2項	敬老特別乗車券及び健康増進施設利用割引券の交付事業	- 287 -
第3項	高齢者クラブ	- 287 -
第4項	趣味の教室	- 288 -
第5項	高齢者世帯慰問事業	- 288 -
第6項	敬老会	- 289 -
第5節	環境	- 289 -
第1項	クリーンセンター	- 289 -
第2項	リサイクルプラザ関係	- 292 -
第3項	高崎一般廃棄物最終処分場	- 292 -
第4項	志和池最終処分場	- 292 -
第5項	都城浄化センター	- 293 -
第6項	中央終末処理場	- 293 -

第6節 生活保護	- 293 -
第7節 児童福祉	- 296 -
第8節 健康・介護	- 297 -
第1項 介護認定審査会の臨時的な取り扱いについて	- 297 -
第2項 新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算について	- 299 -
第3項 リモート調査について	- 299 -
第9節 農政	- 300 -
第1項 都城市農事振興会連絡協議会総会	- 300 -
第2項 都城市産業活性化講演会の中止	- 300 -
第10節 商工・土木関係	- 300 -
第1項 都城地区建設業協会との雇用に関する連携協定	- 301 -
第2項 市営住宅家賃に係る収入申告受付	- 301 -
第3項 都原団地集約建替えに伴う入居者説明	- 302 -
第11節 文化	- 302 -
第1項 埋蔵文化財保存活用整備事業	- 302 -
第12節 救急	- 304 -
第1項 消防局管内における新型コロナウイルス感染症の救急対応について	- 304 -
第2項 応急手当講習の休止について	- 306 -
第3項 都城地区メディカルコントロール協議会の動き	- 307 -
第4項 転院搬送専用救急隊運用開始による現場対応救急隊の出場体制の強化	- 307 -
第5項 アイソレーター の 配備	- 307 -
第6項 消防局における職員の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う勤務体制	- 308 -

第1章 新型コロナウイルス感染症の発生

第1節 新型コロナウイルスとは

第1項 概要

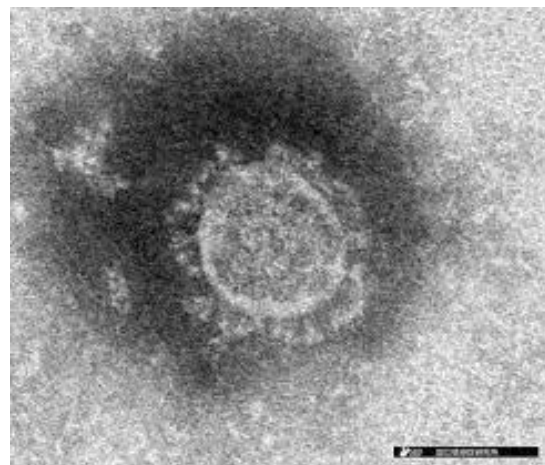
新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルス “SARS-CoV-2” による感染症のことである。世界保健機関（WHO）はこのウイルスによる感染症のことを“COVID-19”と名付けた。令和元年12月から中国湖北省武漢市を中心に発生し、世界的に感染地域が拡大した。



中国湖北省武漢市

第2項 病原体

SARS-CoV-2は、コロナウイルスのひとつである。コロナウイルスは、遺伝情報としてRNAを持つRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増える。



第3項 感染経路

感染者から咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾル（飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子）の吸入が主要感染経路と考えられている。通常は感染者に近い距離（1m以内）で感染するが、エアロゾルは1mを超えて空気中にとどまりうることから、換気不十分な

環境などでは、感染が拡大するリスクがある。

SARS-CoV-2 が付着した場合の生存期間は、プラスチック表面で最大 72 時間、ボール紙で最大 24 時間とされている (WHO)。

第 4 項 潜伏期間・主要症状

潜伏期間は 1～14 日間 (通常 5～6 日) である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。高齢者及び基礎疾患を持つ人及び一部の妊娠後期の人においては、重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

重症化するリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙がある。

第 5 項 検査・診断

診断するための検査には、核酸検出検査 (PCR 法等) や抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査である。

第 6 項 治療

風邪のような症状の場合には対症療法 (熱や咳などの症状を抑える治療) を行い、呼吸不全を伴うなど、ハイリスクの軽症者や中等症から重度の場合には抗ウイルス薬、ステロイド薬 (炎症を抑える薬)、免疫調整薬、中和抗体薬の投与が行われていた。当初は、治療薬が少なかったが、緊急承認によって徐々に治療薬の種類も多くなった。

第 7 項 予防

感染を予防するためには、基本的な感染症対策や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けることが重要である。

まめに手洗い・手指消毒を行うこと、人と人との距離を取ること (社会的距離 : Social Distancing)、外出時はマスクを着用すること、咳エチケットの徹底、家やオフィスの換気を十分にすること、十分な睡眠などで自己の健康管理をすることなど、「新しい生活様式」の実践が求められる。

また、新型コロナワクチンは、発症を予防する効果とともに、感染や重症化を予防する効果も確認されている。

【新型コロナウイルス感染拡大予防対策】

- ・手洗いうがいの徹底
- ・マスクの着用
- ・咳エチケットの徹底
- ・ソーシャルディスタンス
- ・3密の回避
- ※「3つの密」…
 - ・換気の悪い密閉空間
 - ・多数が集まる密集場所
 - ・間近で会話や発生をする密接場面
- ・新しい生活様式の推進

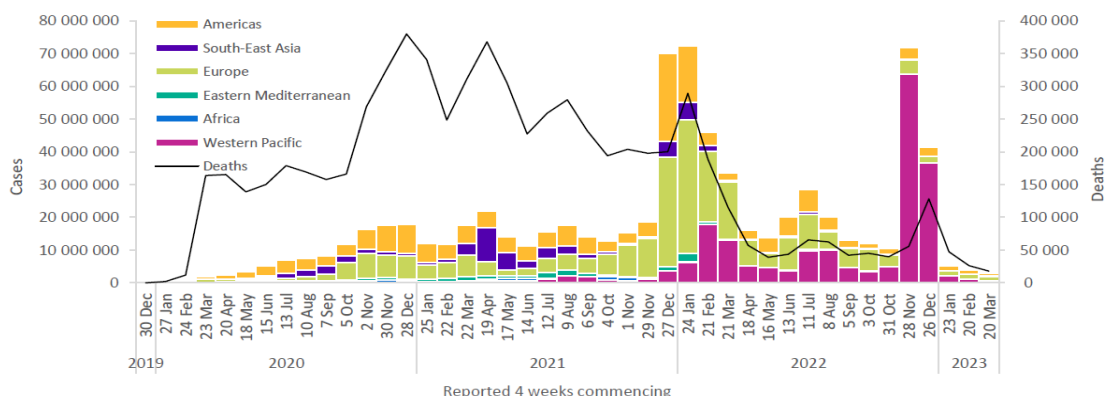


第2節 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関（WHO）は令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

令和5年4月16日時点で、全世界の累積感染者数は63,665,202人、累積死者数は6,912,080人となる。

Figure 1. COVID-19 cases reported by WHO Region, and global deaths by 28-day intervals, as of 16 April 2023**



出典：WHO『管轄地域別の新型コロナウイルス感染者数及び世界の死亡者数の推移』

第2章 国内流行の推移

第1節 国の動向

第1項 感染状況

国内では、令和2年1月16日に最初の感染者が確認されて以来、4月11日(663人)をピークとした第1波、次に8月7日(1,605人)をピークとした第2波、そして、翌年1月8日(7,945人)をピークとした第3波、5月8日(7,244人)をピークとした第4波、8月26日(26,050人)をピークとした第5波が到来した。

令和3年度の国内の感染状況は、令和3年5月8日(7,244人)をピークとした第4波、8月20日(25,978人)をピークとした第5波が到来し、その後、11～12月には感染者数が減少したが、令和4年1月から再度増加に転じ、第6波が到来した。

ウイルスも変異を繰り返し、第5波においては病原性が強いといわれるデルタ株、第6波においては感染力が強いオミクロン株が主な病因となった。

令和4年度の国内の感染者数は、26,872,240人であった。主な病因であるオミクロン株は、感染力が強く、医療体制は逼迫した。

オミクロン株による感染拡大を受けて、令和4年6月30日に「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」が一部改正され、重症化リスクの高い感染者を重点的にフォローアップする体制とした。

令和4年7月23日から医療機関の逼迫を防ぐため、「みなし陽性」が導入された。また、社会機能の維持に向けた対応として、濃厚接触者の待機期間が7日から5日に短縮された。さらに、2日目、3日目の抗原定性検査で陰性であれば、3日目から待機解除可能となった。

9月26日から、感染者の全数届出の見直しが行われ、届出の対象は65歳以上の者、重症化リスクがあり治療薬の投与等が必要と医師が判断する者、入院を要する者、妊婦の4類型に限定された。患者数等の全数把握は維持された。

令和4年12月23日に開かれた厚生科学審議会感染症部会で、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけの見直しに関する議論が開始され、令和5年4月27日に令和5年5月8日から、5類感染症に位置づけることを決定した。

(感染者数は厚生労働省オープンデータに基づく)

[5類移行に伴う主な対応の主な変更点]

法上の位置づけ	2類相当	5類感染症
時期	～令和5年5月7日	令和5年5月8日～
発生動向把握	・法律に基づく届出等から、感染者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表	・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を木曜日に公表
医療体制	・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な	・幅広い医療機関による自立的な通常対応

	対応	・これまで対応してきた医療機関に加えて、新たな医療機関に参画を促す
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請 ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府として一律に外出自粛要請はせず、外出を控えるかどうかは、政府の情報を参考に個人で判断 ・医療費や検査費用の1～3割を自己負担。ただし、入院医療費や治療薬の費用の一部を軽減する（期限あり）
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる ・基本的対処方針は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報を提供

第2項 法整備

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

令和2年1月28日「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布、2月1日施行され、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症となった。

これにより、感染症法第9条の対策基本方針の策定が行われ、同年2月25日に公表された。

さらに、令和3年1月7日には、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等」（令和3年政令第4号）が公布、施行され、期間が1年間延長された。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

令和2年3月13日、新型コロナウイルス感染症を施行の日から令和3年3月31日まで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の適用対象とする改正が行われ、3月14日施行された。

特措法第15条により国の対策本部、同22条により都道府県対策本部が設置された。また、同34条により、緊急事態宣言がされた場合は、市町村対策本部が設置された。

さらに、令和3年2月3日には、「まん延防止等重点措置」を創設し、正当な理由なく都道府県知事の要請に応じない事業者への命令及び罰則を規定する改正が行われ、2月13日施行された。

第3項 緊急事態宣言等

（1）緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、感染症の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部長が実施する。

なお、対象範囲は、原則、都道府県単位となっている。

【緊急事態宣言等の発出日及び実施期間・実施区域 まとめ】

発出日	措置の実施期間・実施区域等
R2. 4. 7	4月7日から5月6日までの29日間：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県
R2. 4. 16	全都道府県に変更
R2. 5. 4	5月31日まで延長（各都道府県の感染状況等を踏まえ、段階的に縮小）
R2. 5. 14	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県に変更
R2. 5. 14	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道県に変更
R2. 5. 25	緊急事態解除宣言
R3. 1. 7	1月8日から2月7日までの31日間：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の4都県
R3. 1. 13	栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を加える11都府県に変更
R3. 2. 2	2月8日以降については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県に変更するとともに、3月7日まで延長
R3. 2. 26	3月1日以降については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県に変更
R3. 3. 5	引き続き、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県とし、3月21日まで延長
R3. 3. 18	3月21日、緊急事態終了
R3. 4. 23	4月25日から5月11日まで、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県
R3. 5. 7	5月31日まで期間延長、5月12日から東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の6都府県に変更
R3. 5. 14	5月16日から北海道、岡山県、広島県を追加し、9都道府県
R3. 5. 21	6月20日まで期間延長、5月23日から沖縄県を追加し、10都道府県
R3. 6. 17	6月21日から沖縄県1県とし、7月11日まで期間延長
R3. 7. 8	8月22日まで期間延長、7月12日から東京都を追加し、2都県
R3. 7. 30	8月2日から埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を追加し、6都府県。 8月31日まで期間延長
R3. 8. 17	8月20日から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を追加し、13都府県とし、9月12日まで期間延長
R3. 8. 25	8月27日から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県を追加し、21都道府県
R3. 9. 9	9月13日から北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、

	広島県、福岡県、沖縄県の19都道府県とし、9月30日まで期間延長
R3. 9. 28	9月30日、緊急事態終了

(2) まん延防止等重点措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第4項の規定に基づき、感染症が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が実施する。

なお、対象範囲は、原則、市区町村単位となっている。

【まん延防止措置の発出日及び実施期間・実施区域 まとめ】

発出日	措置の実施期間・実施区域等
R3. 4. 1	4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県
R3. 4. 9	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県 4月12日から5月5日まで、京都府、沖縄県 4月12日から5月11日まで、東京都
R3. 4. 16	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県 4月12日から5月5日まで、京都府、沖縄県 4月12日から5月11日まで、東京都 4月20日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
R3. 4. 23	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月11日まで、宮城県 4月12日から5月11日まで、沖縄県 4月20日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 4月25日から5月11日まで、愛媛県
R3. 5. 7	4月5日から5月31日まで 4月5日から5月11日まで、宮城県 4月12日から5月31日まで、沖縄県 4月20日から5月11日まで、愛知県 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、北海道、岐阜県、三重県

R3. 5. 14	4月12日から6月13日まで 4月12日から5月31日まで、沖縄県 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 5. 21	4月20日から6月13日まで 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 5. 28	4月20日から6月20日まで 4月20日から6月20日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 5月9日から6月20日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 6. 10	4月20日から6月20日まで 4月20日から6月20日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 5月9日から6月20日まで、岐阜県、三重県
R3. 6. 17	4月20日から7月11日まで 4月20日から7月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 6月21日から7月11日まで、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
R3. 7. 8	4月20日から8月22日まで 4月20日から8月22日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 6月21日から8月22日まで、大阪府
R3. 7. 30	8月2日から8月31日まで、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
R3. 8. 5	8月2日から8月31日まで 8月2日から8月31日まで、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県 8月8日から8月31日まで、福島県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県
R3. 8. 17	8月2日から9月12日まで 8月2日から9月12日まで、北海道、石川県 8月8日から9月12日まで、福島県、愛知県、滋賀県、熊本県 8月20日から9月12日まで、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県、

R3. 8. 25	<p>8月2日から9月12日まで</p> <p>8月2日から9月12日まで、石川県</p> <p>8月8日から9月12日まで、福島県、熊本県</p> <p>8月20日から9月12日まで、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県</p> <p>8月27日から9月12日まで、高知県、佐賀県、宮崎県</p>
R3. 9. 9	<p>8月2日から9月30日まで</p> <p>8月2日から9月30日まで、石川県</p> <p>8月8日から9月30日まで、福島県、熊本県</p> <p>8月20日から9月30日まで、香川県、鹿児島県</p> <p>8月27日から9月30日まで、宮崎県</p> <p>9月13日から9月30日まで、宮城県、岡山県</p>
R3. 9. 28	9月30日、まん延防止等重点措置終了
R4. 1. 7	1月9日から1月31日まで、広島県、山口県、沖縄県
R4. 1. 19	<p>1月9日から2月13日まで</p> <p>1月9日から2月13日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p>
R4. 1. 25	<p>1月9日から2月20日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p>
R4. 2. 3	<p>1月9日から2月27日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から2月27日まで、和歌山県</p>

R4. 2. 10	<p>1月9日から3月6日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から3月6日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から2月27日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 2. 18	<p>1月9日から3月6日まで</p> <p>1月9日から3月6日まで、広島県</p> <p>1月21日から3月6日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から3月6日まで、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から3月6日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 3. 4	<p>1月21日から3月21日まで</p> <p>1月21日から3月21日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県</p> <p>1月27日から3月21日まで、北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県</p> <p>2月5日から3月6日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 3. 17	3月21日、まん延防止等重点措置終了

第2節 県の動向

第1項 感染状況

県内では、令和2年3月4日に最初の感染者が確認された。令和2年6月末までの感染者は14人であるが、県が事実上の第2波と位置づけている令和2年7月22日から9月14日の感染者は345名、11月15日から令和3年3月7日までの第3波では1,576人、令和3年3月27日から6月20日までの第4波では1,112人、6月21日から10月10日までの第5波では3,070人となっていた。令和4年1月2日からは、第6波が始まり、6月19日まで続いた。

第6波では50,344人、6月20日から10月4日までの第7波では14,036人の感染が確認された。第6波では、これまで比較的感染者の少なかった小児への感染が多く見られるオミクロン株が主な病因となり、

第7波でもオミクロン株「BA2」「BA4」「BA5」系統による感染がまん延した。8月4日から9月21日まで、国により県全域が「BA.5対策強化地域」に指定された。

さらに、11月下旬から感染が再拡大し、医療体制が逼迫したため、12月27日から2月7日まで県独自の医療緊急事態宣言が発令された。

令和5年5月8日に、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したことを受けて、県の対応が変更された。

県独自の取組として、各保健所が医療機関からの入院調整の相談に対応、高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助を当面継続するとしている。

5類移行後の医療体制の確保については、今後の感染再拡大に備え、外来対応医療機関の拡大に努めるとともに、入院受入体制の拡充として、第8波（令和4年10月5日から令和5年3月2日）における最大入院患者数750人を受け入れられる病床確保を目指すとしている。




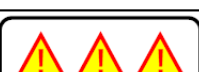
第2項 感染警戒レベル

県は、県内の7つの医療圏域ごとに、感染状況を「感染未確認圏域」「感染確認圏域」「感染急増圏域」の3つに区分し、県民等への行動要請の目安とした。また、令和2年7月からは、市町村単位で設定する「感染警戒区域」を設け、4区分とした。

また、同じく令和2年7月から県独自の感染警戒レベルを設定した。県独自の緊急事態宣言は、これまでに令和3年1月7日から2月7日まで、5月9日から28日まで、8月11日から9月30日までの3回発令されている。

【警戒レベル】

(令和2年7月)

表示		警報発表目安	
	レベル0 (持続的な警戒)	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	・すべての圏域が圏域区分(A)
	レベル1 (警報)	各圏域において、新規感染者が一定に収まっている	・圏域区分(B)が1~2圏域
	レベル2 (特別警報)	各圏域において、①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発(直近1週間)又は②感染集団(クラスター)の発生	・圏域区分(B)が3圏域以上 又は圏域区分(C)が1圏域以上
	レベル3 (緊急事態宣言)	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増(直近1週間)、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	

(令和3年1月 県独自の緊急事態宣言発令時)

表示		発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言)	・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報)	・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、 赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域 は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報)	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	レベル1 (警報)	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒)	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

(感染状況と行動要請の例) (令和3年1月時点)

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例 (以下を目安として、総合的に判断)	県民への要請 (外出)	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認 圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から 起算して14日間を経過している	○制限なし	○実施 (国事務連絡を準用)	○ガイドライン遵守
	感染確認 圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に (過去の クラスター発生施設等に注意)	○状況に応じ、実施 (規模縮小を含む)	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染警戒 区域 (※1) ・新規感染者が急増 (直近1週間) ・感染経路不明の例が続発 (直近1週間) ・感染者集団 (クラスター) の続発 (※2)	○感染機会に繋がる場面 (会食 等) の一定の制限 (人数、特典 等)	○イベントにおける感染 機会に繋がる場面 (会食 等) の一定の制限 (自粛 規模縮小を含む)	○状況に応じ、感染機 会の制限
赤	感染急増 圏域 ・新規感染者が急増 (直近1週間) ・感染経路不明の例が続発 (直近1週間) ・感染者集団 (クラスター) の続発	○原則、外出自粛	○原則、中止又は延期	○感染機会の制限

※1：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
 ※2：圏域単位で国基準ステージ3相当になった場合において、当該圏域内の感染が急増している市町村が目安

なお、令和3年11月に県は、県独自の警報発表のレベルを下表のとおり見直した。

(令和3年11月25日改 県独自の警戒レベル)

表示		発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3相当 (感染状況や関係指標を総合 的に判断)	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を 検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当 (感染状況や関係指標を総合 的に判断)	・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ 区域は個別に設定) ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ 区域は個別に設定)
	警報	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

(令和3年11月25日改 感染状況区分)

従来

新

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
黄	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
	オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）
赤	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）

- ※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
- ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度
- ※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
黄	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
	オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）

- ※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
- ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

令和4年4月22日に県は、県独自の警報発表のレベルを下表のとおり見直した。

(令和4年4月22日改 県独自の警戒レベル)

区分	発令の目安
医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療緊急警報 (国レベル2相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療警報 (国レベル1相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが15%を超える場合

※ 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

(令和4年4月22日改 県独自の感染状況区分)

区分	指定の目安
緑	感染未確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄	感染確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ	感染警戒圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤	感染急増圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

- ※ 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する。
- ※ 各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

第3項 検査体制及び医療提供体制

感染者は、当初、感染症指定医療機関に全員入院していたが、感染の拡大に伴い、感染症協力医療機関への全員入院、無症状者や軽度者は宿泊療養施設、さらには自宅等で療養と療養場所が広がった。

無症状や軽度の方の療養場所となる宿泊療養施設は、当初、宮崎市内に1か所設けられたが、令和3年1月には、都城市内にもアパホテル都城（栄町18-5）を利用し、50床が確保された。

令和3年7月から、「宮崎県PCR検査サポート」として、羽田空港や伊丹空港の検査センターや検査キットの郵送により、県外と往来する人を対象にした検査が導入された。

9月末からは、宮崎空港にも来店型のPCR検査センターが設置された。10月初めには、「PCR検査センター都城店」が開設された。

9月10日には、県央、県南地域の宿泊療養者や自宅療養者のうち、抗体カクテル療法等を要する者の治療を行うため、「宮崎県重症化予防センター」が開設された。

また、感染拡大時には感染が不安な全ての県民を対象にした無料検査が県内5か所のPCR検査センターで行われた。さらに、県は検査を薬局等にも委託し、検査が受けられる場所を拡充した。

入院の病床については、順次確保を進め、令和4年3月27日時点で重症者用病床15床を含む297床が確保された。宿泊療養施設についても、450室に拡充された。

また、感染拡大と無症状や軽症者の増加に伴う自宅療養者が多くなり、パルスオキシメーターの貸与や食料・生活用品の配布などの自宅療養支援体制が整備された。

令和4年8月8日に入院外来診療の逼迫回避に向けた取組として、自宅療養者初期治療センターが開設された。また、同日、陽性者登録センターが設置され、64歳以下で基礎疾患等のない人等を対象に発熱等の有症状者への抗原検査キットの配送を実施した。さらに、宮崎港に検査キットの配布場所を設け、直接配布も実施した。直接配布は、各市町村も協力し、本市でも行った。

検査キット配布、配送を受けた人は、自身検査を行い、陽性の場合はセンターの医師の診断で陽性を確定し、医療機関を受診することなく、健康観察に移行することで、重症者やハイリスク者の受診体制を整備した。

第4項 まん延防止等重点措置の適用地域

本市で会食関係のクラスターが発生。本市の新規感染数が9名となった。都城・北諸県郡圏域において、直近1週間の人口10万人辺りの新規感染者数が29.1人となる見込みであるとの情報があることにより、本市が初めてまん延防止等重点措置の適用を受けることとなった。

令和4年1月21日	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、都城市と三股町を指定。1/21～2/13 ・感染拡大緊急警報の延長。～2/13を目処
令和4年1月25日	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、宮崎市、延岡市を追加。1/21～2/13 ・小林市を感染急増圏域(赤圏域)に指定
令和4年2月10日	【宮崎県】まん延防止等重点措置区域の指定期間を延長(県内全域)

	2/13 まで⇒3/6 まで 併せて、県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間も 3/6 まで延長
令和 4 年 3 月 4 日	【宮崎県】まん延防止等重点措置区域の指定を 3/6 までで解除。 なお、県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間については、3/31 まで延長。 県内全域を感染急増圏域(赤圏域)に指定。

第3節 市の動向

第1項 感染状況

新型コロナウイルス感染症の検査や患者、濃厚接触者の調査は、保健所設置市を除き、都道府県知事が行うこととされている(予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))。そのため、市内の感染の状況は県が公表する情報に基づくものである。

市内では、令和2年7月25日に最初の感染者が確認された。

県が事実上の第2波と位置づけている令和2年7月22日から9月14日までの感染者は42名、11月15日から令和3年3月7日までの第3波では256人、令和3年3月27日から6月20日までの第4波では140人、6月21日から10月10日までの第5波では208人となった。

令和3年1月1日に市内高齢者施設でクラスターが発生し、その後、スポーツクラブや医療機関、学校、飲食店等で合計12例のクラスターが発生した。

また、令和3年3月27日から6月20日まで(県が第4波と位置づけた期間)では128人、6月21日から10月10日まで(県が第5波と位置付けた期間)では204人の感染が確認された。第4波は、従来株より感染力が強いとされるアルファ株、第5波は、病原性が強い変異株であるデルタ株による感染が多く、令和4年1月からの第6波では、これまで比較的感染者の少なかった小児への感染が多く見られるオミクロン株が主な病因となった。令和4年1月1日から3月までの感染者数は、3,452人となった。

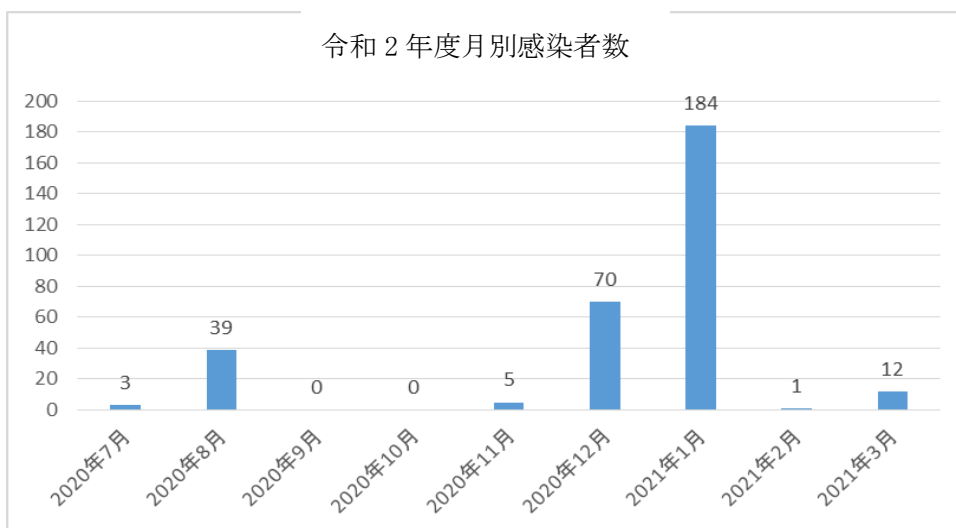
令和4年9月26日から、発生届けの対象が全感染者から①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者、④妊婦に限定された。医療機関は、年代別陽性者数のみを全数届けることとなり、感染者数の公表は居住市町村ごとから圏域ごととなった。

令和4年度の本市における感染確認数は、4月1日から9月25日までが26,856人であった。

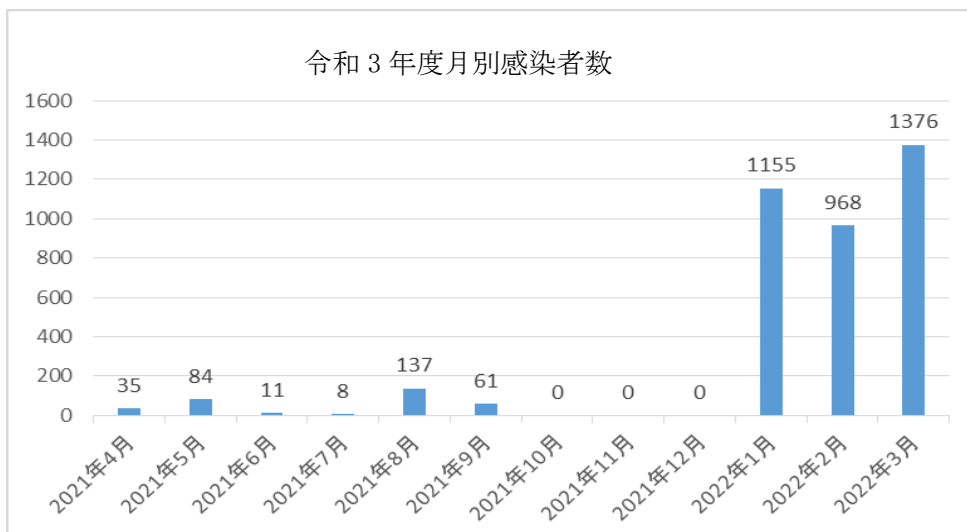
なお、9月26日から令和5年3月31日までの都城北諸県圏域(本市・三股町)における感染確認数は、23,632人であった。

令和5年4月1日から令和5年5月7日までの都城北諸県圏域における感染確認数は、271人であった。

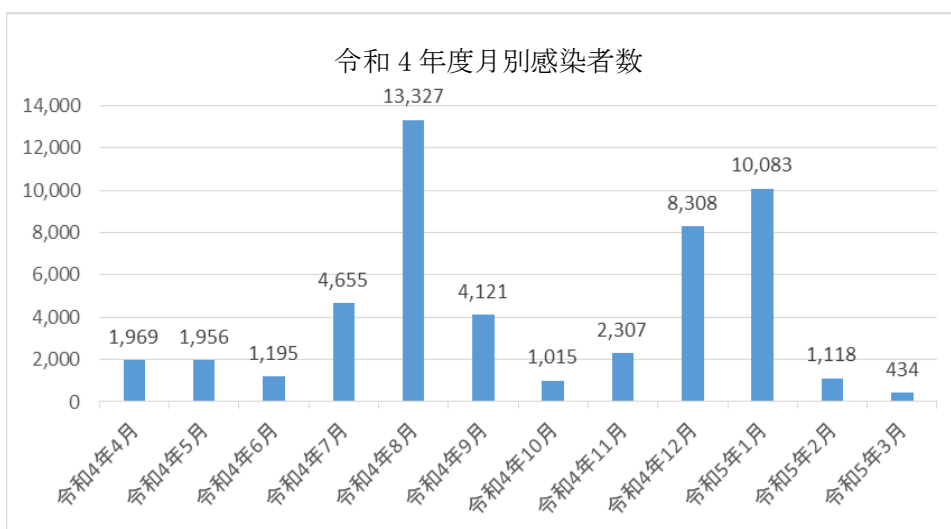
【令和2年度月別感染者数】



【令和3年度月別感染者数】



【令和4年度月別感染者数】



第2項 要請等

県が市内に設けた宿泊療養施設において、療養者の健康観察を行う保健師や食事・生活支援・物資等回収班として、市職員の動員が要請された。令和3年1月19日から令和3年10月4日まで断続的に計56人の職員(保健師5人)が派遣された。

また、感染拡大によって保健所業務がひっ迫しているため、県から市に保健師の派遣依頼があり、令和2年1月7日から1月27日まで土、日、祝日も含め、1日当たり1～2名の保健師を都城保健所へ派遣した。令和2年度の延べ派遣数は、32名で、積極的疫学調査、PCR検査受験者への結果の伝達、入院調整を含む自宅療養者との電話による健康観察に従事した。

令和4年1月19日から1日当たり1～2名の保健師を派遣し、派遣人数は令和3年度中に延べ87名となった。

なお、県の要請による保健師の都城保健所への派遣は、令和4年9月1日まで継続し、令和4年度中の派遣人数は延べ124名となった。

また、県の抗原検査キット配布の取組を受け、本市においても、日曜休日当番医のひっ迫を回避するため、令和4年8月14日、21日、28日及び令和5年1月8日に抗原検査キット配布を実施した。

【抗原検査キット配布数実績】

配布日	配布場所	配布数(個)
令和4年8月14日	市コミュニティセンター西駐車場	473
8月21日	浮堀地区多目的広場 (都城市郡医師会病院南側)	741
8月28日		1,546
令和5年1月8日		1,682

加えて、市内の感染状況や国及び県独自の緊急事態宣言等の際には、市民へ感染拡大防止策の徹底の要請や対策本部会議及び緊急本部会議で協議した市の対応方針の周知のために、市長メッセージを发出した。

市長メッセージは、令和2年度が27回、平成3年度が25回、平成4年度が12回、令和5年度が1回、合計65回发出している。

【令和2年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和2年4月7日	国の緊急事態宣言に際して
令和2年4月17日	緊急事態宣言(対象地域:全国)に際して
令和2年5月1日	大型連休前における感染拡大防止に向けて
令和2年5月5日	緊急事態宣言延長を受けて
令和2年5月15日	緊急事態宣言解除に際して
令和2年5月26日	緊急事態宣言の解除(全都道府県)に際して
令和2年7月6日	県内及び鹿児島県における新型コロナウイルス感染確認に際して
令和2年7月26日	都城市における新型コロナウイルス感染者の確認について

令和2年7月30日	都城市における新型コロナウイルス感染確認（市内2例目）について
令和2年7月31日	都城市における新型コロナウイルス感染確認（市内3例目）について
令和2年8月7日	お盆の時期を迎えるに当たって
令和2年8月21日	都城市立地企業における新型コロナウイルス集団発生確認について
令和2年8月31日	明日（9月1日）以降の本市の対応について
令和2年11月4日	都城市における新型コロナウイルス感染確認に際して
令和2年12月18日	都城市における新型コロナウイルス感染確認が続いていることについて
令和2年12月28日	新型コロナウイルス感染対策を徹底し静かな年末年始を
令和2年12月31日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染警戒区域（オレンジ地域）」指定及び本市職員の新型コロナウイルス感染確認について
令和3年1月2日	都城市における新型コロナウイルスクラスター発生確認と更なる感染拡大防止について
令和3年1月5日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域（赤圏域）」指定について
令和3年1月6日	本市の新型コロナウイルス感染者の急増に伴う本市の対応について
令和3年1月8日	県独自の「緊急事態宣言」の発令を受けて
令和3年1月15日	本市の状況を踏まえて
令和3年1月20日	県独自の「緊急事態宣言」の継続を受けて
令和3年2月5日	県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年2月24日	警報レベル3（感染拡大緊急警報）の継続を受けて
令和3年3月29日	本市での感染確認を受けて
令和3年3月30日	本市での新型コロナウイルスクラスター発生を受けて

【令和3年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和3年4月12日	県内での新型コロナウイルス感染急増を受けて
令和3年4月24日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染警戒区域（オレンジ地域）」指定について
令和3年4月30日	都城・北諸県圏域のクラスター発生及び大型連休中における感染拡大防止について
令和3年5月10日	県独自の「緊急事態宣言」の発令を受けて
令和3年5月20日	飲食店等への営業時間短縮要請及び新型コロナウイルスの感染急

	増を受けて
令和3年5月28日	県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年6月1日	感染警戒区域（オレンジ区域）への変更及び飲食店等に対する営業時間短縮要請の終了を受けて
令和3年6月18日	感染拡大緊急警報の解除を受けて
令和3年7月16日	感染拡大防止強化月間の設定を受けて
令和3年8月4日	「感染拡大緊急警報」の発令を受けて
令和3年8月8日	都城市内での感染者集団（クラスター）発生を受けて
令和3年8月13日	県下全域を対象とした飲食店等への営業時間短縮要請を受けて
令和3年8月20日	飲食店等における営業時間短縮要請の延長を受けて
令和3年8月27日	本県の「まん延防止等重点措置」の適用を受けて
令和3年9月10日	本県へのまん延防止等重点措置及び県独自の「緊急事態宣言」の延長を受けて
令和3年9月30日	本県へのまん延防止等重点措置及び県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年12月28日	年末年始の新型コロナウイルス感染防止対策徹底のお願いについて
令和4年1月6日	本市での新規感染者の確認を受けて
令和4年1月8日	本市での感染者集団（クラスター）発生について
令和4年1月11日	都城市・三股町の「感染警戒区域（オレンジ区域）」指定を受けて
令和4年1月13日	都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」指定を受けて
令和4年1月16日	飲食店等への営業時間短縮要請について
令和4年1月19日	本市の「まん延防止等重点措置」重点措置区域の指定を受けて
令和4年2月10日	本市の「まん延防止等重点措置」の指定期間延長を受けて
令和4年3月4日	本県へのまん延防止等重点措置解除及び県独自の「感染症拡大緊急警報」延長を受けて

【令和4年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和4年4月28日	大型連休前における感染拡大防止に向けて
令和4年5月18日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて
令和4年6月3日	「医療緊急警報」から「医療警報」への移行を受けて
令和4年6月20日	「感染急増圏域（赤圏域）」から「感染警戒圏域（オレンジ圏域）」への引下げを受けて
令和4年7月7日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて
令和4年7月12日	医療緊急警報の発令を受けて
令和4年7月27日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて

令和4年8月11日	県独自の「医療非常事態宣言」の発令を受けて
令和4年8月31日	県独自の「医療非常事態宣言」の期間延長を受けて
令和4年9月21日	県独自の「医療非常事態宣言」の終了を受けて
令和4年10月4日	県独自の「医療警報」への移行を受けて
令和4年12月27日	県独自の「医療非常事態宣言」への移行を受けて

【令和5年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和5年5月8日	新型コロナウイルスの5類への移行を受けて

第3章 ワクチン接種

第1節 総括

第1項 概要

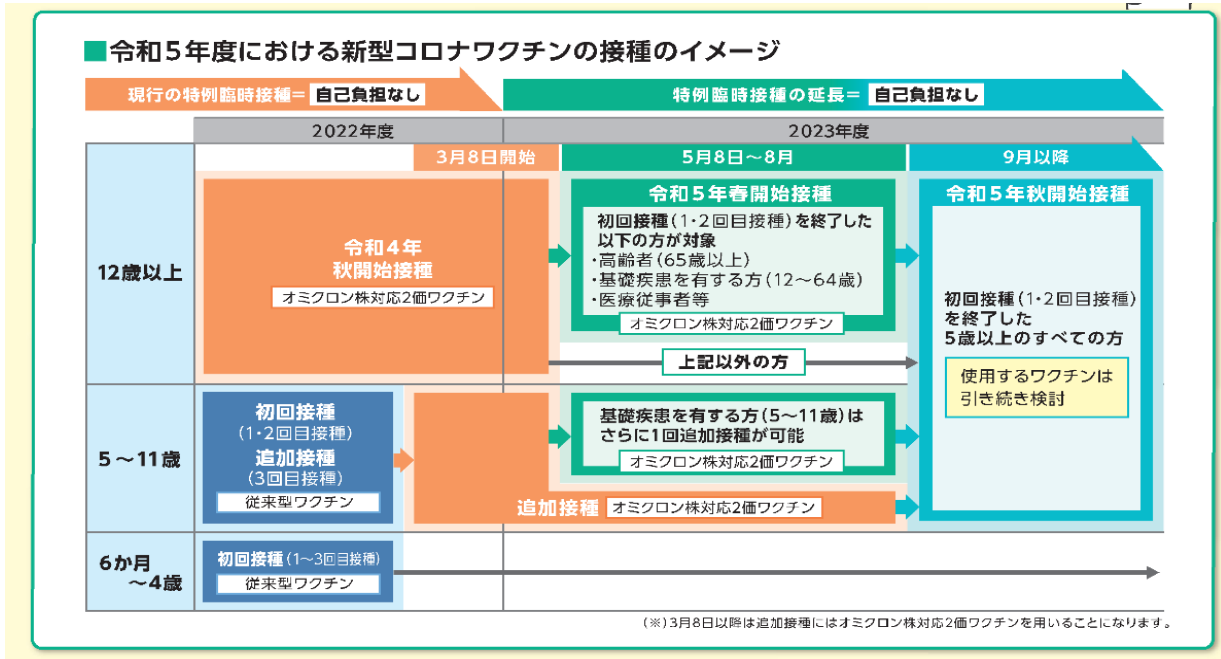
新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められていた。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）接種については、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、市の住民に最も身近な役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んだ。

必要なワクチンを国が確保し、当該感染症のまん延防止のため、国や県、都城市北諸県郡医師会（以下「医師会」という。）と連携しながら、円滑なワクチン接種を実施していくことができるよう、国の示すガイドライン等を踏まえ、地方自治体が住民接種における実施計画を策定の上、事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、類感染症に位置づけられ、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねられることとなったが、ワクチン接種については、自己負担なしの接種が令和6年3月末まで延長され、重症化リスクの高い方（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方）には、令和5年度も接種を受けるよう努力義務が課せられている。

ワクチン接種により、感染防止や重症化予防効果を高めることが期待されるため、令和5年度も医師会と連携しながら、個別接種体制（個別接種実施医療機関85施設）でのワクチン接種に取り組んでいく。



第2項 接種対象者

1 対象者

- ①原則として市の区域内において、住民基本台帳に記録されている者
- ②新型コロナウイルスワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認めるものについても、当該者の同意を得た上で接種を実施。やむを得ない事情については、国のガイドラインに沿って判断。

2 接種順位

1回目及び2回目の接種は、確保されるワクチンの供給量に合わせ、国のガイドラインに沿って、優先度の高い順に次のとおりとした。

- ①医療従事者等
- ②高齢者
- ③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- ④上記以外の者

第3項 実施期間、接種率など

1 集団接種

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1.2回目接種 | 令和3年4月21日から令和4年11月6日 |
| 3回目接種 | 令和4年1月29日から令和4年7月9日 |
| 4回目接種 | 令和4年7月12日から令和4年9月30日 |
| オミクロン株接種 | 令和4年10月5日から令和4年12月20日 |

【接種会場】

ワクチン接種時期	会場名
1. 2. 3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	早水公園体育文化センター（サブアリーナ）
1. 2 回目接種	ウエルネス交流プラザ
1. 2 回目接種	山之口地区公民館
1. 2 回目接種	山田総合センター
1. 2. 3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	高城生涯学習センター
1. 2. 3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	高崎福祉保健センター
3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	花木地区体育館
3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	山田総合体育館
3. 4 回目接種、 オミクロン株対応ワクチン接種	保健センター

2 個別接種

令和4年5月24日から各医療機関にて開始し、継続実施中

3 その他

【ワクチンの種類】

- ・ファイザー社製（R3. 4. 21～）
- ・モデルナ社製（R4. 1. 27～）
- ・小児ファイザー（R4. 3. 9～）
- ・武田社製（R4. 7. 1～）
- ・ファイザー社製オミクロン株（R4. 9. 29～）
- ・モデルナ社製オミクロン株（R4. 10. 4～）
- ・乳児用ファイザー（R4. 11. 14～）
- ・小児ファイザーオミクロン株（R5. 3. 13～）
- ・乳児用ファイザーオミクロン株（R5. 9. 20～）

【モデルナ社製ワクチン】



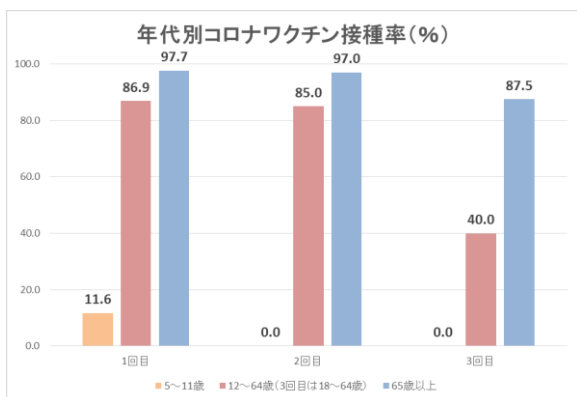
【実施経過】

日付	内容
令和2年10月23日	国が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

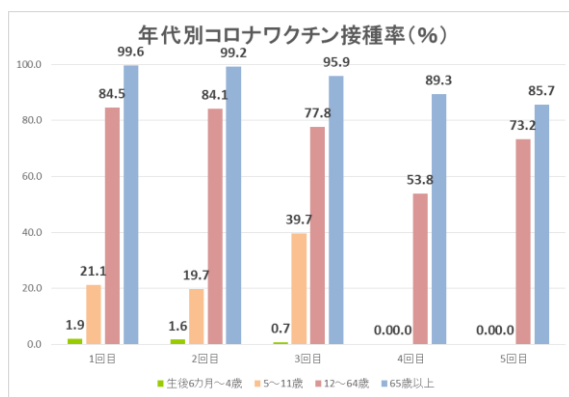
	を发出
令和2年12月9日	「予防接種法の一部を改正する法律」が公布、施行
令和3年1月19日	本市健康部健康課内に「新型コロナウイルスワクチン接種班」を設置
令和3年1月29日	新型コロナウイルスワクチン接種班 設置
令和3年2月2日	本市記者会見で新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施を発表
令和3年2月14日	ファイザー社の新型コロナウイルスワクチンが薬事承認
令和3年2月25日	本市の「新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種実施計画（Ver1）」策定
令和3年3月7日	市内の医療従事者向けワクチン接種開始
令和3年3月10日	都城市ワクチン相談センター（コールセンター）を開設
令和3年3月17日	本市医療機関向け説明会
令和3年4月12日	65歳以上の高齢者へ接種券発送
令和3年4月19日	新型コロナワクチン集団接種予約開始
令和3年4月21日	新型コロナワクチン集団接種開始
令和3年4月27日	個別接種事務説明会実施
令和3年5月24日	新型コロナワクチン個別接種開始（かかりつけ患者のみ）
令和3年6月1日	新型コロナワクチン個別接種開始（かかりつけ患者以外）
令和3年6月4日	基礎疾患を有する64歳以下のものの届出受付開始
令和3年7月10日	基礎疾患を有する64歳以下のものへの接種開始（集団・個別）
令和3年7月11日	教職員・保育士等へ優先接種実施（集団）
令和3年7月31日	高齢者初回接種完了
令和3年11月8日	集団接種終了
令和3年11月22日	初回接種完了から概ね8ケ月経過した医療従事者へ第一期追加接種（3回目）の接種券発送
令和3年12月1日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布 改正内容：第一期追加接種（3回目）個別接種開始
令和4年1月3日	初回接種完了から概ね8ケ月経過した高齢者へ第一期追加接種の接種券発送
令和4年1月29日	第一期追加接種（3回目）集団接種を開始
令和4年2月21日	「予防接種実施規則」等の一部改正 改正内容：小児接種（5歳以上11歳未満）開始
令和4年2月25日	小児接種券発送
令和4年3月10日	小児接種（5歳以上11歳未満）個別接種開始

令和4年3月10日	小児接種（5歳以上11歳未満）集団接種開始
令和4年4月13日	小児接種（5歳以上11歳未満）集団接種終了
令和4年5月7日	第一期追加接種集団接種を終了
令和4年5月18日	第二期追加接種券発送（第一期追加接種から5ヶ月経過した60歳以上のもの）
令和4年5月25日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布 改正内容：第二期追加接種 都城市内の医療機関にて第二期追加接種開始（4回目）
令和4年7月12日	第二期追加接種（4回目）集団接種を開始
令和4年9月16日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布 改正内容：令和4年秋開始接種（オミクロン株対応2価ワクチン）
令和4年9月20日	令和4年秋開始接種券発送
令和4年9月30日	従来株ワクチン集団接種終了
令和4年10月1日	令和4年秋開始接種個別接種開始（オミクロン株ワクチン）
令和4年10月5日	令和4年秋開始接種集団接種開始（オミクロン株ワクチン）
令和4年10月21日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布 改正内容：接種間隔5か月以上から3か月以上に短縮 （オミクロン株対応2価ワクチンを第一期追加接種、第二期追加接種に用いる場合）
令和4年10月24日	「予防接種実施規則」等の一部改正 改正内容：乳幼児接種（6か月以上4歳未満）開始
令和4年11月10日	乳幼児接種券発送（6か月以上4歳未満）
令和4年11月16日	乳幼児個別接種開始（6か月以上4歳未満）
令和4年12月20日	令和4年秋開始接種集団接種終了
令和5年3月8日	小児の追加接種で小児ファイザー（オミクロン株対応ワクチン）の使用開始
令和5年5月7日	令和4年秋開始接種終了
令和5年5月8日	令和5年春開始接種開始
令和5年9月19日	令和5年春開始接種終了
令和5年9月20日	令和5年秋開始接種開始

【令和3年度年代別ワクチン接種率】



【令和4年度年代別ワクチン接種率】



第4項 健康被害救済制度

健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された人々を迅速に救済するために、国が設置している制度である。申請から結果が届くまでに1年～1年半程の期間を要しており、給付費は全額国費より支払われる。新型コロナワクチン接種による同制度に対して、これまで7件が認定、2件が否認されている。

【新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度申請件数】※R5.10月時点

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6件	9件	2件

第2節 組織体制

第1項 新型コロナウイルス対策本部

本市は、新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）を県内で新型コロナウイルス感染症が確認される前から、都城市感染症対策本部設置規程（平成18年訓令第120号）に基づき設置した。

国の緊急事態宣言の期間は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく市町村対策本部として活動した。

【対策本部組織】

本部長	副本部長	本部員	
市長	副市長（総括担当） 副市長（事業担当） 教育長	総合政策部長 総務部長 市民生活部長 環境森林部長 福祉部長 健康部長 農政部長 ふるさと産業推進局長	議会議務局長 上下水道局長 教育部長 消防局長 山之口総合支所長 高城総合支所長 山田総合支所長 高崎総合支所長

		商工観光部長 土木部長	会計管理者
--	--	----------------	-------

1 対策本部会議の開催

対策本部会議は、以下のとおり開催した。

開催日	主な議事
R2. 2. 28	小中学校全国一斉休業等
R2. 3. 5	県内発生の対応、市内で発生した場合の対応
R2. 3. 27	本市のイベント等・公の施設の対応基準
R2. 4. 17	国の緊急事態宣言に際して本市の対応
R2. 5. 5	国の緊急事態宣言期間延長に際して本市の対応
R2. 5. 15	国の緊急事態宣言解除に際して本市の対応
R2. 7. 6	県内及び鹿児島県における感染確認に際して本市の対応
R2. 7. 26	本市民の感染確認に際して本市の対応
R2. 8. 7	市内感染拡大に際して本市の対応

2 緊急本部会議

緊急に応急対策を講じる必要があるときには、対策本部会議に代えて緊急本部会議を開催した。緊急対策本部会議の構成員は、本部長、副本部長及び総合政策部長、総務部長、福祉部長、健康部長、教育部長及び副本部長が必要であると認める者である。

緊急対策本部会議は、市の方針を決定する前に行った。

第2項 新型コロナウイルス対策本部幹事会

新型コロナウイルス対策本部幹事会は、対策本部の事務を補助するために設置するものであり、本市では本部会議に先立ち、幹事会会議を行い、庁内の情報共有を図った。

当初は、農政課長、ふるさと産業推進局参事、都市計画課長、議会事務局次長、会計課副課長を除く委員で会議を行っていた。しかし、取組等の全庁的な共有を行うためには、各部の総括参事の参加が必要であるため、令和2年3月から次表の体制とした。

【幹事会組織】

幹事長	健康部長
副幹事長	健康課長・危機管理課長
委員	総合政策課長・秘書広報課長・財政課長・国際化推進室・総務課長・職員課長・コミュニティ文化課長・環境政策課長・福祉課長・こども課長・保育課長・介護保険課長・農政課長・畜産課長・ふるさと産業推進局参事・商工政策課長・都市計画課長・各総合支所地域振興課長及び市民生活課長・議会事務局次長・会計課副課長・上下水道局総務課長・教育総

	務課長・学校教育課長、消防局総務課長及び警防救急課長
--	----------------------------

なお、幹事会会議は、次表のとおり開催し、国内外の感染状況把握や本市対策の実施体制の確認を行った。

開催月	開催日
R2. 2	14日、19日、26日
R2. 3	4日、11日、18日、25日
R2. 4	1日、8日、15日

第3項 実務体制の確保

政府は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領を発出し、実施主体を市町村、接種費用の全額を国が負担する等の特例を設けた。

これを受け、新型コロナウイルス感染症対策を担う健康部健康課を中心に、ワクチン接種に係る組織体制を構築。国の方針やワクチン接種の状況等に応じて、組織体制の見直しを行ってきた。

1 令和3年1月19日

国が、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、過去に予防接種行政の経験を有する者や調達事務、広報業務の経験を持つ者等を中心に全庁的な執行体制の確保を要請していること等を踏まえ、ワクチン接種を迅速かつ適切に実施する体制として新型コロナウイルスワクチン接種班を設置した。

(1) 組織名称

新型コロナウイルスワクチン接種班

(2) 職員構成

業務を担当する職員は、総合政策部、総務部、健康部から選出し、健康課以外の課から選出された10名の職員に兼務辞令を発令した。

所属		人数（職位）	備考
総合政策部(4)	総合政策課(2)	副課長、副主幹	健康課兼務の辞令を発令
	財政課(1)	主査	
	秘書広報課(1)	副主幹	
総務部(4)	総務課(2)	主査、主事	
	職員課(1)	副主幹	
	契約課(1)	副主幹	
健康部(14)	健康課(12)	副課長、主幹3名、副主幹2名、主査2名、技師4名	健康課兼務の辞令を発令
	介護保険課(1)	主任主事	

	保険年金課(1)	副主幹	
合計 9 課 22 名			

2 令和3年4月1日

令和2年度に構築した「新型コロナウイルスワクチン接種班」を継続して設置し、人員体制は、令和2年度に従事した職員を基本に構成。業務内容の拡大と業務量の増加に合わせて兼務職員の増員を図った。

(1) 組織名称

新型コロナウイルスワクチン接種班

(2) 職員構成

業務を担当する職員は、総合政策部、総務部、市民生活部、福祉部、健康部から38人を選出し、健康課以外の課から選出された12人の職員に兼務辞令を発令した。

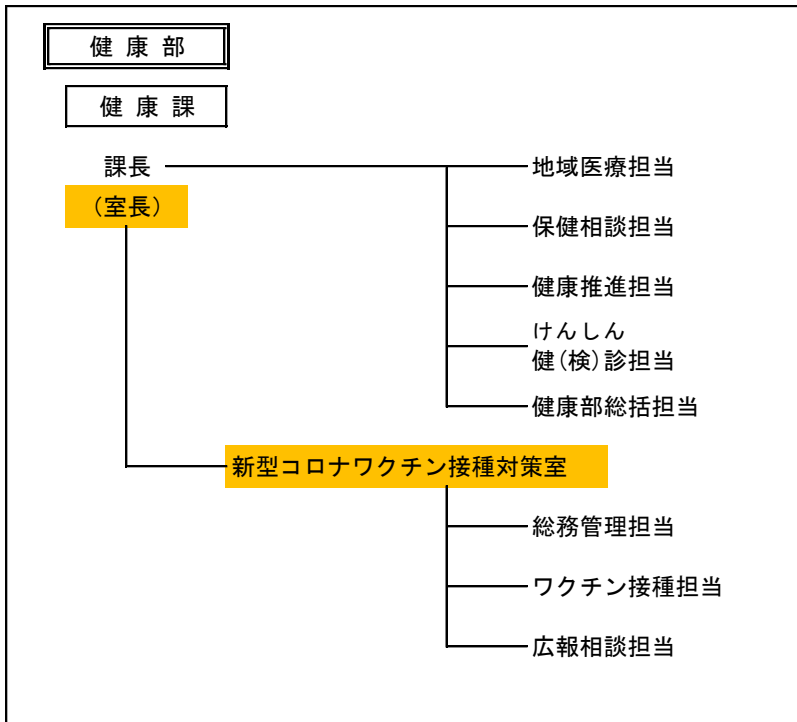
所属（職員数）		職位	備考	
総合政策部(4)	総合政策課(2)	副課長、主査	健康課兼務の辞令を発令	
	財政課(1)	主任主事		
	秘書広報課(1)	主幹		
総務部(4)	職員課(1)	副主幹		
	情報政策課(2)	主幹、副主幹		
	契約課(1)	副主幹		
市民生活部(1)	コミュニティ文化課(1)	副主幹		
福祉部(1)	福祉課(1)	副主幹		
健康部(18)	健康課(16)	課長、副課長、主幹 3名、副主幹6名、 技師5名		健康課兼務の辞令を発令
	介護保険課(1)	副主幹		
	保険年金課(1)	主事		
合計 11 課 38 人				

3 令和3年4月28日

65歳以上の接種予約に関する申込みや問い合わせが殺到し対応が混乱したことを受け、体制強化を図るため、健康部健康課に課内室として「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置した。

(1) 組織名称

【新型コロナワクチン接種対策室】



(2) 職員構成

健康課長が室長を兼務し、職員 19 人の専任体制とした。職員構成は、健康課から 6 人、新型コロナウイルスワクチン接種班に兼務辞令を発令している職員から 6 人、それ以外の 7 人を他の部署の職員とし、19 人全員に新型コロナワクチン接種対策室の兼務辞令を発令した。

【兼務職員の所属元】

所属（職員数）		職位
総合政策部(3)	総合政策課(2)	副課長、主査
	デジタル統括課(1)	副主幹
総務部(2)	職員課(1)	副主幹
	契約課(1)	副主幹
市民生活部(2)	コミュニティ文化課(1)	副主幹
	資産税課(1)	主査
福祉部(1)	こども課(1)	主任技師
健康部(8)	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹 3 名
	介護保険課(1)	主任技師
	保険年金課(1)	主任主事
農政部(1)	農政課(1)	主査
商工観光部(1)	みやこんじょ PR 課(1)	副主幹
土木部(1)	都市計画課(1)	主事

合計 13 課 19 人

【ワクチン接種対策室の事務分担】

担当名(職員数)	分担事務
室長(1)	・ワクチン接種全般に関すること
総務管理担当(3)	・医師会との折衝に関すること ・事務の総括に関すること ・事業の進捗管理に関すること ・予算、補助金及び負担金に関すること ・契約に関すること ・全庁の職員動員に関すること
ワクチン接種担当(10)	・V-SYS に関すること ・ワクチンの移送に関すること ・予約システムに関すること ・クーポン券発行、システム改修に関すること ・集団接種に関すること ・個別接種に関すること ・VRS 及び予防接種台帳に関すること ・会計年度任用職員の雇用に関すること
広報相談担当(5)	・広報に関すること ・コールセンターに関すること

4 令和3年5月14日

集団接種会場の運営や64歳以下の接種方法の企画立案等に係る業務量が増大したことから、新型コロナワクチン接種対策室を19人体制から34人体制に強化した。

(1) 職員構成

新たに15人に兼務辞令を発令。増員15名の内訳は、総合政策部1人、総務部1人、市民生活部1人、環境森林部1人、福祉部1人、健康部1人、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、上下水道局1人、教育委員会1人、総合支所4人。

【兼務職員の所属元】

所属(職員数)	職位
総合政策部(4)	総合政策課(2) 副課長、主査
	秘書広報課(1) 副主幹
	デジタル統括課(1) 副主幹
総務部(3)	総務課(1) 主査
	職員課(1) 副主幹
	契約課(1) 副主幹

市民生活部(3)	コミュニティ文化課(1)	副主幹
	市民課(1)	主事
	資産税課(1)	主査
環境森林部(1)	環境業務課(1)	副主幹
福祉部(2)	こども課(1)	主任技師
	保護課(1)	主幹
健康部(9)	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹 3名
	介護保険課(1)	主任技師
	保険年金課(2)	副主幹、主任主事
農政部(2)	農政課(1)	主査
	農村整備課(1)	副主幹
商工観光部(2)	商工政策課(1)	副主幹
	みやこんじょ PR 課(1)	副主幹
土木部(2)	都市計画課(1)	主事
	維持管理課(1)	副主幹
総合支所(4)	山之口総合支所地域振興課(1)	副主幹
	高城総合支所産業建設課(1)	主査
	山田総合支所市民生活課(1)	副主幹
	高崎総合支所地域振興課(1)	副主幹
上下水道局(1)	水道課(1)	副主幹
教育委員会(1)	生涯学習課(1)	副主幹
合計 27 課 34 人		

【ワクチン接種対策室の構成】

担当名	職員数	
室長	1 人	
総務管理担当	3 人	
ワクチン接種担当	本部	5 人
	個別接種 G	5 人
	64 歳以下接種企画 G	3 人
	接種会場 G 1 班	4 人
	接種会場 G 2 班	4 人
	接種会場 G 3 班	4 人
広報相談担当	5 人	

5 令和3年6月1日

集団接種会場の運営数及び接種人数の増加に伴い、接種会場グループの業務量増を受け、負担軽減を図るため、接種会場グループを3班体制から5班体制に見直し、新型コロナワクチン接種対策室を34人体制から44人体制に強化した。

(1) 職員構成

新たに10人に兼務辞令を発令。増員の内訳は、総務部1人、市民生活部1人、環境森林部1人、農政部1人、土木部1人、上下水道局1人、教育委員会2人、農業委員会事務局1人、消防局1人。

【兼務職員の所属元】

所属（職員数）		職位
総合政策部(4)	総合政策課(2)	副課長、主査
	秘書広報課(1)	副主幹
	デジタル統括課(1)	副主幹
総務部(4)	総務課(1)	主査
	職員課(1)	副主幹
	情報政策課(1)	副主幹
	契約課(1)	副主幹
市民生活部(4)	コミュニティ文化課(1)	副主幹
	市民課(1)	主事
	市民税課(1)	副主幹
	資産税課(1)	主査
環境森林部(2)	環境業務課(1)	副主幹
	環境施設課(1)	技師
福祉部(2)	こども課(1)	主任技師
	保護課(1)	主幹
健康部(9)	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹3名
	介護保険課(1)	主任技師
	保険年金課(2)	副主幹、主任主事
農政部(3)	農政課(1)	主査
	農産園芸課(1)	主事
	農村整備課(1)	副主幹
商工観光部(2)	商工政策課(1)	副主幹
	みやこんじょPR課(1)	副主幹
土木部(3)	都市計画課(1)	主事
	維持管理課(1)	副主幹
	建築対策課(1)	主査
総合支所(4)	山之口総合支所地域振興課(1)	副主幹

	高城総合支所産業建設課(1)	主査
	山田総合支所市民生活課(1)	副主幹
	高崎総合支所地域振興課(1)	副主幹
上下水道局(2)	総務課(1)	副主幹
	水道課(1)	副主幹
教育委員会(3)	教育総務課(1)	主査
	生涯学習課(1)	副主幹
	都城島津邸(1)	主任主事
農業委員会(1)	農業委員会事務局(1)	主任主事
消防局(1)	総務課(1)	副主幹
合計 37 課 44 人		

【ワクチン接種対策室の構成】

担当名		職員数
室長		1 人
総務管理担当		3 人
ワクチン接種担当	本部	11 人
	個別接種G	4 人
	接種会場本部	2 人
	接種会場G 1 班	4 人
	接種会場G 2 班	4 人
	接種会場G 3 班	4 人
	接種会場G 4 班	4 人
	接種会場G 5 班	4 人
	未接種対策	3 人

6 令和3年9月1日

ワクチン接種券の発送が、8月31日をもって完了することから、新型コロナワクチン接種対策室を44人体制から38人体制に縮小する。

総合政策部3人、総務部2人、市民生活部4人、環境森林部2人、福祉部1人、健康部9人(うち健康課6人)、農政部3人、商工観光部2人、土木部2人、上下水道局2人、教育委員会2人、総合支所4人、消防局1人、農業委員会事務局1人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン接種担当	本部	副課長	総合政策課
		副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		副主幹	みやこんじょPR課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
		主査	建築対策課
	個別接種G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	市民税課
		主任技師	こども課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	環境業務課
		技師	環境施設課
		副主幹	生涯学習課
		副主幹	山之口総合支所地域振興課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	消防局総務課
		副主幹	水道課
		副主幹	山田総合支所市民生活課
		主査	農政課
		主任主事	農業委員会事務局
		副主幹	農村整備課
	主査	高崎総合支所産業建設課	

担当名	職位	所属元
	主任技師	介護保険課
	主事	農産園芸課
	主任主事	都城島津邸

※広報相談担当で対応していた7階コールセンターは、新体制後は会計年度任用職員で対応

7 令和3年9月13日

集団接種予約の縮小傾向を受けて、9月13日以降の週当たりの会場運営回数を縮小することから、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を38人体制から29人体制に縮小する。

総合政策部2人、総務部2人、市民生活部2人、境森林部1人、福祉部1人、健康部9人(うち健康課6人)、農政部2人、商工観光部2人、土木部2人、上下水道局2人、教育委員会1人、総合支所3人

担当名	職位	所属元	
課長	課長	健康課	
総務管理担当	副課長	健康課	
	副主幹	コミュニティ文化課	
	副主幹	契約課	
	主査	健康課	
ワクチン接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		副主幹	みやこんじょPR課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局道総務課
		主査	建築対策課
	個別接種G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹(A班リーダー)	商工政策課
		主事	市民課
		主任技師	こども課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	環境業務課
		主査	高城総合支所産業建設課
		副主幹	保険年金課

担当名	職位	所属元
	副主幹（C班リーダー）	水道課
	副主幹	山田総合支所市民生活課
	主査	農政課
	副主幹（B班リーダー）	農村整備課
	主任技師	介護保険課

8 令和3年10月18日

集団接種の1回目接種が10月16日までに終了し、10月18日以降の週当たりの会場運営回数を縮小することから、新型コロナワクチン接種対策室を29人体制から21人体制に縮小する。

総合政策部2人、総務部2人、市民生活部2人、健康部9人（うち健康課6人）、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、上下水道局2人、教育委員会1人

担当名	職位	所属元	
課長	課長	健康課	
総務管理担当	副課長	健康課	
	副主幹	コミュニティ文化課	
	副主幹	契約課	
	主査	健康課	
ワクチン接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
	個別接種G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課

9 令和3年11月1日

新型コロナワクチン接種対策室ワクチン接種担当本部業務の一部を、会計年度任用職員が行うことから、21名体制から18名体制に縮小する。

総合政策部2人、総務部2人、市民生活部1人、健康部8人(うち健康課6人)、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、上下水道局1人、教育委員会1人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン 接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		主事	都市計画課
	個別接種G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課

10 令和4年1月4日

新型コロナウイルスワクチン3回目接種における集団接種会場の運営が始まることから、新型コロナワクチン接種対策室を18名体制から29名体制に強化する。

総合政策部2人、総務部2人、市民生活部2人、環境森林部1人、健康部9人(うち健康課6人)、農政部2人、商工観光部1人、土木部1人、総合支所4人、上下水道局2人、教育委員会1人、消防局1人、農業委員会1人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン 接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課
		副主幹	農村整備課
		副主幹	山之口総合支所地域振興課
		主査	高城総合支所産業建設課
		副主幹	山田総合支所市民生活課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	消防局総務課
		主任主事	農業委員会事務局

11 令和4年4月1日

集団接種会場運営の規模縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を29名体制から26名体制に変更する。

総務部2人、地域振興部6人、環境森林部1人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、教育委員会1人、上下水道局2人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	地域振興課
		副主幹	上下水道局総務課
ワクチン接種担当	本部	副主幹	健康課
		副主幹	職員課
		副主幹	資産税課
		主事	保険年金課
		副主幹	高崎総合支所地域生活課
		主査	商工政策課
		主任主事	文化財課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		主事	健康課
		副主幹	保険年金課
		主任主事	保険年金課
		主査	高崎総合支所産業建設課
	接種会場本部	主幹	健康課
		主査	健康課
	接種会場	副主幹	水道課
		技師	健康課
		主査	農政課
		副主幹	山之口総合支所地域生活課
		副主幹	環境業務課
		主事	市民課
		主任技師	介護保険課
		副主幹	山田総合支所地域生活課

12 令和4年4月18日

集団接種会場運営の規模縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を26名体制から23名体制に変更する。

総務部2人、地域振興部4人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、教育委員会1人、上下水道局2人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課

	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課
	副主幹	職員課
	副主幹	資産税課
個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
	主査	高城総合支所産業建設課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	副主幹	高崎総合支所地域生活課
	主査	商工政策課
	主任主事	文化財課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

13 令和4年5月16日

ワクチン接種担当本部業務の縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を23名体制から21名体制に変更する。

地域振興部4人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、教育委員会1人、上下水道局2人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課
	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課

個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
	主査	高城総合支所産業建設課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	副主幹	高崎総合支所地域生活課
	主査	商工政策課
	主任主事	文化財課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

1.4 令和4年6月1日

受付・相談業務の縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を21名体制から18名体制に変更する。

地域振興部2人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、上下水道局2人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課
	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課
個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	主査	商工政策課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

15 令和4年10月3日

10月から接種が開始されるオミクロン株対応ワクチン接種に対応するため、新型コロナワクチン接種対策室を18名体制から25名体制に変更する。

総合政策部1人、総務部2人、地域振興部3人、環境森林部1人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、教育委員会1人、上下水道局2人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課
	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課
	副主幹	職員課
	副主幹	資産税課
個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	副主幹	高崎総合支所地域生活課
	主査	商工政策課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	森林保全課
	副主幹	技術検査室
	副主幹	学校給食課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	総合政策課
	主事	市民課

16 令和5年3月31日

令和5年度のワクチン接種は、年2回(春夏接種、秋冬接種)となり、個別接種のみで対応することとなった。事務の執行は、健康課内で対応し、接種券発送等事務が重なる時期のみ健康部内で対応。

令和5年度は、一時的に健康部内の協力体制も想定されるが、基本的に年間を通して健康課内で完結

するため、兼務辞令の発令を必要としない事務として、兼務辞令は令和5年3月31日をもって解除された。

第4章 感染防止措置

第1節 手指消毒・飛沫防止

第1項 感染症予防物品の配布

国内及び県内での感染者発生によりマスクや手指用消毒液の国内需要が急激に高まったため、令和2年2月以降、品薄や価格の高騰といった入手困難な状態が続いた。

1 使い捨てマスクの配布

本市では、使い捨てマスクについて、新燃岳噴火の際に寄附を受けたマスク（保管マスク）を活用することとし、医療機関や介護施設、小・中学校等へマスク配布を行った。加えて、医療機関には、新型コロナウイルス感染症対策用として新たに寄附のあったマスクやフェイスシールドの配布を行った。

【市の感染予防物品配布内訳】

区分	主な配布先	配布数（枚）		配布月
		マスク	フェイスシールド	
保管マスク	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師会、都城市北諸県郡薬剤師会	110,000		令和2年3月
	介護施設（デイサービス、グループホーム、ショートステイ等）	70,000		令和2年3月及び4月
	養護老人ホーム、障がい者入所施設、自立支援給付事業所等	10,600		令和2年3月
	小・中学校	21,000		令和2年3月及び5月
	子育て支援センター、保育所、認定子ども園・放課後児童クラブ等	30,000		令和2年3月
	都城医療センター	10,000		令和2年4月
	妊婦（母子手帳交付時）	78,000		令和2年4月～随時
	民生委員・児童委員	16,000		令和2年4月
	公の施設、市各窓口等従事者	72,000		令和2年4月～6月
新型コロナ寄付	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師会、都城市北諸県郡薬剤師会	26,500	350	令和2年4月～6月
	合計	444,100	350	

2 国からの感染予防物品の配布

介護施設などの社会福祉施設等に対し、厚生労働省から使い捨てマスク及び使い捨て手袋の配布が行われた。使い捨てマスクは令和2年8月以降毎月、使い捨て手袋は令和2年10月以降毎月、市に配布があり、介護保険課、福祉課、保育課、こども課の担当課が各施設に配布を行った。

【国の社会福祉施設への感染予防物品配布内訳(令和2年8月～令和3年3月)】

施設区分	マスク		使い捨て手袋	
	施設累計 (箇所)	数 量 (枚)	施設累 計 (箇 所)	数量(枚)
高齢者向け施設(介護施設・養護老人ホーム)	859	143,600	291	348,800
児童向け施設(保育所、認定子ども園等)	467	64,400	181	131,000
障害児者向け施設(障がい者入所施設等)	198	50,000	87	102,000
合計	1,524	258,000	559	581,800

3 手指消毒液の配布

手指消毒液について、総務部危機管理課が保管していた新燃岳噴火の際に寄附を受けた手指消毒液(令和3年3月9日時点：400m^l 2,260本)を活用し、来庁者用、来場者用として各課窓口及び施設所管課(指定管理施設は除く。)に配布を開始した。

また、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症対策用として寄附のあった手指用消毒液(500m^l 40本、550m^l 150本)も同様に活用を行った。

第2項 飛沫防止用仕切り製作

新型コロナ感染防止のために、ビニールカーテンの製作を委託し、本庁舎及び南別館の窓口カウンターと応接机に設置した。

1 委託の内容

委託名：窓口コロナ対策仕切り製作委託業務

委託期間：令和2年4月17日から令和2年4月27日まで

委託金額：316,690円

受注者：つやげん九州株式会社

2 設置箇所数

天井吊り下げ型 21か所、カウンター上置型 67か所の計 88か所

第3項 奉仕による抗菌材コーティング作業

ヤマモトホールディングス株式会社様が抗菌材を開発し、取扱店である株式会社富田美装様が、無償で、市民が行き来する本庁舎1階へのコーティング作業を行っていただいた。

1 抗菌材等

抗菌材：抗菌効果のある塗布材「Dr.ハドラス」

作業日時:令和2年6月13日(土) 8時から14時まで

奉仕者:株式会社富田美装(代表者を含め3名)

2 抗菌場所及び作業前後の菌数

抗菌場所	作業前菌数	作業後菌数
相談コーナー引き手	652	34
キッズコーナー	6,967	489
エレベーター押しボタン	2,060	116
福祉課カウンター	69,551	176

第4項 足踏み式消毒スタンド寄贈

都城地区清掃業協会様から「足踏み式消毒スタンド」の寄付の申し出があり、令和2年9月18日、市長室において贈呈式が開催され、寄贈のあった5台を本庁舎の出入口に設置した。

【都城地区清掃業協会】

	会社名	代表者氏名
1	株式会社栄美社	椎屋 昌俊
2	つやげん九州株式会社	小田 浩司
3	童夢企画	太田 一久
4	誠商事	片平 誠
5	有限会社都城アート美装	大田 陽三
6	都城ビルサービス株式会社	松山 浩一郎
7	株式会社MORIMO	森茂 洋司
8	日本スリーアイ株式会社	松田 達典
9	株式会社Win企画	水谷 慎一郎

第2節 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公の施設の利用及びイベント等の実施による感染拡大の防止と施設利用者等の感染リスクを低減する対応が必要となったことから、市として統一的な対応を図るため、市の対応方針を策定することとなった。

対応方針については、国・県の対応や市内の感染状況等に応じて、随時、見直しを行った。

第1項 令和元年度

1 令和2年3月9日付け方針

(1) 経緯

令和2年3月4日、宮崎県内における新型コロナウイルス感染症の感染1例目が宮崎市で確認されたことを受け、宮崎市からの利用者が6割を占める青井岳荘(温泉施設のみ)を、令和2年3月7日(土)から臨時休館とした。

また、本市で発生した場合を想定し、公の施設等の利用方針を定めることとした。

(2) 公の施設等の利用方針

- 公の施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設については、原則、臨時休館とする。
- ただし、各種福祉サービス等を受けなければ自宅で過ごすことができない利用者を対象とする福祉や子育て関連施設は、通常どおり運営する。
- なお、庁舎等における窓口業務等については、市民サービス維持の視点に立ち、通常どおり運営する。
- 通常どおり運営する施設については、運営に当たり、下記の留意事項を厳守するものとする。
- ・施設で入り口にアルコール消毒薬を設置すること。
 - ・発熱等の風邪症状のある方の窓口利用を控えていただくよう要請すること。
 - ・施設内の換気等をこまめに行うこと。
 - ・施設職員の健康管理に十分留意すること。

※屋内施設については、感染リスクが低いため、通常どおり運営するものとした。

(3) 本市発生の翌日から休館する施設

施設名	施設名
総合福祉会館	高城地区公民館
山之口勤労福祉センター	高城地区公民館石山分館
高城老人福祉館	高城地区公民館有水分館
高崎老人福祉館	高城地区公民館四家分館
都城市高崎福祉保健センター(ホール等の貸館業務)	山之口地区公民館
老人いこいの家	高城横原地区コミュニティセンター
山田元気な高齢者健康増進センター	高崎地区公民館
子育て世代活動支援センター	前田多目的集会所
都城山田地域子育て支援センター	縄瀬多目的集会所
鷹尾児童館	高城農村婦人の家
梅北児童館	農業伝承の家
太郎坊児童館	山田農村婦人の家
高木児童館	高崎大牟田農産加工センター
下水流児童館	高崎江平農産加工調理センター
安久児童館(児童クラブのみ開設)	山田パークゴルフ場
高城児童館(児童クラブのみ開設)	高崎総合公園(パークゴルフ場)
石山児童館(児童クラブのみ開設)	山之口屋内ゲートボール場
山田谷頭児童館(児童クラブのみ開設)	勤労身体障害者教養文化体育施設
神柱児童センター	林業総合センター
都原児童センター(児童クラブのみ開設)	早水公園体育文化センター(アリーナ・文化施設)
桜木児童館	早水公園体育文化センター(サブアリーナ・武道場)

山田中央児童館	早水公園体育文化センター（近的弓道場・遠的弓道場）
高城健康増進センター	早水公園体育文化センター（多目的室・トレーニング室）
山田総合交流ターミナル複合施設	都城運動公園体育施設（洋弓場）
山田温泉交流センター	都城運動公園体育施設（弓道場）
高崎総合公園（温泉交流センター）	都城運動公園体育施設（体育館）
高崎総合公園（温水プール）	山之口運動公園（山之口体育館）
観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	山之口運動公園（山之口武道館）
高崎総合公園（RVパーク高崎）	山之口運動公園（山之口相撲場）
高崎総合公園（たちばな天文台）	高城運動公園（総合体育館）
図書館	高城運動公園（弓道場）
高城図書館	高城運動公園（屋内競技場）
美術館	高城運動公園（クラブハウス）
都城島津邸	山田体育館
都城歴史資料館	山田運動公園（柔剣道場）
高城郷土資料館	山田運動公園（弓道場）
山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）
高崎たちばな学び館	庄内地区体育館
高城地域交流センター	中郷地区体育館
中央バス待合所	志和池地区体育館
ふるさとセンター	沖水地区体育館
長寿館	小松原地区体育館
山之口ふれあいの館	五十市地区体育館
高崎介護予防ふれあい交流センター	祝吉地区体育館
山田食文化伝統伝承館	上長飯一万城地区体育館
山田工芸伝統伝承館	横市地区体育館
山田活性化センター	西岳地区体育館
高崎縄瀬地区活性化センター	今町地区多目的研修集会施設
高崎後平総合地域施設	武道館
高崎農村活性化支援センター	勤労青少年体育センター
江平農村環境改善センター	高崎大牟田地区体育館
弥五郎どん交流活性化センター	山之口健康増進センター
高城生涯学習センター	山之口上富吉地区体育館
高城ふれあいセンター	山之口花木地区体育館
高城竹楽のおサト	山之口弓道・四半の場

高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	高城多目的研修集会施設
山之口多目的研修センター	高城農村環境改善センター
西岳地区農業総合センター	高城勤労青少年ホーム
山之口畜産総合センター	石山体育センター
山之口木材加工センター	高城原ふれあいスポーツ館
山田総合センター	ふれあい武道館
山之口飛松地区集会場	山田木之川内体育センター
東霧島多目的集会所	山田農業者トレーニングセンター
大牟田多目的集会所	リサイクルプラザ（さいせい館）
笛水多目的集会所	川の駅公園
菖蒲原集会所	緑の相談所
広原教育集会所	関之尾緑の村（ケビン・バンガロー）
梅北教育集会所	金御岳公園（サシバの館）
コミュニティセンター	山之口ふるさと産品販売所
中央公民館	山之口農林水産物直売・食材供給施設
小松原地区公民館	山之口農林水産物処理加工施設
妻ヶ丘地区公民館	チャレンジショップ
五十市地区公民館	職業訓練センター
横市地区公民館	カンガエールプラザ
祝吉地区公民館	未来創造ステーション
沖水地区公民館	まちなか広場
志和池地区公民館	まちなか交流センター
庄内地区公民館	ウェルネス交流プラザ
西岳地区公民館	総合文化ホール
中郷地区公民館	

2 令和2年3月26日付け方針

(1) 経緯

令和2年3月19日政府の専門家会議の提言を踏まえ、3月23日、県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針が国に準じ改訂されたことを受け、市主催のイベント等の開催基準を、県の方針を踏まえて改正した。

(2) 都城市主催のイベント等・公の施設の対応基準

1 基本的な考え方

原則として、3月19日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び3月23日付け県の対応方針を踏まえる。

2 開催の必要性の判断

主催者判断

3 リスク判断の基準

(1) フェーズごとに取扱いを決める市内イベント等・公の施設

フェーズ※1	一例	取扱い	
(A) 感染状況が確認されていない	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	感染対策に配慮の上、実施又は通常開館等を行う	
(B) 感染状況が終息に向かい始めている・一定程度に収まっている	感染者が発生した場合又は感染者が一定数に収まっている	感染が発生した場合、原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を行う	本市における市中感染は否定的（帰国者等）で、かつ濃厚接触者も限定的と判明した段階で、感染対策を徹底の上、実施又は開館等を行う 本市で発生した患者の感染経路が追えない又は濃厚接触者が追えない場合は、原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を継続する※2
(A) 感染状況が確認されていない	クラスターを含め新たな感染者の発生が想定される	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を行う※2	

※1 フェーズは県公表のものとする。

※2 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に対応する。

(2) 市内の全域で、原則、制限等するイベント等

①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの

②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発生が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策を徹底する。

(4) 市民や関係団体等に対して、一律の要請は行わないが、市の方針を踏まえた対応を要請する。

(5) 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等の休業（休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む）を要請する。

第2項 令和2年度

1 令和2年4月17日付け方針

(1) 経緯

令和2年4月16日、全国での緊急事態宣言の発令を受け、本市における利用制限を設ける公の施設の基準を見直し、公の施設を休館とした。

(2) 休館する施設

人の移動・接触を押さえるとする緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、既に決定している本市の感染者1例目の発生時に休館する施設（屋内施設）に加え、利用許可申請が必要な屋外施設を休館する施設に加える。

- ・運動公園施設（陸上競技場、野球場、ソフト球場、テニスコート、パークゴルフ場、多目的広場、芝生広場）
 - ・市民広場
 - ・ふれあい広場（パークゴルフ場、多目的広場）
- ※ただし、利用許可申請の必要のない公園部分は制限しない。

(3) 休館期間

令和2年4月22日(水)から緊急事態宣言終了日の令和2年5月6日(水)まで

2 令和2年4月27日付け方針

(1) 経緯

令和2年4月17日、国の緊急事態宣言を受け休館とした公の施設については、緊急事態宣言の延長等の国の判断が5月5日となることから、周知期間の短いことによる施設予約者への影響を考慮し、休館期間を延長することとした。

(2) 休館期間の延長期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月10日(日)まで

3 令和2年5月5日付け方針

(1) 経緯

令和2年5月10日まで休館している施設のその後の対応として、5月11日から開館することを決定した。ただし、宿泊施設（キャンプ場を含む）は5月末まで休館することとし、5月14日の国の専門家意見を踏まえて、必要に応じて見直すこととした。

(2) 休館を継続する宿泊施設（キャンプ場を含む）

担当課	施設名	備考
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	温泉・売店・レストラン
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設	は運営
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	

	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	都城市高城ふれあいセンター	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	都城市関之尾緑の村 (ケビン・バンガロー)	
山田産業建設課	都城市山田活性化センター	会議室は利用可能

(3) 休館を継続する施設の休館の延長期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月31日(日)まで

4 令和2年5月15日付け方針

(1) 経緯

令和2年5月31日まで休館している宿泊施設等(キャンプ場を含む)について、6月1日から開館することとし、6月1日以降の利用予約の受付を5月15日から再開することとした。また、これまで市外住民の利用自粛をお願いしていたが、5月15日から5月末までの間は、国の緊急事態宣言の解除の趣旨を踏まえて、県外住民の利用自粛に変更した。

5 令和2年7月26日付け方針

(1) 経緯

令和2年7月26日、本市1例目の感染が確認されたことを受け、公の施設を休館とする市の対応方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設
・屋内施設(学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。)は、原則として、当分の間休館する。
2 イベント等
・市及び指定管理者主催のイベント等は、原則として、当分の間実施しない。
・市が支援する各種団体等が主催するイベント等は、当分の間自粛するようお願いする。

(3) 休館期間

令和2年7月27日(月)から当分の間

※今後、国県の動向や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、改めて判断する。

(4) 休館する施設

① 令和2年7月27日から休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	都城市総合文化ホール	
環境政策課	都城市ふるさとセンター	
森林保全課	都城市林業総合センター	
環境施設課	都城市リサイクルプラザ(さいせい館)	
福祉課	都城市総合福祉会館	ファミリーサポートセンター

		の一時預かりのみ開設
	都城市老人いこいの家	
	都城市長寿館	
	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	都城市鷹尾児童館	
	都城市梅北児童館	
	都城市太郎坊児童館	
	都城市高木児童館	
	都城市下水流児童館	
	都城市安久児童館	児童クラブのみ開設
	都城市高城児童館	
	都城市石山児童館	
	都城市山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	都城市桜木児童館	
	都城市山田中央児童館	
保育課	都城市子育て世代活動支援センター・ふれ びか	一時預かりのみ開設
	都城市山田地域子育て支援センター	
	都城市山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	都城市農業伝承の家	
商工政策課	都城市チャレンジショップ	
	都城市ウェルネス交流プラザ	
	都城市未来創造ステーション	
	都城市まちなか広場	
	都城市まちなか交流センター	
	都城市中央バス待合所	
	都城市カンガエールプラザ	
道路公園課	都城市川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等（総合支所管内 の施設を含む）	
山之口地域振興課	都城市山之口勤労福祉センター	
	都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	都城市弥五郎どん交流活性化センター	

	都城市山之口多目的研修センター	
	都城市山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	都城市山之口健康増進センター	
	都城市山之口上富吉地区体育館	
	都城市山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	都城市山之口ふれあいの館	
	都城市山之口屋内ゲートボール場	
	都城市山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	都城市山之口畜産総合センター（研修検診施設）	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市山之口木材加工センター	
高城地域振興課	都城市高城郷土資料館	
	都城市高城生涯学習センター	
	都城市高城多目的研修集会施設	
	都城市高城農村環境改善センター	
	都城市高城勤労青少年ホーム	
	都城市石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	都城市高城老人福祉館	
高城産業建設課	都城市高城地域交流センター	
	都城市高城横原地区コミュニティセンター	
	都城市高城農村婦人の家	
	都城市高城原ふれあいスポーツ館	
	都城市ふれあい武道館	
山田地域振興課	都城市山田総合センター	
	都城市山田木之川内体育センター	
	都城市山田農業者トレーニングセンター	
山田市民生活課	都城市山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	
山田産業建設課	都城市山田食文化伝統伝承館	
	都城市山田工芸伝統伝承館	

	都城市山田活性化センター	
	都城市山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	都城市高崎たちばな学び館	
	都城市江平農村環境改善センター	
	都城市東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
高崎市民生活課	都城市高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	
高崎産業建設課	都城市高崎縄瀬地区活性化センター	
	都城市高崎後平総合地域施設	
	都城市高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市高崎大牟田農産加工センター	
	都城市高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	都城市高城運動公園	
	都城市山田体育館	
	都城市山田運動公園	
	高崎総合公園	
	都城市庄内地区体育館	
	都城市中郷地区体育館	
	都城市志和池地区体育館	
	都城市沖水地区体育館	
	都城市小松原地区体育館	
	都城市五十市地区体育館	
	都城市祝吉地区体育館	
	都城市上長飯一万城地区体育館	
	都城市横市地区体育館	
都城市西岳地区体育館		

	都城市今町地区多目的研修集会施設	
	都城市武道館	
	都城市姫城地区体育館	
	都城市高崎大牟田地区体育館	
生涯学習課	都城市立図書館	
	都城市立高城図書館	
	都城市広原教育集会所	
	都城市梅北教育集会所	
	都城市コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
中郷地区公民館		
文化財課	都城歴史資料館	月曜日は通常休館
美術館	都城市立美術館	
島津邸	都城島津邸	

② 令和2年7月28日から休館する施設

担当課	施設名	備考
商工政策課	都城市職業訓練センター	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	滝水亭	
	都城市高城健康増進センター	
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設	
	都城市山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	改修のため休館中
	高崎総合公園（温水プール）	故障のため休館中
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ	

	場)	
	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	高崎総合公園 (たちばな天文台)	
	都城市高城ふれあいセンター	
	都城市高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	都城市関之尾緑の村 (ケビン・バンガロー、 自然環境活用センター)	
	金御岳公園 (サシバの館)	
山之口産業建設課	道の駅山之口	

6 令和2年7月27日付け方針

(1) 経緯

令和2年7月26日に確認された本市1例目の感染者本人の行動履歴が限定的であり、公共施設の利用がなかったことと、濃厚接触者1名のPCR検査結果が陰性であったことを受け、本市内での感染拡大の恐れはないと判断し、公の施設及びイベント等に関する市の対応方針を見直した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

- ・現在、臨時休館している施設は、原則として7月28日(火)から通常どおり開館する。

2 市及び指定管理者が主催するイベント

- ・県内及び近隣市町村の感染状況等を踏まえた上で、個別に開催を判断する。

なお、中止するイベントについては、ホームページで公表する。

3 市が支援する各種団体等が主催するイベント

- ・開催の可否は、主催者判断とする。

なお、開催する場合は、感染防止対策の徹底をお願いする。

7 令和2年8月7日付け方針

(1) 経緯

市内の感染状況を踏まえ、公の施設及びイベント等に関する市の対応方針を見直した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

- ・屋内施設(学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。)は、準備が整った施設から、順次休館の手続きに入り、令和2年8月19日(水)まで休館する。

- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とする。

2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等は、8月末まで実施しない。

・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請する。
この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

(3) 休館期間

令和2年8月7日(金)から令和2年8月19日(水)

※休館準備等の必要に応じて、8月7日以降に順次休館することとした。

(4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	都城市総合文化ホール	
環境政策課	都城市ふるさとセンター	
森林保全課	都城市林業総合センター	
環境施設課	都城市リサイクルプラザ(さいせい館)	
福祉課	都城市総合福祉会館	ファミリーサポートセンターの一時預かりのみ開設
	都城市老人いこいの家	
	都城市長寿館	
	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	都城市鷹尾児童館	
	都城市梅北児童館	
	都城市太郎坊児童館	
	都城市高木児童館	
	都城市下水流児童館	
	都城市安久児童館	児童クラブのみ開設
	都城市高城児童館	
	都城市石山児童館	
	都城市山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	都城市桜木児童館	
都城市山田中央児童館		
保育課	都城市子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	都城市山田地域子育て支援センター	
	都城市山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	都城市農業伝承の家	
商工政策課	都城市チャレンジショップ	

	都城市ウェルネス交流プラザ	
	都城市未来創造ステーション	
	都城市まちなか広場	
	都城市まちなか交流センター	
	都城市中央バス待合所	
	都城市カンガエールプラザ	
	都城市職業訓練センター	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	※宿泊は既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	青井岳キャンプ場	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	青井岳会館	
	滝水亭	
	都城市高城健康増進センター	
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	都城市高城ふれあいセンター	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	都城市高城竹楽のおサト	
	都城市山田温泉交流センター	
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	高崎総合公園（温泉交流センター）	改修のため休館中
	高崎総合公園（温水プール）	故障のため休館中
	高崎総合公園（たちばな天文台）	
	高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	高崎総合公園（RVパーク高崎）	
	都城市関之尾緑の村（ケビン・バンガロー、自然環境活用センター）	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	金御岳公園（サンバの館）	
道路公園課	都城市川の駅公園	
	緑の相談所	

住宅施設課	市営住宅における集会所等	総合支所管内の施設を含む
山之口地域振興課	都城市山之口勤労福祉センター	
	都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	都城市弥五郎どん交流活性化センター	
	都城市山之口多目的研修センター	
	都城市山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	都城市山之口健康増進センター	
	都城市山之口上富吉地区体育館	
	都城市山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	都城市山之口ふれあいの館	
	都城市山之口屋内ゲートボール場	
	都城市山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	都城市山之口畜産総合センター (研修検診施設)	屋外の係留審査施設は通常ど おり使用可能
	都城市山之口木材加工センター	
	道の駅山之口	
高城地域振興課	都城市高城郷土資料館	
	都城市高城生涯学習センター	
	都城市高城多目的研修集会施設	
	都城市高城農村環境改善センター	
	都城市高城勤労青少年ホーム	
	都城市石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
高城地区公民館四家分館		
高城市民生活課	都城市高城老人福祉館	
高城産業建設課	都城市高城地域交流センター	
	都城市高城横原地区コミュニティセンタ ー	
	都城市高城農村婦人の家	
	都城市高城原ふれあいスポーツ館	
	都城市ふれあい武道館	
山田地域振興課	都城市山田総合センター	
	都城市山田木之川内体育センター	

	都城市山田農業者トレーニングセンター	
山田市民生活課	都城市山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	
山田産業建設課	都城市山田食文化伝統伝承館	
	都城市山田工芸伝統伝承館	
	都城市山田活性化センター	
	都城市山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	都城市高崎たちばな学び館	
	都城市江平農村環境改善センター	
	都城市東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設	
高崎市民生活課	都城市高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	
高崎産業建設課	都城市高崎縄瀬地区活性化センター	
	都城市高崎後平総合地域施設	
	都城市高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市高崎大牟田農産加工センター	
	都城市高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	都城市高城運動公園（総合体育館）	
	都城市高城運動公園（弓道場）	
	都城市高城運動公園（屋内競技場）	
	都城市高城運動公園（クラブハウス）	

	都城市山田体育館	
	都城市山田運動公園（柔剣道場）	
	都城市山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	都城市庄内地区体育館	
	都城市中郷地区体育館	
	都城市志和池地区体育館	
	都城市沖水地区体育館	
	都城市小松原地区体育館	
	都城市五十市地区体育館	
	都城市祝吉地区体育館	
	都城市上長飯一万城地区体育館	
	都城市横市地区体育館	
	都城市西岳地区体育館	
	都城市今町地区多目的研修集会施設	
	都城市武道館	
	都城市姫城地区体育館	
	都城市高崎大牟田地区体育館	
生涯学習課	都城市立図書館	
	都城市立高城図書館	
	都城市広原教育集会所	
	都城市梅北教育集会所	
	都城市コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	月曜日は通常休館
美術館	都城市立美術館	

8 令和2年8月18日付け方針

(1) 経緯

令和2年8月18日、県の「感染拡大緊急警報」が8月末まで継続されたことを受け、休館期間を延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

- ・屋内施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、令和2年8月31日(月)まで休館します。
- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とします。

2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
 - ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
 - ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
- なお、9月以降に予定しているものは、個別に判断します。
- ・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請します。

この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

(3) 休館期間の延長期間

令和2年8月20日(木)から令和2年8月31日(月)まで

9 令和2年8月31日付け方針

(1) 経緯

令和2年9月1日から県の「感染拡大緊急警報」が解除されること及び市内の感染者の確認が減少してきていることから、休館施設を令和2年9月1日から順次開館することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

- ・屋内施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、各関係団体等が作成している業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染防止対策（以下、「感染防止対策という。」）を講じた上で、令和2年9月1日から順次開館します。
 - ・感染防止対策が講じられており、感染拡大の恐れがないと認められる利用に限り、許可します。
 - ・施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、消毒のため、原則3日間休館します。
- なお、感染拡大防止対策を徹底して、感染拡大の恐れがないと判断した段階で開館します。
- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とします。

2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染防

止対策を徹底します。

- ・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請します。

この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

10 令和2年1月6日付け方針

(1) 経緯

令和3年1月5日、県は県内での新型コロナウイルス感染が拡大していることから、県内全域を対象に「感染拡大緊急警報」を発出。本市を含む都城北諸県圏域について、「爆発的な感染拡大」段階にあり、これまでにない最大限の対策が必要であると判断し、令和3年1月9日から1月22日まで、本圏域を県独自の新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域（赤）」に指定すると発表した。

これを受け、本市では、令和3年1月6日、公の施設を休館とする方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設
 公の施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、感染急増圏域の指定が解除されるまでの間は、原則として、休館する。
 なお、休館する屋外施設においては、個人が健康維持のために散歩等で利用することを妨げるものではない。

2 イベント等
 感染急増圏域の指定が解除されるまでの間は、原則として、中止又は延期する。

(3) 休館期間

令和3年1月7日(木)から感染急増圏域の指定が解除されるまで

※休館準備等の必要に応じて、1月7日以降に順次休館することとした。

(4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	総合文化ホール	
環境政策課	ふるさとセンター	
森林保全課	林業総合センター	
環境施設課	リサイクルプラザ（さいせい館）	
	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
福祉課	総合福祉会館	
	老人いこいの家	
	点字図書館	
	長寿館	
	勤労身体障害者教養文化体育施設	

こども課	鷹尾児童館	
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	児童クラブのみ開設
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	桜木児童館	
	山田中央児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	農業伝承の家	
商工政策課	チャレンジショップ	
	職業訓練センター	
	カンガエールプラザ	
	未来創造ステーション	
	まちなか広場	
	まちなか交流センター	
	ウェルネス交流プラザ	
	中央バス待合所	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	青井岳自然公園	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	
	観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	
	高崎総合公園（RVパーク高崎）	

	高崎総合公園（たちばな天文台）	
	高城ふれあいセンター	
	高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	
	観音池公園（バンガロー・キャンプ場以外）	有料施設
	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	
	山田かかしの里市民広場	
	関之尾緑の村	
	母智丘関之尾公園	
	北前公園	
	金御岳公園	サシバの館含む
	サシバ広場	
道路公園課	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等	総合支所管内の施設を含む
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	弥五郎どん交流活性化センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口ふれあいの館	
	山之口屋内ゲートボール場	
	山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	道の駅山之口	
	山之口畜産総合センター（研修検診施設）	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	山之口木材加工センター	
高城地域振興課	高城郷土資料館	
	高城生涯学習センター	
	高城多目的研修集会施設	

	高城農村環境改善センター	
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	高城老人福祉館	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
	高城農村婦人の家	
	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田総合センター	
	山田木之川内体育センター	
	山田農業者トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
	山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
山田産業建設課	山田食文化伝統伝承館	
	山田工芸伝統伝承館	
	山田活性化センター	
	山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	高崎たちばな学び館	
	江平農村環境改善センター	
	東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	

高崎市民生活課	高崎老人福祉館	
	高崎介護予防ふれあい交流センター	
	高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
高崎産業建設課	高崎縄瀬地区活性化センター	
	高崎後平総合地域施設	
	高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター（アリーナ・文化施設）	
	早水公園体育文化センター（サブアリーナ・武道場）	
	早水公園体育文化センター（近的弓道場・遠的弓道場）	
	早水公園体育文化センター（多目的室・トレーニング室）	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	既予約者のみで、やむを得ない場合に限る
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
五十市地区体育館		
祝吉地区体育館		

	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	武道館	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	既予約者のみで、やむを得ない場合に限る
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	
生涯学習課	図書館	
	高城図書館	
	広原教育集会所	
	梅北教育集会所	

	コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	
美術館	美術館	
島津邸	都城島津邸	

1.1 令和3年1月20日付け方針

(1) 経緯

令和3年1月7日、県は、県全体で爆発的に感染拡大していることを受け、県独自の「緊急事態宣言」を発令。更に、同1月20日、県内の感染者数の高止まりの状況を踏まえ、県独自の「緊急事態宣言」の継続を決定。県内すべての圏域で「感染急増圏域（赤）」が継続されたため、公の施設の休館期限を「県独自の緊急事態宣言の継続期間を踏まえて判断する」とした。

(2) 休館期間

令和3年1月7日(木)から感染急増圏域の指定が解除されるまで

※県の緊急事態宣言の継続期間を踏まえ、2月7日を目途に感染状況を見極めながら判断

1.2 令和3年2月5日付け方針

(1) 経緯

令和3年2月5日、県は、県独自の緊急事態宣言により、県内の感染状況が国指標のステージ2にまで落ち着いてきたとし、警報レベルを「レベル4（緊急事態宣言）」から「レベル3（感染拡大緊急警報）」に移行し、感染区分を「感染急増圏域（赤）」から「感染警戒区域（オレンジ）」に変更した。

これを受け、市は、休館している公の施設を2月8日から順次開館することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、感染防止対策を徹底した上で、令和3年2月8日から順次開館する。

ただし、依然として、県下全域で、感染が再び拡大しかねない状況にあり、会食制限及び県外との往来自粛等が継続されていることに鑑み、高い警戒レベルを維持するものとする。

なお、開館後、施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、消毒のため、原則として、3日間休館する。

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染が再び拡大しかねない状況にあることを踏まえて、感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、同様に感染防止対策の徹底を要請する。

第3項 令和3年度

1 令和3年5月20日付け方針

(1) 経緯

令和3年5月9日、県は、宮崎市での感染爆発及び全国の感染急拡大を踏まえ、県独自の緊急事態宣言を発令。この時点では、都城・北諸県圏域の感染状況は、国指標のステージ2の状況であったが、令和3年5月20日、都城市内の感染者数が増加していることから、公の施設の休館を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設等

公の施設等は、原則として令和3年5月21日(金)から6月10日(木)までの間は、休館する。ただし、道の駅都城、道の駅山之口、高崎大牟田農産加工センター、職業訓練センター及び新型コロナワクチン接種会場は、感染防止対策を徹底した上で開館する。

なお、休館する屋外施設においては、個人が健康維持のために散歩等で利用することを妨げるものではない。

2 イベント等

原則として、令和3年5月21日(金)から6月10日(木)までの間は、中止又は延期する。

(3) 休館期間

令和3年5月21日(金)から6月10日(木)まで

(4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	総合文化ホール	
環境政策課	ふるさとセンター	
森林保全課	林業総合センター	
環境施設課	リサイクルプラザ(さいせい館)	
	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
福祉課	総合福祉会館	

	老人いこいの家	
	点字図書館	
	長寿館	
	勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	鷹尾児童館	
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	児童クラブのみ開設
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	桜木児童館	
山田中央児童館		
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	農業伝承の家	
商工政策課	チャレンジショップ	
	カンガエールプラザ	
	未来創造ステーション	
	まちなか広場	
	まちなか交流センター	
	ウェルネス交流プラザ	
	中央バス待合所	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	青井岳自然公園	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	

	観音池公園 (バンガロー・キャンプ場)	
	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	高崎総合公園 (たちばな天文台)	
	高城ふれあいセンター	
	高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園 (パークゴルフ場)	
	観音池公園 (バンガロー・キャンプ場以外)	有料施設
	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	
	山田かかしの里市民広場	
	関之尾緑の村	
	母智丘関之尾公園	
	北前公園	
	金御岳公園	サシバの館含む
	サシバ広場	
道路公園課	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	弥五郎どん交流活性化センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口ふれあいの館	
	山之口屋内ゲートボール場	
	山之口弓道・四半的場	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
山之口産業建設課	山之口畜産総合センター (研修検診施設)	
	山之口木材加工センター	
高城地域振興課	高城郷土資料館	1歳6か月児健診については利用可能

	高城生涯学習センター	
	高城多目的研修集会施設	
	高城農村環境改善センター	加工室のみ 5/22 までの既存予約分のみ利用可。
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	高城老人福祉館	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
	高城農村婦人の家	5/22 までの既存予約分のみ利用可。
	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田総合センター	
	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
	山田総合福祉センター(会議室等の貸館業務)	デイサービス事業は通常どおり運営
山田産業建設課	山田食文化伝統伝承館	
	山田工芸伝統伝承館	
	山田活性化センター	
	山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	高崎たちばな学び館	
	江平農村環境改善センター	
	東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
	高崎江平市民広場	

	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
高崎市民生活課	高崎介護予防ふれあい交流センター	
	高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
高崎産業建設課	高崎縄瀬地区活性化センター	
	高崎後平総合地域施設	
	高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
今町地区多目的研修集会施設		
武道館		

	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	
生涯学習課	図書館	予約本の貸出、返却ポストへの返却など一部のサービスは継続。
	高城図書館	
	広原教育集会所	ひばり文庫の貸出、返却など一部のサービスは継続。
	梅北教育集会所	
	コミュニティセンター	

	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	
美術館	美術館	
都城島津邸	都城島津邸	

2 令和3年6月1日付け方針

(1) 経緯

令和3年6月1日、県は、都城市及び三股町管内の飲食店等の営業時間短縮要請を6月3日(木)で解除すること、また、これまで感染急増圏域(赤)に指定していた都城・北諸県圏域を6月4日(金)から感染警戒区域(オレンジ)に引き下げることを発表。

これを受け、市の公の施設を6月4日(金)から開館することを決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、令和3年6月4日(金)から順次開館する。開館後、施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、原則として、3日間休館する。

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、同様に感染防止対策の徹底を要請する。

3 令和3年8月11日付け方針

(1) 経緯

令和3年8月11日、県は、県独自の緊急事態宣言を発令し、県内全域を感染急増圏域(赤)に指定。これを受け、体育施設(ワクチン接種会場を除く)及び温泉施設等の休館を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

<p>1 公の施設</p> <p>公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし、体育施設（ワクチン接種会場を除く）及び温泉施設等については、原則として令和3年8月12日(木)から令和3年8月18日(水)まで休館する。</p> <p>8月19日(木)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。</p> <p>《主な感染防止対策（例）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策の徹底（マスクの着用、手指の消毒等） ○圏域外からの利用自粛 ○国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等） ○利用人数の制限（密回避の協力依頼） ○利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設） ○共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等） <p>2 イベント等</p> <p>市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。</p> <p>市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。</p>

(3) 休館期間

令和3年8月12日(木)から令和3年8月18日(水)まで

(4) 休館施設等

① 休館する施設

担当課	施設名	備考
環境政策課	ふるさとセンター	
環境施設課	志和池中央ふれあい広場	
環境施設課	南部ふれあい広場	
農村整備課	農業伝承の家	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	

	都城市観音池公園（子ども村プール）	令和3年度は営業しない
	都城市山田かかしの里流れるプール	
	山田かかしの里市民広場	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口弓道・四半的場	
高城地域振興課	高城多目的研修集会施設	
	高城農村環境改善センター	
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
高城産業建設課	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
高崎地域振興課	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
高崎産業建設課	高崎江平農産加工調理センター	9月末まで利用休止中
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	

	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口運動公園（芝生広場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	

	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	

② 一部利用を制限する施設

担当課	施設名	備考
森林保全課	林業総合センター	集会室のみ利用休止
福祉課	総合福祉会館	入浴のみ利用休止
	老人いこいの家	
	長寿館	ホールのみ利用休止
	勤労身体障害者教養文化体育施設	体育室のみ利用休止
こども課	鷹尾児童館	都城北諸県圏域以外にお住まいの方の利用自粛
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	
	桜木児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
みやこんじょ PR 課	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	多目的広場のみ利用休止
	関之尾緑の村	テニスコートのみ利用休止
	母智丘関之尾公園	多目的広場のみ利用休止
山田産業建設課	山田活性化センター	体育施設のみ利用休止
高城地域振興課	高城生涯学習センター	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
高崎地域振興課	江平農村環境改善センター	

	東霧島多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	
美術館	美術館	混雑状況により利用制限を行う場合がある

4 令和3年8月18日付け方針

(1) 経緯

令和3年8月13日、県は、飲食店等における営業時間短縮要請を県内全市町村に拡大することを発表（対象期間：8月14日～8月24日）。

本市の公の施設については、県内の新規感染者数の状況を踏まえて、休館している施設の休館期間を8月25日（水）まで延長することを決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の体育施設（ワクチン接種会場を除く）及び温泉施設等については、引き続き、令和3年8月25日（水）まで休館する。

8月26日（木）以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策（例）》

- 国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等）
- 利用人数の制限（密回避の協力依頼）
- 利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設）
- 共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等）

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年8月19日（木）から8月25日（水）

5 令和3年8月24日付け方針

(1) 経緯

令和3年8月24日、県は、デルタ株のまん延により、県内はかつてない感染爆発に見舞われており、このままでは、県内の医療がひっ迫し、医療崩壊の危機にあるとする、県知事の緊急メッセージを発表。県教育委員会は、8月31日まで部活動を中止とした。

この県内の状況を踏まえ、市は、休館している公の施設の休館期間を8月31日まで延長することと

した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年8月31日(火)まで閉館する。

9月1日(水)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年8月26日(木)から8月31日(火)

6 令和3年8月31日付け方針

(1) 経緯

令和3年8月26日、県は、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、宮崎市、日向市及び門川町を重点措置区域に指定し、指定期間を8月27日(金)から9月12日(日)までとした。あわせて、県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を9月12日(日)まで延長することを決定。

8月31日、市は、県の対応を踏まえ、休館している公の施設の休館期間を9月12日まで延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年9月12日(日)まで閉館する。

9月13日(月)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県

の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月12日(日)

7 令和3年9月10日付け方針

(1) 経緯

令和3年9月9日、県は、県独自の「緊急事態宣言」の発令や国の「まん延防止等重点措置」の適用により、新規感染者数は減少しているものの、依然として高い水準で推移していること等を理由に、宮崎市へのまん延防止等重点措置区域の指定期間を9月30日(木)まで延長し、あわせて、県独自の「緊急事態宣言」の発令期間も9月30日(木)まで延長することとした。

9月10日、市は、県の対応を踏まえ、休館している公の施設の休館期間を9月30日まで延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年9月30日(木)まで閉館する。

10月1日(金)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで

8 令和3年9月29日付け方針

(1) 経緯

令和3年9月29日、県は、県独自の「緊急事態宣言」の発令や国の「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、人流が大幅に減少したこと等により、新規感染者は大きく減少し、医療提供体制への付加も軽減され、県内の感染状況は、ステージ2の段階まで改善したとして、県の警報レベルをレベル4「緊急事態宣言」からレベル3「感染拡大緊急警報」へ移行することとした。

これを受け、市は、休館している公の施設を令和3年10月1日から順次開館することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、令和3年10月1日(金)から順次開館する。

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

9 令和4年1月19日

(1) 経緯

令和4年1月13日、県は、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、過去にないスピードで感染が急拡大する中で、今後一気に医療のひっ迫や社会経済活動への甚大な影響が懸念されるとして、令和4年1月13日(木)から令和4年2月2日(水)までを目途に「感染拡大緊急警報」を発令。あわせて、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が57.6人となった都城・北諸県圏域を「感染急増圏域(赤圏域)」に指定。

令和4年1月19日、県は、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、都城市及び三股町を重点措置区域に指定し、指定期間を令和4年1月21日(金)から2月13日(日)までとした。あわせて、「感染拡大緊急警報」の発令期間を令和4年2月13日(日)まで延長することを決定。

これを受け、本市では、体育施設(ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く)及び温泉施設等を原則として令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで休館とする方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし体育施設(ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く)及び温泉施設等については、原則として令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで休館する。

《主な感染防止対策(例)》

○感染防止対策の徹底(マスクの着用、手指の消毒等)

○圏域外からの利用自粛

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等については、原則として令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで中止又は延期する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間

令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで

(4) 休館施設等

① 休館する施設

担当課	施設名	備考
環境政策課	ふるさとセンター	
環境施設課	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	
	山田かかしの里市民広場	
道路公園課	梅北運動公園	
	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等 （総合支所管内の施設を含む）	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口弓道・四半的場	
高城地域振興課	高城多目的研修集会施設	
	石山体育センター	
高城産業建設課	高城原ふれあいスポーツ館	

	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
高崎地域振興課	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	

	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口運動公園（芝生広場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	妻ヶ丘地区体育館	
	小松原市民広場	

② 一部利用を制限する施設

担当課	施設名	備考
森林保全課	林業総合センター	集会室のみ利用休止
福祉課	総合福祉会館	入浴のみ利用休止
	老人いこいの家	入浴のみ利用休止
	長寿館	ホールのみ利用休止
	勤労身体障害者教養文化体育施設	体育室のみ利用休止
こども課	鷹尾児童館	都城北諸県圏域以外にお住まいの方の利用制限
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	
高城児童館		

	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	
	桜木児童館	
	山田中央児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
みやこんじょ PR 課	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	多目的広場のみ利用休止
	関之尾緑の村	テニスコートは利用休止 プールは営業していない
	母智丘関之尾公園	多目的広場のみ利用休止
高城地域振興課	高城農村環境改善センター	体育室のみ利用休止
	高城勤労青少年ホーム	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	体育施設のみ利用休止
山田産業建設課	山田活性化センター	宿泊利用のみ利用休止
高崎地域振興課	江平農村環境改善センター	体育施設のみ利用休止
	東霧島多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	
スポーツ振興課	高城運動公園（屋内競技場）	プロキャンプ等の既予約者 （1/19 時点）のみで、やむを 得ない場合を除く。
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	

10 令和4年2月10日付け方針

(1) 経緯

令和4年2月10日、県は、本県への「まん延防止等重点措置」適用の延長を受け、「重点措置区域」の指定期間を延長。都城市への重点措置区域の指定期間は、令和4年3月6日(日)まで延長されることとなった。

これを受け、市は、休館している公の施設の休館期間を令和4年3月6日(日)まで延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし体育施設（ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く）及び温泉施設等については、原則として引き続き、令和4年3月6日(日)まで休館する。

《主な感染防止対策（例）》

○感染防止対策の徹底（マスクの着用、手指の消毒等）

○圏域外からの利用自粛

○国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等）

○利用人数の制限（密回避の協力依頼）

○利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設）

○共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等）

2 イベント等

市主催のイベント等は、原則として令和4年3月6日(日)までの間、中止又は延期する。

指定管理者又は市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和4年2月14日(月)から令和4年3月6日(日)まで

1.1 令和4年3月4日付け方針

(1) 経緯

令和4年3月4日、政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、31都道府県に適用中の「まん延防止等重点措置」を18都道府県で延長し、宮崎県を含む13県は、令和4年3月6日をもって解除することを決定した。

これを受け、県は、感染力の極めて強い「オミクロン株」の影響により、新規感染者数が下げ止まりの状況が続く中で、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎えることから、「まん延防止等重点措置」終了後も、県独自の「感染拡大緊急警報」を延長し、県内全域の感染区分を「まん延防止等重点措置区域」から「感染急増圏域（赤圏域）」に変更した上で、高い警戒レベルを維持することとした。

市は、国・県の対応等を踏まえ、休館している公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、令和4年3月7日から順次開館することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設（総合政策部）

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、令和4年3月7日(月)から順次開館する。

2 イベント等

市主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

指定管理者、市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

第4項 令和4年度

1 令和5年3月3日付け方針

(1) 経緯

令和4年3月7日より順次、公の施設を開館して以降、感染防止対策を徹底した上で、開館を継続している。その後、令和5年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の一部変更が示され、令和5年3月13日以降、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなった。

これを踏まえ、市の公の施設等の感染防止対策においても、令和5年3月13日以降、マスク着用の考え方は、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように配慮することとした。

なお、令和5年5月8日以降は、感染症法上（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の位置付けが5類感染症に見直されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等は廃止され、個人及び事業者の判断による自主的な感染対策に取り組むこととなることから、市の対応方針についても廃止することとした。

第3節 学校

第1項 小・中学校における各種対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、都城市立の小・中学校では、感染状況に応じて学校運営上の感染症リスクを低減するために必要な措置を取ってきた。

【時系列対応記録】

日付	対応状況
R2.2.25	【市教委】手指消毒液配布 602本／全小・中学校
R2.2.27	【国】安倍首相が3月2日から全国全ての小中高校、特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請
R2.3.2	【市教委】市立小中学校臨時休業 3月2日～3月13日まで臨時休業 小学校低学年及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒については、原則、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において1校時から5校時までの間は預かることとした。
R2.3.3-4	【市教委】市内全小・中学校へマスク配布 小学校 35校 6,600枚 中学校 19校 3,250枚

R2. 3. 13	<p>【市教委】市立小中学校臨時休業の延長 延長期間 3 月 26 日まで（3 月 27 日～4 月 6 日までは春休み） 卒業式については、規模を縮小し、中学校を 3 月 17 日（火）、小学校を 3 月 25 日（木）に実施した。</p>
R2. 3. 23	<p>【市教委】手指消毒液配布 690 本／全小・中学校</p>
R2. 3. 24	<p>【市教委】マスク配布 小学校 6,600 枚 中学校 3,250 枚 計 9,910 枚</p>
R2. 4. 3	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症 R2. 4 月～5 月）を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会、体育大会は、1 学期実施予定の学校は 2 学期以降に延期する。 ・ 修学旅行、宿泊学習は、1 学期実施予定の学校は延期扱いを検討する。 ・ 部活動は、実施可能 ・ 家庭訪問、参観日、P T A 総会は、実施しない。 <p>【市教委】授業時数確保のための具体的な対応について示す。</p>
R2. 4. 6	<p>【市教委】マスク配布 小学校 6,600 枚 中学校 3,250 枚 計 9,910 枚</p>
R2. 4. 7	<p>【国】7 都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に緊急事態宣言 【市教委】小・中学校一学期始業式</p> <p>【市教委】学校再開 4 月 7 日（火）を令和 2 年度の始業の日とし、学校再開。入学式については、中学校は 4 月 9 日（木）、小学校は 4 月 10 日（金）に規模を縮小して実施した。</p> <p>【市教委】令和 2 年度中学生海外交流（派遣・受入）事業の中止を決定</p>
R2. 4. 16	<p>【国】緊急事態宣言を全国に拡大 13 都道府県（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、京都、茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）は特定警戒都道府県に（～5/6）</p>
R2. 4. 17	<p>【宮崎県】国の緊急事態宣言を受け、県民へ県外の移動自粛及び外出自粛を要請（～5/6） 【市教委】4 月 22 日から 5 月 6 日まで小中学校を一斉休業 休業期間中に、動画配信サービス及び B T V 番組を活用した「児童生徒応援プロジェクト」の実施を計画 4 月 28 日（火）は登校日。また、やむをえない事情（小学校に在籍する児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の中で、保護者が希望する者）については、原則、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において預かることとした。</p>
R2. 4. 20	<p>【国】令和 2 年度補正予算概算の変更の閣議決定（子育て世帯への臨時特別給付金ほか）</p>
R2. 4. 22	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）（R2. 4 月～5 月）改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳指導は、実施可能 ・ 部活動は 5 月 6 日まで実施しない。5 月 7 日からは実施可能。（5 月 31 日までは、練習試合や大会等への参加は自粛）
R2. 4. 22	<p>【市教委】抗菌布マスク（寄付） 教職員に配布 1,317 枚</p>

R2. 4. 23	<p>【市教委】「児童生徒応援プロジェクト」を開始</p> <p>これまでに学習した内容を中心に、小・中学校の各教科における児童生徒の学習意欲の維持と向上を目的に、理解しやすいように工夫した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載先 動画投稿サイト「YouTube」のチャンネル「動画都城市」及びCATV ・授業者 各教科の指導教諭等 ・予算 ゼロ予算
R2. 4. 30	【国】令和2年度第1次補正予算成立
R2. 5. 1	【市教委】小中学校の臨時休業を5月10日まで延長
R2. 5. 4	<p>【国】緊急事態宣言の期間延長（～5/31）</p> <p>【宮崎県】国の緊急事態宣言の期間延長を受けた対応（～5/31）</p>
R2. 5. 5	【市教委】小中学校の臨時休業を5月24日まで延長し、5月12日からは1学級を2グループに分けた分散登校を実施（児童生徒の生活リズムや体力面を段階的に整えるのが目的）
R2. 5. 13	<p>【市教委】第1回都城市教育課程編成に係るプロジェクト会議の開催</p> <p>市内の学校で教務主任を担当する主幹教諭13名（小学校7名、中学校6名）及び学校教育課指導主事が、学校再開後における限られた時間において、未習内容を効果的に補完するための教育課程の編成等について研究するためプロジェクト会議を開催</p>
R2. 5. 14	<p>【国】39県で緊急事態宣言解除（特定警戒であった5県（茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）＋特定警戒以外34県）</p> <p>【宮崎県】県の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外往来は極力自粛、外出自粛は解除 ・全国的、大規模なイベントは中止又は延期
R2. 5. 15	<p>【市教委】5月24日まで臨時休業を継続した上で、5月18日～22日まで、全ての児童・生徒を対象とした連日の登校日を設定</p> <p>なお、部活動は5月18日から実施</p>
R2. 5. 15	【市教委】マスク配布 45,000枚／全小・中学校
R2. 5. 18	<p>【市教委】次亜塩素酸水配布 20L／全小・中学校 霧島酒造提供</p> <p>手指消毒液配布 662本 マスク 51,180枚 /全小・中学校</p>
R2. 5. 19	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）（5月～6月）改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行、宿泊学習は、1学期実施予定の学校は延期する。 ・水泳指導は、1学期は実施しない。 ・部活動は実施可能（6月14日までは、練習試合や大会等への参加は自粛。）
R2. 5. 21	【国】3県（大阪、兵庫、京都）緊急事態宣言解除 首都圏と北海道は継続
R2. 5. 25	<p>【国】5都道府県緊急事態宣言解除</p> <p>【市教委】市立小中学校再開</p>

R2. 5. 27	【国】令和2年度第2次補正予算閣議決定
R2. 6. 11	【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）（6月11日以降）改定 <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行、宿泊学習は、2学期以降、実施可能 ・参観日は実施可能 ・運動会、体育大会、学習発表会、文化発表会は、2学期以降、実施可能
R2. 6. 12	【国】令和2年度第2次補正予算成立
R2. 6. 19	【国】都道府県をまたぐ移動の自粛要請を緩和
R2. 7. 2	【市教委】非接触型体温計配布 / 全小・中学校
R2. 7. 18-8. 4	【市教委】中学校総合体育大会開催 中学校総合体育大会を規模縮小し、県で一括して開催する競技（一括開催）と開催地区単位で実施する競技（分散開催）とに分けて実施した。 《一括開催》 7月18・19日 男・女ハンドボール（早水公園体育文化センター） 《分散開催（地区単位）》 7月23・24日 男・女バスケットボール（早水公園体育文化センター） 7月25・26日 男・女バレーボール（早水公園体育文化センター） 8月1・2日 男・女卓球（早水公園体育文化センター） 男・女ソフトテニス（都城運動公園庭球場、三股町営テニスコート） サッカー（高城運動公園多目的広場） 8月3・4日 バドミントン、剣道（早水公園体育文化センター） 軟式野球（都城市運動公園野球場、三股町旭ヶ丘野球場、高城総合公園施設野球場）
R2. 7. 22	【国】「Go To トラベル」キャンペーンはじまる（旅行代金の35%割引 ただし、東京発着を除く）
R2. 7. 23	【市教委】県中学校総合体育大会が分散開催となり、本市及び三股町の施設において都城地区部活動合同競技（交流）会が開催される。（7月23日～26日、8月1日～4日）
R2. 7. 26	【宮崎県】県全域に感染拡大緊急警報 ・都城・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」から「新規感染者が限定的な圏域（黄）」に変更
R2. 7. 27	【市教委】夏休み期間の7月27日～31日、8月24日、25日を授業日とする。
R2. 7. 30	【宮崎県】休業要請を県下全域に拡大（8月1日～）
R2. 7. 31	【市教委】一学期終業日（夏季休業日 8月1日（土）から8月23日（日）まで）
R2. 8. 24	【市教委】2学期始業日
R2. 8. 31	【宮崎県】県全域に感染拡大緊急警報解除 「感染拡大緊急警報（レベル3）」から「特別警報（レベル2）」へ

	<p>【市教委】手指消毒液配布 全小・中学校</p> <p>【市教委】運動会・体育大会／学習発表会・文化祭（2学期以降規模を縮小して実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半日での開催 ・学年別分散開催 <p>【市教委】水泳指導（1学期は実施しない。2学期は指導方法を工夫して実施）</p> <p>【市教委】部活動 中止・校内での活動のみ・他校との交流可・北諸圏域内・県内・県外などを感染状況に応じて判断した。</p> <p>【市教委】校外行事の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育連盟主催「陸上教室」（市内小学校第6学年児童1,600名参加）を中止 ・都北小中学校音楽大会を中止
R2.9.13	【宮崎県】「特別警報（レベル2）」から「警報（レベル1）」へ
R2.9.16	【宮崎県】都城・北諸圏域を「新規感染者限定的圏域（黄）」から「感染未確認地域（緑）」へ変更
R2.9.23	<p>【市教委】小・中学校 修学旅行の延期に伴う支援事業の予算可決</p> <p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校 日程や行き先を宮崎県内に変更し全校実施 ○中学校 2学期に計画した4校（山之口、山田、高崎、白雲）は実施 3学期に計画した11校（姫城、小松原、妻ヶ丘、五十市、祝吉、沖水、志和池、庄内、西、高城、有水）は中止 次年度への延期が4校（西岳、夏尾、中郷、笛水） <p>※修学旅行の時期の変更や中止によるキャンセル料等4,238,690円を支援した。</p>
R2.9.28- 10.5	【市教委】9月28日（金）及び10月3日（土）～5日（月）に中学1・2年生による都城地区中学校秋季体育大会を観客数の制限を設けるなど規模縮小して実施
R2.9.29	【宮崎県】「警報（レベル1）」から「持続的な警戒（レベル0）」へ
R2.10.14	【宮崎県】延岡・西臼杵圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者が限定的な圏域（黄）」へ変更。また、独自に設けた5段階の警報レベルも「持続的な警戒（レベル0）」から「警報（レベル1）」に1段階引き上げた。
R2.11.4	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者限定的圏域（黄）」へ変更。
R2.11.5	【国】1週間にクラスターが100件超。前週の1.6倍。9月以降最多
R2.11.10	【国】政府分科会が緊急提言「急速な感染拡大の可能性も」
R2.11.18	<p>【国】国内感染者数が過去最多の2201人に。東京も過去最多の493人で感染状況を最高レベルに引揚げへ</p> <p>【宮崎県】日南・串間圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者限定的圏域（黄）」へ変更。「警報（レベル1）」から「特別警報（レベル2）」へ</p>
R2.11.19	【国】国内感染者数2388人、東京都534人でともに2日連続で過去最多を更新

R2. 12. 7	<p>【宮崎県】 7日から当分の間、6都道府県（東京・大阪・北海道・愛知・兵庫・沖縄）との不要不急の往來の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染警戒圏域（オレンジ）の設定、7日から2週間程度宮崎市を指定（Go To EATキャンペーン等での4人以下での会食制限他）
R2. 12. 12	<p>【国】 国内新規感染者 3041人、重症者 578人最多</p>
R2. 12. 14	<p>【国】 GoToトラベル全国一斉廃止を首相が表明（12月28日～1月11日）</p> <p>【宮崎県】 不要不急の往來の自粛要請の更新（北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、高知県、沖縄県）</p>
R2. 12. 21	<p>【国】 国内で新たに1,751人の新型コロナウイルス感染者が確認され、累計感染者数はクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗船者を含め20万人を越えた。</p> <p>【宮崎県】 不要不急の往來自粛を岡山、福岡県追加、沖縄県除外し12都道府県に。「都城・北諸圏域」は増加傾向が続く場合「感染警戒区域（オレンジ）」に指定予定</p>
R2. 12. 24	<p>【市教委】 第2学期が終了</p>
R2. 12. 31	<p>【宮崎県】 都城・北諸圏域を「感染警戒区域（オレンジ）」に指定</p>
R3. 1. 5	<p>【宮崎県】 都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に指定。</p>
R3. 1. 6	<p>【市教委】 1月7日が3学期始業式の予定であったが、1月7日～17日まで小・中学校を臨時休業とする。ただし、小学6年生及び中学3年生（最終学年）については、進路対応等が必要な児童生徒を対象に、感染拡大防止策を徹底の上、教育活動を実施することができるとした。また、やむをえない事情（小学校に在籍する児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の中で、保護者が希望する者）については、前回の臨時休業時同様、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において預かることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動：1月17日まで活動自粛 ・スポーツ少年団：1月22日まで活動自粛
R3. 1. 7	<p>【国】 1都3県（東京、千葉、埼玉、神奈川）に緊急事態宣言発令（1月7日～2月7日）</p> <p>【宮崎県】 宮崎県知事が緊急事態宣言を発令し、宮崎・東諸圏域を「感染警戒区域（オレンジ）」、都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に指定（1月9日～22日）</p>
R3. 1. 13	<p>【国】 7府県（大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木）にも緊急事態宣言 合わせて11都府県に（1月13日～2月7日）外国人の入国を全面停止</p>
R3. 1. 14	<p>【市教委】 中学3年生・小学6年生を除く学年は、臨時休業を1月22日（金）まで延長 中学3年生・小学6年生は、1月18日（月）から通常登校し授業や進路指導などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動：1月22日（金）まで活動自粛
R3. 1. 18	<p>【市教委】 第2回都城市教育課程編成に係るプロジェクト会議の開催</p> <p>市内の学校で教務主任を担当する主幹教諭13名（小学校7名、中学校6名）及び学校教育課指導主事が、学校再開後における限られた時間において、未習内容を効果的に補完するための教育課程の編成等について研究するためプロジェクト会議を開催</p>
R3. 1. 20	<p>【宮崎県】 緊急事態宣言を延長（～2月7日）</p>

	<p>【市教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月22日（金）で臨時休業を終了し、1月25日（月）から通常どおりの登校とする。 ・1月22日（金）は、小学6年生及び中学3年生は、授業日とする。それ以外の学年については、「全員登校日」とする。 ・部活動：1月22日（金）まで、活動自粛し、1月23日（土）から活動を再開する。ただし、対外的な活動については、当面の間、自粛する。2月27日から県内他校との交流可とした。
R3.2.2	【国】 緊急事態措置の実施区域を10都府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡）に変更し、実施期間も延長（～3月7日）
R3.2.7	【宮崎県】 緊急事態宣言の終了 県下全域を「感染急増圏域（赤）」から「感染警戒圏域（オレンジ）」に変更
R3.2.19	【市教委】 2月20日（土）から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、都城・三股地区内に限り実施可
R3.2.22	【宮崎県】 都城・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」に変更（2月24日～）
R3.2.25	【市教委】 2月27日（土）から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、県内に限り実施可
R3.2.26	【国】 緊急事態措置の実施区域を1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）に変更（～3月7日）
R3.3.5	【国】 緊急事態措置の実施期間を延長（～3月21日）
R3.3.16	【市教委】 中学校卒業式 規模縮小して実施
R3.3.21	【国】 1都3県の緊急事態宣言解除
R3.3.25	【市教委】 小学校卒業式 規模縮小して実施
R3.3.26	【市教委】 第3学期が終了
R3.3.28	【宮崎県】 宮崎・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」から「感染確認圏域（黄）」に変更
R3.4.1	【国】 宮城県、大阪府、兵庫県のまん延防止等重点措置を決定（4月5日～5月5日）
R3.4.12	【国】 東京都、京都府、沖縄県のまん延防止等重点措置を決定（4月12日～5月11日）
R3.4.15	【市教委】 4月17日以降の部活動、スポーツ少年団の対外的な活動は、 <ul style="list-style-type: none"> ・県内他校との交流は、慎重な判断の下、実施可。感染急増地域との交流は実施不可。 ・県外他校との交流、宿泊を伴う活動は実施不可 ・全国大会、九州大会等への参加については、選手及び保護者の同意を得る。関係者に感染者又は濃厚接触者が出た場合は、参加を辞退する。
R3.4.20	【国】 埼玉県、千葉県、神奈川県のみまん延防止等重点措置を決定（4月20日～6月20日）
R3.4.23	【市教委】 4月24日から4月29日までの部活動、スポーツ少年団の対外的な活動は、 <ul style="list-style-type: none"> ・他校との交流、宿泊を伴う活動は実施不可

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会、九州大会等への参加については、 ○県内大会は、中学校体育連盟共催大会及び全国・九州大会予選となる大会のみ慎重な判断の下参加を認める。 ○県外大会は、中学校体育連盟、全国・九州大会主催・共催大会のみ慎重な判断の下、参加を認める。 ○選手及び保護者の同意を得る。 ○関係者に濃厚接触者が出た場合は、参加を辞退する。
R3. 4. 24	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に変更
R3. 5. 3	【宮崎県】警報レベルをレベル 2（特別警報）からレベル 3（感染拡大緊急警報）へ引き上げ（5月3日～5月23日）
R3. 5. 9	<p>【国】岐阜県、三重県のまん延防止等重点措置を決定（5月9日～6月20日）</p> <p>【宮崎県】県独自の緊急事態宣言を発令（5月9日～31日）</p> <p>【市教委】県指定の赤圏域期間中は、修学旅行、宿泊学習、遠足、社会科見学、参観日は延期または中止。運動会、体育大会は2学期以降とする。</p>
R3. 5. 12	【国】愛知県、福岡県の緊急事態宣言を発令（5月12日～31日）
R3. 5. 16	<p>【国】北海道、岡山県、広島県の緊急事態宣言を発令（5月16日～31日）</p> <p>【国】群馬県、石川県、熊本県のまん延防止等重点措置の実施（5月16日～6月13日）</p>
R3. 5. 18	【国】国内で初めてインド由来とする「デルタ株」の感染を首都圏で確認
R3. 5. 20	【市教委】部活動、スポーツ少年団については、6月10日まで活動を自粛する。
R3. 5. 23	【国】沖縄県の緊急事態宣言を発令（5月23日～6月20日）
R3. 6. 1	<p>【国】北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の緊急事態宣言を6月20日まで延長</p> <p>【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令。都城市は「感染急増圏域（赤）」に、それ以外は「感染警戒圏域（オレンジ）」に。期間は6月1日～20日を目処</p> <p>【市教委】部活動、スポーツ少年団については、6月4日から活動を再開する。ただし、6月10日までは、対外的な活動を自粛する。</p>
R3. 6. 2	【市教委】都城地区中学校総合体育大会（6月12日（土）～14日（月））を2週間程度延期する。日程は、競技毎に設定。
R3. 6. 18	【宮崎県】県内で初めてインド由来とする「デルタ株」の感染疑い
R3. 6. 21	<p>【国】沖縄を除く9都道府県（東京、大阪、北海道、愛知、京都、兵庫、福岡、岡山、広島）の緊急事態宣言解除。ただし、岡山、広島以外はまん延防止等重点措置に移行。</p> <p>【宮崎県】警報レベル 3（感染拡大緊急警報）を終了</p>
R3. 7. 12	<p>【国】東京に緊急事態宣言を発令、沖縄は引き続き延長。期間は8月22日まで。</p> <p>埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は8月22日までまん延防止等重点措置を延長、北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県は7月11日までまん延防止等重点措置終了。</p>
R3. 8. 2	【国】埼玉、千葉、神奈川、大阪に緊急事態宣言。東京、沖縄を含め6都道府県に。北海

	道、石川、兵庫、京都、福岡にまん延防止等重点措置。期間は8月31日まで
R3.8.4	【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令。宮崎・東諸県圏域及び西都・児湯圏域を「感染急増圏域（赤）」に、それ以外は「感染警戒圏域（オレンジ）」に。期間は8月4日～24日を目処
R3.8.5	【市教委】部活動・スポーツ少年団の活動について次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な感染症対策を講じた上で活動可 ・県内他校との交流は可。ただし、感染急増圏域（赤圏域）との交流は不可、宿泊を伴う活動は不可 ・県外他校との交流は不可 ・大会参加については、 <ul style="list-style-type: none"> ○県内は中体連主催・共催及び全国・九州大会予選のみ参加可 ○県外は、中体連、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加可 ○県外において宿泊を伴う場合は、市教委に相談。帰県後にPCR検査事業を活用
R3.8.7	【国】国内で初めてペルー由来とする「ラムダ株」の感染を羽田空港で確認
R3.8.11	【宮崎県】県独自の緊急事態宣言を発令し、県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定 8月11日～31日 【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、原則として8月12日（木）から8月18日（水）まで活動を中止とする。 ・8月19日（木）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。 なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。
R3.8.14	【宮崎県】飲食店等への営業時間短縮要請を全市町村に拡大（～8月24日）
R3.8.18	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月25日（水）までは、活動中止とする。 ・8月26日（木）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。 なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。
R3.8.24	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月31日（火）までは、活動中止とする。 ・9月1日（水）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。

	<p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 8. 25	<p>【国】 宮崎県にまん延防止等重点措置を適用(8月27日～9月12日) 【宮崎県】 宮崎市、日南市、門川町にまん延防止等重点措置を適用(8月27日～9月12日)</p>
R3. 8. 26	<p>【宮崎県】 県独自の緊急事態宣言を9月12日までに延長</p>
R3. 8. 27	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月31日(火)までは、活動中止とする。 ・9月1日(水)以降の対応は、8月31日(火)までに、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。 <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 8. 31	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、9月5日(日)までは、活動中止とする。 ・9月6日(月)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。 <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 9. 3	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、9月12日(日)までは、活動中止とする。 ・9月13日(月)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。 <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 9. 9	<p>【国】 まん延防止等重点措置を延長(～9月30日) 【宮崎県】 宮崎市のみまん延防止等重点措置を延長(～9月30日)。併せて、県独自の緊急事態宣言も延長(～9月30日)</p>
R3. 9. 10	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月13日(月)から9月30日(木)までの間、十分な感染症対策を講じ、活動内容に制限を加えた上で、学校施設内での活動に限り、一部再開することができる。 ・10月1日(金)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。
R3. 9. 29	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、十分な感染対策を講じ、活動内容に一部制限を加えた上で、10月1日(金)から活動をすることができる。</p>
R3. 9. 30	<p>【国】 まん延防止等重点措置を終了 【宮崎県】 宮崎市のみまん延防止等重点措置を終了</p>
R3. 10. 1	<p>【宮崎県】 感染拡大緊急警報を発令(10月1日～10日を目途)</p>
R3. 10. 8	<p>【宮崎県】 感染拡大特別警報に移行</p>
R3. 11. 30	<p>【国】 国内で初めて「オミクロン株」の感染を確認</p>
R3. 12. 22	<p>【国】 オミクロン株の市中感染を確認</p>

R4. 1. 5	【宮崎県】県内で初めて「オミクロン株」の感染を確認
R4. 1. 7	【国】まん延防止等重点措置を実施:広島県、山口県、沖縄県(1月9日～31日)
R4. 1. 11	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染警戒圏域(オレンジ)」に変更
R4. 1. 13	【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令(1月13日～2月2日を目処) 【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染急増圏域(赤)」に変更、それ以外の市町村を「感染警戒区域(オレンジ)」に指定(1月13日～2月2日を目処) 【市教委】1月13日(木)から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、原則学校内とし、他校との交流(合同練習や対外試合)は行わない。
R4. 1. 16	【宮崎県】宮崎市・延岡市を「感染急増圏域(赤)」に変更 都城・北諸圏域の飲食店等に営業時間短縮を要請
R4. 1. 18	【宮崎県】国に対し都城・北諸圏域をまん延防止等重点地域への指定を要請
R4. 1. 19	【国】まん延防止等重点措置実施地域の追加(東京都:～5月11日、京都府、沖縄県:～5月5日) 【市教委】 1月19日(水)から25日(火)までの1週間、部活動及びスポーツ少年団における活動については原則中止とし、今後1か月間に開催される全国大会等に繋がる大会に参加予定の学校は、校内に限り活動を認める。
R4. 1. 21	【国】都城・北諸圏域をまん延防止等重点地域へ指定
R4. 1. 24	【国】濃厚接触者、検査なしでも医師が観戦と診断可能に
R4. 1. 25	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、県内全市町村を指定。～2月13日
R4. 2. 10	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施期間を3月6日まで延長
R4. 2. 10	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、引き続き、2月20日(日)まで、原則活動中止とする。ただし、概ね今後1か月間に開催される全国大会等につながる大会に参加予定の学校及び団体は、学校施設内に限り活動を認める。
R4. 3. 6	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施期間を3月24日まで延長
R4. 3. 7	【市教委】都城保健所が積極的疫学調査の重点化を発表。3月10日以降、都城北諸圏域が赤圏域の期間、児童生徒及び教職員の陽性者について、保健所が示した基準をもとに、学校教育課が学校調査を行い濃厚接触者の特定を行う。
R4. 3. 24	【宮崎県】3月24日でまん延防止等重点措置が終了。
R4. 4. 6	【市教委】新学期が始まるのを受け、濃厚接触者特定に係る学校調査件数が増えることが予想され、教育総務課、生涯学習課を含めた3課での調査実施が決定
R4. 4. 22	【市教委】部活動については、5月15日まで原則として宿泊をともなう活動は行わない。
R5. 5. 1	【市教委】新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について、5月8日以降の対応は下記のとおりとする。 ・感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い

	<p>等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察について、家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握することが重要。その際、児童生徒の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要。マスクの取扱いについて、マスクの着用を求めないことを基本とする。 ・出席停止の取扱いについて、児童生徒の感染が判明した場合、季節性インフルエンザと同様に、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」は出席停止とする。感染している疑いがある場合、感染する恐れのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。 <p>感染が不安で休ませたいと相談があった場合については、本人及び同居家族に基礎疾患がある等の合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしないことも可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、校長が学校医と相談の上、市教委と協議する。それらを踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の可否等については、市教委が判断する。 <p>濃厚接触者の特定は行われぬ。これまで濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われぬ。</p>
--	--

第4節 児童福祉施設

第1項 保育所

1 新型コロナウイルスに対する保育所の対応について

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、国の通知や感染状況に基づき、発熱等がある場合、臨時休園の取扱い、登園自粛要請、行事等について、以下のような取り扱いを各施設に通知した。

(1) 保健所の積極的疫学調査の重点化にかかる対応について

県こども政策課の通知に基づき、令和 4 年 4 月 28 日付けで、保育所・幼稚園等においては、保健所による積極的疫学調査は、原則として実施されない方針となっているため、各施設における濃厚接触者の特定や自宅待機等の要請への対応については、令和 4 年 3 月 10 日付(都育第 1794 号発)の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の重点化に基づく保育所等の対応について」の対応の継続を各施設に依頼した。

(2) 感染警戒圏域(オレンジ圏域)移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域(赤圏域)」が 6 月 20 日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。

(3) 「都城・北諸県圏域」が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことに伴う幼児教育・保育施設の登園自粛要請について

県の令和4年7月6日付けの都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」の指定に伴い、各教育・保育施設等に対し、「登園自粛要請」を通知。

(4) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が10月18日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、10月19日を以って終了することを通知。

(5) 医療緊急警報の発令に伴う登園自粛要請について

県の令和4年12月9日付けの医療緊急警報の発令に伴い、園児本人及び同居家族等に発熱等の体調に異変がある方がいた場合にも登園を控えるように要請した。

(6) 医療緊急警報の解除に伴う登園自粛要請の終了について

県の令和5年2月21日付けの医療警報への移行に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。しかし、保育料の減免は引き続き3月31日まで実施することも合わせて通知。

下記の期間において、保育料については「都城市新型コロナウイルス感染症にかかる利用者負担額減額要綱」に基づき、要件に該当する場合の3号認定の保育料の減免及び公立保育所の副食費の減免を行った。

【保育料（利用料）の減免】

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	幼児教育・保育施設	2,264人

【副食費の減免】

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	公立保育所 公立認定こども園	103人

(7) 保育所等の臨時休園等の取り扱い

保育所等においては、園児や職員の感染が確認された場合、園児や職員で濃厚接触者と特定された場合には、臨時休園や登園停止中の保育料については日割りによる減免を行った。

2 不要不急の外出制限に伴う保育の必要性の要件の見直し

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下等においては、不要不急の外出制限があり、求職活

動ができない等の相談が寄せられたため、保育の要件について、下記の取り扱いとした。

要件	平常時	新型コロナの影響
求職活動	3ヶ月	最長3ヶ月延長
育児休業復帰	保育所等の入所が決定している 月内に復帰 (毎月1日入所のみを認めているため)	最長3ヶ月、新型コロナウイルスの影響で、本人の責めに帰することが出来ない理由で、育児休業の延長が必要な場合に限り、短時間での在園を認める
雇い止め	求職活動に要件を切り替えれば、3ヶ月	求職活動に要件を切り替えれば、3ヶ月(3ヵ月後の状況次第で最長3ヶ月延長)

第2項 児童館・児童センター

都城市では、子どもに健全な遊びを与え、その遊びを通して情操や感性を育み、知的能力の形成、体力・健康の増進、社会性の発達など、将来の心豊かな人間性の基礎が培われることを目的として児童館を11館、児童センターを2館設置している。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年以降、感染状況により休館を行った。全国的な感染拡大や閉館の影響もあり、利用者数は減少傾向となった。

【新型コロナウイルス感染状況による閉館日】

令和2年度	令和3年度
60	12

【児童館・児童センター利用者数の推移】

(単位：人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80,580	77,702	80,071	68,334	41,894	47,248

第3項 児童クラブ

1 新型コロナウイルスに対する放課後児童クラブの対応について

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、国の通知や感染状況に基づき、発熱等がある場合、臨時休園の取扱い、登園自粛要請、行事等について、以下のような取扱いを各施設に通知した。

(1) 保健所の積極的疫学調査の重点化にかかる対応について

県子ども政策課の通知に基づき、令和4年4月28日付けで、保育所・幼稚園等においては、保健所による積極的疫学調査は、原則として実施されない方針となっているため、各施設における濃厚接触者の特定や自宅待機等の要請への対応については、令和4年3月10日付(都育第1794号発)の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の重点化に基づく保育所等の対応について」の対応の継続を各施設に依頼した。

(2) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が令和4年6月20日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知した。

(3) 「都城・北諸県圏域」が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことに伴う幼児教育・保育施設の登園自粛要請について

県の令和4年7月6日付けの都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」の指定に伴い、各教育・保育施設等に対し、「登園自粛要請」を通知した。

(4) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が令和4年10月18日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、令和4年10月19日を以って終了することを通知した。

(5) 医療緊急警報の発令に伴う登園自粛要請について

県の令和4年12月9日付けの医療緊急警報の発令に伴い、園児本人及び同居家族等に発熱等の体調に異変がある方がいた場合にも登園を控えるように要請した。

(6) 医療緊急警報の解除に伴う登園自粛要請の終了について

県の令和5年2月21日付けの医療警報への移行に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。しかし、保育料の減免は引き続き3月31日まで実施することも合わせて通知した。

下記の期間において、放課後児童クラブについては、利用料4,000円の日割りによる減免を行った。

【利用料の減免】

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	放課後児童クラブ	1,976人

第4項 児童プール

都城市では、児童が水に親しむことにより、体位及び体力を高め、健全な児童の育成を図ることを目的として児童プールを設置している。こども課が所管するプールのうち11箇所が、子ども達に開放されている。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年以降、感染状況により開放しなかった。

【児童プール利用者数の推移】

(単位：人)

プール名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
豊満	318	286	270	0	0	0

下長飯	340	398	434	0	0	0
神之山	52	67	113	0	0	0
志比田	293	242	231	0	0	0
丸谷	89	118	84	0	0	0
下水流	281	213	231	0	0	0
堂山	121	177	101	0	0	0
都北	312	320	529	0	0	0
あやめ原	480	405	308	0	0	0
横市	77	60	休止	0	0	0
山之口下富吉	460	405	200	0	0	0
計	2,823	2,691	2,501	0	0	0

第5節 公の施設

第1項 主な保健・医療・福祉施設

1 都城市山之口シルバーヤングふれあいの里

当該施設は、高齢者の在宅福祉の活動拠点とすることを目的とした「高齢者生活福祉センター ひばり苑」（以下「ひばり苑」と、幅広い年齢層にふれあいの場を創出することを目的とした「ふれあいの館」・「弓道・四半的場及び屋内ゲートボール場」（以下「ふれあいの館」）が併設されている。事業としては「ひばり苑」でのデイサービス事業と「ふれあいの館」の貸館事業が主となっている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市の方針により臨時休館となるケースがある。令和元年度は令和2年3月に3日間、令和2年度は4月、5月、7月、8月、1月、2月に計49日、令和3年度は5月、6月、8月、9月、1月、2月に計103日の臨時休館を余儀なくされ、利用者数の実績に影響した。

【臨時休館日数の推移：令和元年度～令和5年度】 (単位：日)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3	49	103	—

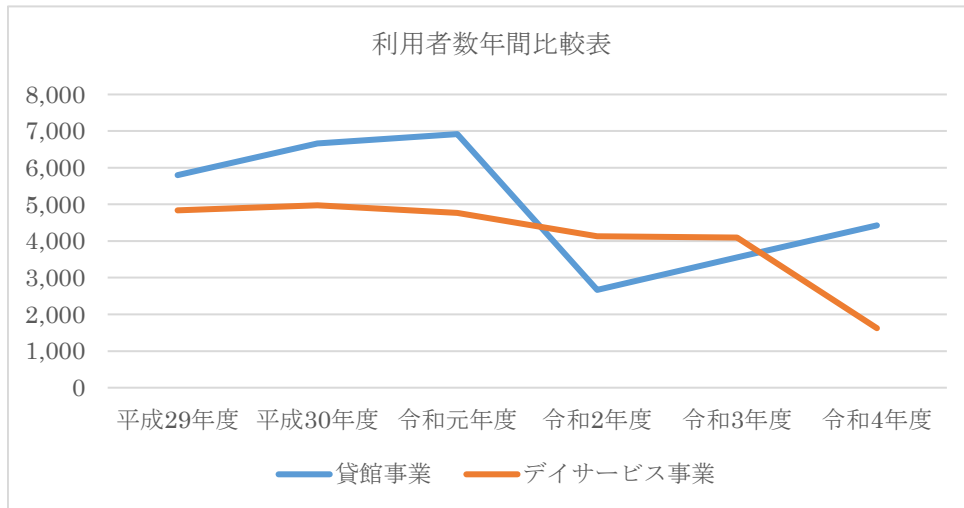
(2) 利用者数の推移

利用者数についてはコロナの影響の乏しい令和元年度までは、年間10,000人以上で推移しているが、臨時休館が増え、イベントや団体の利用自粛が顕著になった令和2年度より半減に近い状況に陥っている。

事業別にみると、貸館事業が約63%の減となり、影響が顕著なものとなった。なお、デイサービス事業については、指定管理者が令和4年8月に経営的な課題から事業を中止した。

【利用者年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸館	5,797	6,667	6,918	2,668	3,551	4,425
デイサービス	4,839	4,976	4,770	4,131	4,096	1,623



(3) 利用（使用）許可の取り消し・利用（使用）料金の還付

コロナ感染拡大防止のために、予定していた施設利用をキャンセルしたことによる利用（使用）料金の還付の発生状況は下記のとおりである。

【許可・還付取り消し一覧：令和元年度以降】

年 度	利用予定場所	利用予定日	還付決定日	還 付 額
*令和元年度	多目的ホール	R2. 3. 2	R2. 3. 27	3,840 円

*令和元年度は使用許可・使用料金である。

2 都城市高城保健センター

市民の健康づくりを推進するため設置され、主に山之口総合支所管内及び高城総合支所管内を対象とし、健康診査や健康相談等に関する業務を実施している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、乳児相談、幼児健診等の事業を一部中止した。集団で行う事業については、感染防止対策として、受診者の限定、受付時間の分散、会場の換気や消毒、健診会場の変更等を行った。

(1) 令和元年度

① 4か月児相談

年6回実施予定のうち、3月は中止。

② 1歳6か月児健康診査

年3回実施予定のうち、3月は中止。

(2) 令和2年度

① 乳児相談(4か月児相談)

年6回実施予定のうち、5月、7月、9月、1月は中止、11月、3月は実施。

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を変更した。7月、11月は高崎福祉保健センター、3月は高城生涯学習センターで実施した。

③ 2歳6か月児歯科健康診査

年3回実施予定の全てを中止。

④ 3歳児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高崎福祉保健センターに変更し実施した。

⑤ フォロー教室（キッズランド）

教室の内容は、少人数参加のプログラムから個別相談に変更し実施した。

⑥ 個別の保健指導・相談等

成人、母子等の保健指導・相談等については、緊急事態宣言に伴い積極的な訪問自粛の時期もあったが、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

(3) 令和3年度

① 乳児相談(4か月児相談)

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

3月は3歳児健康診査と同時実施。

③ 2歳6か月児歯科健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

④ 3歳児健康診査

年4回実施予定のうち、6月、10月、11月実施。2月は個別相談のみ実施し、3月1歳6か月児健康診査と同時実施。

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

⑤ フォロー教室（キッズランド）

教室の内容は、6月、10月は少人数参加のプログラムを実施し、2月は個別相談に変更し実施した。

⑥ 個別の保健指導・相談等

成人、母子等の保健指導・相談等については、緊急事態宣言に伴い積極的な訪問自粛の時期もあったが、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

(4) 令和4年度

① 乳児相談(4か月児相談)

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健診・3歳児健診

令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるため高城生涯学習センターで実施した。

③ フォロー教室（キッズランド）

教室は少人数で実施した。

④ 個別の保健指導・相談等

・ 成人、母子等の保健指導・相談等については、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

3 都城市高城老人福祉館

高齢者に対し、教養講座及びレクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、昭和50年4月に事業を開始した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、47日間臨時休館した。

【休館期間】

令和2年4月22日から令和2年5月10日まで

令和2年7月27日

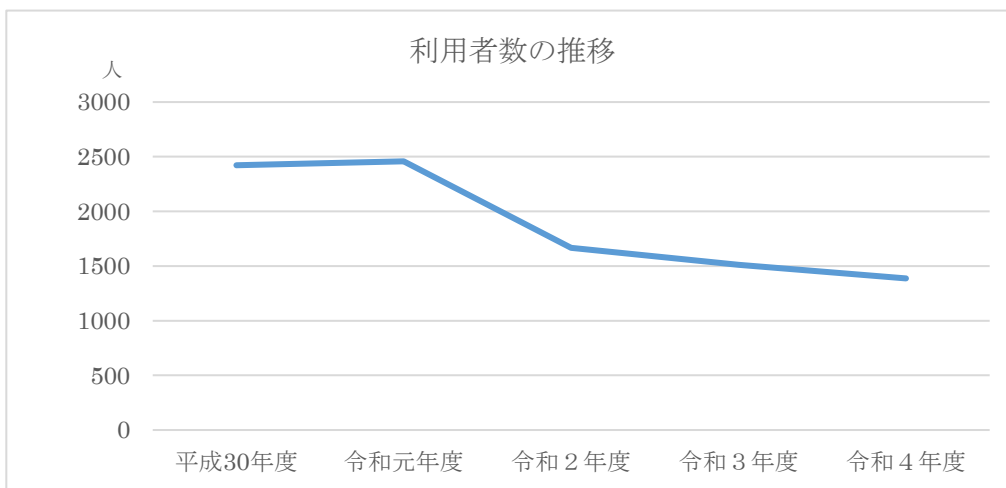
令和2年8月7日から令和2年8月31日まで

令和3年1月7日から令和3年2月7日まで

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	2,422	2,458	1,667	1,512	1,387



4 都城市山田総合福祉センター

本施設は、山田町の地域福祉の拠点として、福祉サービスに関する各種相談事業を実施している。主に貸館事業とデイサービス事業を行っており、高齢者や障害者、地域福祉の団体等が施設を利用している。また、災害時の一次避難所に指定されている。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休館や利用団体の活動自粛により利用者数が減少した。

令和4年度は、感染症の行動制限が徐々に緩和される中において、地域住民、利用者が安心して参加しやすい環境整備を行ったことにより、貸館及びデイサービス両事業ともコロナ禍以前を上回る利用者数の回復に繋がった。

(1) 臨時休館の状況

年度	臨時休館期間	休館日数	年度毎休館日数計
令和2年度	令和2年4月22日～5月10日	10	46
	令和2年7月28日	1	
	令和2年8月8日～8月31日	16	
	令和3年1月9日～2月7日	19	
令和3年度	令和3年5月24日～6月3日まで	11	11

(2) 利用者の状況

① 貸館事業

令和2年度は、例年開催しているこどもフェスティバル等の大規模イベント、週1回実施の学習支援事業、その他各種団体の活動自粛により、貸館利用者が令和元年度より83%減少した。

令和3年度は、令和3年5月24日から令和3年6月3日までの11日間休館した。週1回実施の学習支援事業、その他各種団体の活動自粛があったが、令和3年度は、例年開催しているこどもフェスティバルが中止となったため、その代替事業として地域の子どもたちの作品展を開催し貸館利用者が令和2年度より17%増加した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、会議や研修等を地区毎に分散実施するなど工夫しながら事業を展開できた。また、近くの古民家を借り受け、利用者新規開拓につながる地域福祉の新たな活動拠点を設けることができた。加えて、近隣施設や団体、学校が行うイベントやチラシを積極的に掲示するなど、来場者の促進対策にも努めた。

② デイサービス事業

令和2年度は、通常通り事業を実施したが、利用の自粛により利用者数が3%減少した。

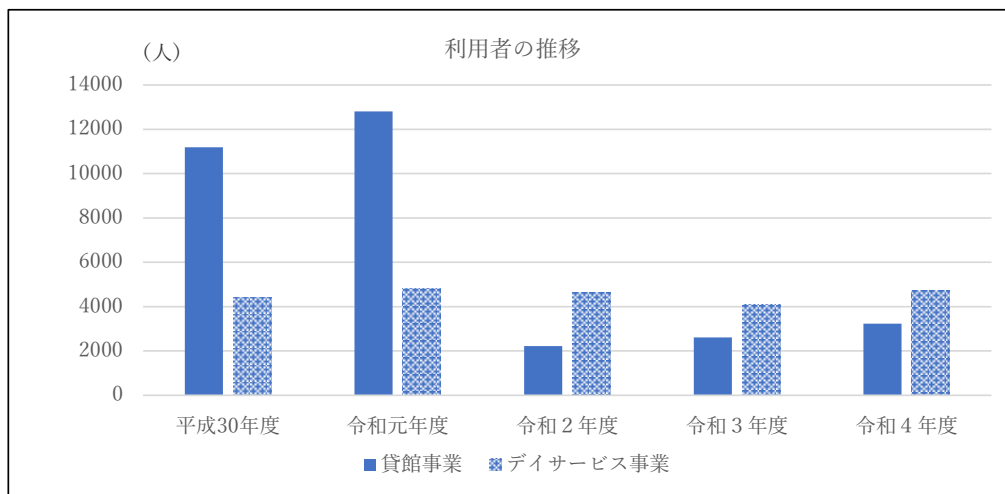
令和3年度は、通常通り事業を実施したが、利用の自粛により利用者数が12%減少した。

令和4年度は、コロナ禍による利用者登録者数の変動もなく、利用を控えていた方も安心して再開できる環境をつくれた。また、学校向けの福祉体験や各種研修会等を実施するなど、徐々にこれまでの日常を取り戻しつつある。

【利用者数推移】

(単位：人)

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度増減比
貸館事業	11,182	12,801	2,223	2,608	3,239	24%
デイサービス事業	4,418	4,801	4,659	4,081	4,746	16%
合計	15,600	17,602	6,882	6,689	7,985	19%



5 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

本施設では、高齢者の健康増進を図り、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止するため、高齢者に対し健康増進事業を行っている。事業の対象者は本市に住所がある65歳以上の者で、介護保険制度における要介護認定申請又は要支援認定申請で非該当判定となった者、またはこれらの申請をしていない者である。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休館や利用団体の活動自粛により利用者数が減少した。

令和4年度は、コロナ禍の行動制限が徐々に緩和される中において、一旦遠退いた利用者の回帰や新たな利用者発掘を目的に様々な自主事業を企画、実施したことにより利用者の回復につながった。

(1) 臨時休館の状況

【令和2年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館(土日祝含まず)	令和2年4月22日～5月10日	10
	令和2年7月28日	1
	令和2年8月8日～8月31日	16
	令和3年1月9日～2月7日	19
利用者の活動自粛に伴う休館	令和2年度中	32

合 計		78
-----	--	----

【令和3年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館	令和3年5月24日～6月3日	11
	令和3年8月12日～9月30日	50
	令和4年1月21日～3月6日まで	45
利用者の活動自粛に伴う休館	令和3年度中	6
合 計		112

【令和4年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館	令和4年度中	0
利用者の活動自粛に伴う休館	令和4年度中	10
合 計		10

(2) 利用者数の推移

令和2年度の利用者数は、78日間の臨時休館により令和元年度と比較し42%減少した。

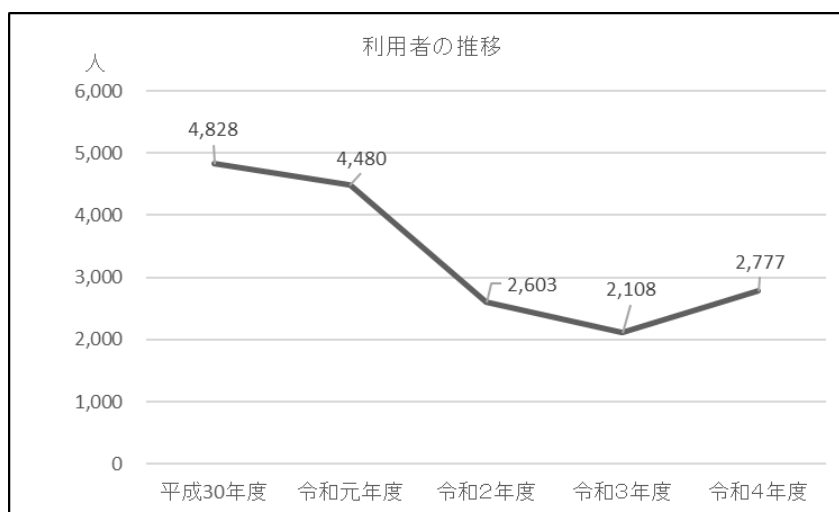
令和3年度の利用者数は、112日間の臨時休館により令和2年度と比較し19%減少した。

令和4年度の利用者数は、10日間の臨時休館に留まり令和3年度と比較し31%増加した。

【利用者数推移】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度増減比
4,828	4,480	2,603	2,108	2,777	31%



(3) 臨時休館以外の感染拡大に伴う対応

令和2年度及び令和3年度は、指定管理者が雇用調整助成金を活用することにより職員の雇用を維持した。

令和4年度は、基本的な感染症対策の徹底と、保健師、看護師による利用者に対する健康チェックを実施した。

6 高崎福祉保健センター

(1) 施設の概要

都城市高崎福祉保健センターは、市民の健康づくりを推進するための集団検診室や調理実習室などの保健福祉施設と、文化的事業に供することのできる座席数 293 席のステージ付きの多目的ホールを有する複合施設である。

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの本市での感染状況、県独自の緊急事態宣言の発令により、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館した。

(2) 管理運営形態

直営

(3) 休館の状況（通常の休館日も含む）

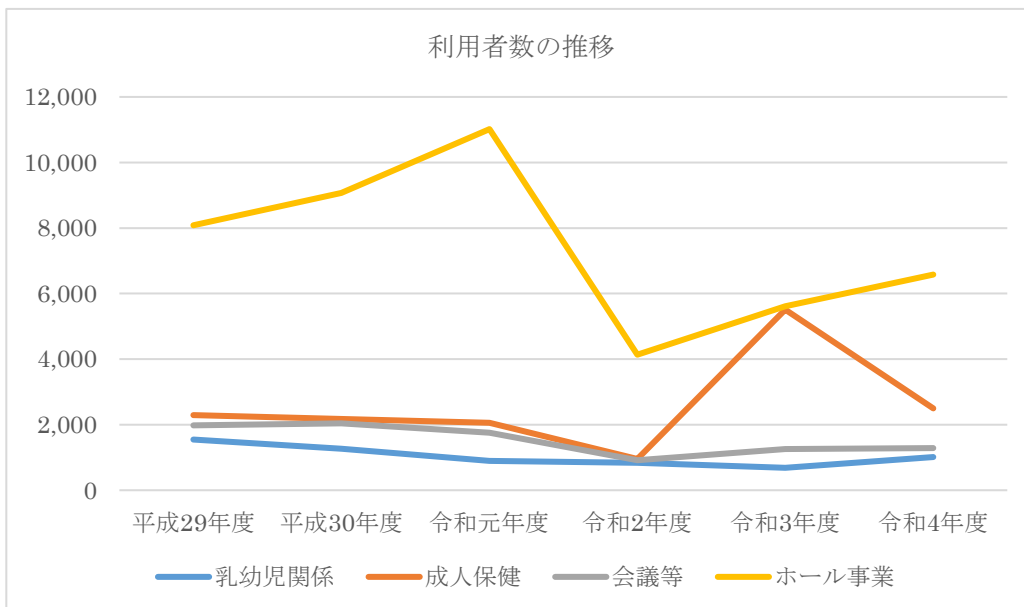
令和2年度 4/22～5/10、7/27、8/8～8/31、1/7～2/7 累計 76 日間

令和3年度 5/21～6/3 累計 14 日間

(4) 利用者数の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児関係	1,547	1,262	894	840	685	1,012
成人保健	2,296	2,179	2,054	954	5,511	2,495
会議等	1,981	2,041	1,751	916	1,258	1,290
ホール事業	8,084	9,075	11,018	4,136	5,610	6,576
利用者数合計	13,908	14,557	15,717	6,846	13,064	11,373



(5) 利用許可の取り消し・利用料金の還付

【許可・還付取り消し一覧：令和元年度以降】 ※令和3年度以降の還付はなし

	年 度	利用予定場所	利用予定日	還付決定日	還 付 額
1	令和元年度	研修室 1.2	R2. 4. 12	R2. 3. 27	2,750 円
2	令和元年度	多目的ホール	R2. 5. 2～5	R2. 5. 12	4,400 円
3	令和2年度	研修室 2	R2. 8. 15、29	R2. 8. 21	5,280 円
4	令和2年度	多目的ホール	R2. 4. 25、26	R3. 2. 12	5,500 円

7 高崎介護予防ふれあい交流センター

(1) 施設の概要

高崎介護予防ふれあい交流センターは、高齢者の介護予防と生活支援を実施するとともに、生きがいづくりや健康づくりを推進するために設置された高齢者のための交流施設である。

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの本市内での感染状況、県独自の緊急事態宣言の発令により、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館した。

(2) 管理運営形態

- ・ 指定管理者 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

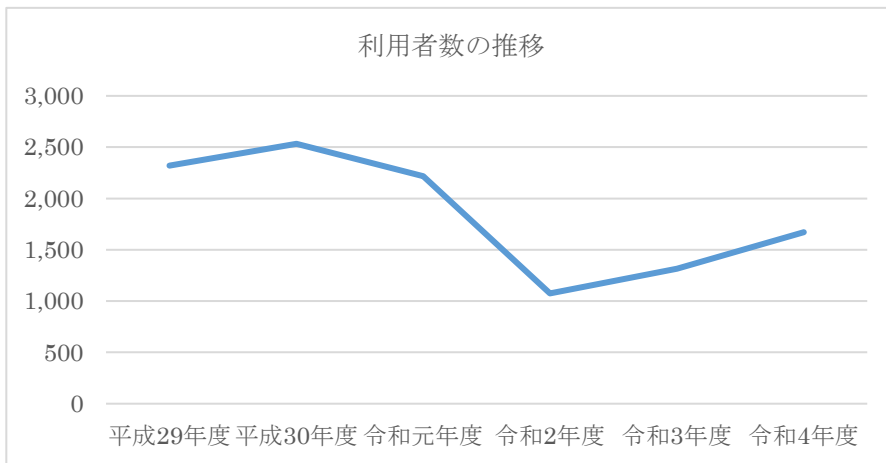
(3) 休館の状況（通常の休館日も含む）

- ・ 令和2年度 4/22～5/10、7/27、8/7～8/31、1/7～2/7 累計 77 日間
- ・ 令和3年度 5/21～6/3 累計 14 日間

(4) 利用者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	2,320	2,533	2,218	1,075	1,316	1,672



8 都城市総合福祉会館

本施設は、高齢者(60歳以上の方)のための休養、娯楽、集会室として開設している。入浴、親睦交流の場となっている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、開館する。

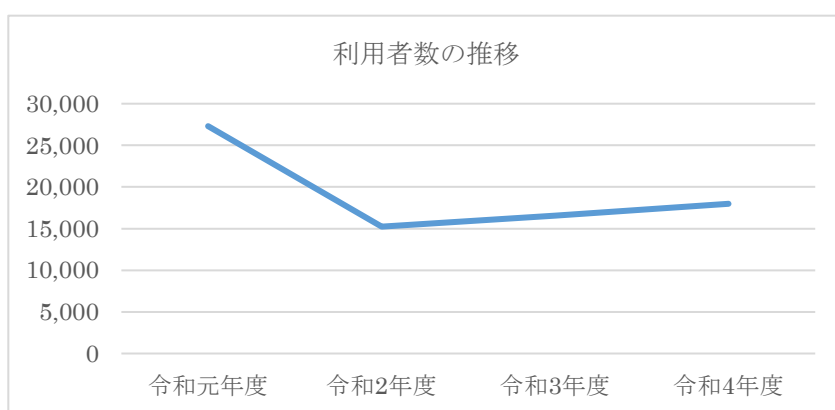
【臨時休館・休止日数の推移（令和元年～令和4年度）】 (単位：日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会館休館日数	0	76	8	0
入浴のみ休止日数	0	0	32	0

(2) 利用者数の推移

【利用者数年間比較（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	27,303	15,236	16,560	17,989



9 老人いこいの家

本施設は、高齢者(60歳以上の方)が、入浴、教養の向上、レクリエーション及び趣味などを楽しめる場所であり、いこいの場となっている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市の方針により下記のとおり臨時休館となった。

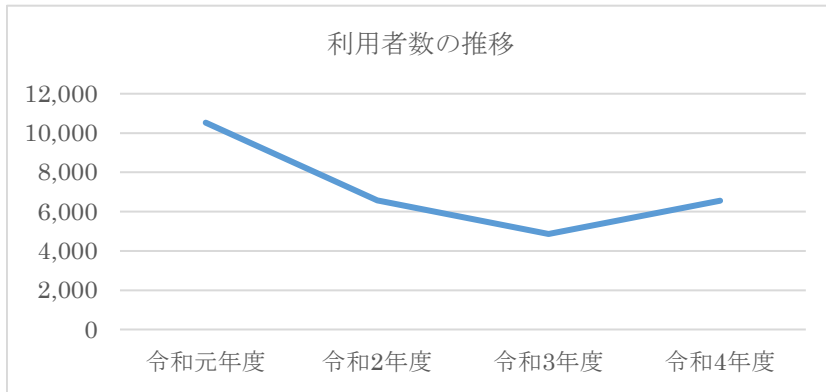
【臨時休館・休止日数の推移（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会館休館日数	0	76	8	0
入浴のみ休止日数	0	0	32	0

(2) 利用者数の推移

【利用者数年間比較（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	10,527	6,578	4,861	6,557



10 都城市保健センター

通常どおりの開館とした。

ただし、感染拡大期間においては、集団で実施する健康診査、保健指導については中止とした。

(1) 一時中止した事業及び期間

下記の事業については、感染拡大状況を勘案し一時中止した。

	事業	中止した期間
健康診査	1歳6か月児健康診査	令和2年3月～5月
		令和3年1月9日～22日
		令和4年1月19日～3月8日
	3歳児健康診査	令和2年3月～5月
		令和3年1月9日～22日
		令和4年1月18日～3月10日
2歳6か月歯科健康診査	令和2年3月～10月	
	令和3年1月～2月5日	
	令和3年5月27日 令和4年1月21日～3月11日	
相談事業	乳児健康相談・4か月児健康相談	令和2年3月～9月
		令和3年1月
	離乳食教室	【個別対応】 令和3年5月24日、25日 令和3年6月7日 令和4年1月28日、 2月7日、21日、22日
		令和2年3月～10月、令和3年1月
		令和3年5月28日 令和4年1月24日、2月25日
あそびの教室「キッズランド」	令和3年1月～2月9日	

		(令和2年4月～10月は個別対応)
		令和3年5月27日～6月10日 令和4年1月27日～3月3日
	パパママ教室・赤ちゃん広場 (産前・産後サポート事業)	令和2年3月～4月、8月～9月 令和3年1月
		令和3年5月31日 令和4年1月31日、2月13日

(2) 事業中止に伴い実施した事業

新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により長期間家庭で過ごす乳幼児、児童、妊産婦、養育者等の心身の状況が危惧され、妊産婦や養育者の不安の解消に努めるために大型連休中における「子育て相談」の電話相談窓口を開設した。

日時：令和2年5月4日(月)・5日(火)9時～13時

実施場所：都城市保健センター

対応職員：保健師

(3) 感染防止対策

受診者数と付添者数を限定し人数制限を設け、インターネットによる予約を開始し、受付時間を分散した。受付時は、体温測定、手指消毒、体調確認を実施し、会場の換気を行った。また、医師のマスク及びガウンの着衣、問診の際はパーテーションを設置しマスク着用、フェイスシールド装着等を行い、受診児毎に椅子や机・積木等の消毒を実施した。

11 都城市こども発達センターきらきら

通常どおりの開館とした。

ただし、感染拡大期間においては、集団で実施する診察前行動観察については中止とした。

(1) 一時中止した事業及び期間

下記の事業については、感染拡大状況を勘案し一時中止した。

事業	中止した期間
診察前行動観察(きき教室)	令和2年3月、令和3年1月 令和4年1月21日～2月8日

(2) 感染防止対策

受付時は、体温測定、手指消毒、体調確認を実施し、会場の換気を行った。会場に入る人数を制限するために、こどもの行動観察と保護者との面談の場所を分けて実施した。

12 都城健康サービスセンター

本施設は、都城市郡医師会病院及び都城夜間急病センターが併設され、本市が所有している。管理運営については、都城市北諸県郡医師会が指定管理者として、地域住民の疾病の早期発見から健診異常者の管理まで一貫性をもったサービスを組織的に行い地域住民の予防医療に寄与することを目的と

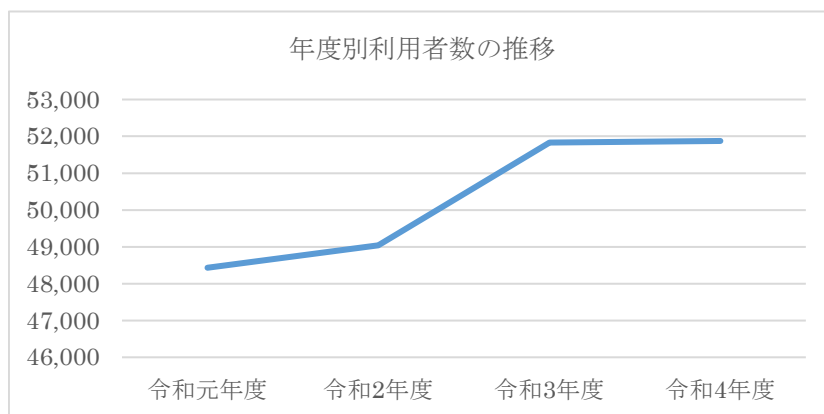
し、市民の安全・安心・健康を支えている。

施設の利用者数は、令和元年度から令和4年度にかけて毎年増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、健康診断等を控える医療機関が増え、その受け皿となったことによるものである。

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	48,432	49,040	51,833	51,874



(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

通常は2階受付ホールで受付前を受診者の待合場所としていたが、施設内での密を避けるため、1階の研修ホールに間隔を置いて椅子を並べ、そこを待合室として、時間がきたら順次少人数ずつを2階受付ホールに案内し、受付を行った。

また、本施設でPCR検査を行えるようにするため、既存の滅菌室に前室を設け、PCR検査室とする改修工事を行い、PCR検査装置を導入した。改修工事及びPCR検査装置の費用については、総額10,483,000円で、宮崎県感染症検査実施医療機関等設備整備事業費補助金から全額補助を受けている。

13 都城夜間急病センター

本施設は、都城市郡医師会病院及び都城健康サービスセンターが併設されており、夜間の初期救急医療を担う施設として、19時から翌朝7時までの365日、内科・外科・小児科の3科診療体制で、市民の安全・安心・健康を支えている。

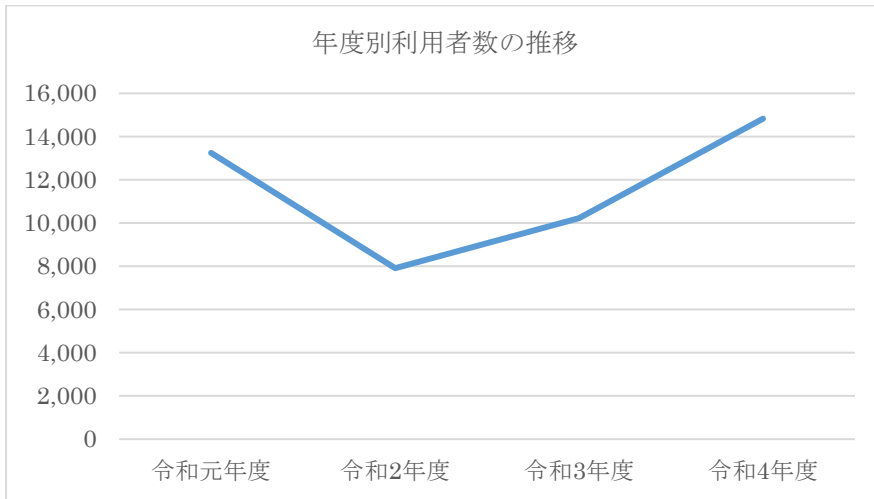
管理運営については、都城市北諸県郡医師会が指定管理者として、都城市郡医師会病院と連携しながら、初期救急医療体制を構築している。

施設の利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えで大幅に減少したが、令和4年度には、発熱外来患者の増加で例年を上回る利用者数であった。

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	13,243	7,912	10,224	14,829



(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年4月27日から、発熱外来に対応するために、病院西側の屋外にプレハブを5棟設置した。屋外でトリアージを行い、プレハブ内と病院内のパソコンでオンライン診療を開始した。

同年5月27日にプレハブを3棟にし、玄関前でのトリアージに変更した。

令和3年1月6日に病院内で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生したため、夜間急病センター診療を原則中止した。令和3年1月13日に小児科診療を再開した。令和3年1月18日に内科・外科診療を再開した。

令和4年8月9日にプレハブに大きな仮設屋根を設置し、車をプレハブに横付けして、検体採取を行うドライブスルー方式とした。

令和5年3月31日にプレハブ撤去及び検体採取・ドライブスルー方式を終了した。

第2項 産業振興施設

1 都城市道の駅山之口

当該施設は、道路管理者である宮崎県が整備した駐車場、トイレ棟など道路利用者サービスのための施設と、特産品等の地域資源の有効活用及び地域活性化を図るため、「ふるさと産品販売所」、「農林水産物直売・食材供給施設（レストラン）」、「農林水産物処理加工施設（加工センター）」が併設された施設である。また、当該施設の管理運営は指定管理者である「道の駅山之口株式会社」が行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、市の方針による臨時休館や施設従業員の新型コロナ感染により以下のように施設を休館した。

【臨時休館日数】 (単位：日)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
73	0	0

(2) 利用者数の推移

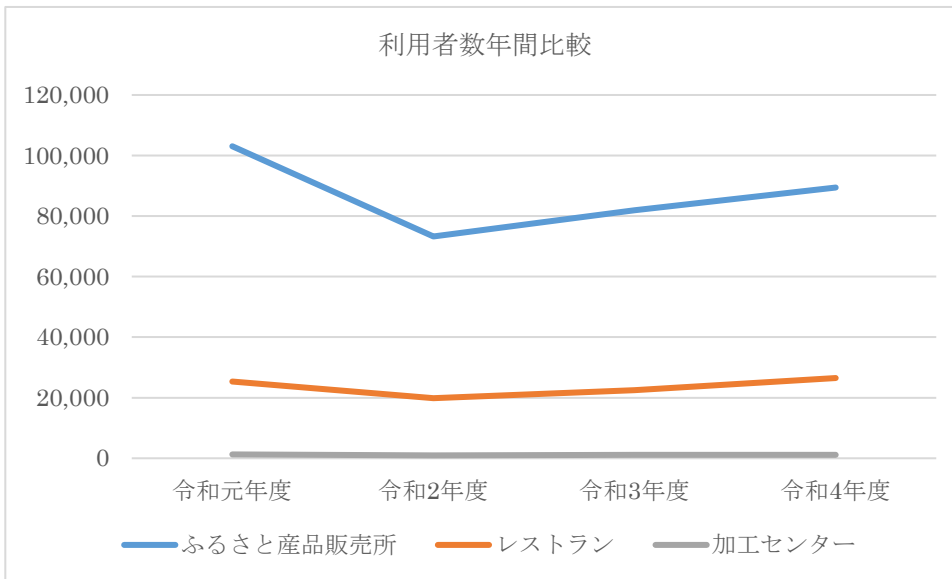
利用者数については新型コロナ感染拡大防止のための休館や外出自粛による来客数の減少が見られ、令和元年度と比較して令和2年度は約27%の減となった。令和4年度は回復傾向にあるが、コロナ以前

までの水準まで至っていない。

【利用者数年間比較：令和元年度～令和4年度】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと産品販売所	103,067	73,272	81,876	89,407
レストラン	25,358	19,854	22,471	26,502
加工センター	1,272	953	1,184	1,100
合計	129,697	94,079	105,531	117,009



(3) 管理運営費（指定管理料）の推移

新型コロナウイルス感染拡大に伴う来客数の減少や施設休館により指定管理者の収入となる利用料金収入の減収により令和2年度においては、管理運営費（指定管理料）の増額見直しを行った。令和3年度以降は、見直しを行っていない。

【管理運営費（指定管理料）の推移】

(単位：円)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管理運営費（指定管理料）	3,115,000	8,980,727	3,051,000	3,051,000

2 山田管内の指定管理施設

令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、市の方針により公共施設は臨時休館等の利用制限を実施した。ふれあい農園、谷頭駅前買物公園については、屋外施設で常時開放された施設であるため、利用制限は行っていない。

【山田産業建設課所管の公共施設一覧】

施設名	区分	施設管理者	備考
活性化センター	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	
農村婦人の家・食文化伝統伝承館	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	
工芸伝統伝承館	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	

ふれあい農園	屋外／有料	都城ぼんち地域振興(株)	利用制限なし
谷頭駅前買物公園	屋外	都城ぼんち地域振興(株)	利用制限なし

(1) 臨時休館

令和2年度は4月、5月、7月、8月、1月、2月に、令和3年度は5月、6月に臨時休館。

【施設毎の臨時休館日数】 (単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度
活性化センター	74	13
農村婦人の家・食文化伝統伝承館	74	13
工芸伝統伝承館	74	13

(2) 臨時休館以外の利用制限

令和2年度は5月に、令和3年度は8月、9月、1月、2月、3月に活性化センターの宿泊利用を休止。

【臨時休館以外の利用制限日数】 (単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度
活性化センター	21	94

(3) 利用制限に伴う利用料金の還付

有料施設のうち、ふれあい農園以外の施設については施設利用後に利用料金を支払う形態のため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付はない。

ふれあい農園については、屋外施設で常時開放された施設で利用制限を行っておらず、利用料金は年額払いのため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付はない。

3 高崎農産加工センター（大牟田農産加工センター、江平農産加工調理センター）

(1) 施設の概要

高崎町の農業振興及び地域活性化に資するために設けられた施設で、大牟田農産加工センターでは、農産物加工品の開発や農産物及び加工品、工芸品等の展示販売を行っている。また、江平農産加工調理センターでは、自家消費用の農産物加工品の体験などを行っている。

また、当該施設の管理運営は指定管理者である「株式会社 ROPES」が行っている。

(2) 臨時休館等の状況

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市の方針により臨時休館等の利用制限を行った。

【臨時休館】 (単位：日)

4月	5月	7月	8月	1月	合計
9	10	2	21	5	47

【時短営業】 (単位：日)

1月	2月	合計
18	7	25

【令和3年度】

大牟田農産加工センターは感染防止対策を徹底した上で開館し、江平農産加工調理センターは休館の利用制限を行った。

【臨時休館】

(単位：日)

5月	6月	8月	9月	合計
11	10	20	30	71

(3)利用制限に伴う利用料金の還付

施設利用後に利用料金を支払うため、利用制限に伴う利用料金の還付はない。

4 高崎縄瀬地区活性化センター（肉・乳加工室）

(1) 施設の概要

当該施設は、鶏・豚の燻製作りやアイスクリームなど畜産物の加工体験学習を通して畜産振興及び地域の活性化を図るための直営管理の施設である。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館していたが、令和4年12月15日から施設を再開した。

(2) 臨時休館

- ・ 令和3年度は、4月～翌年3月末まで臨時休館
- ・ 令和4年度は、4月～12月14日まで臨時休館

体験の実施に当たっては、衛生管理上の制約で体験室は密閉されていることや、体験日は5～8人程度の不特定の者が狭い空間で密接して作業を行うなど3密を回避できないことのほか、肉の漬込み等の都合上、1週間前からの仕入れ・仕込みが必要であり、急なキャンセルに対応し難いことなどを踏まえ、沈静化の様相が見られた令和4年6月末から再開に向けて関係課等と協議を開始し、令和4年12月15日から漬込みを開始した。

5 林業総合センター

当該施設は、林業者の研修集会、実技訓練等、多目的機能活動に備えた拠点施設であり、林業振興の活性化に資すると共に、余暇を利用した林業者や市民の健康づくりにも活用できる施設である。また、当該施設の管理運営は指定管理者である「都城森林組合」が行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染症感染拡大防止に伴い、臨時休館により以下のように施設を休館した。

【令和2年度】

(単位：日)

4月	5月	7月	8月	1月	2月	合計
9	10	1	25	25	7	77

【令和3年度】

(単位：日)

5月	6月	8月	9月	1月	2月	3月	合計
11	10	20	12	11	28	6	88

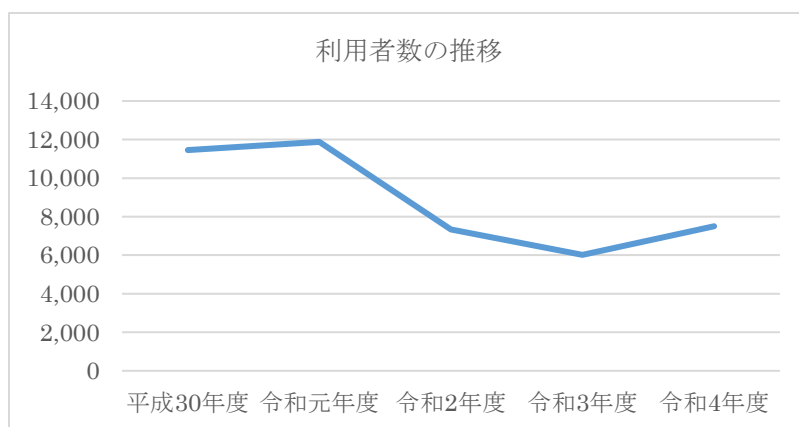
(2) 利用者数の推移

これまで利用者数については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休館による利用者数の減少が見られたが、令和4年度は前年比約25%の増となった。

【利用者数年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
11,448	11,880	7,333	6,018	7,505



(3) 利用制限に伴う利用料金の還付

【令和2年度】

(単位：円)

4月	5月	7月	8月	1月	2月	合計
20,900	6,710	3,960	33,150	40,700	4,840	110,260

【令和3年度】

(単位：円)

5月	6月	8月	9月	1月	2月	3月	合計
15,290	6,600	22,220	35,420	23,430	41,800	2,860	147,620

6 農業伝承の家

当該施設は、農村の文化等に関する研修及び交流の場を設け、農村の伝統文化の継承及び活気ある住みよい地域環境づくりに寄与するため設置されている。

(1) 臨時休館

- ・ 令和2年度は、4月、5月、7月、8月、1月に臨時休館。
- ・ 令和3年度は、5月、6月に臨時休館。

【施設の臨時休館日数推移】

(単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都城市農業伝承の家	58	21	0

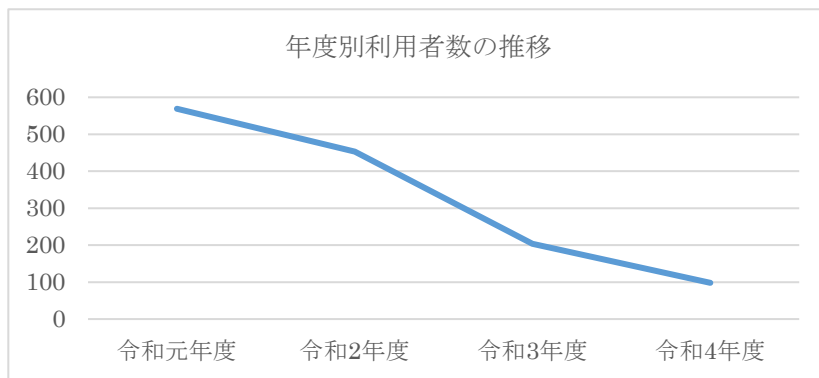
(2) 利用制限に伴う利用料金の還付

有料施設は施設利用後に利用料金を支払う形態のため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

(3) 利用者数の推移

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	569	453	204	98



7 ウェルネス交流プラザ及び未来創造ステーション外3施設

当施設は、市民が集い、楽しみ、及び交流する活動を推進することにより、賑わいのある個性豊かな中心市街地を創造し、もって市民の福祉の一層の増進に寄与すること等を目的として設置されている。

令和4年度においては、感染者が過去最大となったが、様々な要因で死亡率や重症化率が低下し、大きな行動制限も発出されなかったことから、感染拡大に伴う休館は行わなかった。ただし、以下の2つのガイドラインを遵守し、感染防止策を徹底した上で、指定管理業務を行った。

【①「新型コロナウイルス等感染症の重大な影響下におけるガイドライン」】

多くのお客様が集い、様々な効果が期待される指定管理物件の運営及び都城まちづくり株式会社が主催するイベント実施に関する基本方針について規定したもの。

【②「新型コロナウイルス等感染症の重大な影響下における労働環境整備に関するガイドライン」】

事業を継続し、停滞なく確実に業務を遂行する為、労働環境や勤務体系の整備等に関する基本方針について規定したもの。

(1) 貸館事業

未来外3施設の利用状況について、令和4年度は令和3年度に比べ利用者が増加し、前年比1.27倍(63,395人)であった。ウェルネス交流プラザについて、令和3年度はワクチン接種会場としての利用により増加したため、令和4年度は、前年比0.89倍(77,050人)に減少した。

(2) 自主企画事業

ウェルネス交流プラザ及び未来創造ステーション、まちなか交流センターで実施している自主企画事業について、令和4年度から各種イベントを企画・開催し、多くのお客様で賑わいを見せた。その結果、来場者数は全施設合わせて、20,569人で前年度比1.59倍だった。

(3) まちなか広場における賑わい創出事業

自主企画事業と同様に令和4年度は厳しい制限等もなかったことから、感染防止対策を徹底した上で規模の大きいイベントも少しずつ再開させることができた。イベント回数は前年度の方が多かったが、来場者数は前年度比5.25となった。

① イベント開催数

R3年度：299回

R4年度：190回

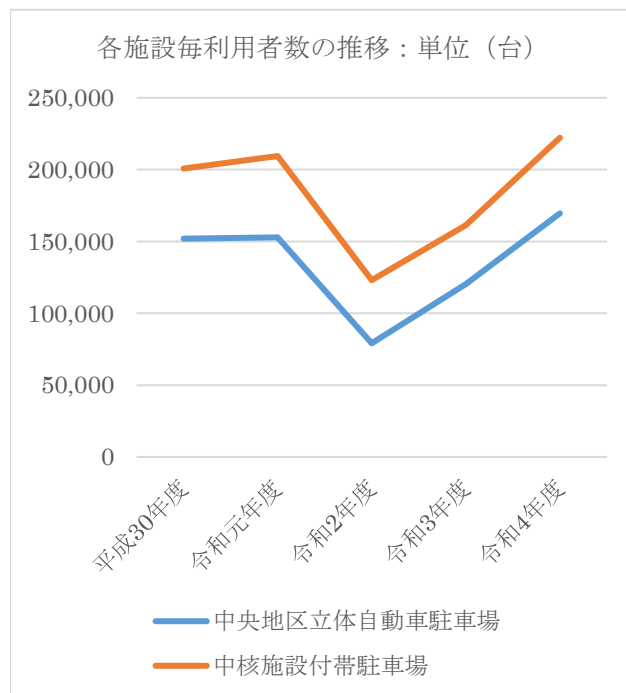
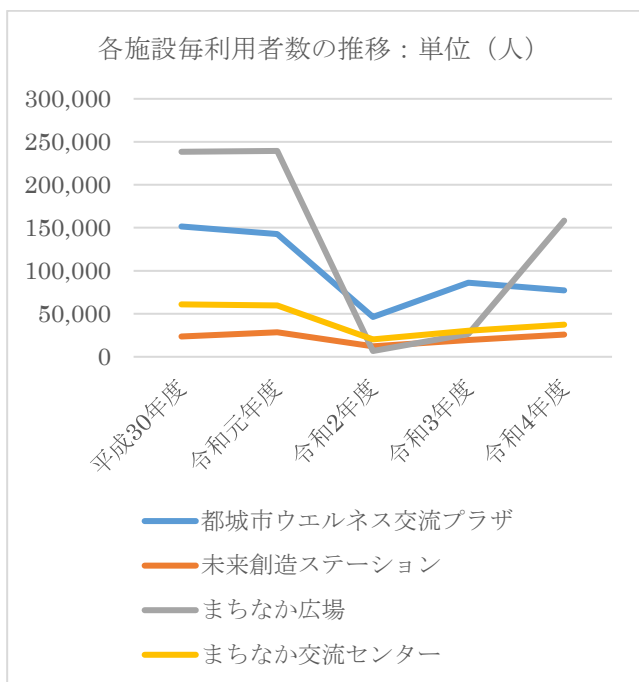
② 来場者数

R3年度：23,404人

R4年度：122,787人

【各施設毎利用者等数の推移】

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都城市ウェルネス交流プラザ	151,553人	142,613人	46,302人	86,185人	77,050人
未来創造ステーション	23,774人	28,517人	12,188人	19,552人	25,829人
まちなか広場	238,414人	239,410人	6,731人	26,409人	158,531人
まちなか交流センター	60,956人	59,713人	20,242人	30,176人	37,566人
中央地区立体自動車駐車場	151,909台	152,911台	79,117台	120,283台	169,581台
中核施設付帯駐車場	200,683台	209,513台	123,053台	161,218台	222,242台



第3項 市営住宅施設

1 都城市営住宅集会所

当該施設は、市営住宅入居者の共同福祉施設として都城市営住宅に併設されている。その使用状況は、団地入居者及び周辺住民で構成される自治公民館が、総会や班会などの公民館行事に使用している例が多い。

集会所名	所在
一万城団地集会所	都城市一万城町 4998 番地 1
内堀団地集会所	都城市鷹尾 4 丁目 4388 番地
北鷹尾団地集会所	都城市鷹尾 5 丁目 4371 番地
志比田団地集会所	都城市志比田町 5211 番地 2
下長飯団地集会所	都城市大岩田町 6136 番地 2
都北団地集会所	都城市都北町 1011 番地
蓑原団地集会所	都城市蓑原町 2358 番地 1
都原団地集会所	都城市都原町 26 番地 1
宮丸西団地集会所	都城市鷹尾 1 丁目 3733 番地 1
富吉団地集会所	都城市山之口町富吉 1562-1
飯起団地集会所	都城市山之口町花木 2160-1
丸岡団地集会所	都城市山之口町山之口 3423-1
花木第 1 団地集会所	都城市山之口町花木 2057-1
花木第 3 団地集会所	都城市山之口町花木 2405-3
花木第 4 団地集会所	都城市山之口町花木 2331-2
第 2 軍神原住宅 集会所	都城市高城町穂満坊 2553 番地
石山住宅 集会所	都城市高城町石山 283 番地
田尾上住宅 集会所	都城市高城町有水 3540 番地
高崎中央団地集会所	都城市高崎町大牟田 1239 番地 1
高崎新田駅前団地集会所	都城市高崎町大牟田 935 番地 5

当該集会所については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、他の公共施設の臨時休館期間に合わせて利用禁止とすることし、利用禁止のポスターを当該集会所に掲示するとともに、公民館長及び市営住宅連絡員を通じて入居者への周知を行った。

【令和 2 年度】

回	集会所利用禁止期間
1	令和 2 年 4 月 22 日～令和 2 年 5 月 11 日
2	令和 2 年 7 月 27 日
3	令和 2 年 8 月 8 日～令和 2 年 8 月 31 日
4	令和 3 年 1 月 9 日～令和 3 年 2 月 7 日

【令和3年度】

回	集会所利用禁止期間
1	令和3年5月21日～令和3年6月10日
2	令和3年8月12日～令和3年9月30日
3	令和4年1月21日～令和4年3月6日

第4項 主な社会教育・文化施設

1 総合文化ホール

当該施設は、市民の生活文化及び文化芸術の振興を図るとともに、創造的な文化芸術活動を通じ、心豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として設置されている。

コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症に関する、国、県、市が定める新型コロナウイルス対応方針、イベント等の開催判断、ホールが定める感染拡大予防方針に則り、文化振興事業（公演鑑賞型事業、普及啓発型事業及び地域貢献型事業）を実施している。

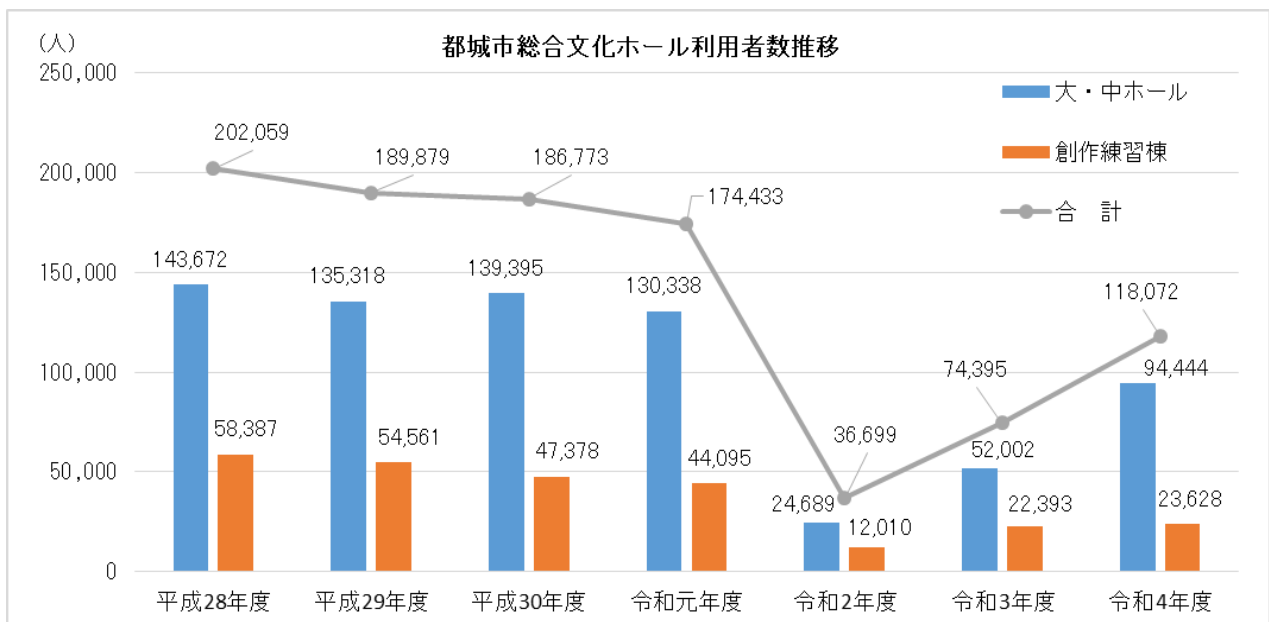
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度及び令和3年度の利用者数は、施設の臨時休館や利用制限が相次いだことから、令和元年度と比較して、それぞれ約8割減、約6割減と大幅に減少した。

令和4年度の利用者数は、令和3年度より約5割増加したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、入場制限や規模を縮小して事業が開催されたことなどから、令和元年度と比較し、約3割減少した。

【利用者数の推移】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大・中ホール	143,672	135,318	139,395	130,338	24,689	52,002	94,444
創作練習棟	58,387	54,561	47,378	44,095	12,010	22,393	23,628
合計	202,059	189,879	186,773	174,433	36,699	74,395	118,072



(1) 指定管理者

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

(2) 休館期間（新型コロナウイルス感染症関連）

令和2年度	4月22日～5月10日、7月27日～7月28日、8月8日～8月31日、1月7日～2月7日
令和3年度	5月24日～6月6日、8月22日～8月23日

2 山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の館）

当該施設は、都城市山之口町麓地域に伝わる重要無形民俗文化財「山之口麓文弥節人形浄瑠璃」（平成7年12月26日国指定）の保存・伝承・公開の施設として平成4年4月に開館。地域で以前使用していた人形や台本、刀剣類等の展示をはじめ、人形浄瑠璃保存会員により、毎年4回（3、6、9、11月）の定期公演を開催している。平成6年度からは、都城市立麓小学校5、6年生を対象に「麓小学校人形浄瑠璃伝承活動」を行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 来館者数の推移

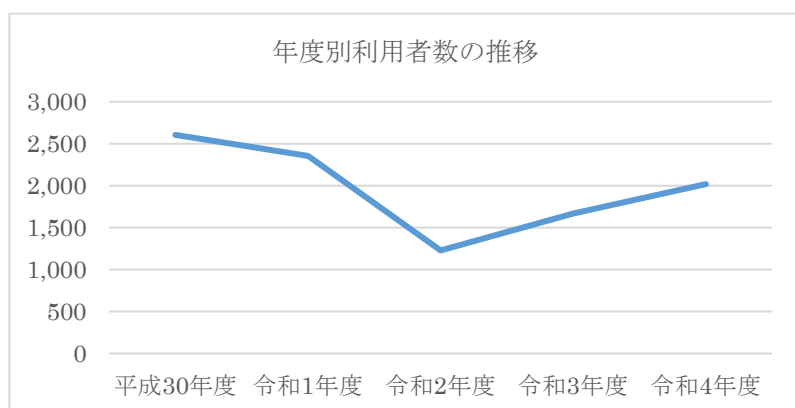
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【来館者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

（単位：人）

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,605	2,356	1,228	1,666	2,017

【来館者 年間推移】



3 山之口弥五郎どん交流活性化センター（弥五郎どんの館）

当該施設は、宮崎県指定「無形民俗文化財」である弥五郎どん祭りの保存継承と活力ある農山村地域振興のため、県営中山間地域総合整備事業により整備された施設である。施設は、弥五郎どん祭りの様子を表現した模型やパネルなど展示ホールのほか、生活改善食品加工室を併設した施設である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度79日、令和3年度18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

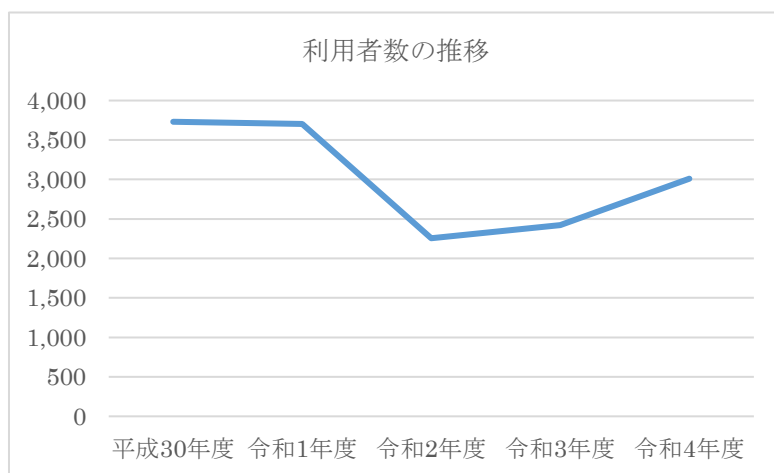
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,731	3,702	2,256	2,423	3,010

【利用者 年間推移】



4 都城市高城生涯学習センター

(1) 施設の概要

都城市高城生涯学習センターは、市民に生涯にわたって学習する機会を広く提供し、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、地区公民館施設及び図書館施設の機能を有する生涯学習の総合施設である。新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返し発生し、市の公の施設の開館基準に基づく対応として下記のとおり利用制限した。

(2) 管理運営形態

直営

(3) 利用制限の内容

風邪症状のある者の入館制限

貸館時の収容人数制限（定員の50%程度）

(4) 利用制限の状況

令和2年度 4/22～5/10 19日間、 7/27 1日間

8/7～8/31 25日間、1/9～2/7 30日間 計1回 計75日間

令和3年度 5/21～6/3 14日間

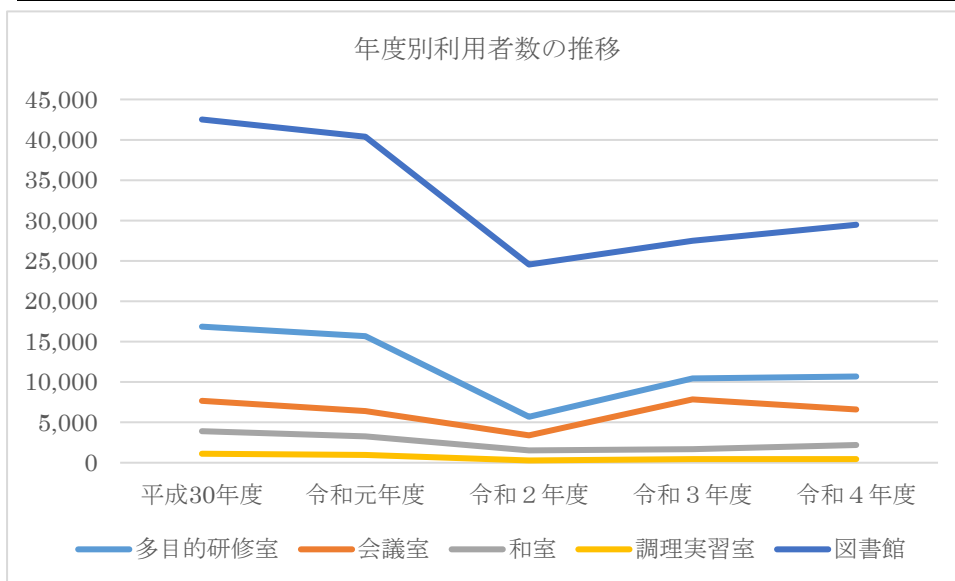
計1回 計14日間

令和4年度 4/1～3/31

(5) 利用者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多目的研修室	16,857	15,676	5,689	10,439	10,681
会議室	7,649	6,405	3,388	7,844	6,602
和室	3,904	3,252	1,525	1,695	2,193
調理実習室	1,111	973	279	437	465
図書館	42,515	40,373	24,547	27,506	29,458
利用者数合計	72,036	66,679	35,428	47,921	49,399



5 山田総合センターの利用制限

当該施設は、昭和53年度に山田地区における生涯学習を实践する場として建築された。講演会、音楽会などの芸術文化の発表会・研究会の開催、自主学習の実施等により地域社会の発展に貢献し、より良き人生を送るために役立っていることから、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の利用があり、生涯学習施設として大変重要な役割を果たしている。

(1) 山田総合センター臨時休館の状況

令和元年度は、山田総合センター大規模改修工事によって6月から3月までは通常通りの貸館事業ができず、山田総合支所2階での貸館事業を行ったため利用者は大幅に減少した。

改修工事が完了し、令和2年4月に新総合センターをオープンさせたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市の方針により臨時休館となった。令和2年度が計74日、令和3年度が計95日の臨時休館を余儀なくされた。

(単位：日)

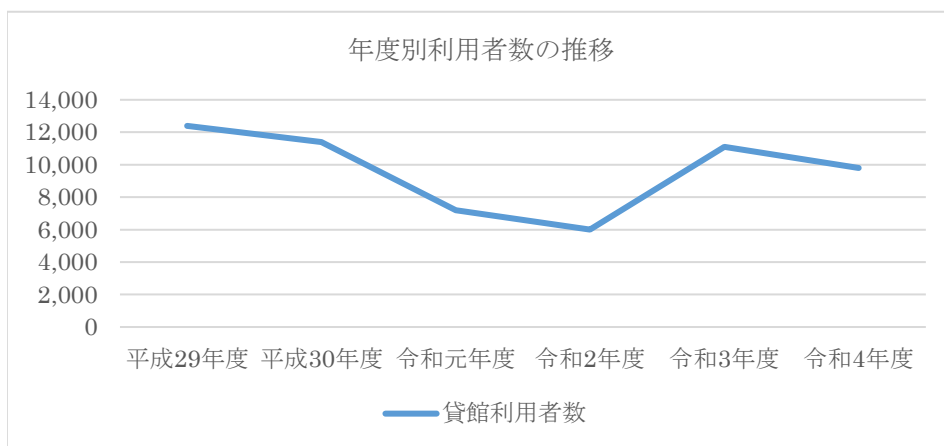
令和元年度	令和2年度	令和3年度
33	74	95

※令和元年度の休館は、総合センター改築工事によるものである。

(2) 山田総合センター貸館利用者数の推移

利用者数については、改修工事前の平成30年度までは11,000人以上で推移しているが、令和元年度は改修工事による閉館が響き7,000人強の利用者となった。令和2年度は、改修工事後の新規開館にも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休館及びイベントや団体の利用自粛が顕著となり、利用者は6,000人に留まり、平成30年度と比較するとほぼ半減となった。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸館利用者数	12,391人	11,389人	7,198人	6,003人	11,098人	9,797人
貸館利用団体数	68	63	49	43	47	42
貸館利用回数	813	875	691	489	694	628



(3) 山田総合センター図書室利用者数の推移

山田総合センター内には蔵書数8,000冊の図書室もあり、本の貸出など子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

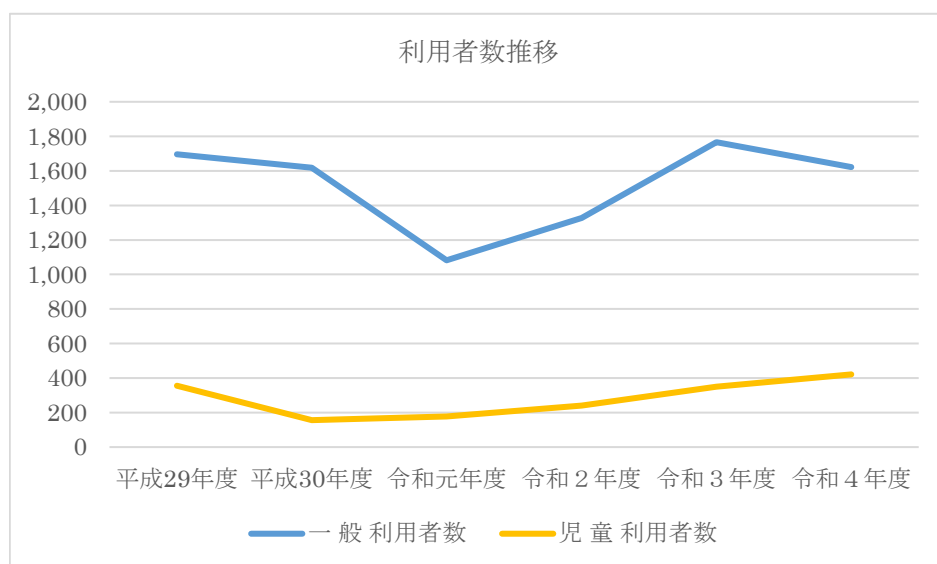
近年では、幼児・児童を集めた読み聞かせ会の開催や、市立・県立図書館との連携による他館の図書貸出、小中学校との情報共有や連携による貸出本の住み分け、山田地区内児童・福祉施設へ長期に100冊単位での貸出を行う移動図書室など、多岐に渡って図書教育と情操教育の推進を展開しており、地区内

外住民から親しまれる施設となっている。

利用者数については、改修工事前の平成30年度までは年間1,700人以上で推移していたが、令和元年度は、山田総合センター改修工事による山田総合支所1階での開設が響き、対前年度比29.0%減の1,260人となった。

令和2年度は、4月に新総合センターをオープンさせ、図書室も新装になって開設したところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市の方針で74日間の臨時休館があったにもかかわらず、貸出利用者が対前年度比24.37%の増、貸出冊数が対前年度比51.20%の増、一人当りの貸出冊数も対前年度比21.20%の増となった。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般	利用者数	1,696人	1,618人	1,082人	1,327人	1,766人	1,622人
	貸出冊数	3,808冊	3,794冊	2,311冊	3,488冊	4,383冊	4,179冊
	1人当り貸出冊数	2.25冊	2.34冊	2.14冊	2.63冊	2.48冊	2.58冊
児 童	利用者数	355人	156人	178人	240人	349人	421人
	貸出冊数	899冊	391冊	420冊	641冊	1,027冊	1,383冊
	1人当り貸出冊数	2.53冊	2.51冊	2.36冊	2.67冊	2.94冊	3.29冊
計	利用者数	2,051人	1,774人	1,260人	1,567人	2,115人	2,043人
	貸出冊数	4,707冊	4,185冊	2,731冊	4,129冊	5,410冊	5,562冊
	1人当り貸出冊数	2.29冊	2.36冊	2.17冊	2.63冊	2.56冊	2.72冊



6 高崎地区多目的集会所等の利用制限

地域密着型施設として日常的に市民に利用されている多目的集会所等は、令和2年度から都城市高崎地区まちづくり協議会が指定管理者となった。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により下表にある指定管理施設を利用休止とした。

【高崎地区多目的研修集会施設】

施設名	区分	施設管理者
都城市東霧島多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市前田多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市縄瀬多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市大牟田多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市笛水多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市江平農村環境改善センター	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会

(1) 利用休止期間

市の対応方針により、令和2年度は、4月22日～5月10日、7月27日、8月8日～8月31日、1月6日～2月7日までの累計77日間、令和3年度は、8月12日～8月25日、9月1日～9月30日までの累計44日間利用休止とした。

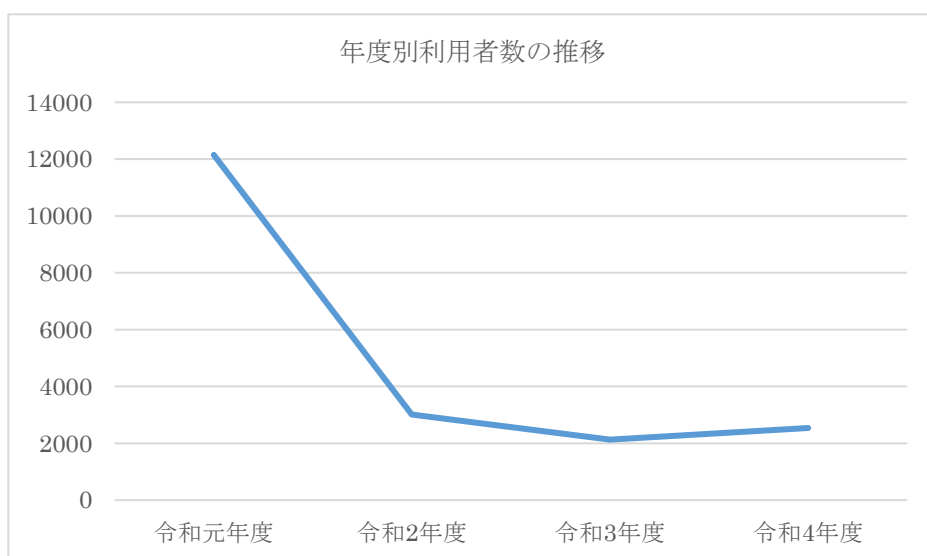
(2) 利用制限に伴う利用料金の還付

市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	12,151	3,017	2,130	2,535



7 高崎たちばな学び館の利用制限

平成 29 年度に旧高崎たちばな学び館から総合支所 2 階に移転した。蔵書数は 13,000 冊を超え、児童生徒から一般まで幅広く利用されている。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により利用休止とした。

(1) 利用休止期間

市の対応方針により、令和 2 年度は、4 月 22 日～5 月 10 日、7 月 27 日、8 月 8 日～8 月 31 日、1 月 7 日～2 月 7 日までの 76 日間、令和 3 年度は、5 月 21 日～6 月 3 日、1 月 21 日～2 月 13 日、までの 38 日間利用休止とした。

8 都城市立図書館及び高城図書館

都城市立図書館は、中心市街地中核施設（都城市中町）の整備の一環として、旧都城大丸センターモールをリノベーションし、平成 30 年 4 月に移転オープンした施設であり、高城図書館は、平成 21 年 5 月に高城生涯学習センター内に開館した施設である。

多くの利用者に愛される図書館として、利便性の向上や多種多様な事業の実施及び効率的な運営のために、指定管理者制度を導入している。

(1) 休館状況及び感染防止対策

令和元年度及び 2 年度における新型コロナウイルス感染拡大等に伴う臨時休館及び感染防止対策については、次のとおり

○3 月 4 日 宮崎県内初の感染が認められる。

- ・くれよん号の学校への巡回を、3 月中は休止する。
- ・児童生徒に出来るだけ自宅で過ごしてもらうことや、図書館への来館を控えてもらうために、貸出冊数の上限を 8 冊から 15 冊に変更し、貸出期間も 4 週間とする。(2/29～4/6)
- ・館内の「静かな部屋」や「こどものにわ」、「ギャラリーB」などを当面の間、閉鎖する。
- ・館内にある椅子を間引き、席と席との間隔をおおむね 1m とする。

○市内全ての屋内施設が 4 月 22 日から臨時休館となり、5 月 10 日まで市立図書館及び高城図書館も休館した。

- ・5 月 11 日以降は、①消毒設備の設置、②マスク等の着用（持参していない場合は、ハンカチ等で口元を押さえる）、③3 密の回避、⑤窓口に飛沫感染防止用のビニール等の設置を行った。
- ・視察や見学は、8 月末までは事前申込制の自由見学で対応し、館内でのイベント等は、8 月末まで実施しないよう、指定管理者に通知した。

○7 月 26 日に市内で初めての新型コロナウイルスの感染者が判明したため、7 月 27・28 日の 2 日間を臨時休館とした。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、8 月 8 日から 31 日まで臨時休館となった。

○感染症対策を目的に、令和 2 年 12 月 31 日から令和 3 年 1 月 3 日までを特別休館とした。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、1 月 9 日から 2 月 7 日まで臨時休館となった。

令和3年度は、5月に感染者数が増加に転じたことから、5月23日から6月3日までを臨時休館とした。その後は、感染状況は増減したものの臨時休館とすることはなく、基本的な感染症対策の徹底や座席を間引くなどの措置を講じながら、通常通り開館した。

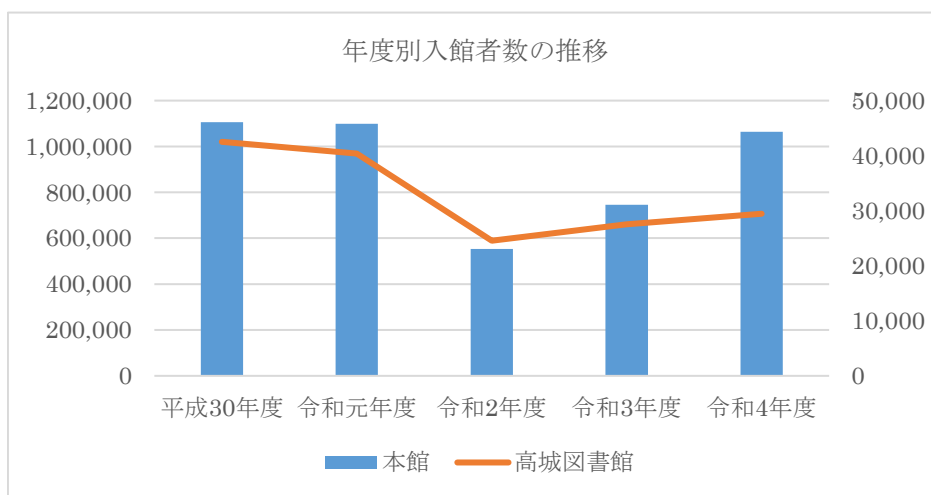
令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休館はなかった。

また、令和4年4月29日に民間複合施設 TERRASTA がオープンし、Mallmall 全体に人の流れが戻ったことから、令和4年度の入館者は、コロナ禍前の令和元年度の水準まで回復している。

【入館者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本館	1,106,021	1,099,257	553,611	745,483	1,064,679
高城図書館	42,515	40,373	24,547	27,506	29,458
計	1,148,536	1,139,630	578,158	772,989	1,094,137



9 公立公民館等の利用制限について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度は74日間、令和3年度は14日間の臨時休館とした。令和4年度は、臨時休館の対応は行っていない。

(1) 中央公民館

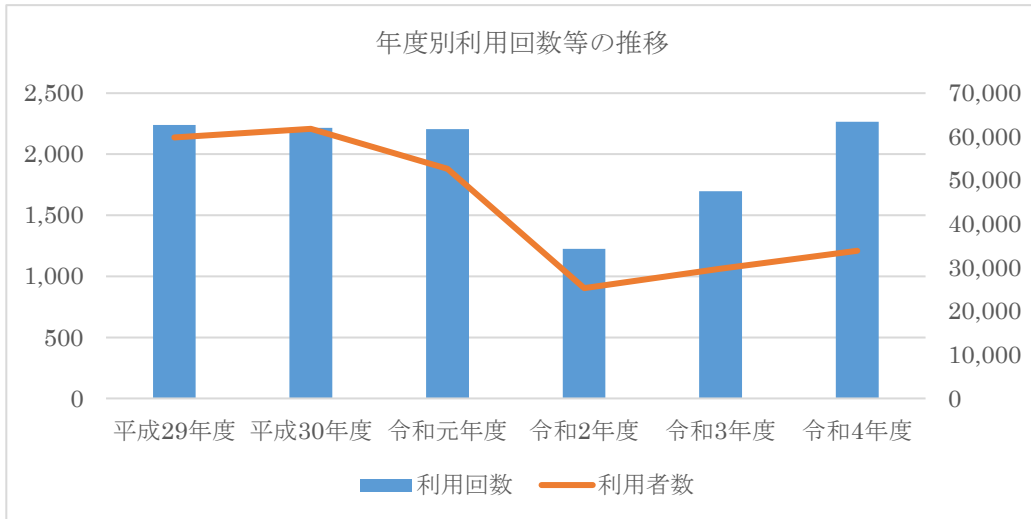
当該施設は、本市の教育・文化の中核的な施設であり、まちづくりと生涯学習に取り組む地域住民の活動を支援し、社会教育の中心的機関としての運営の充実と学習の環境整備に努めるために整備された施設である。

施設は、5つの研修室、視聴覚室、美術室、調理室、工作室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	2,239	2,216	2,206	1,224	1,698	2,265
利用者数	59,833	61,824	52,625	25,298	29,745	33,870



(2) 小松原地区公民館

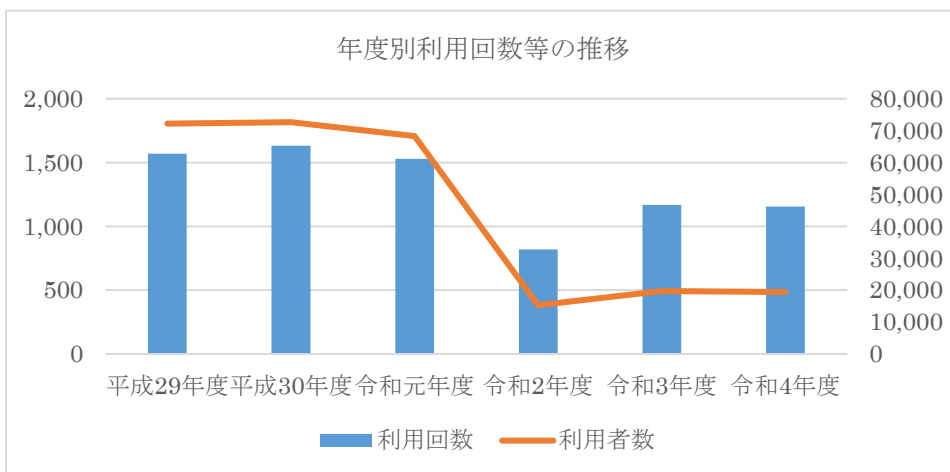
当該施設は、本市の市街地北部を形成する地区に整備された施設である。

施設は、3つの研修室、2つの和室、調理室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,569	1,631	1,530	820	1,168	1,155
利用者数	72,224	72,656	68,269	15,288	19,726	19,445



(3) 妻ヶ丘地区公民館

当該施設は、本市の中心市街地の東部に位置し、北諸県郡三股町に接している地区に整備された施設である。

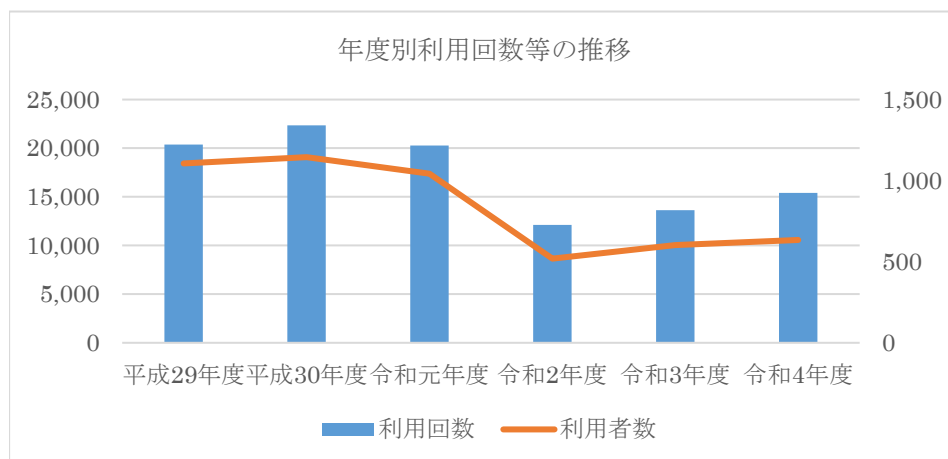
市内一の人口を抱える住宅密集地区であり、地区内に官公庁施設や陸上競技場、野球場、テニスコートの集まる都城運動公園や高木原緑道などの公共施設が設置され、県立高等学校2校、公立小・中学校4校、児童センター1館、幼稚園2園、保育園4園等の教育施設が設置され、教育環境が整っている地区に整備された施設である。

施設は、3つの研修室、2つの和室、調理室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,222	1,341	1,216	726	817	925
利用者数	18,439	19,079	17,364	8,651	10,046	10,577



(4) 祝吉地区公民館

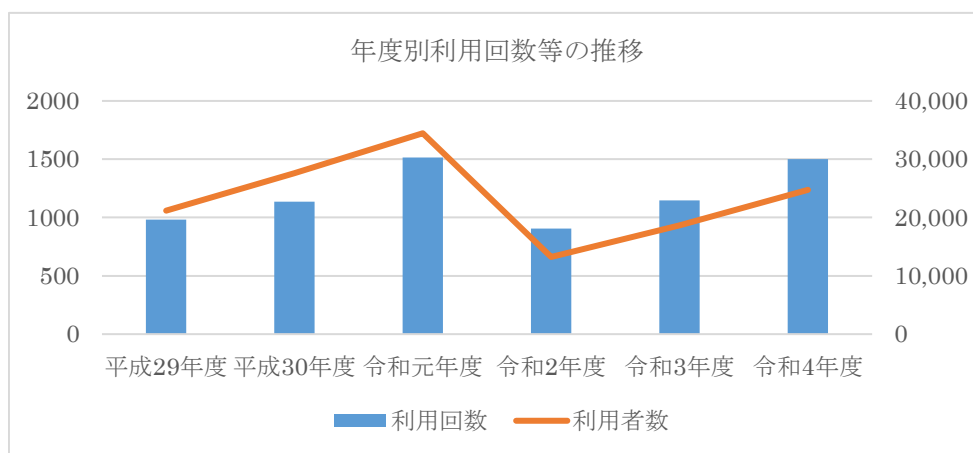
当該施設は、本市の都城市街の東北部に位置し、早水公園や早水公園体育文化センターのサブアリーナ、武道館等の施設立地や区画整理事業が進み新興住宅が増加しており、住環境のよい地区に整備された施設である。

施設は、平成30年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	981	1,135	1,515	904	1,148	1,501
利用者数	21,164	27,621	34,452	13,238	18,657	24,751



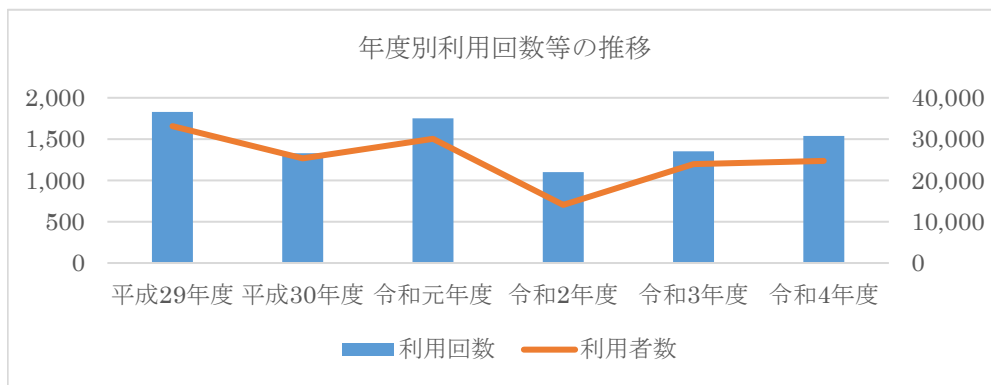
(5) 五十市地区公民館

当該施設は、都城志布志道路の平塚 IC、五十市 IC、今町 IC が整備され、陸上自衛隊駐屯地を始め、高等学校や歴史資料館、長寿館、多目的研修館等、多くの公共施設が設置している利便性のよい地区に整備された施設である。

施設は、平成 24 年 4 月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,828	1,330	1,750	1,101	1,353	1,538
利用者数	33,132	25,302	30,036	14,067	23,920	24,721



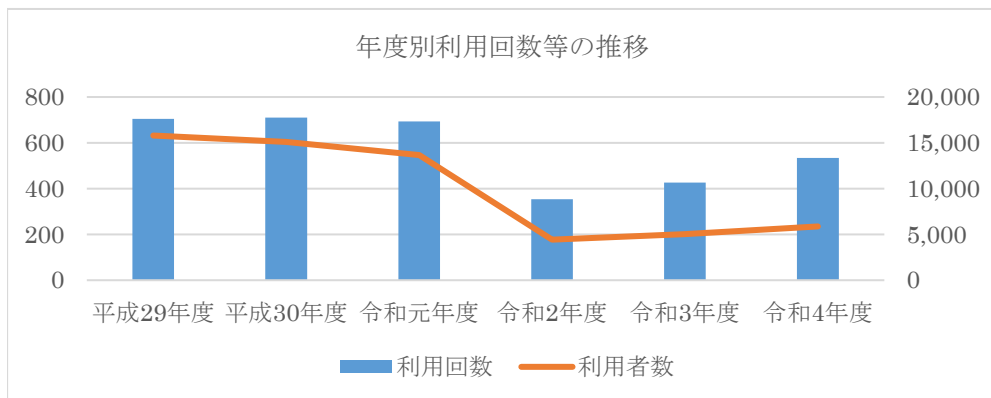
(6) 横市地区公民館

当該施設は、本市の西部に位置し、都城志布志道路の横市 IC を有し、利便性がよく地区内には小中学校や高等学校等、教育施設や福祉作業所などが充実しており、住環境がよい地区に整備された施設である。

施設は、2つの研修室、調理室、2つの和室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	705	710	693	353	426	534
利用者数	15,794	15,101	13,672	4,429	5,032	5,855



(7) 沖水地区公民館

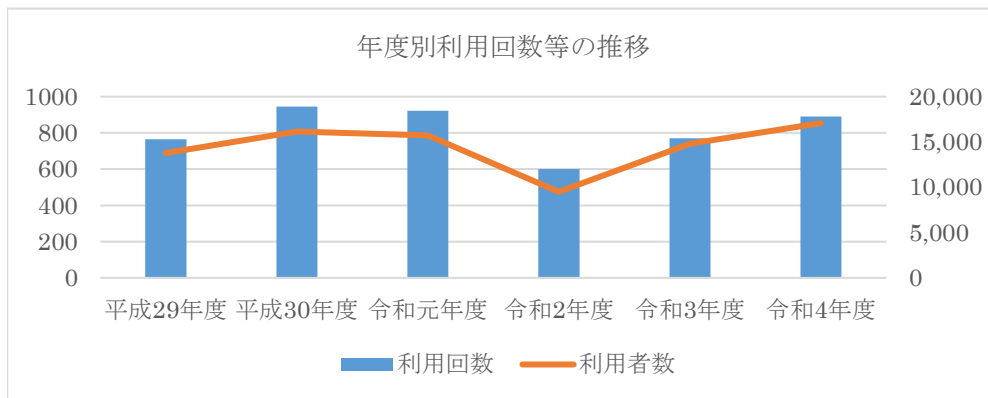
当該施設は、本市のほぼ中央部に位置し、都城志布志道路と九州自動車道との連結点もある利便性のよい地区に整備された施設である。

施設は、令和元年9月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	765	945	922	601	770	890
利用者数	13,777	16,156	15,729	9,497	14,801	17,082



(8) 志和池地区公民館

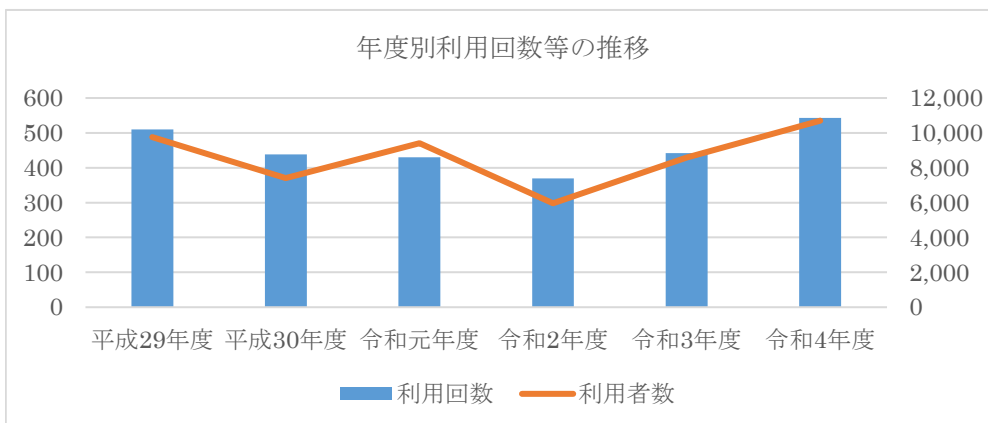
当該施設は、本市のほぼ中央部に位置し、経営耕地面積は856haと農業を基盤とした地域に整備された施設である。

施設は、令和元年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	510	438	430	369	442	543
利用者数	9,764	7,407	9,411	5,961	8,589	10,698



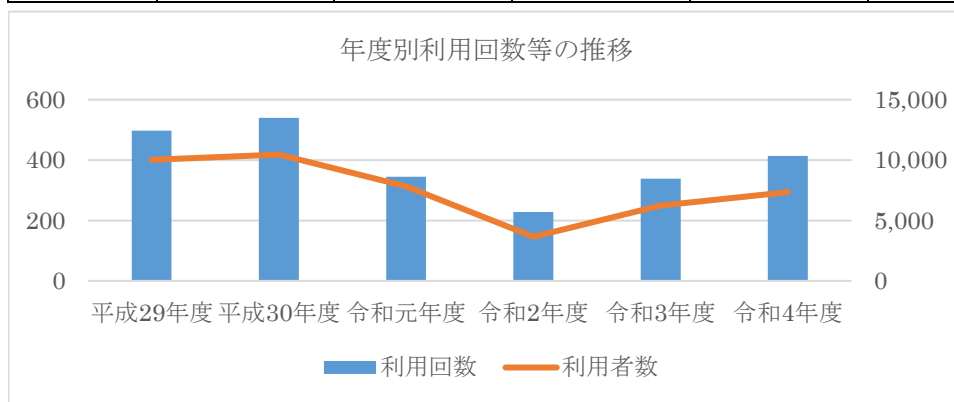
(9) 庄内地区公民館

当該施設は、本市市街地の北西部に接し、主として、農業を基盤とした地域であり、日本の滝百選に選ばれた関之尾滝や、寺社などの史跡や歴史的建造物、民俗芸能等が数多く残る地区に整備された施設である。

施設は、庄内地区市民センターとの複合施設として令和2年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	497	540	345	228	338	414
利用者数	10,028	10,454	7,813	3,650	6,246	7,353



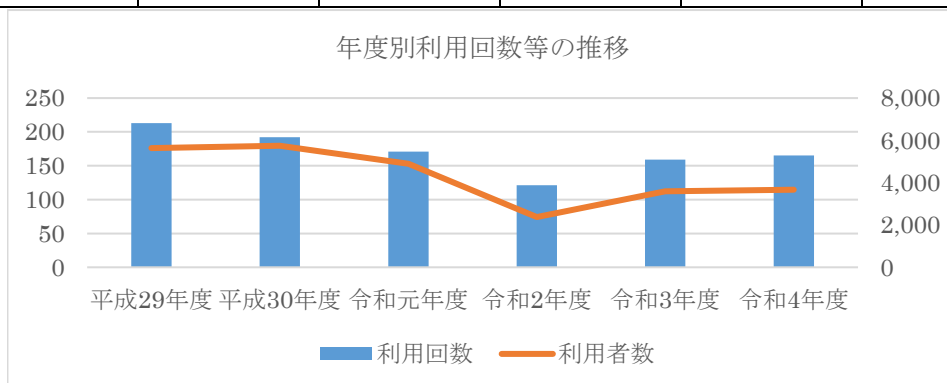
(10) 西岳地区公民館

当該施設は、本市の北西部に位置し、西側は鹿児島県霧島市に南側は同じく曾於市に隣接し、その内約68%が山林や原野になっている中山間地に整備された施設である。

平成25年4月に、西岳地区公民館、西岳地区市民センター、西岳小学校クラブハウスが一体となった施設を同小学校敷地内に整備した。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	213	192	171	121	159	165
利用者数	5,629	5,746	4,895	2,374	3,597	3,664



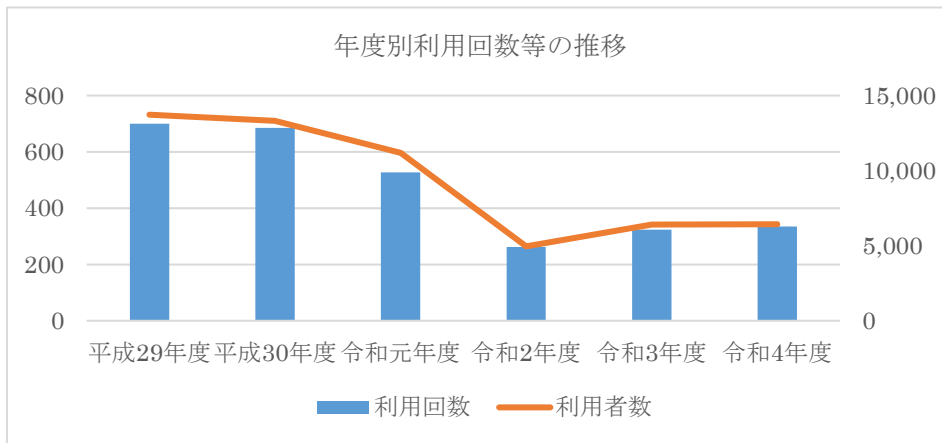
(11) 中郷地区公民館

当該施設は、本市の南部に位置し、三股町、日南市、串間市、鹿児島県曾於市及び志布志市に隣接する中山間地域に整備された施設である。

施設は、和室を含む3つの研修室、調理室、多目的ホールを併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	700	685	527	262	323	335
利用者数	13,723	13,314	11,183	4,956	6,416	6,434



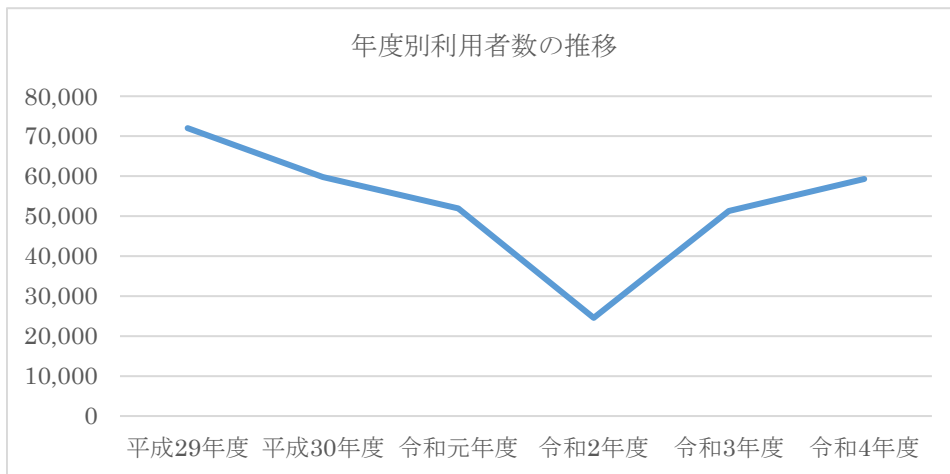
(12) コミュニティセンター

当該施設は、市民が自主的に集い語り合いながらお互いのコミュニティを形成していく場として、また、様々な生涯学習の場として利用されている。この施設を更に使いやすくし、より快適な学習環境にするために、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

施設は、集会室、5つの和室、調理室、児童学習室、研修室、会議室を併設した施設である。

【利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	72,021	59,807	51,925	24,560	51,299	59,261



(13) 教育集会所（広原・梅北）

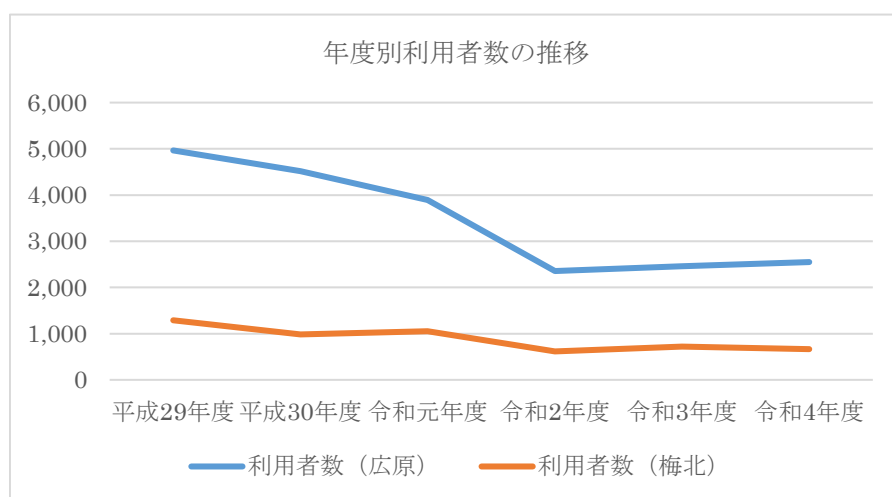
当該施設は、地域における社会教育関係団体等の活動の場及び地域住民の会議・コミュニケーションづくりの場、主催教室や自主教室等の学習機会を支援するために広原町及び梅北町に整備された施設である。

いずれの施設も、会議室、和室、調理室を併設した施設である。

【利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数 (広原)	4,965	4,513	3,892	2,355	2,461	2,552
利用者数 (梅北)	1,289	980	1,055	615	721	662



10 都城歴史資料館

都城歴史資料館は、都城市の歴史と文化を紹介する施設で、市内外からの一般来館者のほかに、市内小・中学校の社会科見学や遠足、市外小・中学校の修学旅行の受け入れを行っている。

(1) 臨時休館の状況

令和5年度は5月末時点において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館はない。

(2) 入館等の制限

令和5年度における新型コロナウイルス感染拡大に伴う入館及び施設等利用の制限は茶室利用の中止のみである。

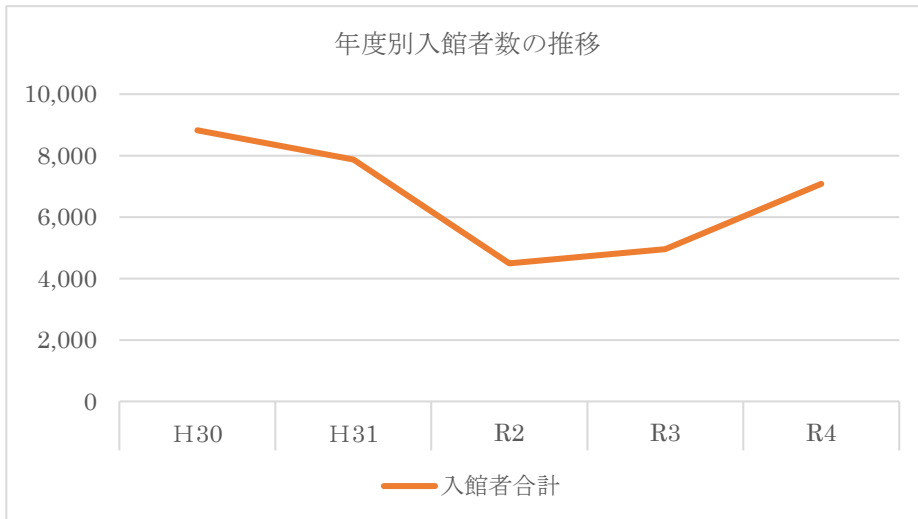
(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の推移

令和5年度は、5月8日以降、5類感染症移行に伴い、前年度同時期に比べ増加傾向にある。

【開館日と入館者数の推移：平成30年度～令和4年度】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数	306	305	191	244	304
入館者数	8,824	7,869	4,494	4,957	7,084

※令和3年6月、9月は展示入れ替えに伴う臨時休館



(4) 感染防止対策

全国における新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年4月以降、都城歴史資料館においては、以下の感染防止対策に加え入館時の検温及び、団体利用・施設利用時における感染対策同意書の提出を実施したが、令和5年3月13日からは廃止した。

令和5年度は、5月8日以降、5類感染症移行に伴い、以下の通り感染対策の緩和を実施した。

- ① マスクの着用については個人の判断とする
- ② 窓口のパーテーションは継続して設置する
- ③ 手指消毒液の設置にとどめる
- ④ 階段手すり等の消毒は行わない
- ⑤ ホームページでの注意喚起については内容変更及び削除

1 1 美術館

美術館は、郷土・南九州を中心とした近現代美術の収蔵作品展や国内外の美術を紹介する特別展を開催している。また、市美術展の開催や市民ギャラリー施設の提供により地域のアートシーンの発展に貢献する場として重要な役割を果たしているため、市内外からの一般来館者のほか園児・小中学生など幅広く来館いただいている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市の方針により令和2年度は69日間、令和3年度は14日間を臨時休館とした。令和4年度から令和5年度5月末時点において臨時休館は行われなかった。

(2) 入館等の制限

国が令和5年3月13日以降は「マスク着用は個人の判断が基本」とすることとした。それに伴い、マスク着用は個人（来館者）判断とし、入館時の検温及び、団体利用・施設利用時における感染対策同意書の提出については廃止した。

令和5年5月8日以降、国が新型コロナウイルス感染症を2類から5類に移行することとし、それに伴い、手指消毒液の設置箇所を縮小するとともに、窓口やギャラリートーク時における職員のマスク着

用についても個人の判断とすることとした。

ただし、パーテーションの設置と一般的な健康管理の呼びかけ（咳エチケット）は継続することとした。

【入館時】

令和5年度	マスク着用 来館者	マスク着用 職員	検温	健康管理の 呼びかけ	同意書	パーテーション
3/13～5/7	個人の判断	○	×	○	×	○
5/8～	個人の判断	個人の判断	×	○	×	○

(3) 市民ギャラリー使用時の制限

令和5年度5月末時点において、使用制限等は行わなかった。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の推移

令和5年度5月末時点において、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館は行わなかった。都城市美術展は通常開催を実施した。また、市民ギャラリーの施設使用については、新型コロナウイルス感染症を理由とする中止の申し入れは無く、申請件数も回復してきた。

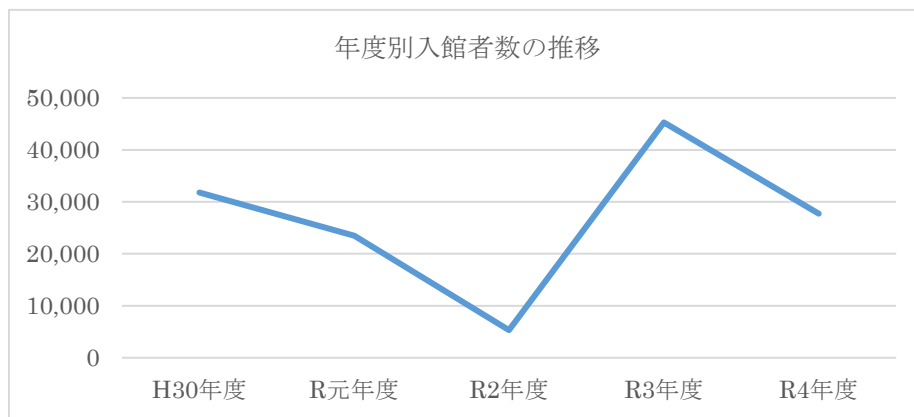
【開館日数と入館者数の推移：平成30年度～令和4年度】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数（日）	210	211	162	197	212
入館者数（人）	31,767	23,472	5,307	45,285	27,719

【月別入館者数：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	743	1,981	2,918	1,394	1,753	1,521	1,717	7,355	1,102	2,030	7,640	1,613
R元	1,077	1,119	2,691	1,485	1,881	1,470	781	1,782	170	4,569	5,933	514
R2	316	200	558	260	90	334	728	958	0	21	512	1,330
R3	611	457	307	16,432	19,433	743	392	2,708	867	1,397	786	1,152
R4	1,374	379	1,717	1,474	2,151	887	1,431	6,335	1,661	2,210	7,548	552



(5) 感染防止対策

令和5年5月8日以降、国が新型コロナウイルス感染症を2類から5類に移行したことに伴い、以下の対応を実施した。

【施設における対応】

- ① 手指消毒液の設置（設置箇所の縮小）
- ② 窓口にパーテーションの設置
- ③ 来館者用予備マスクの設置

【来館者対応策】

- ① トレーを使用した料金の受け渡しを実施
- ② 咳エチケットの呼びかけ

(6) 収蔵作品展（常設展）・企画展・特別展開催状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
展覧会	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 新しい物語のはじまり2019</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 目をすませば</p> <p>(3) 絵の中のファッション</p> <p>(4) いのりのかたち、わがいのすがた</p> <p>■特別展</p> <p>「自画像 キャンパスの中の画家たち」</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) ハロー・ワールド</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 平和の彩典</p> <p>※1</p> <p>(3) 描かれた自然・文化遺産への旅※2</p> <p>(4) つなぐ 美術と教育～あれから～</p> <p>(5) 40年目のバトン—人とエピソードから振り返る—</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 新しい物語のはじまり2021</p> <p>(2) これまで・これからアートの転換点</p> <p>(3) 美術館でお花見を</p> <p>■特別展</p> <p>(1) 「木梨憲武展Timing—瞬間の光り—」</p> <p>(2) 「日本美術の源流—雪舟・狩野派から近代—」</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 版で表す</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 いきものけいこ</p> <p>(3) 新しい物語のはじまり</p> <p>(4) 線を楽しむ■特別展「歌川広重 東海道五拾三次」</p>
入館者数	10,216人	2,464人	41,885人	17,312人

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月8日から31日まで休館したため、会期を9月13日まで延長。

※2 特別展「グッドデザイン展」の代替企画として開催

(7) 市美術展開催状況

年度	令和元年度 第 66 回	令和 2 年度 第 67 回	令和 3 年度 第 67 回	令和 4 年度 第 68 回
出品数	312 点	中止※	166 点	274 点
展示数	286 点		166 点	274 点
入館者数	1,470 人 (2,939 人)		978 人	1,124 人 (618 人)
開館日数	14 日		14 日	12 日
会場	美術館・図書館		美術館	美術館

() 内は市立図書館での観覧者数

※代替企画として「都城市美術 WEB 展」を開催。出品者は 97 人、出品点数は 163 点。

美術館HPの特設サイトで11月1日から30日まで公開。観覧者のべ数は4,664人。

(8) 市民ギャラリー利用状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
展覧会数	21 件	2 件※	8 件 (6 件中止)	18 件
開場日数	143 日	12 日	49 日	121 日
入場者数	11,786 人	1,535 人	2,422 人	9,283 人

※新型コロナウイルス感染症の影響で21件がキャンセルになったため、次の自主企画を実施。

- ① 倉山裕昭・壱岐紀仁・姫田真武映像展 94 日 入場者 879 人
- ② 64 回－66 回市美術展受賞者作品展〈映像〉 19 日 入場者 364 人
- ③ 都城市美術 WEB 展〈映像〉 14 日 入場者 271 人
- ④ 御池の龍伝説アートプロジェクト「準備中」展 18 日 入場者 256 人

(9) 講演会、ワークショップ、その他開催状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講演会など	・特別展「自画像キャンパスの中の画家たち」講演会「日本近代画家による自画像を見るいくつかの視点」(山梨絵美子 東京文化財研究所副所長)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・特別展「狩野派ことはじめ」記念講演会(安永梅信 北斎館館長)	・特別展「浮世絵の魅力と広重の東海遺物」記念講演会(浅野 秀剛 伏和 文華館館長)
ワークショップ	・灯ろう絵を描こう! ・特別展「世界の巨匠風自画像教室」 ・「針と糸を使わないドレスづくり体験」	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・特別展制作ワークショップ(画家: 藪下育絵)	・灯ろう絵を描こう! ・特別展「多色刷り木版画入門」 ・「消しゴムハンコ制作体験」
喫茶コーナー	美術館通り カフェ	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
その他	・ギャラリートーク ・スタジオ自撮り	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・ギャラリートーク ・国民文化祭分野別フェスティバル事業「御池の龍伝説 アートプロジェクト」(屋外展示)	・ギャラリートーク ・作品鑑賞ツアー(前田 詩織 美術史家(浮世絵))

12 都城島津邸

都城島津邸本宅は、国登録有形文化財であり都城領主であった都城島津家の由緒ある邸宅。また、都城島津伝承館は都城島津家より約1万点の伝来史料が都城市に寄贈されたことを受け、その史料を後世まで保存・継承するとともに、展示会等を通じて史料を一般公開する施設。その他、敷地内には石蔵など国登録有形文化財に登録された諸施設があり、市内外からの来邸者を受け入れている。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、来邸者数が大幅に落ち込んだ。

(1) 臨時休館の状況

通常の休館日のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休館を実施した。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休館日の推移】 (単位：日)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
臨時休館日数	0	7	14	0

【臨時休館期間・日数】

年度	臨時休館期間	日数
令和2年度	4月22日～5月11日	20日
	8月8日～8月31日	24日
	1月9日～2月8日	31日
令和3年度	5月21日～6月3日	14日

※表中の臨時休館日数には臨時休館期間中の通常の休館日も含む。

(2) 来館者の年度推移

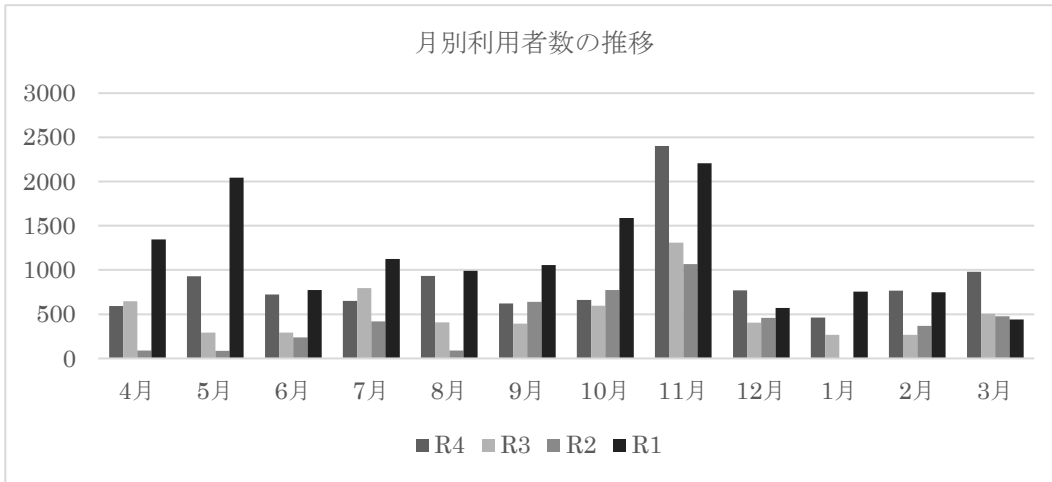
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、臨時休館やイベント等の中止、県・市外等からのツアー・団体客の減少などにより、都城島津伝承館の令和2年度の来館者数は令和元年度の来館者数の34.6%、令和3年度の来館者数は45.3%にとどまっている。また、都城島津邸本宅の令和2年度の来館者数は令和元年度の来館者数の40.5%、令和3年度の来館者数は45.3%となっている。月別来館者数の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の集団発生の報道が盛んになされるようになった令和元年度（令和2年）の3月から急激に減っている（例年の3月の来館者数は1,000人超である）。この状況は令和2～3年度も続いたが、4年度に入りコロナウイルスへの対応が緩和されるようになると、次第に来館者が増加傾向へと転じ、本宅・伝承館ともに3年ぶりに年間10,000人を突破した。

【都城島津邸年度別来館者数】 (単位：人)

年度	都城島津伝承館	都城島津邸本宅
令和4年度	10,496	16,788
令和3年度	6,172	8,079
令和2年度	4,713	7,227
令和元年度	13,639	17,850

【都城島津伝承館月別来館者数】 (単位：人)

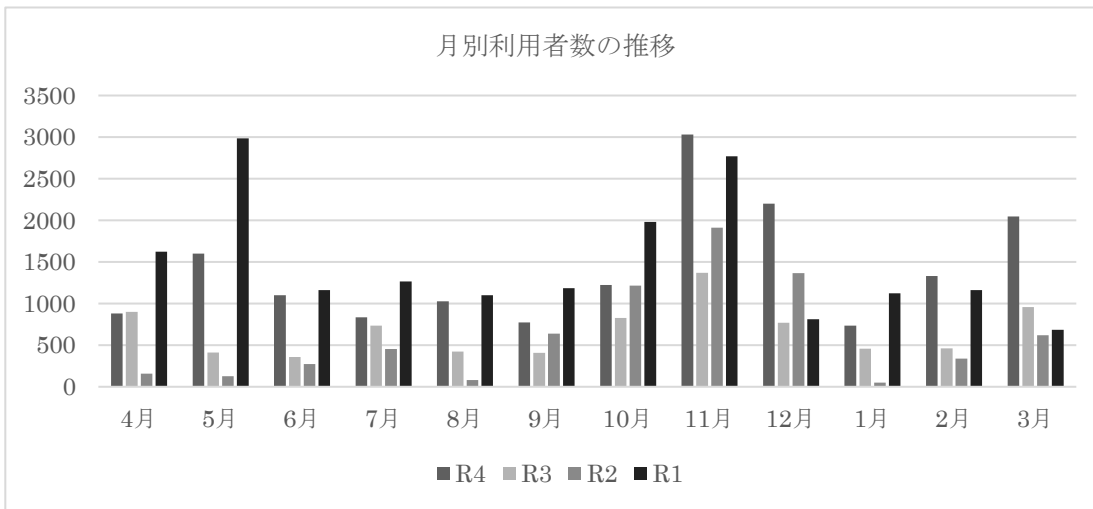
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	591	931	724	651	933	623	662	2,404	769	461	766	981
R3	646	291	291	794	409	394	595	1,309	404	266	267	506
R2	90	86	238	417	90	639	775	1,068	460	4	368	478
R1	1,344	2,046	772	1,124	990	1,057	1,587	2,207	569	757	747	439



【都城島津邸本宅月別来館者数】

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	882	1,601	1,100	835	1,027	774	1,225	3,033	2,201	733	1,330	2,047
R3	901	410	357	733	424	408	826	1,370	771	457	463	959
R2	157	128	272	454	79	638	1,216	1,911	1,364	49	340	619
R1	1,624	2,984	1,162	1,267	1,100	1,183	1,980	2,768	810	1,124	1,163	685



(3) 都城歴史観光ガイド（ボランティアガイド）案内の制限

令和2年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
4/22～5/11	案内中止			
6/19～7/4	予約のみ案内（市内に限る）	予約のみ案内（市内に限る）	予約のみ案内	案内中止
7/27～9/5	案内中止			

9/12～	従来通り再開			
12/8～ ※12月8日以降新規に受け付けるものが対象。この施行は1月5日から。	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
1/9～2/8	案内中止			
2/9～2/15	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
2/16～	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		コロナ感染状況がレベル3の間は、予約無し県外客の案内を行わない	
令和3年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
4/24～	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
5/21～6/14	案内中止			
6/15～	1週間前までに予約 5名以下に限る 当日受付可	案内中止		
8/27～9/28	1週間前までに予約 5名以下に限る 都城市、曾於市、三股町在住のみ。当日受付不可	案内中止		
9/29～10/4	1週間前までの事前予約 当日依頼は、ガイドが対応可能な場合には受け付ける		案内中止	
10/5～1/22	1週間前までの事前予約 個人（5名以下）の当日受付はガイドが対応可能な場合には受け付ける 団体の当日依頼（5名以上）は不可			
1/23～3/6	案内中止			
3/8～	5人以上の団体は1週間前までの事前予約 団体の当日受付は班長・副班長判断			

令和4年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
3/14～	ガイド案内時間を9：00～15：30に短縮。 予約制とし、10人以下のグループにして対応する		案内中止	

(4) 感染防止対策

【団体等見学予約対応】

- ① 他団体と時間が重ならないよう予約調整をする。
- ② 見学予約申込書と感染防止対策チェックリスト兼同意書を揃えて申請しなければ、予約受付しない。

【来客対応】

- ① 「3密」ポスター掲示。
- ② 金銭授受はトレーで行う。
- ③ 体温測定を行う。
- ④ 入館届出書の記入をお願いする。
- ⑤ 来館者が多数の場合は入館制限を行う。

【前撮り】

都城島津邸撮影許可申請書とともに感染防止対策チェックリスト兼同意書を提出してもらう。

【ガイド案内】

- ① 当日案内依頼への対応は1組5名以下の場合行う。
- ② ガイドは班を午前、午後に分けて対応する。
- ③ バスでの団体は、バス内でグループ編成した後、グループの順番に乗降してもらう。
- ④ 案内は1グループ10人以下に1名のガイドで行う。
- ⑤ 案内時は必ずマスクを着用する。
- ⑥ ガイドも入館時には手指消毒を行う。

【交流室利用】

長机1台に1席として、定員を15名とする。

【その他】

- ① 定期的に施設内各所を消毒する。
- ② トイレのハンドドライヤーを使用不可とする。

(5) イベントの中止状況

令和2年度	主催・共催の別	開催の有無	備 考
郷中教育講座	共催	中止	
歴史講座	主催	実施	史跡めぐりを除いて実施
古文書講座	主催	中止	
五月人形展	主催	実施	日程を変更して開催
島津 de 端午	主催	中止	
さつき展	共催	中止	
中町祇園山車踊	共催	中止	
盆栽展	共催	中止	
菊花展	共催	実施	予定通り開催
島津発祥まつり	共催	中止	
御入部記念イベント	主催	実施	予定通り開催
国文祭イベント	主催	中止	
都城島津伝承館企画展 講演会	主催	中止	
都城島津伝承館特別展 講演会	主催	中止	
令和3年度	主催・共催の別	開催の有無	備 考
郷中教育講座	共催	中止	
歴史講座	主催	実施	史跡めぐりを除いて実施
古文書講座	主催	実施	初級編と上級編をまとめて実施
五月人形展	主催	実施	予定通り開催
島津 de 端午	主催	中止	
さつき展	共催	中止	
中町祇園山車踊	共催	中止	
盆栽展	共催	中止	
菊花展	共催	実施	予定通り開催
島津発祥まつり	共催	中止	
御入部記念イベント	主催	実施	予定通り開催
国文祭関連シンポジウ ム	主催	実施	予定通り開催
都城島津伝承館企画展 講演会	主催	実施	予定通り開催
都城島津伝承館特別展 講演会	主催	実施	予定通り開催

第5項 体育施設

1 山之口勤労福祉センター

当該施設は、農村地域に導入される工業に就業する者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的として雇用促進事業団により建設された施設である。ホールはバドミントンコート2面ほどの広さのあるステージ付のホールである。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

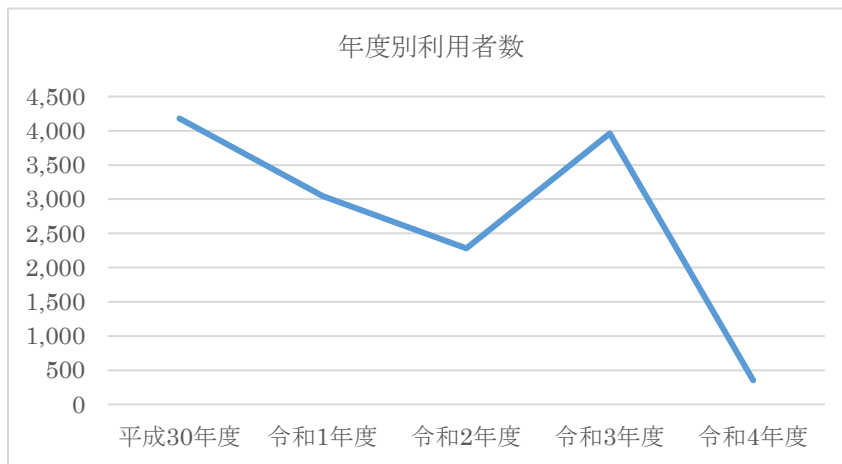
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少、令和4年6月からはリニューアル工事のため休館となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,180	3,043	2,283	3,959	351

【利用者 年間推移】



2 山之口多目的研修センターの利用制限について

当該施設は、麓地域住民の健康増進を目的として昭和55年に整備されたバレーコート1面の広さを持つ体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

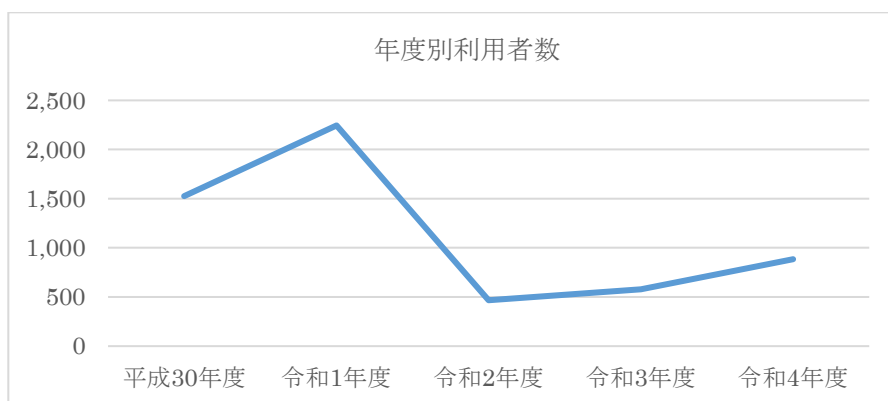
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,527	2,245	467	577	886

【利用者 年間推移】



3 山之口花木地区体育館

当該施設は、地域住民のスポーツやレクリエーション活動を通じて健康増進を目指すことを目的して平成3年に建築されたバレーコート1面の広さの体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

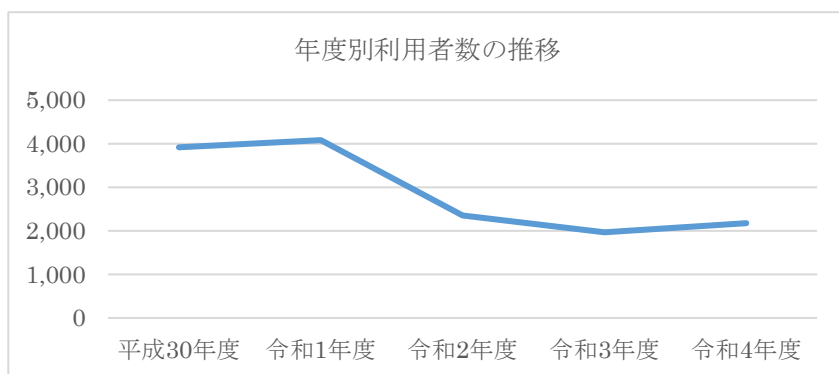
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,922	4,083	2,356	1,967	2,173

【利用者 年間推移】



4 山之口健康増進センターの利用制限について

当該施設は、住みよい活気ある地域社会づくりをするため、恵まれた自然環境の中に体力の維持増進、スポーツ・レクリエーション等の場を与え、心身ともに豊かな人間形成に資することを目的としたバレーコート1面の広さの体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

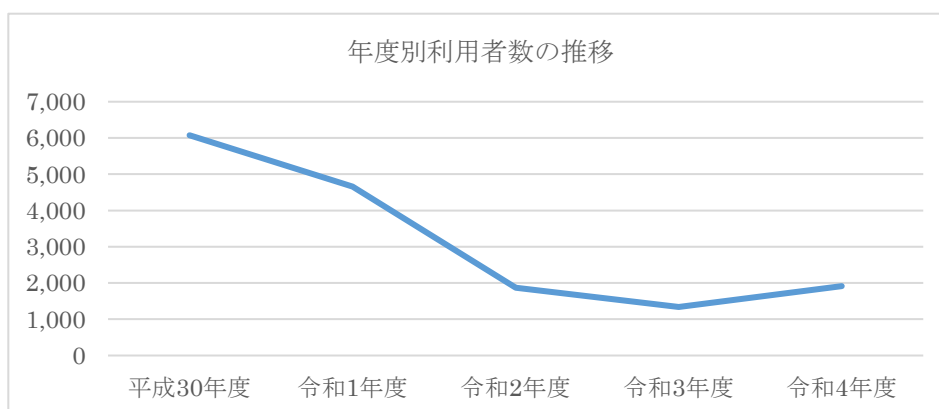
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6,075	4,658	1,870	1,339	1,914

【利用者 年間推移】



5 山之口上富吉地区体育館の利用制限について

当該施設は、地域住民の健康増進を目的として、平成元年に建築されたバレーコート1面の広さの体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

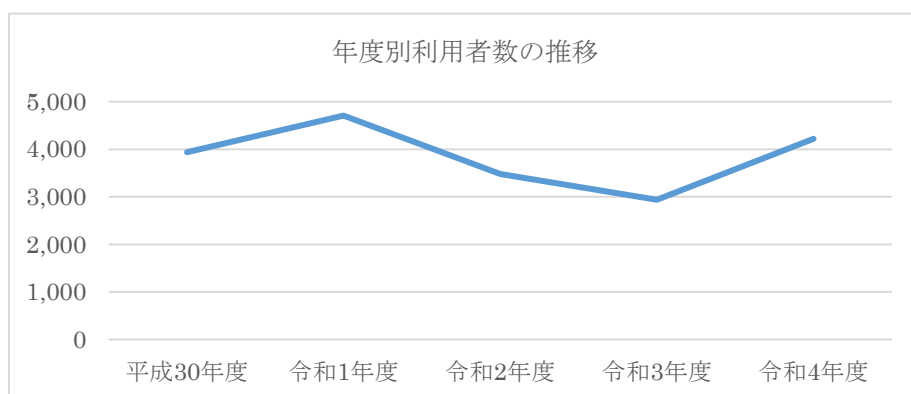
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,934	4,708	3,477	2,938	4,223

【利用者 年間推移】

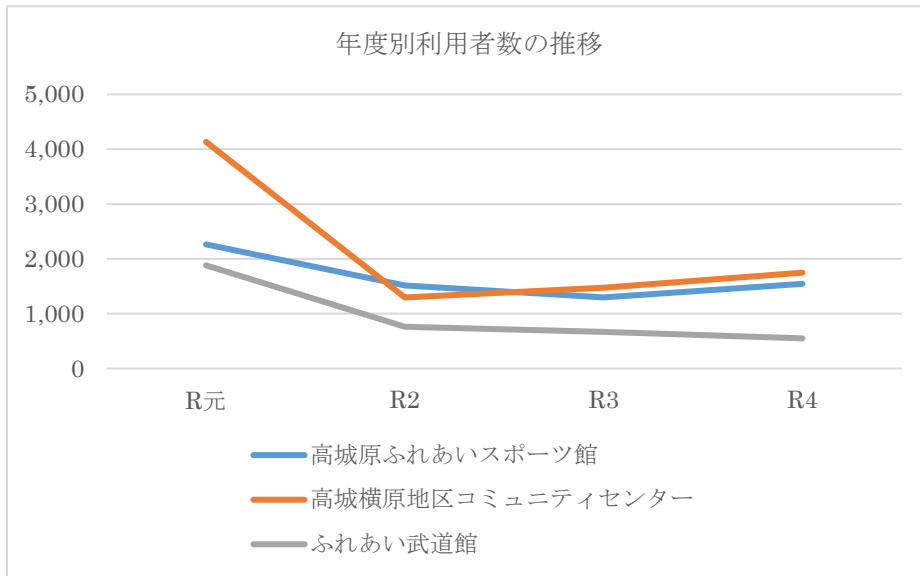


令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、市の方針により公共施設は臨時休館等の利用制限を実施した。高城横原地区コミュニティセンターについては、地元公民館が利用する会議室等の利用制限は行っていない。

【施設一覧及び利用者数】

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高城原ふれあいスポーツ館	2,264	1,512	1,297	1,543
高城横原地区コミュニティセンター	4,134	1,296	1,474	1,750
ふれあい武道館	1,881	764	670	550



時間短縮：R3/1/14～2/7 累計 25 日間

【令和 3 年度】

休館：5/23～6/4、8/12～9/30、R4/1/21～2/13 計 3 回 累計 87 日間

7 山田地区体育施設

市民の生涯スポーツへの関心は年々高まりを見せ、社会体育施設の管理運営についても、利用者が快適に利用できる方法が求められており、社会体育施設の管理運営は、指定管理者制度を導入している。山田地区内の体育施設及び公園については、「都城ぼんち地域振興株式会社」が指定管理を受け、地元利用者の利便性を考慮し、ゆぼっば内にある「同社山田事業所」が利用調整及び管理運営を行っている。

山田地区内の体育施設の利用状況は下記のとおりであるが、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休館及び、体育関係団体の利用自粛かつイベントや対外試合等の中止によって、全体的に対前年比 47.26 パーセントもの利用者減になった。

【山田地区体育施設利用人員の推移：平成 29 年度～令和 4 年度】

(単位：人)

施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
山田運動公園 野球場	6,456	4,746	8,792	5,217	5,273	8,058
〃 陸上競技場	3,907	4,980	4,143	3,299	2,618	4,077
〃 多目的広場	4,914	4,060	2,730	1,759	2,530	2,514
〃 テニスコート	4,971	5,257	4,641	4,281	3,368	6,790
〃 柔剣道場	268	90	0	6	199	411
〃 山田体育館	19,447	19,594	19,265	9,449	13,279	17,928
一堂ヶ丘運動公園	19,046	14,758	22,074	8,441	5,193	6,729
かかしの里市民広場	0	4,825	7,250	3,134	2,647	6,119
山田木之川内体育センター	5,390	4,113	3,839	1,657	2,277	2,578

山田谷頭トレーニングセンター	11,878	12,243	10,206	6,467	6,753	8,689
山田第2運動公園	3,287	2,988	2,393	1,295	1,036	2,248
計	79,564	77,654	85,333	45,005	45,173	66,141

【山田地区内体育施設臨時休館日数の推移：令和元年度～令和4年度】 (単位：日)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
屋 内 体育施設	0	74	95	0
屋 外 体育施設	0	49	95	0

8 高崎地区市民広場の利用制限

地域密着型施設として日常的に市民に利用されている高崎地区の市民広場は、令和2年度から都城市高崎地区まちづくり協議会が指定管理者となった。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により下表にある指定管理施設を利用休止とした。

【高崎地区内の市民広場】

施設名	区分	施設管理者
高崎江平市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎縄瀬市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎前田市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎東霧島市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎示野原市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会

(1) 利用休止期間

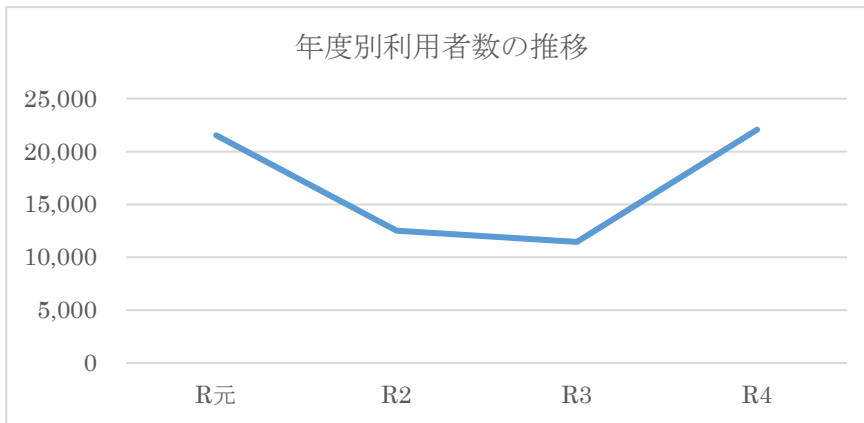
市の対応方針により、令和2年度は、4月22日～5月10日、7月27日、8月8日～8月31日、1月6日～2月7日までの累計77日間、令和3年度は、8月12日～8月25日、9月1日～9月30日までの累計44日間利用休止とした。

(2) 利用制限に伴う利用料金の還付

市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

【年度別利用者数】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	21,454	12,520	11,449	22,066



第6節 イベントの中止・延期

第1項 消防関連の行事

1 都城市消防団操法大会の中止

消防操法大会は、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会と都城市が主催する都城市消防操法大会が隔年で開催されてきたが、令和2年度からは都城市が主催する都城市消防操法大会は開催せず、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会のみが開催されることとなった。

令和2年度は、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催が中止となった。

令和4年度も、7月24日（日）に宮崎県消防協会都城支部主催の支部大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の集団感染リスクが高いことや、開催に当たっては消防団員や家族、地域及び勤務先の理解が得られないことなどの理由により、5月10日（火）に開催した、都城市消防団分団長以上会議において不参加（辞退）が決定され、支部大会への参加を取りやめた。また、支部を構成する三股町消防団も支部大会への参加を取りやめたことから、宮崎県消防協会都城支部主催の支部大会自体が中止となった。

(1) 辞退までの経緯

令和4年5月10日（火）都城市消防団分団長以上会議にて不参加（辞退）を決定した。

都城支部を構成する三股町消防団も不参加（辞退）となったことから、支部大会自体が中止となった。

※参考：開催予定日、都城支部操法大会 令和4年7月24日（日）

2 都城市消防出初式の中止

出初式は、消防が1月初旬に行う仕事始めの行事であり、消防功労者に対する表彰のほか、消防車両による一斉放水や消防訓練披露などが行われる。また、市民の皆さまに、消防及び防災への理解を深めてもらうことを目的としており、通常、1月第1週目の日曜日に都城市消防出初式を消防団全員参加にて実施している。

令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催が中止となった。

3 都城地区幼年少年防火委員会の中止

所属する幼年消防クラブ 42 園（令和 3 年時点）を対象として、幼年期の防火意識の向上を目的に、例年、各種イベント等を企画し、実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、次のイベントを中止又は代替とした。

(1) ちびっこ消防のひろば [令和 2 年 10 月 23 日] 中 止

防火防災啓発用 DVD を作成し、救急セットと併せて各園に配布した。

(2) 秋の幼年防火パレード [令和 2 年 11 月 9 日] 中 止

令和 2 年度担当であった園に協力を依頼して、園児が火災予防を呼びかける動画を撮影し、市 SNS 等で広報した。

(3) 春の消防ひろば（ちびっこ絵画展の表彰） [令和 3 年 2 月 28 日] 中 止

春の消防ひろばは中止、ちびっこ絵画展における優秀者等への表彰は各園で実施した。

(4) ちびっこ消防のひろば [令和 3 年 10 月 13 日～12 月 22 日] 代 替

ちびっこ消防のひろばは中止としたが、代替事業として希望園（29 園）に対し、「出前型煙体験」「防火講話」を実施。また、所属クラブ全園（42 園）に紙芝居と非常食の配布を行った。

※非常食は都城市総務部危機管理課からの提供

(5) 秋の幼年防火パレード [令和 3 年 11 月 9 日] 中 止

各所属園に、事務局（消防局総務課）から火災予防を呼びかけ、所属クラブ園（所）毎に実施した。

(6) 消防出初式における放水体験 [令和 4 年 1 月 9 日] 中 止

毎年、3 園（輪番）が消防出初式に参加し、消防団の一斉放水にあわせて、園児にも放水体験を実施していた、都城市の出初式自体が中止となった。また、三股町の出初式は実施されたが、園児参加のイベントは中止とした。

(7) 春の消防ひろば（ちびっこ絵画展の表彰） [令和 4 年 2 月 27 日] 中 止

春の消防ひろばは中止、ちびっこ絵画展における優秀者等への表彰は各園で実施した。

(8) ちびっこ消防のひろば [令和 4 年 10 月 20 日] 代 替

ちびっこ消防のひろばは中止としたが、ちびっこ消防のひろばの代替事業として、「オンラインで繋ぐちびっこ防災 DIY」を企画。希望園（19 園）と消防局とをオンライン（zoom）で繋ぎ、新聞や牛乳パックでスリッパ、皿、スプーンを作製。また、所属クラブ全園（42 園）に対し防災絵本の配布を行った。

(9) 秋の幼年防火パレード [令和4年11月9日] 開催

所属クラブ全園の内、3つの代表園に依頼し、イオンモール都城駅前店の2階フロアで火災予防を呼びかけるパレードを実施した。

(10) 消防出初式における放水体験 [令和5年1月8日] 中止

都城市の出初式自体が中止となった。また、三股町の出初式は実施されたが、園児参加のイベントは中止とした。

(11) 春の消防ひろば(ちびっこ絵画展の表彰) [令和5年3月4日] 開催

春の消防ひろばとちびっこ絵画展における優秀者等への表彰を、イオンモール都城駅前店で実施した。

(12) ちびっこ消防のひろば [令和5年10月20日] 開催

ちびっこ消防のひろばを、都城市総合文化ホールで実施した。

(13) 秋の幼年防火パレード [令和5年11月9日、13日、14日] 開催

所属クラブ園の内、3つの代表園に依頼し、所属クラブ園の周辺で火災予防を呼びかけるパレードを実施した。

4 都城市消防団辞令交付式

毎年1月に、新入消防団員及び部長級以上幹部を対象に辞令交付式を実施している。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から辞令交付式を中止した。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の集団感染リスクが高いことから中止を検討したが、都城市消防団員全員が一堂に会さずに開催できるよう会場を分散し、8つの方面隊毎の各会場において開催した。開催に当たっては、感染症対策を十分に配慮して実施した。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、下記行事を分散して開催した。

行 事 名	開催日	対 策
都城市消防団辞令交付式	R4. 4. 19 (火)	山之口方面隊 山之口拠点施設 高城方面隊 高城支所西別館第一会議室
	R4. 4. 21 (木)	南部方面隊 雄児石公民館 中央方面隊 南消防署屋内訓練場
	R4. 4. 25 (月)	北部方面隊 沖水地区公民館
	R4. 4. 26 (火)	山田方面隊 山田消防会館 高崎方面隊 高崎消防会館
	R4. 5. 19 (木)	西部方面隊 庄内地区公民館

※辞令交付は、消防団長から各方面隊長に交付し、各方面隊長から該当者に交付した。

令和5年度は、4月3日に高城町生涯学習センターで通常通り開催した。

5 消防団広域訓練の実施

平成 22 年度に本市が中心市となって策定した都城広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、曾於市、志布志市及び三股町の 3 市 1 町を圏域とする都城広域定住自立圏構想会議において、広域防災体制の整備と強化を図る目的に、関係機関等と協力した防災訓練、合同研修会及び消防団との広域連携訓練等を計画し、毎年、実施している。

令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から防災訓練等を中止したが、令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上第 5 類へ移行したことを受け、水害を想定した合同訓練、合同研修会（防災講話）を実施した。

※参考：定住自立圏域構成市町 都城市、志布志市、曾於市、三股町

(1) 定住自立圏域構想

○共生ビジョン

令和 4 年 3 月改定 第 3 次 都城市広域定住自立圏共生ビジョン

○圏域を構成する市町

都城市、三股町、曾於市、志布志市

○目標と具体的な取り組み

- ・生活機能の強化

防災及び消防（広域防災体制の整備と強化）

(2) 実施事業

令和 5 年 6 月 8 日 第 1 回都城定住自立圏構想会議（担当国会議）

令和 5 年 9 月 第 1 回大規模災害対応消防団員養成事業 風水害対応訓練

令和 5 年 11 月 12 日 合同研修会（防災講話）

令和 6 年 2 月 18 日 第 2 回大規模災害対応消防団員養成事業 震災対応訓練

令和 6 年 3 月 第 2 回都城定住自立圏構想会議（担当国会議）

※いずれの会場も都城市で開催

第 2 項 地域の行事

1 山之口どんどんまつりの中止

毎年、9 月第 1 土曜日に開催されている「山之口どんどんまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2～4 年度まで中止とした。

主催者（事務局）

山之ロイベント実行委員会（事務局：山之口町 商工会）

2 山之口弥五郎どん祭りの規模縮小開催

毎年、11 月 3 日（祝）に山之口弥五郎どんの館及び的野正八幡宮周辺で開催されている「山之口弥五郎どん祭り」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2・3 年度は浜殿下りは実施せず、

神事、浦安の舞・神楽奉納のみとする規模を縮小しての開催となった。令和4年度はフルバージョンでの開催となった。

主催者（事務局）

山之口弥五郎どん祭り保存会

3 山之口麓文弥節人形浄瑠璃定期公演の中止

毎年、年4回(3月・6月・9月・11月)開催している「山之口麓文弥節人形浄瑠璃定期公演」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は4回全ての定期公演が中止、令和3年度は11月のみの開催となった。令和4年度6月は来場者数を制限して開催、9月は台風接近のため中止、11月・3月は通常開催となった。

主催者（事務局）

山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会

4 生きがいふれあいフェスタ「山之口」の中止

山之口地区の生涯学習の振興及び地域の活性化のため、毎年、12月第1日曜日に開催している「生きがいふれあいフェスタ「山之口」」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止、令和3・4年度は作品展示のみの開催となった。

主催者（構成団体）

生きがいふれあいフェスタ「山之口」実行委員会（山之口自公連、芸術文化協会山之口支部、山之口地域生活課）

5 弥五郎サミット交流事業の中止

毎年、8月に開催している山之口富吉小5・6年生と曾於市岩川小6年生による交流会について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2～4年度まで中止となった。

主催者

山之口地域生活課、曾於市教育委員会社会教育課

6 山之口地区スポーツイベントの中止

(1) 山之口地区ふれあいスポーツ大会

地域住民がスポーツを通して、健康体力づくりへの意識の高揚及び地域間の融和・交流を図ることを目的とし、毎年、11月に開催している「山之口地区ふれあいスポーツ大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2～4年度まで中止となった。

主催者

山之口地区自治公民館連絡協議会

(2) 新春初詣健康マラソン大会

毎年、1月2日に山之口町安楽寺周辺で開催される「新春初詣マラソン大会」は、全国的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和3～5年まで中止となった。

主催者

新春初詣健康マラソン大会実行委員会

7 高城観音池まつりの中止

令和2～4年度は、毎年、8月最終日曜日に開催している高城観音池まつりを新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

主催者（事務局）

高城観音池まつり実行委員会（事務局：高城観光協会）

8 高城地区ふれあい健康づくり大会の中止

令和2～4年度は、毎年、5月第3日曜日に開催している高城地区ふれあい健康づくり大会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

主催者（事務局）

高城地区自治公民館連絡協議会

9 山田地区内における各種イベントの中止

(1) かかし村まつり

かかし村まつりは、かかし村まつり実行委員会主催のもと例年9月下旬又は10月上旬に開催されており、山田地区における最大のイベントとなっている。毎年10,000人以上の集客が見込まれるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から主催者判断で、令和2年度、令和3年度、令和4年度は中止を決定した。

【中止されたかかし村まつり内のイベント】

- ① かかし村まつり花火大会
- ② かかしフェスティバル
- ③ 文化芸術展

(2) 山田地区体育協会主催イベント

山田地区体育協会が主催する体育系イベントも多数あり、中には50年以上の歴史を誇る自治公民館対抗の球技大会等も開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から主催者判断で、令和2年度、令和3年度、令和4年度（※一部実施）は中止を決定した。

【中止されたイベント】

- ① 公民館対抗バレーボール大会（令和2・3・4年度中止）
- ② 公民館対抗ソフトバレーボール大会（令和2・3・4年度中止）
- ③ 公民館対抗野球大会（令和2・3年度中止）
- ④ グラウンドゴルフ大会（令和2年度中止）
- ⑤ パークゴルフ大会（令和3年度中止）
- ⑥ 歩こう大会（令和2年度中止）
- ⑦ 文化芸術協会山田支部主催イベント

⑧ (一社) 都城芸術文化協会山田支部が独自で主催し、開催しているイベントもコロナ感染症拡大防止の観点から、以下のイベントの開催中止の判断が下された。

⑨ スケッチ大会 (令和2・3・4年度中止)

⑩ 秋の文化公演会 (令和2・3・4年度中止)

⑪ 芸術・芸能「ゆぼっぼ」発表会 (令和2・3年度中止、令和4年度は会場を変更して実施)

新

⑫ 春書初め大会 (令和2・3・4年度中止)

(3) 山田地区まちづくり協議会主催で中止されたイベント

山田地区まちづくり協議会が主催するイベントもコロナ感染症拡大防止の観点から、小中学校との共同事業のほかに以下のイベントも開催中止となった。

【中止されたイベント】

① 史跡巡りウォーキング (令和2・3年度中止)

② 山田地区一斉ラジオ体操 (令和2・3・4年度中止)

③ 交通安全講習会 (令和2年度中止)

④ 婚活レクリエーション事業 (令和2・3年度中止)

(4) その他の団体主催イベント中止の状況

山田総合支所リノベーション完了落成式 (主催：山田地域振興課) 令和2年度中止

新春懇談会 (賀詞交歓会) (主催：山田町商工会) 令和2・3・4年度中止

お仕事体験！わくわく WORKS ・青年部設立 50 周年記念式典 (主催：山田町商工会青年部) 令和2年度中止

子供フェスティバル・かかしっ子フェスティバル (主催：山田地区社会福祉協議会) 令和2年度中止

「石川理紀之助」交流事業 (主催：山田地域づくり推進協議会) 令和2年度中止

10 高崎地区イベントの中止

(1) 高崎町どろんこバレーボール祭

体力の向上と心豊かな、健康で、明るい地域、職場の融和を図るとともに、郷土の活性化を目的として、住みよいスポーツ振興のまち高崎町を築くことを趣旨とし開催している田の神様祭&どろんこバレーボール祭は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎町どろんこバレーボール祭実行委員会

(2) 高崎地区自治公民館対抗球技大会(自治公民館対抗野球大会、自治公民館対抗バレーボール大会)

スポーツを通して地域住民の連帯と協調性を図り、意欲ある人づくり、触れ合う人づくり、活気ある町づくりを目的に開催している高崎地区自治公民館対抗球技大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(3) 高崎チャリティーゴルフ大会

都城市共同募金委員会と共催し、高崎地区に居住もしくは勤務し、また地域に縁のある参加者により開催している高崎チャリティーゴルフ大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(4) 高崎クリスマスクロスカンントリー大会

高崎総合公園多目的広場周辺を会場に、自然の起伏に富んだコースを満喫しながら、マイペースで自己の脚力を試すことにより、体力向上と健康増進を図ることを目的として開催している高崎クリスマスクロスカンントリー大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和3年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(5) たかざき・地域公民館対抗駅伝競走大会

健康づくりの一環として開催しているたかざき地域公民館対抗駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

たかざき・地域公民館対抗駅伝競走大会実行委員会

(6) スポーツ祭

広く市民にスポーツを普及し、アマチュアスポーツの精神を高揚して、市民の健康増進と体力の向上及び自治公民館相互の人間関係と協力体制を養い「意欲ある人づくり」「住みよい街づくり」を図ることを目的として開催しているスポーツ祭は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(7) 高崎体育祭

「スポーツで健康 高崎！」を大会テーマに、隔年で開催している高崎体育祭は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎体育祭実行委員会

(8) 高崎・山田書初め大会

新春を迎え、新たな目標とともに、地域住民の交流を目的に開催している書初め大会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

都城芸術文化協会高崎・山田支部

(9) 高崎文化まつり

各種文化団体の作品展示や発表の場を作ることにより、生涯学習の推進を目的に開催している高崎文化まつりは、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和3年度まで中止となった。

主催者

都城芸術文化協会高崎支部

1 1 高崎春まつり・高崎夏まつり・高崎秋祭りの中止

高崎町の各種団体が一致団結してまつりを開催することにより、町民の地域活性化に対する意識高揚を図ると共に、高崎を市内外に強く・広くアピールすることを目的に開催している高崎春まつり・高崎夏まつり・高崎秋祭りは、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎春まつり実行委員会

高崎夏まつり実行委員会

高崎秋祭り実行委員会

1 2 中心市街地活性化関連行事の対応

(1) リノベーションスクール@都城の開催中止

遊休不動産のリノベーションによるまちづくりを推進するため、平成28年度から開催してきたリノベーションスクール@都城については、例年、参加者を全国公募していることや講師についても県外在住者となる可能性が高く、スクールの形態が屋内での三密回避が難しい等の理由から、令和4年度も開催を中止した。

(2) まちなかイルミネーション

まちなかイルミネーションについて、令和2年度、令和3年度はエリアや音楽イルミネーション等規模を縮小し、点灯式も中止していた。しかし令和4年度後半は全国各地でイベント等が再開し、規制緩和も進むなど、アフターコロナに向け進み始めていた状況から、まちなかイルミネーションの規模を新型コロナウイルス感染症拡大前の状態に戻し、点灯式も再開して実施した。2年間規模を縮小して実施していた影響等から、点灯式当日は約5,000人と過去最高の人出で賑わった。

1 3 盆地まつりの中止

例年 8 月上旬に開催されている盆地まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度及び令和 3 年度において代替イベント（灯籠プロジェクト）の実施となった。

なお、令和 4 年度は、開催時期を 11 月 5 日に延期し、踊り連や出店ブースの規模を縮小して開催した。感染対策として、マスクの着用、消毒ポイントの設置、飲食物の持ち帰り推奨等を実施した。

主催者

盆地まつり実行委員会

1 4 祇園まつりの中止

例年 8 月上旬に開催されている祇園まつり（上町・中町）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度及び令和 3 年度は中止となったが、令和 4 年度、上町は 11 月に延期し、規模を縮小して開催した。また、中町は中止となった。

主催者

上町地区祇園まつり実行委員会

中町祇園山車保存会

1 5 みやこんじょ花火大会の中止

例年 10 月に開催されているみやこんじょ花火大会は、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

肉と焼酎のふるさと・みやこんじょ花火大会実行委員会

1 6 都城焼肉カーニバルの中止

例年 10 月に開催されている都城焼肉カーニバルは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。令和 4 年度は席数を減らし、規模を縮小、さらに感染対策防止を徹底して開催した。

主催者

一般社団法人 都城観光協会

1 7 都城もちお桜まつりの中止

例年 3 月下旬から 4 月上旬に開催されているもちお桜まつりは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

一般社団法人 都城観光協会

1 8 島津発祥まつりの中止

例年 11 月 23 日に開催されている島津発祥まつりは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス

ス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

島津発祥まつり振興会

19 全国パークゴルフ大会の中止

例年2月下旬頃に開催されている全国パークゴルフ大会は、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

全国パークゴルフ交流大会実行委員会

20 都城興玉神社夜神楽大祭の中止

例年12月中旬頃に開催されている都城興玉神社夜神楽大祭は、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

都城興玉神社夜神楽大祭実行委員会

21 おかげ祭りの中止

例年7月8日・9日に開催されているおかげ祭りは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度及び令和3年度は提灯櫓の設置及び山車等の展示のみ、令和4年度は規模を縮小しての開催となった。

主催者

おかげ祭り振興会

第3項 文化芸術の行事

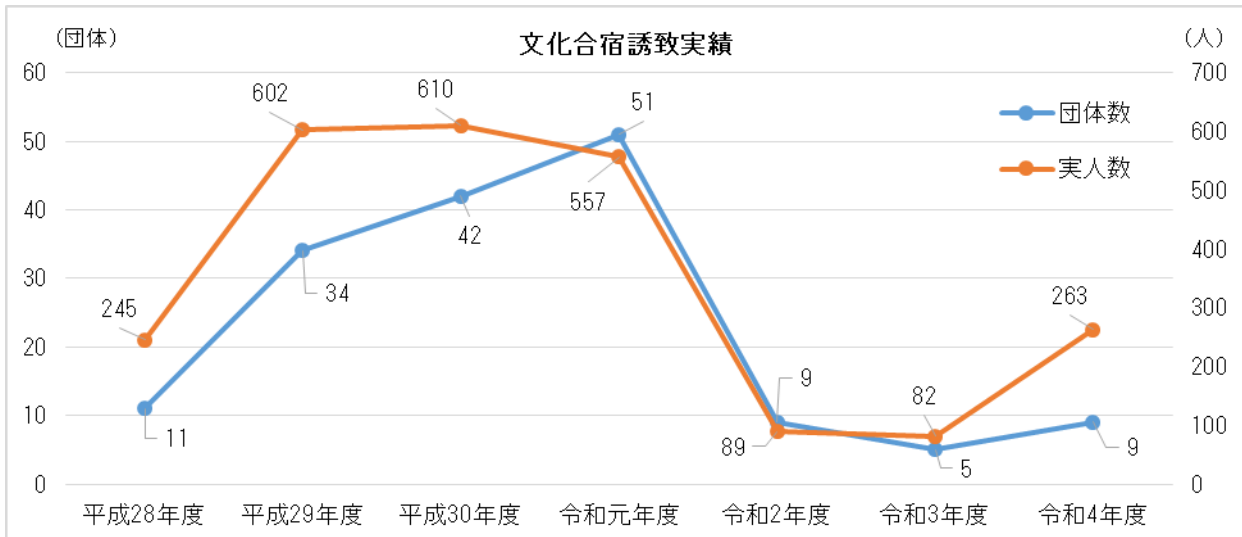
1 文化合宿誘致

文化合宿誘致件数は、順調に増加の推移を辿っていたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、施設の臨時休館や利用制限、県域をまたぐ合宿誘致活動の制限があったことから、令和元年度と比較すると大幅に減少した。

また、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による合宿控えなどがあり、令和3年度よりは増加したものの、令和元年度と比較すると大きく減少した。

【文化合宿誘致実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体数(団体)	11	34	42	51	9	5	9
実人数(人)	245	602	610	557	89	82	263



2 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭

令和2年度は、10月17日から12月6日までの51日間、本県において天皇の四行幸啓のひとつである「第35回国民文化祭・みやぎき2020」、「第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎき大会」が予定されていたため、本市においても、平成30年3月9日に市実行委員会を設立し、分野別フェスティバル事業の実施に向け、準備を進めてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、本文化祭が令和3年度に延期となったことに伴い、準備や機運醸成を行うこととなった。また、令和2年度中に開催予定であった分野別フェスティバルは、13事業から10事業へ変更となった。

令和3年度は、7月3日から10月17日までの107日間は宮崎県、10月30日から11月21日までの23日間は和歌山県と、2つの県において、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が開催された。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息しない中であったことから、開会式・閉会式における天皇、皇后両陛下からの御挨拶はオンラインで賜ることとなった。また、開催期間中にまん延防止等重点措置が発出されたことで、イベントを開催できない期間もあり、開催した期間中においても、人数制限や消毒等の徹底など、感染防止対策を講じた上でのイベント開催となった。

令和3年度当初、本市では10事業の分野別フェスティバルの開催を予定していたが、食を提供する事業を中止し、結果的に、市内で開催したイベントは9事業となった。

3 芸術文化振興・支援事業

平成30年度以降、補助金の申請件数は減少傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により文化芸術活動が制限を受け、申請件数は令和元年度より3件減少の9件(団体)であった。

補助金を申請した9団体のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け実施に向けた活動を行うことができなかった団体があり、申請辞退が1団体、事業中止が2団体、事業縮小が1団体あった。

また、事業を縮小又は中止にしたことにより、補助金額(補助対象の総額から収入を差し引いた額の

2分の1以内)5万円以上の要件を満たすことができず、補助金を受けることができない団体が生じた。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業を縮小又は中止したことにより補助金額が5万円未満となった場合でも補助金の交付対象となるよう、都城市芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正し、7団体に補助金を交付し、うち5団体が事業を実施した。

令和3年度の補助金の申請件数は、令和2年度より8件増加の17件で、補助金を申請した17団体全てが事業を実施した。

令和4年度の補助金の申請件数は、令和3年度より3件減少の14件で、申請した団体全てが事業を実施した。

4 都城市総合文化祭事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度は中止となった。

令和3年度及び令和4年度は、都城美術書道協会展及び体験教室を中止し、規模を縮小して開催した。

5 民俗芸能保存・伝承事業、民俗芸能地域交流事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和2年度の「都城民俗芸能祭」及び「高木揚げ馬祭り」、令和3年度の「都城民俗芸能祭」、「高木揚げ馬祭り」及び「穂満坊あげ馬祭り」、令和4年度の「都城民俗芸能祭」及び「桜木あげ馬祭り」は中止となった。

6 市役所ロビーコンサート

都城市文化振興財団が文化振興事業(普及啓発型事業)の一環として運営している「市役所ロビーコンサート」は、市役所の中に潤いと憩いの場を提供することを目的に実施している。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、すべてのプログラムが中止となった。

令和4年度は、出演者のマスク着用、飛沫防止パーテーション設置、観覧席の制限を行い、12プログラム(12団体)を予定していたが、8月及び9月の3プログラム(3団体)は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け中止することになった。中止となったプログラムのうち、2プログラム(2団体)は延期して開催した。

7 国際交流員事業

(1) 国際交流員の交代について

モンゴル国出身のソヨルマーさんは令和2年度内に任期を終える予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難であること、また、新規任用者の来日にも支障があることから、令和4年度内までの特例の再任用が決定し、令和4年7月に計7年の任期を終えた。同年8月からは、新たにヒシグジャルガルさんが着任した。

(2) 学校訪問について

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による県内の感染者数の増加や防疫処置が困難な学校の状況により、国際理解講座の開催を断念する学校が多く見られた。

令和4年度も国際理解講座の開催を断念する学校が多少見られたが、県内の新型コロナウイルス感染

症感染者数の減少により、例年通りの学校訪問数へと戻っていった。

【小中学校国際理解講座受講者数】

	目標値		最終実績
	当初計画	訂正後	
令和2年度	5,950人	4,099人	3,721人
令和3年度	6,000人	4,200人	4,375人
令和4年度	6,050人	4,390人	4,457人

(3) ハロー市役所元気講座について

令和2年度、令和3年度については、生涯学習課からの連絡により計画していたハロー市役所元気講座は全期間中止となった。

令和4年度は一時中断する期間があったが、計画していたハロー市役所元気講座は実施することができた。

(4) 市立図書館読み聞かせについて

毎月1回開催予定としていた、市立図書館での読み聞かせ会については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全ての回の開催を断念、令和3年度は予定していた6回のうち2回を断念し、全4回の開催となった。

令和4年度については、予定どおり全6回の開催となった。

8 ウランバートル市青少年訪問団受入

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度までの受入及び訪問が中止となった。

9 多文化共生事業

(1) 本市への転入外国人の過去の人数との比較

本市の外国人住民数は、令和元年までは増加傾向にあったが、令和2年度及び令和3年度においては大幅な減少が続いた。しかし、令和4年度は、再び増加傾向へと転じた。

【外国人転入者数】

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
488	698	855	396	185	1,039

(2) 外国人住民への情報周知の内容（給付金等）

・令和2年5月中旬、「特別定額給付金事業」について、国際交流員による英語・中国語・モンゴル語での申請書作成方法動画を配信した。再生回数は、英語268件、中国語315件、モンゴル語241件であっ

た。また、やさしい日本語ホームページで特別定額給付金の案内を行い、英語・中国語・モンゴル語での申請書記載例を掲載した。

- ・令和2年5月下旬、やさしい日本語ホームページに「がんばろう都城！事業者支援金事業」の英語・中国語に翻訳した記載例と交付要領を公開した。
- ・令和2年7月、特別定額給付金の外国人未請求者29名へ勸奨文書を送付した際には、やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内を作成し、送付文書に同封した。
- ・令和2年8月上旬、外国人住民への送付文書に「がんばろう都城！ふるさと応援券発行事業」のやさしい日本語・英語・中国語・モンゴル語・ベトナム語での案内文書を追加した。
- ・令和2年8月中旬、「感染症対策休業要請等協力金等事業補助金事業」の申請書及び記入例等について英語・中国語に翻訳し、やさしい日本語ホームページ上に公開した。
- ・令和2年9月下旬、「プレミアム付スマイル商品券発行事業」の案内ハガキ送付時にQRコードにて外国人向けのやさしい日本語ホームページへの誘導を行い、11月中旬の引換券発送時にはやさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内文書を追加し発送した。
- ・令和3年5月上旬、「プレミアム付スマイル商品券第2弾」においても、引き続き引換券発送時にやさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内文書を追加し発送した。
- ・令和4年6月に実施された「プレミアム付スマイル商品券第3弾」では上記に加え、やさしい日本語での案内文書を追加し発送した。また、引換券の詳細について、やさしい日本語のホームページに掲載した。

【引換券発送外国人数】

(単位：人)

中国語	ベトナム語	それ以外(英語)	総数
135	238	104	477

(3) 外国人住民への情報周知の内容(新型コロナウイルスワクチン接種)

令和3年6月下旬、ワクチン接種券の送付文書に、やさしい日本語による案内文書を作成し、同封した。また、送付時の封筒表面には、開封を促すための文書(やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語)を追加した(外国人住民分の印刷物の追加封入作業は、国際化推進室で対応)。その後、ワクチン接種についての案内や、ワクチン接種の予約の仕方について、健康課が作成した動画にやさしい日本語・英語・中国語・モンゴル語の字幕をつけたもの等をやさしい日本語のホームページに掲載した。11月のブースター接種の際には、健康課が作成した案内文書をやさしい日本語にて作成し、同封した。

(4) 日本語学習支援に係る講座

- ・日本語講座(初級)は、令和元年度は令和2年2月9日から3月19日までの期間に計20回を開催予定であったが、施設の閉鎖により14回の開催までで中断となった。その後、日本語講座受講者7名を対象に令和2年6月にオンライン日本語講座(3回)を試験的に開催し、3名が受講した。
- ・令和2年度については、9月11日から15回開催予定であったが、感染を危惧する参加者が途中から不参加となり、3回(延べ人数6名)の開催に留まった。

・令和3年度の日本語講座（初級）は、8月17日から15回開催予定であったが、参加者が集まらず、開催を見送った。その後、下半期に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み断念した。

・令和4年度は、感染症予防に配慮しながら、11月7日から計10回開催した。また、その後、市民からの要望により、別地区にて、感染症予防に配慮しながら日本語講座を11月20日より計10回開催した。

・日本語れんしゅう会は、令和元年度は令和2年2月28日以降、施設の閉鎖により開催を見送った。

・令和2年度になり、10月から再開したが、感染者数の増加の影響を受け、1月以降の開催を見送った。参加者の延べ人数は10月27名、11月18名、12月7名で年間合計学習者数は52名であり、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のための長期に渡る開催中止のため、例年と比べ大幅な減少となった。

(5) 日本語学習支援者関連講座の中止

令和2年度から令和4年度まで、日本語ボランティア養成講座や、日本語ボランティアスキルアップ講座を開催予定であったが、高齢者の参加が想定され、感染リスクを避けるために中止とした。

(6) 生活安全交流会の開催延期

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催を延期したが、令和4年度には感染症対策を行った上で6月26日に開催し、計22名の市民が参加した。

10 東京オリンピック・パラリンピック「ホストタウン」推進事業（モンゴル・日本レスリング交流会）

・令和2年度 なし（新型コロナウイルス感染症の影響による未開催）

・令和3年度 オンライン交流会を実施（静岡県焼津市を訪問中のモンゴル国レスリング代表選手団と西岳中学校の生徒によるオンライン交流を8月10日に実施した。）

・令和4年度 なし（新型コロナウイルス感染症の影響による未開催）

11 国際交流その他

(1) 都城国際交流協会関連事業

・令和2年度から令和4年度までの総会開催については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため中止とし、理事会は持回り決裁、総会は書面による決議とした。

・令和2年度及び令和3年度の盆地まつりは中止となった。令和4年度は、制限はあったが盆地まつりが開催され、踊り連に参加した。

・外国人のための生活安全交流会について、令和2年度及び令和3年度は開催を中止したが、令和4年度は6月26日に沖水地区公民館にて外国人のための生活安全交流会を実施した。

・以下の行事等については、新型コロナウイルス感染症まん延防止策として、令和2年度から令和4年度までの開催を中止とした。

世界のビールとトリビアナイト

三股町ふるさとまつり

ワールドフェスタ in みやこのじょう

日本語学習支援ボランティアスキルアップ講座

(2) 豪州との友好交流関連事業

- ・豪州自治体との交流事業については、令和2年度に本市の魅力を知っていただくため、豪州自治体職員の招聘を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施不可能となった。
- ・令和3年度は、豪州自治体との関係の継続のため、市民参加型のイベント（ぼんち de トラベル）を開催し、モートンベイ市の魅力を市民に知ってもらう機会を創出した。
- ・豪州自治体との関係の継続のため、MJホールで開催された初春イベントにおいて、市民参加型ブースを設置し、モートンベイ市や友好交流都市のウランバートル市・中国重慶市江津区の魅力を市民に知ってもらう機会を創出した。

第4項 環境関連行事

1 環境まつりの中止

毎年、志和池のリサイクルプラザで開催されていた、「都城市環境まつり」は感染拡大を受けて、令和2年度と令和3年度と令和4年度は中止とした。環境啓発の場を継続させるため、Mallmall まちなか広場、イオン都城とイオン都城駅前で協賛企業の環境への取組をパネルにまとめた「環境啓発パネル展示」を実施した。

2 都城市環境美化の日の中止

毎年7月の第4日曜日に環境美化の日を実施している。この前後2回の日曜日を含めた計5回、自治公民館ごとに清掃活動等を行い、市では雑草・雑木等の搬入受入を行っている。令和2年度は、7月5日、12日、19日、26日、8月2日の日曜日で計画していたが、7月26日に都城市で新型コロナウイルス感染症が発生したため、8月2日の環境美化の日を中止し、代替措置として9月20日に搬入受入を行った。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立たないため中止した。

3 クリーンアップ宮崎の中止

毎年11月の第2日曜日にクリーンアップ宮崎を実施している。この前後の日曜日を含めた計3回、自治公民館ごとに清掃活動等を行い、市では雑草・雑木等の搬入受入を行っている。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立たないため中止した。

第5項 福祉・健康関連行事

1 合同金婚式

結婚50年目の御夫婦の長寿と幸せを願い金婚祝を実施している。内容は、合同金婚式典への招待及び、御夫婦での記念写真の撮影、御祝状及び記念品の贈呈。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

例年どおり市から記念写真、祝状及び記念品を贈呈。

合同金婚式典の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度は中止とした。令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

(2) 合同金婚式該当状況

【合同金婚祝い受領状況（令和元年～令和4年度）】

（単位：組）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金婚式典参加	131	中止	中止	118
記念写真	258	223	277	247
祝状及び記念品	469	428	478	341

2 都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式

戦役又は市内で空襲等により犠牲となった7,333柱の御霊を追悼するため、市主催による「都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式」を毎年、都城大空襲のあった8月6日に実施している。式典には、遺族を始め各種団体を招待するとともに、広く一般市民にも参加を呼び掛けている。平成16年度からは、市内の小学校児童も参列し、平和への想いを継承する取り組みとして、千羽鶴の献納や平和学習の発表等が披露されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は中止とした。令和3年度・令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式（令和元年～令和4年度）】

（単位：参列者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	台風のため中止	中止	35	46

3 都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭

都城市特別攻撃隊戦没者慰霊碑に合祀されている戦没者の英霊を追悼し、世界の恒久平和を祈願するため、都城市の西飛行場から「疾風」の特攻第一陣（第一特別振武隊）が出撃・戦死した4月6日に戦没者慰霊祭を開催するもの。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は中止とした。令和3年度・令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭（令和元年～令和4年度）】

（単位：参列者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	137	中止	8	9

4 都城忠霊碑慰霊祭

戦没者等の御霊を慰霊するため、市内の各地域にある遺族会や奉賛会（都城忠霊碑、語り継ぐ会、上長飯・一万城・広原、志和池、中郷、庄内、西岳、高城、山田、縄瀬、高崎、前田）が戦没者慰霊祭を行っている。市では各地区の遺族会等に「都城市遺族会等行事経費補助金」の交付を行い、各地区の慰霊行事を支援している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度・令和3年度・令和4年度は中止とした。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城忠霊碑慰霊祭（令和元年～令和4年度）】

（単位：参列者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	75	中止	中止	中止

5 がん検診事業

公共施設内で受付をする集団がん検診は、国の緊急事態宣言や市内での感染拡大により屋内公共施設が閉館となったため、検診を中止し、代替日を設けて実施した。ただし、大腸がん検診については、すでに採便された方のみ、対策を徹底した上、当日予定会場で回収を行った。

【中止になったがん検診日程及び代替日】

中止となったがん検診	代替日
<p>【令和元年度】</p> <p>○肺がん検診</p> <p><高崎地区></p> <p>3月3日（火）炭床自治公民館・江平農村環境改善センター</p> <p>3月4日（水）山神原・栢木・上新田自治公民館</p> <p>3月5日（木）東霧島多目的集会所・横谷自治公民館</p> <p>3月6日（金）前田児童館・栗巣自治公民館</p> <p>3月10日（火）原村・共和自治公民館</p> <p>3月11日（水）高崎福祉保健センター・高坂自治公民館</p> <p>3月12日（木）下新田・三和自治公民館</p> <p>3月14日（土）高崎総合支所</p> <p><姫城地区></p> <p>3月13日（金）コミュニティセンター（姫城町）</p>	代替日は設けず
【令和2年度】	

<p>○肺がん検診</p> <p><五十市地区></p> <p>8月18日(火) 有里・下今町・平長谷自治公民館</p> <p>8月19日(水) 五十市地区公民館・久保原西自治公民館</p> <p><沖水地区></p> <p>8月20日(木) 高木・広瀬自治公民館</p> <p>8月25日(火) 松之元・旭自治公民館</p> <p>8月26日(水) 山野原・中東原自治公民館</p> <p>8月27日(木) 上金田・下金田自治公民館</p> <p>8月28日(金) 太郎坊・高木自治公民館</p> <p><山田地区></p> <p>1月7日(木) 毘砂丸・牛谷自治公民館</p> <p>1月13日(水) 瀬之口・中村・平山自治公民館</p> <p>1月14日(木) 浜之段・下是位川内・上是位川内自治公民館</p> <p>1月15日(金) 谷頭五自治公民館・谷頭トレーニングセンター</p> <p>1月19日(火) 長谷・大古川自治公民館</p> <p>1月20日(水) 山田体育館・木之川内体育センター</p> <p><山之口地区></p> <p>1月22日(金) シルバーヤングふれあいの里・麓地区営農研修館</p> <p>1月26日(火) 麓地区多目的研修センター・永野地区自治公民館</p> <p>1月27日(水) 青井岳自治公民館・五反田営農研修館</p> <p>1月28日(木) 乗平自治公民館・上富吉地区体育館・桑原営農研修館</p> <p>1月30日(土) 山之口勤労福祉センター</p> <p>2月2日(火) 西向原自治公民館・川内営農研修館</p> <p>2月3日(水) 山之口勤労福祉センター・正近自治公民館</p> <p>2月4日(木) 山之口地区健康増進センター・街区一自治公民館</p>	<p>○肺がん検診</p> <p><五十市地区></p> <p>10月29日(木) 有里・下今町・平長谷自治公民館</p> <p>10月30日(金) 五十市地区公民館・久保原西自治公民館</p> <p><沖水地区公民館></p> <p>10月7日(水) 高木・広瀬自治公民館</p> <p>10月16日(金) 松之元・旭自治公民館</p> <p>10月23日(金) 山野原・中東原自治公民館</p> <p>11月27日(金) 下金田・上金田自治公民館</p> <p>12月4日(金) 太郎坊・高木自治公民館</p> <p><山田地区></p> <p>2月12日(金) 毘砂丸・牛谷・田中自治公民館</p> <p>2月24日(水) 瀬之口・中村・平山自治公民館</p> <p>2月26日(金) 浜之段・下是位川内・上是位川内自治公民館</p> <p>3月17日(水) 山田体育館・大古川・谷頭五自治公民館</p> <p>3月18日(木) 瀬茅自治公民館・木之川内体育センター・長谷自治公民館</p> <p><山之口地区></p> <p>2月19日(金) 西向原自治公民館・山之口地区健康増進センター</p> <p>3月19日(金) 山之口勤労福祉センター</p>
--	--

<p><高城地区></p> <p>2月5日(金) 四家多目的研修集会施設・岩屋野自治公民館</p> <p>○胃がん検診</p> <p>8月17日(月) 五十市地区公民館</p> <p>8月27日(木) 沖水地区公民館</p> <p>8月28日(金) 五十市地区公民館</p> <p>8月30日(日) コミュニティセンター</p> <p>※8月30日は同時実施予定だった特定健診、肺がん・大腸がんを含む全ての検診を中止</p> <p>○乳がん検診</p> <p>8月20日(木) 横市・妻ヶ丘地区公民館</p> <p>1月14日(木) コミュニティセンター</p> <p>1月20日(水) コミュニティセンター</p> <p>1月22日(金) コミュニティセンター</p> <p>2月4日(木) コミュニティセンター</p> <p>2月5日(金) 妻ヶ丘・横市</p> <p>2月7日(日) 五十市</p> <p>○子宮がん検診</p> <p>1月14日(木) コミュニティセンター</p> <p>1月20日(水) コミュニティセンター</p>	<p><高城地区></p> <p>3月6日(土) 四家多目的研修集会施設</p> <p>○胃がん検診</p> <p>9月18日(金) 五十市地区公民館</p> <p>9月24日(木) 沖水地区公民館</p> <p>11月1日(日) コミュニティセンター</p> <p>○乳がん検診</p> <p>2月5日(金) 横市・妻ヶ丘地区公民館</p> <p>2月9日(火) コミュニティセンター</p> <p>2月24日(水) コミュニティセンター</p> <p>○子宮がん検診</p> <p>2月9日(火) コミュニティセンター</p> <p>2月24日(水) コミュニティセンター</p>
<p>【令和3年度】</p> <p>○肺がん検診</p> <p><小松原地区></p> <p>6月1日(火) 平江・北原自治公民館</p> <p>6月2日(水) 大王・志比田自治公民館</p> <p>6月3日(木) セブンイレブン志比田店・宮丸自治公民館</p> <p>6月4日(金) ミートショップながやま志比田店・志比田北自治公民館</p> <p>6月8日(火) 大根田自治公民館・小松原地区公民館</p>	<p>○肺がん検診</p> <p><小松原地区></p> <p>8月12日(木) 平江・北原自治公民館</p> <p>8月20日(金) 志比田北自治公民館</p> <p>9月9日(木) 大王・志比田自治公民館</p> <p>10月6日(水) 大根田自治公民館・小松原地区公民館</p> <p>10月14日(木) 宮丸自治公民館</p> <p>※セブンイレブン志比田店、ミートショップながやま志比田店、神柱宮境内は日程の調整がつかない</p>

6月9日(水) 神柱宮境内 <妻ヶ丘地区> 6月9日(水) 天神自治公民館 6月10日(木) 若葉・坂元自治公民館	かったため、近隣の検診場所を案内 <妻ヶ丘地区> 9月8日(水) 坂元自治公民館 10月14日(木) 天神自治公民館 ※6月10日の若葉自治公民館は、代替日を設けず、6月18日(金)同所の検診時間を延長して対応
--	---

(1) 周知方法

事前の予約が必要な胃がん、乳がん、子宮がん検診については、個別通知（電話または文書）で、事前予約が必要のない肺がん検診については、公民館長への連絡とポスターの掲載、当日の広報車での巡回で中止の周知を行った。

6 特定健康診査及び後期高齢者健康診査事業

(1) 特定健康診査及び後期高齢者健康診査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年8月に実施予定であった集団特定健康診査及び後期高齢者健康診査を中止した。健診は事前予約制であるため、申込者に対し個別に文書を送付し、中止の連絡を行った。

令和3年度、令和4年度は、集団検診の中止はしなかった。

また、令和3年度は、市民の受診控えや医療機関の健診受け入れが十分にできなかったため、当初10月末までの予定であった個別健診実施期間を12月末まで延長した。

中止した集団健診実施予定日と場所

日程	曜日	実施時間	場所
令和2年8月30日	日	午前	コミュニティセンター

(2) 保健指導

健診結果に応じて実施する特定保健指導や生活習慣病重症化防止のための保健指導は、主に家庭訪問や対象者の来庁により、対面で行っている。

国の緊急事態宣言や市内の感染拡大によって、市民に外出自粛を促している期間においては、対面の指導を原則中止し、電話や書面による指導を行った。

7 健康教室等

(1) ステップ運動教室事業

ステップ運動は、心肺機能の向上や足腰の筋力強化などができる運動であり、市民の健康づくりのため、例年5月から3月に月1～2回の教室を実施している。

①日程

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ステップ運動教室事業の全日程を中止とした。

令和4年度は、感染防止対策を講じた上で、7月から3月に月に1～2回実施した。

② ステップ台の貸出

外出自粛により、身体活動が低下する懸念があるため、令和2年9月から令和4年3月までの期間は、ステップ運動経験者に対してステップ台の貸出しを行った。

(2) 健康ライフ教室事業

当該事業は、生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることを目的に、集合形式による教室を年10回程度実施している。

令和2年度に実施を予定していた5回のうち、令和3年1月20日（水）13時30分から15時から、ウェルネス交流プラザで開催予定であった「骨粗しょう症（講話編）」を新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

(3) 世界糖尿病デー事業

毎年、世界糖尿病デーである11月14日を含む一週間を「全国糖尿病週間」として、糖尿病について理解を深めるイベントが全国各地で行われている。都城市でも、毎年11月に、都城市健康サービスセンターと共催で「世界糖尿病イベント in 都城」を開催している。全国糖尿病週間には、都城市総合文化ホールを糖尿病のイメージカラーである「ブルー」にライトアップしている。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントとライトアップともに中止した。

8 健康づくり地域団体

(1) 食生活改善推進員事業

食生活改善推進員は、養成研修を受講した方に市長が委嘱し、食生活を通じて地域で健康づくりの実践を行っている。

① 変更及び中止した事業

・育成研修

現任の食生活改善推進員を対象とした研修で、令和2年度から3年度は全て中止とした。令和4年度は、研修を行った。

・養成研修

養成研修は、食生活改善推進員として活動する者を養成する研修である。令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5回の研修を6回にし、講義と調理実習を分けて、短時間の実施とした。

また、育成研修、養成研修の実習で調理したものは、その場で試食せず、持ち帰りとした。

② 地域活動

食生活改善推進員が自治公民館等で行う調理実習を伴う研修会は、全て中止した。

減塩や野菜の摂取を促すレシピの配布や手洗いなどの感染予防を啓発するチラシの配布活動などを行っ

た。

(2) みやこんじょ健康づくり会事業

みやこんじょ健康づくり会は、11 地区の自主活動グループで、主に体を動かす活動を通して健康づくりを行っている団体である。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会長会を 2 回中止とし、各地区活動についてはその都度感染状況を見て相談しながら、実施や中止の判断をした。

① 地区会長会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった代表者会の日程は、下記の通りである。

各地区会長には、連絡事項を記載した文書を中止の文書に同封して、連携を図った。

	日程	曜日	時間	場所
第 1 回	4 月 24 日	金	13 時 30 分から 15 時まで	中央公民館 第三研修室 (2 階)
第 2 回	7 月 31 日	金		

② 各地区活動

新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、その都度、活動実施の有無を健康課と地区会長で判断した。

中止となった日程は、下記の通りである。

地区	日程	内容
小松原	4 月 11 日 (土)	グランドゴルフ
	5 月 9 日 (土)	講演 (健康体操)
	8 月 8 日 (土)	料理教室
	11 月 14 日 (土)	甘酒づくり
	1 月 9 日 (土)	ヨガ
	2 月 13 日 (土)	グランドゴルフ
妻ヶ丘	1 月 13 日 (水)	体操 (亀谷先生)
祝吉	5 月 8 日 (金)	ノルディック
	6 月 12 日 (金)	グランドゴルフ
	7 月 10 日 (金)	講話
	8 月 7 日 (金)	食改善教室
	10 月 9 日 (金)	スカット・オーバーホール
	12 月 11 日 (金)	食改善料理
	1 月 8 日 (金)	健康体操
	2 月 12 日 (金)	地区ウォーキング大会
	3 月 12 日 (金)	ヨガ 反省会
五十市	4 月 11 日 (土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	4 月 30 日 (木)	パークゴルフ

	5月14日(木)	パークゴルフ
	6月6日(土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	8月23日(日)	まち協主催 公園と軽スポーツ
	9月19日(土)	まち協主催 グランドゴルフ大会
	1月14日(木)	パークゴルフ
	2月27日(土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	3月11日(木)	総会
横市	8月19日(水)	講話
	11月19日(木)	野外ウォーキング
	1月20日(水)	講話 新春の集い
沖水	6月	健康と講話 エクササイズ
志和池	5月14日(木)	ゴキブリ団子作り
	6月11日(木)	食生活活動
庄内	4月10日(金)	ゴキブリ団子 ドレッシング
	5月8日(金)	めんつゆ 焼き肉のたれ
	10月10日(金)	運動会に協力
	11月13日(木)	手芸
	1月15日(金)	ソバ作り
	2月	健康づくり大会への参加
	3月12日(金)	反省会・総会(料理)
中郷	8月20日(木)	軽スポーツ
	1月20日(木)	軽スポーツ
	2月17日(木)	食生活活動
高城	4月20日(月)	総会
	5月22日(金)	グランドゴルフ
	5月	ネットワーク会議
	9月28日(月)	調理実習
	11月29日(金)	リース作り
	1月19日(日)	高城町ウォーキング大会参加
	2月	健康づくり大会への参加
山田	4月7日(火)	ウォーキング
	5月12日(火)	笑いヨガ 軽スポーツ
	8月4日(火)	軽スポーツ
	9月1日(火)	救急救命法講習
	1月5日(火)	笑いヨガ 軽スポーツ
	2月	健康づくり大会への参加

高崎	6月4日(木)	健康体操
	9月3日(木)	学習教室
	10月6日(木)	3地区合同交流会
	12月3日(木)	学習教室
	1月28日(木)	調理実習
	2月	健康づくり大会への参加
	3月18日(木)	反省会

(3) 世界糖尿病デー事業

毎年、世界糖尿病デーである11月14日を含む一週間を「全国糖尿病週間」として、糖尿病について理解を深めていただくイベントが全国各地で行われている。都城市でも、毎年11月に、都城市健康サービスセンターと共催で「世界糖尿病イベント in 都城」を開催している。全国糖尿病週間には、都城市総合文化ホールを糖尿病のイメージカラーである「ブルー」にライトアップしている。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントとライトアップともに中止した。

第6項 農政・土木関係行事

1 市場取引業務始め式の中止

毎年1月5日に都城市公設地方卸売市場において、1年間の市場取引の活性化及び青果・水産・花きの安定供給、無事故を祈願するための取引業務始め式を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から令和2年度及び令和4年度を中止とした。

(1) 中止周知までの経緯

・令和2年度

令和2年12月29日、指定管理者である㈱都城公設卸売市場から、宮崎中央卸売市場・宮崎市公設地方卸売市場が初商式を中止するとの情報が入った。農政部内で協議した結果、都城市公設地方卸売市場の取引業務始め式も中止することとなり、市場関係者や報道機関等へ中止の連絡を行った。なお、せりについては通常どおり行った。

・令和4年度

令和4年12月28日、指定管理者である㈱都城公設卸売市場から連絡があり、12月27日に宮崎県から「医療非常事態宣言」が発令されたことにより、取締役会（青果2社、水産、花きの役員出席）からの中止の要請があった。この要請を受け農政部内で協議した結果中止することになり、市場関係者や報道機関等へ中止の連絡を行った。なお、せりについては通常どおり行った。

2 市場まつりの中止

市場で取り扱う生鮮食料品等の消費拡大を図るため、毎年11月に都城市公設地方卸売市場において、市場まつりを開催していたが、令和2年度、令和3年度及び令和4年度において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

3 畜産関係行事の中止

(1) 県畜産共進会【種畜の部】

開催予定時期：令和2年10月3日～4日

(2) 第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会

開催予定時期：令和2年10月31日～11月2日

(3) 在モンゴル日本大使館主催「天皇誕生日」レセプション

開催予定時期：令和3年1月

(4) オール九州ブラックアンドホワイトショー

開催予定時期：令和3年3月

4 都城志布志道路整備・活用促進大会

(1) 都城志布志道路建設促進協議会

地域高規格道路指定の都城志布志道路建設について、関係各市が相互に連携協調し、その建設促進を図ることを目的とする協議会であり、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、書面での開催となった。

【総会日程】

年月日	内 容	場 所	備考
R3. 4. 28	総会 書面決議	—	協議会／民間協議会／女性の会共催
R4. 4. 27	総会 書面決議	—	協議会／民間協議会／女性の会共催

(2) 都城志布志道路整備・活用促進大会

都城志布志道路の早期全線開通と整備後の活用促進のため、地元選出国會議員、国土交通省、財務省、九州地方整備局、県等へ要望を行う。新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、令和3年度の要望活動は、書面及びオンラインにて行った。

【要望活動】__要望書送付・オンライン開催

年月日	内 容	場 所	備考
R3. 4. 8～9	東京要望	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付
R3. 7. 2	宮崎要望	宮崎河川国道事務所 宮崎県、宮崎県議会	要望書送付
R3. 7. 9	鹿児島要望	鹿児島県、鹿児島県議会	要望書送付
R3. 7. 14～15	東京要望	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	WEB要望
R3. 7. 28～29	福岡要望	九州地方整備局	WEB要望
R3. 10. 25～26	東京活動	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付

R4. 1. 27～28	福岡要望	九州地方整備局	要望書送付
R4. 2. 7～8	東京活動	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付

Web 会議システムを利用した都城志布志道路建設促進に関する要望

・7月2日東京 WEB 要望活動

古川 禎久 衆議院議員 森山 ひろし 衆議院議員 村山 一弥道路局長



五位塚 剛 曾於市長 池田 宜永 都城市長 下平 晴行 志布志市長

・7月28日福岡（九州地方整備局）WEB 要望活動

下平 晴行 志布志市長 五位塚 剛 曾於市長



富山 英範 道路部長

藤巻 浩之 局長

池田 宜永都城市長

5 景観図画コンクール

入選作品 30 点及び応募作品の中から 100 点を、イオンモール都城駅前イオンホールで展示する予定であったが、県の医療非常事態宣言の発令に伴い展示会場の変更と作品展示数を縮小した。

【作品展示数】

	展示会場	作品展示数	備考
変更前	イオンモール都城駅前 イオンモール	130 点	
変更後	都城市役所 1 階 市民サロン	30 点	

(1) 景観図画コンクールの表彰式

入選者 30 名の表彰式をイオンモール都城駅前イーストコートで行う予定であったが、県の医療非常事態宣言の発令に伴い表彰式の会場の変更と出席者を縮小した。

	表彰式の会場	出席者	備考
変更前	イオンモール都城駅前 イーストコート	入選者 30 名	
変更後	市長室	特選者 3 名	

6 道路河川愛護デーの中止

1 事業名等 道路河川愛護デー中止

(1) 目的

7 月は「河川愛護月間」であり、身近な自然空間である河川への愛護意識が広く県民の間で醸成されることを目的として定められている。

また、8 月は「道路ふれあい月間」（8 月 10 日は「道の日」）として、道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図ることを目的として制定されている。

道路・河川愛護運動の一層の推進を図るため、国、県 都城市及び三股町の共催で道路・河川愛護デーとして関係団体に参加を呼びかけ、道路・河川の清掃を行うものだが、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で開催中止とした。

(2) 参加予定団体（参加予定人数 800 名）

- ・都城地区建設業協会
- ・青友会都城支部
- ・都城造園協同組合
- ・都城管工事協同組合
- ・都城地区及び北諸管工事協同組合
- ・都城電気工事業協同組合
- ・都城森林組合
- ・日本補償コンサルタント協会
- ・九州電力(株)都城営業所

- ・ N T T 西日本グループ
- ・ 国土交通省宮崎河川国道事務所
(都城出張所及び都城国道維持出張所)
- ・ 都城信用金庫
- ・ 都城土木事務所

第7項 社会・教育関連行事

1 都城教育の日啓発事業の中止

教育委員会では、都城市民みんなでより良き社会を構築するために、一人ひとりが学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、平成27年度に2月18日を「都城教育の日」に制定し、平成28年度に2月を「都城教育の日」啓発月間、1月から3月までを周知強化月間と定め、啓発を行っている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月に実施予定であった都城教育の日啓発イベントを中止した。

2 高齢者学級

高齢期の生涯学習を充実させるため、昭和47年度から開設している学級に対し、開設のための補助及び高齢者学習グループ活動の奨励援助を行っている。高齢者学級は、地区公民館ごとに5月に開級式を行い、2月まで毎月1回、講話、スポーツ、見学等を実施している。

また、学級運営の向上と学習内容の充実を図るために、同58年度から開催している高齢者学級振興大会への補助を行っている。

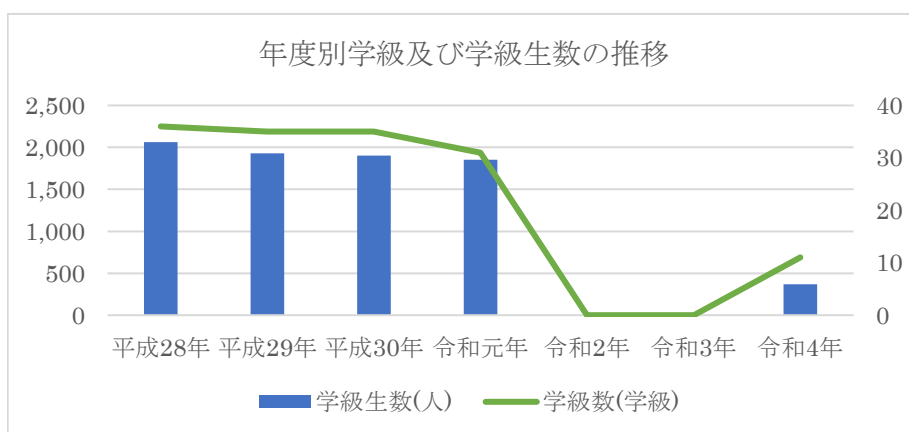
令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い開催できなかった。

令和4年度については、各地域の状況や意見に応じて、開催の判断をした。

【学級数及び学級生数 年間比較：平成28年度～令和4年度】

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学級数(学級)	36	35	35	31	—	—	11
学級生数(人)	2,063	1,929	1,902	1,853	—	—	368

【学級数及び学級生数 年間推移】



3 よか・余暇・楽習ネットワーク事業

多様な市民の学習ニーズに対応するため「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも」を合言葉に学習者と指導者をつなぐ学習提供の仕組みとして「よか・余暇・楽習ネットワーク事業」を実施している。例年3月には、事業の教室生や自主講座を実施している学習生が、学習の成果を発表する場として、「生涯学習フェスティバル」を実施している。

令和2年度は、前年度3月に開催を予定していた「生涯学習フェスティバル」を、4月に延期としていたが、感染症収束の見通しが立たず、中止を決定。よか・余暇・楽習ネットワーク事業の教室については、4月20日に全ての教室を休止することを決定し、8月には令和3年3月末までの休止継続が決定した。4月1日から休止決定までの間に開催した教室は、59教室、延べ695人が活動を行った。

令和3年度は、高齢者へのワクチン接種完了後の9月から事業再開の方向で検討していたが、都城・北諸県圏域の感染急増圏域（赤圏域）指定や、県独自の緊急事態宣言発令があり、10月4日に再開となった。令和4年1月には再度、感染急増圏域（赤圏域）に指定され、活動休止を要請した。3月開催予定としていた「生涯学習フェスティバル」も中止を決定し、以降、年度内の事業再開には至らなかった。10月4日から休止決定までの間に開催した教室は、267教室、延べ2,019人が活動を行った。

令和4年度は、事業休止状態が6月まで継続していたが、行動要請が緩和されたことを受けて、6月中旬から事業再開した。開催した教室は、920教室、延べ5,981人が活動を行った。3月開催予定としていた「生涯学習フェスティバル」については、感染リスクの高いステージ発表や飲食を伴う催しを中止し、展示のみ実施に至った。

4 市民大学講座

市民大学講座は、市民（運営委員）が企画運営する市民のための講座として、令和2年度で第56回目を迎える予定であった講座であり、例年7月から9月までの火曜日、午後7時から午後8時30分まで、計12回（野外研修1回を含む）の講座を開催している。

受講生は例年100人以上であり、会場である中央公民館大会議室では3密を避けることが困難で、講師との日程調整の都合上10月以降に延期することも困難であったため、令和2年度は中止を決定した。

令和3年度は、高齢者へのワクチン接種完了後の9月からの開催を検討としたが、感染症の収束が見込めず、中止を決定した。

令和4年度は、県のイベント等の実施制限も緩和されたことから、感染予防対策を行いつつ第58回として計9回（野外研修は中止）の講座を開催し、105人の受講登録者数であった。

5 人権啓発イベント

本市では、全ての市民に人権意識の普及高揚を図り、もって同和問題解決の促進に資するために、昭和58年12月に「都城市同和問題啓発推進協議会」として設立され、昭和63年7月に「都城市人権啓発推進協議会」と名称を変更し、人権啓発活動を行っている。また、人権教育についても、本市の教育方針に基づいて、基本的人権尊重の確立を目指し、市民に同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施している。

令和2年度人権啓発事業については、当初予定していた都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会（7

月)、夏休みふれあい映画祭(8月)、都城市人権啓発推進大会(12月)を中止とした。

令和3年度は、都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会(8月)、人権啓発推進大会(12月)を中止とした。また、夏休みの時期に開催するふれあい映画祭も11月に延期したものの、感染症拡大防止のため中止とした。

令和4年度は、行動要請が緩和されたことを受けて、都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会(7月)、人権啓発推進大会(12月)を実施した。また、ふれあい映画祭も11月に延期して実施した。

コロナ禍においても、人権啓発標語募集や人権啓発特集号の発行等は毎年度実施し、できる限りの人権啓発活動を行った。

6 出前講座

(1) ハロー市役所元気講座

市民の要望に応じて、市役所の職員が、日頃行っている仕事の内容などを、出向いて話をするものである。各分野の専門知識を活かした話ができ、市民と協働したまちづくりの推進にも役立っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月中旬に、事業休止を行い8月下旬には、安全な開催が難しいと判断し、令和2年度の事業を中止とした。

令和3年度は、県独自の緊急事態宣言期間中は事業の自粛を依頼した。

令和4年度は、6月中旬から感染防止対策(マスク着用、手指消毒、換気、参加者の体調把握等)を徹底することを条件として再開した。また、申込者には感染症対策を講じた上で申し込むという同意書の提出を求めた。(受講実績55件、延べ1,582人利用)

(2) ハロー元気講座

企業・組合等の社員を講師とする「企業・組合による出前講座」として、企業・組合などがもつ学習資源を学習講座としてメニュー化し、出前講座として開設したものである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月中旬に、事業休止を行い8月下旬には、安全な開催が難しいと判断し、令和2年度の事業を中止とした。

令和3年度は、県独自の緊急事態宣言期間中は事業の自粛を依頼した。

令和4年度は、6月中旬から感染防止対策(マスク着用、手指消毒、換気、参加者の体調把握等)を徹底することを条件として再開した。また、申込者には感染症対策を講じた上で申し込むという同意書の提出を求めた。(受講実績13件、延べ350人利用)

7 家庭教育学級

親又はそれに代わる養育者が、家庭における子どもの教育を行うのに必要な知識や技術を学習する機会を提供することを目的として開設している。

令和2年度は、4月中旬に、開設に係る説明会の中止(書面開催)及び活動自粛を要請し、9月上旬には、感染防止対策を各学級で徹底することを条件に、活動再開とした。(35学級開設)

令和3年度は、開設に係る説明会を中止した。(33学級開設)

令和4年度は、県のイベント等の実施制限も緩和されたことから、感染予防対策を行いつつ事業を実

施した。(29 学級開設)

8 成人式（現はたちの集い）

本市では、成人の日を迎えた青年を祝い励ますとともに、社会人としての自覚を促すために例年 1 月 4 日～1 月第 2 月曜日を「都城市における新成人者を祝う期間」とし、成人式を開催してきた。

令和 2 年度の成人式は、開催に向けて準備を進めていたが、12 月 14 日に開催された国の新型コロナウイルス対策本部の会議で、観光需要喚起策「Go To トラベル」を令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 11 日まで全国一斉に一時停止することが決定されたことから、新成人及び市民の健康と安全を最優先に考慮し、令和 2 年度の成人式を令和 3 年 8 月に延期することとした。

令和 3 年 8 月 7 日～8 月 15 日を令和 2 年度分の「都城市における新成人者を祝う期間」と改め、令和 3 年度分は例年どおりの期間として準備を進めていたが、令和 2 年度分の開催が近くなっても新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、成人者のワクチン接種の目処も立たない状況だった。令和 2 年度分の式典の中止を検討したが、関係業者等から再延期の要望が寄せられたことから、日程調整会議を経て、令和 2 年度分を令和 4 年 1 月 2 日～4 日に再延期し、令和 3 年度分を令和 4 年 1 月 8 日～10 日に開催することとした。※地区や学校の都合により例外あり。

式典は、ワクチン予防接種済証又は PCR 検査陰性結果通知等の提示を出席条件とし、提示が困難な新成人には、抗原検査キットの無料配付を行い、所要時間 30 分以内の縮小プログラムで実施した。

令和 4 年度は、各地区実行委員会を中心とした式典運営にて、30 分以内の縮小プログラムを基本に開催。民法改正により成人年齢が 18 歳に引き下げられたため、名称を「はたちの集い」に変更し、1 月 3 日～8 日に各地区公民館や都城市総合文化ホール等にて実施した。

なお、ワクチン予防接種済証や検査キット等の対応は行わず、手指消毒と検温を徹底した。

9 社会教育関係事業

(1) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後の居場所づくりとして小学生を対象に、様々な体験活動を提供しており、9 教室で開催している。

令和元年度は、令和 2 年 3 月の臨時休校に伴い、活動を休止し、事業を終了した。

令和 2 年度は、5 月中旬からの事業実施を予定していたが、緊急事態宣言を受け、6 月中旬からの事業開始となった。教室運営に当たり「都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を参考に、対応マニュアルを作成し、感染症予防に関するスタッフ研修会を行った。

なお、学校が臨時休校する際は、放課後子ども教室も休止とすることとした。ただし、放課後児童クラブ代替りの役割をもつ 4 教室（西岳小、夏尾小、吉之元小、縄瀬小）については、令和 2 年 3 月の臨時休校の際、保護者の希望がある場合のみ児童の受け入れを行っており、令和 2 年度も同様の対応を行った。臨時休校期間中の利用者は、1 日平均 10 人であった。

令和 3 年度及び令和 4 年度は、感染予防対策を行いつつ通常どおり教室を開催した。

(2) ジュニア・リーダー教室

ジュニア・リーダー教室は、小学6年生から中学3年生を対象にジュニア・リーダーになるために必要な知識や技術を学ぶ教室である。子ども会活動の支援及び指導をするジュニア・リーダーを育成することで、ジュニア・リーダークラブ活動及び子ども会活動の更なる活性化を図っている。

ジュニア・リーダークラブに入会するためには、本教室を修了することが条件となっており、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って教室を開催しなければクラブへの入会も阻害してしまうことが懸念された。

しかしながら、子どもたちが共同で体験学習や企画などを行う必要のある本教室では、3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しいと考え、令和2年度は中止することとした。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況は変わらず、異学校交流により感染リスクがある本事業は開催を自粛することとした。秋頃には、緊急事態宣言が解除されたが、学校の部活動時間等が制限される状況は変わらず、12月に1回のみ短縮開催とした。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症に対する理解が進み、イベント開催等に対する考えも容認され始めたことから、11月以降に計6回の教室を開催した。

(3) 子どもフェスティバル

子どもフェスティバルは、青少年健全育成、次世代を担うリーダーの育成を目的として例年10月に開催している。公募による子どもの実行委員（小学5・6年生が対象）が主体となり、6月から約15回の実行委員会を通して、フェスティバル当日に向け企画や制作活動を行う。

令和元年度のフェスティバル当日の参加者は約2,000人。運営として実行委員36人（大人11人、子ども25人）、南九州大学ボランティアスタッフ16人が携わった。

令和2年度は大人実行委員会において、例年どおりの開催ができなくても、そこへ向かう課程を重要視し、実行委員会活動を行っていききたいという意見が寄せられた。しかしながら、子どもの実行委員は小学生であり、活動内容も3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しいものであることから、子ども実行委員の公募及び子どもフェスティバル開催に向けての準備は保留とし、その後も感染症収束の見込みが立たなかったため、フェスティバルは中止とした。

令和3年度も、令和2年度と同様の対応を行った。

令和4年度当初においても、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立たず、長期間の準備を要する本事業は中止する方針を決定した。

なお、本事業は、市中央部に偏った事業で、全市域での少年教育推進に適さないという判断から、令和4年度の既存事業見直しに伴い、廃止することとなった。

(4) 勤労青少年ホーム（カレッジピア）

勤労青少年ホームは、働く青少年が余暇を活用して、各種の教養講座やスポーツクラブ活動などを行う施設で、同時に友人の輪を広げ、コミュニケーションを図る場のことである。本市では、昭和44年から実施している。

カレッジピアは、都城市勤労青少年ホームのクラブ活動会員全体の集まりの名称であり、クラブ活動を超えて全体での交流会や地域行事へ参加して、会員同士の交流を深め、地域への貢献を目指して活動

している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての活動を中止した。

令和3年度は、圏域の感染状況等を鑑みながら活動を実施したが、会員減少等により市が直接運営する事業としては、令和3年度をもって廃止することとなった。

(5) 都城市社会教育振興大会

本市では、毎年、社会教育関係団体の活動の活性化と団体間の連携の促進を目的に、都城市社会教育振興大会を、市教育委員会及び市社会教育関係団体等連絡協議会の主催で実施している。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策で中止とした。

令和2年度は、人数制限及び時間短縮による開催を予定し、準備を進めていたが、市内の感染状況、参加者の特性を踏まえ、社会教育振興大会は中止とした。表彰に関しては、推薦をすでにいただいていたため、選考会で被表彰者の選考を行い、個別に授与した。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たなかったことから、引き続き社会教育振興大会を中止し、表彰に関しても令和2年度と同様とした。

令和4年度においては、手指消毒や体温測定等、基本的な感染症対策を講じ、参加人数を制限した上で開催（一般市民への周知は行わず、関係団体のみでの開催）。従来のプログラムでは、表彰式後に講演及び各団体によるパネルディスカッションを実施していたが、コロナ禍で各団体の活動が十分に行えていないことから、講演及び事例発表とした。また、各団体によるパネル展示についても、同様の理由により、任意の展示とした。表彰に関しては、社会教育振興大会の開会行事にて表彰式を執り行い、賞状と記念品を授与した。

(6) 青少年健全育成

公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議との連携を図り、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、青少年健全育成市民会議総会・青少年育成講演会の開催等を行っている。

令和2年度は、青少年育成・家庭教育講演会の開催を11月に予定していたが、講師のキャンセル料が発生することや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館等の措置がとられた場合施設の利用ができなくなるため、5月中旬に中止を決定した。

なお、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会は3密を避けた環境下で開催した。7月開催の同総会については、3密を避けることが難しいため、書面での開催となった。

令和3年度も、同様の理由により青少年育成・家庭教育講演会を中止とし、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会及び7月開催の同総会については、感染状況を鑑み、書面での開催となった。

令和4年度は、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会は3密を避けた環境下で開催し、7月開催の同総会については、3密を避けることが難しいため、書面での開催となった。青少年育成・家庭教育講演会は、従来開催の会場より広い都城市総合文化ホールを会場とし、事前申し込み制とするなど、感染対策を講じた上で、11月に開催した。

第8項 スポーツ関連行事

1 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会の設立延期

新型コロナウイルスの感染拡大のため、鹿児島国体が令和2年から令和5年に延期となり、これに伴い宮崎国スポも令和8年から令和9年に延期となった。

本市は、当初、大会の5年前にあたる令和3年に、都城市準備委員会を設立する予定としていたが、宮崎国スポが1年延期されたことに合わせて、翌年の令和4年5月23日に設立総会・第1回総会を開催した。

【宮崎国スポの延期に係る経緯】

月日	概要
R2. 5. 12	日本スポーツ協会から各都道府県体育・スポーツ協会及び各競技団体へ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、6月中に鹿児島国体の開催可否を判断する旨を通知
R2. 5. 15	日本スポーツ協会会長と鹿児島県知事が意見交換
R2. 5. 20	鹿児島県知事が今秋の国体実施が困難であることの見通しを示す
R2. 6. 11	鹿児島県知事が県議会本会議で国体年内開催の断念を表明
R2. 6. 11	R3～24年に国体開催が決まっている三重、栃木、佐賀、滋賀の4県から日本スポーツ協会へ予定通りの開催などを求める共同要望書を提出
R2. 6. 19	日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、鹿児島県、スポーツ庁の4者が国体、障害者スポーツ大会を来年以降に延期することを発表
R2. 6. 19	来年開催予定である三重県知事が、「日本全体で影響が少ない結論を導き出してほしい」旨をコメント
R2. 6. 19	鹿児島県知事が「できるだけ早く鹿児島で開催できるように努力する」旨をコメント
R2. 6. 22	鹿児島県知事が記者会見において、R3年以降、4年以内の開催を目指す考えを示す
R2. 7. 12	鹿児島県知事選挙
R2. 7. 28	鹿児島県新知事就任
R2. 8. 7	日本スポーツ協会から宮崎県知事に鹿児島国体が2023年に延期になった場合、宮崎県の開催予定年が1年延期になることへの協力要請
R2. 8. 12	宮崎県知事から宮崎県準備委員会委員（都城市長含む）に宮崎県の開催予定年が1年延期になることへの協力要請
R2. 8. 13	都城市長から宮崎県知事に、宮崎県の開催予定年が1年延期になることを了承する旨回答
R2. 10. 15	日本スポーツ協会の臨時国体委員会において、鹿児島国体及び障スポが令和5年に開催されることが決定
R2. 10. 15	宮崎県の開催年令和8年から令和9年に変更され1年延期が決定

R3. 8. 17	全国的な感染拡大を受け、三重国体は全競技を無観客にて開催することに決定。
R3. 8. 21	三重県において緊急事態宣言の発令要請に伴い、三重国体の中止を、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省に申し入れ。
R3. 8. 25	日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁、三重県の4者協議にて、三重国体の中止に同意。
R3. 8. 26	日本スポーツ協会にて、三重国体の中止を決定。
R3. 9. 24	三重国体実行委員会にて、2027年への大会延期の断念を決定。
R4. 5. 23	感染拡大防止に配慮しながら、都城市準備委員会設立総会・第1回総会を開催。
R4. 10. 1	3年ぶりに国体(栃木県・第74回大会)開催。
R5. 10. 7	令和2年に延期となった鹿児島国体(特別国体)が開催。

2 その他主なスポーツ関連事業の中止

(1) みやざき県民総合スポーツ祭

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のため、開催を中止した競技団体が多く、11競技12種目のみの実施となり、参加者総数は1,452名で、前年度比では14,838名の減となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のため、総合開会式は中止となったが、県内4市8町38会場において感染対策を徹底した上で、28競技28種目の競技が事前・事後の開催となった。その結果、参加者総数は5,054名で、前年度比では3,602名の増となった。

令和4年度は、令和4年6月4日(土)、ひなた木の花ドームにおいて総合開会式が開催され、県内8市7町64会場において、全58競技(市郡対抗の部47競技(レスリング競技中止)・交流レクリエーションの部11競技)が開催となった。本市からは35競技、863名の選手役員団を派遣した。

(2) 宮崎縣市町村対抗駅伝競走大会

宮崎縣市町村対抗駅伝競走大会は、宮崎県駅伝の伝統を継承し、ジュニアの育成と駅伝王国宮崎の復活を期し併せて県内各市町村のさらなる交流の促進、県民スポーツの振興を図ることを目的に実施している。

令和2年度は令和3年1月11日(月・成人の日)に開催予定で、選考会と選手結団式までは実施したが、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大したことにより中止となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ふるさと選手は県内在住選手のみのお出場とし、かつ、各自治体1チームの出場と規模縮小して、令和4年1月10日(月・成人の日)に2年ぶりに開催された。本市代表チームは2位となる好成績を収めた。

令和4年度は、引き続き各自治体1チームの出場だったが、ふるさと選手は県外在住者の出場も可能となり、令和5年1月9日(月・成人の日)に開催された。本市代表チームは、ふるさと選手の活躍もあり、2時間3分34秒の大会新記録で初優勝を飾った。また、躍進賞の「走姿頭心賞」についても、市郡の部で本市が第12回大会より2分5秒タイムを縮め獲得した。

(3) 南九州駅伝競走大会

冬の霧島路を駆け抜けるこの大会は、えびの市をスタートし、小林市、高原町を経由し、都城市をゴールとする 61.3 km のコースで行われる歴史と伝統のある大会である。

令和 2 年度は、令和 3 年 2 月 7 日（日曜日）に第 75 回大会開催を予定していたが、県外からの参加チームも多く、コースも国道を利用し広範囲に亘ることから、ランナーや大会運営関係者、沿道の観客に対し十分な新型コロナウイルス感染症防止対策を取ることが難しく、感染リスクを完全に排除できないことから、この大会の関係者全員の健康と安全を最優先に考え、主催者会議において協議の結果、開催中止を決定した。

令和 3 年度は、令和 4 年 2 月 6 日（日曜日）の第 76 回大会開催に向けて慎重に検討を続けていたが、第 6 波の懸念を始め、以前として予断を許さない状況にあり、ランナーはもとより大会運営を支える多くの関係者や沿道の観客の健康・安全面を第一に考慮した結果、前年度の第 75 回大会に続き、開催中止を決定した。

令和 4 年度は、令和 5 年 2 月 5 日（日曜日）、宮崎県警察本部・交通機動隊、各警察署、関係自治体をはじめとした関係機関、競技役員・自主整理員の御協力をいただき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ガイドラインを作成し、3 年ぶりとなる第 77 回大会を開催した。

大会は、県内外 36 チームが出場し、3 時間 7 分 38 秒のタイムで小林高 C チームが優勝を飾った。小林高のチームの優勝は、前回大会に続き 41 度目である。

(4) みやこんじょジュニアトップアスリート事業

令和 9 年に開催予定である宮崎国民スポーツ大会等で活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘、育成、競技力向上やジュニア選手の育成に携わる指導者の養成、指導力の向上を目的に実施している。

実施に当たっては、一般財団法人都城市スポーツ協会（当時は一般財団法人都城市体育協会）と関係競技団体とが連携し、指導者研修会、実技指導講習会及び合同練習会等を実施している。

令和 2 年度は、令和 2 年 4 月 17 日付けで都城市体育協会に委託したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、日本体育大学との包括連携による事業は実施せず、感染状況の落ち着いた地域の大学等の教授や指導者を招聘しての実施等一部委託内容の変更を行い実施した。

令和 3 年度は、令和 3 年 4 月 14 日付けで都城市スポーツ協会に委託したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、日本体育大学との包括連携による事業は陸上競技のみの実施となり、感染状況の落ち着いた地域の大学等の教授や指導者を招聘しての実施等一部委託内容の変更を行い実施した。

令和 4 年度は、令和 4 年 4 月 20 日付けで都城市スポーツ協会に委託し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も少なく、日本体育大学との包括連携による事業をはじめ、すべての事業を計画どおりに実施できた。

(5) スポーツ推進委員による「地域スポーツ教室」及び「ニュースポーツ大会」

地域スポーツ教室は、各地区において高齢者等を対象に、年 8 回程度、ニュースポーツや体操を実施している。令和 2 年度及び令和 3 年度の「ニュースポーツ大会」は、地域スポーツ教室生を対象にした

「スカットボール大会」と全市民を対象にした「アジャタ大会」を計画していた。

しがしながら、上記事業については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを完全に排除できないとの理由から、令和2年度に引き続き令和3年度の開催も中止とした。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を講じた上で、地域スポーツ教室生を対象とした「ニュースポーツ大会」と、全市民を対象にした「アジャタ大会」を開催した。

(6) みやざきフェニックス・リーグ

みやざきフェニックス・リーグは、プロ野球秋季教育リーグとして、未来の球界を担う若手選手の育成・強化を目的として実施されており、本県全体で「スポーツランドみやざき」を全国に発信するために取り組んでいる事業である。令和2年度からみやざきフェニックスリーグ支援実行委員会へ加盟し、主催する（一社）日本野球機構と連携を図りながら開催誘致に取り組んだ結果、都城運動公園野球場で令和2年度3試合、令和3年度5試合（1試合は雨天のため中止）が開催された。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、両年度とも全試合無観客での開催となった。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を講じた上で、有観客により7試合開催した。

(7) スポーツ習慣化促進モデル事業

本市においては、平成30年度から令和2年度までの3か年、総合型地域スポーツクラブを中心とした実行委員会を設置し、県単独モデル事業である「スポーツ習慣化促進モデル事業」を展開した。内容は、主に運動実施率の低い働き世代・子育て世代を対象に、総合型地域スポーツクラブの特色を生かした健康増進に資する継続的な多面的なプログラムを市内各地で展開・実施するものである。

令和2年度は、当初、企業対抗運動会とニュースポーツ体験会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の見直しを行い、コロナ禍の中ではあったが、各スポーツクラブの継続したプログラムのほか、実行委員会を中心に運動チャレンジ動画の配信やラジオ出演及び市広報誌掲載を通し、1130県民運動の推進を図った。

また、年末年始においては、市内企業・団体を対象としたウォーキングアプリ「SALKO」を活用した個別ウォーキングを実施し、ウォーキングイベントを行うことにより、働き世代の運動・スポーツ習慣化を促進する取り組みを行った。

令和3年度は、国の公共スポーツ施設等活性化助成事業の助成金を活用し、新たに市スポーツ協会を実行委員会へ加え、高城運動公園多目的広場をメイン会場に多世代を対象としたスポーツ習慣化促進事業を2回実施した。11月7日（日）のウォーキングイベントに63名、12月12日（日）のスポーツ体験教室に55名の参加があり、『1130県民運動』の推進を図ることができた。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、国の公共スポーツ施設等活性化助成事業の助成金を活用し、新たに（一社）市スポーツコミッションを実行委員会へ加え、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で、11月6日（日）高城運動公園多目的広場をメイン会場に多世代を対象としたウォーキングイベントを実施した結果、72名の参加があった。

また、12月4日（日）には、山田運動公園柔剣道場において、スポーツをする機会の少ない多世代を

対象とした太極拳・ヨガ教室を開催し、34名の参加があり、『1130 県民運動』の推進を図ることができた。

(8) スポーツ少年団

都城市スポーツ少年団は、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に1963年（昭和38年）に設立した。

令和2年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,243人、指導者261人、単位団数87団体となっている。以下の事業を計画したが、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

【令和2年度行事一覧】

月日	事業名
R2.4.20	市スポーツ少年団本部総会【書面表決】
R2.4.30	第19回市スポーツ少年団結団式【中止】
R2.6.1	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】
R2.7.30～ 31	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【中止】
R2.9.1～	第56回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【5月開催を9月～12月に延期】
R2.9.21	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【中止】
R2.11.6	本部長による関係小学校訪問【実施】
R2.12.12	第4回バレーボールクリニック【時間短縮・人数制限で実施】
R3.1.10～ 13	台湾スポーツ文化交流事業（派遣）【中止】
R3.2.13～ 14	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【中止】
R3.2 下旬	市スポーツ少年団第1回常任理事会（表彰選考委員会）【書面表決】
R3.3.13～ 14	アクサ生命生命 PRESENTS 第26回アクサ生命 UMK スポーツフェスタ【中止】
R3.3.22	市スポーツ少年団第2回常任理事会【開催】

令和3年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,269人、指導者194人、単位団数83団体となっている。

【令和3年度行事等一覧】

月日	事業名
R3.4.21	市スポーツ少年団本部総会【開催】
R3.4.30	第20回市スポーツ少年団結団式【中止】
R3.7.15	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】

R3. 7. 26 ~ 27	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【中止】
R3. 9. 1~	第57回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【5月開催を9月～12月に延期】
R3. 9. 23	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【中止】
R3. 12. 4	第4回バレーボールクリニック【規模縮小開催：時間短縮・人数制限で実施】
R3. 12. 17	本部長による関係小学校訪問【実施】
R4. 1 初旬	台湾スポーツ文化交流事業（派遣）【中止】
R4. 1 下旬	市スポーツ少年団第1回常任理事会（表彰選考委員会）【中止】
R4. 2. 12 ~ 13	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【中止】
R4. 3. 12 ~ 13	アクサ生命生命 PRESENTS 第27回アクサ生命 UMK スポーツフェスタ【開催】
R4. 3. 25	市スポーツ少年団常任理事会【開催】

令和4年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,286人、指導者179人、単位団数82団体(12種目)となっている。

【令和4年度事業等一覧】

月日	事業名
R4. 4. 22	市スポーツ少年団本部総会(書面総会)
R4. 4. 27	第21回市スポーツ少年団結団式【中止】
R4. 5. 12	市スポーツ少年団企画運営・育成指導部会【開催】
R4. 7. 21	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】
R4. 7. 31	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【開催】
R4. 7. 3~31	第58回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【開催】
R4. 9. 11	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【開催】
R4. 11. 17	本部長による関係小学校訪問【開催】
R4. 12. 10	第6回バレーボールクリニック【開催】
R4. 12. 16	市スポーツ少年団第1回常任理事会【開催】
R5. 1 中旬	市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業【中止】
R5. 2. 11~12	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【開催】
R5. 2. 20	市スポーツ少年団第2回常任理事会・表彰選考委員会【開催】
R5. 3. 4	市スポーツ少年団指導者協議会表彰式【開催】

また、新型コロナウイルス感染症による施設閉鎖や子どもの安全のため以下のとおり、通常の活動を制限した。

【令和2年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習 試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸 圏域	県 内	県 外		
4/22 ~ 5/17	休止	×	×	×	×	×	×	×	
5/18 ~ 6/14	制限	○	×	×	×	×	×	×	
7/27 ~ 7/28	制限	△	×	×	×	×	×	×	△・・・屋外のみ練習可
8/8 ~ 8/19	休止	×	×	×	×	×	×	×	
8/20 ~ 8/31	制限	△	×		×	×	×	×	△・・・屋外のみ練習可
9/1 ~ 11/6	制限	○	○	○	○	○	×	○	県内のみ合宿可
11/7 ~ 12/29	制限	○	○	○	○	○	○	○	赤圏域・クラスター発生地を除く
12/30	制限	○	○	○	○	○	×	×	
12/31 ~ 1/3	制限	○	×	×	×	×	×	×	
1/4 ~ 2/7	休止	×	×	×	×	×	×	×	
2/8 ~ 2/19	制限	○	×	×	×	×	×	×	
2/20 ~ 2/26	制限	○	○	○	○	×	×	×	
2/27 ~ 3/19	制限	○	○	○	○	○	×	×	

【令和3年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習 試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸 圏域	県 内	県 外		
3/20 ~ 4/16	制限	○	○	○	○	○	○	×	
4/17 ~ 4/23	制限	○	○	○	○	○	○	×	
4/24 ~ 5/31	制限	○	×	△	△	△	△	×	△屋外のみ練習可 (上位大会につながる大会のみ)
5/21 ~ 6/3	休止	×	×	×	×	×	×	×	
6/4 ~ 6/10	制限	○	×	×	×	×	×	×	
6/11 ~ 6/20	制限	○	○	○	○	○	△	×	上位大会に繋がる大会のみ
6/21 ~ 7/16	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
7/17 ~ 8/4	制限	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言等区域は除く
8/5 ~ 8/11	制限	○	○	○	○	△	×	×	赤圏域を除く
8/12 ~ 8/18	休止	×	×	×	×	×	×	×	

8/19 ~ 8/25	休止	×	×	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可
8/26 ~ 8/31	休止	△	×	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/1 ~ 9/5	休止	△	×	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/6 ~ 9/12	休止	△	×	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/13 ~ 9/23	制限	○	×	×	×	×	×	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
9/24 ~ 9/30	制限	○	△	△	△	×	×	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
10/1 ~ 10/10	制限	○	○	○	○	○	×	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
10/11 ~ 1/12	緩和	○	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言等区域は除く
1/13 ~ 1/18	制限	○	×	△	×	×	×	×	×	
1/19 ~ 1/25	休止	×	×	△	×	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
1/26 ~ 2/1	休止	×	×	△	×	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
2/2 ~ 2/13	休止	×	×	△	×	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
2/14 ~ 2/20	休止	×	×	△	×	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
2/21 ~ 2/27	制限	○	×	△	×	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
2/28 ~ 3/6	制限	○	○	○	×	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
3/7 ~ 3/13	制限	○	○	○	×	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
3/14 ~ 3/31	制限	○	○	○	×	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)

【令和4年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸圏域	県内	県外		
4/1 ~ 4/24	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
4/25 ~ 5/15	制限	○	○	○	○	○	△	×	
5/16 ~ 5/29	制限	○	○	△	△	△	△	×	
5/30 ~ 6/20	制限	○	○	△	△	△	△	×	
6/21 ~ 7/11	制限	○	○	△	△	△	△	△	宿泊を伴うものは要相談
7/12 ~ 9/21	制限	○	○	○	○	○	△	×	
9/22 ~ 9/26	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
9/27 ~ 12/28	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談

第5章 市民・事業者への支援

第1節 経済対策

第1項 特別定額給付金給付事業

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示された。

これを受け全国の市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援（1人につき10万円給付）を行うこととなった。

(1) 特別定額給付金推進室の設置

令和2年4月現在、総務部の10名体制にて業務を執行していたが、早期の給付実現のために、全庁的な取組が必要となり、各部（局）から、兼任職員を選任し対応した。

令和2年4月23日に本館7階に「特別定額給付金推進室」を設置し、最終的には、職員64名、会計年度任用職員24名、計88名が業務に従事した。その他にも、部分的に各部から応援職員が従事し、文字通り、全庁的な取組が行われた。

事業終了後、令和3年3月31日付けで兼任を解き、特別定額給付金推進室はその役目を完了した。

(2) 事業の実施主体と経費負担

実施主体は、市区町村

実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助(10/10)を行う。

(3) 給付対象者及び受給権者

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

(4) 給付額

給付対象者1人につき10万円

(5) 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として世帯主（申請者）の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。

① 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

(6) 実績

令和2年8月17日をもって申請受付を終了し、同年9月18日に全ての給付を完了した。

【給付実績（事業費実績）】（令和2年10月20日公表）

項目	実績値	備考
給付対象世帯数	79,645 世帯	
申請世帯数	79,495 世帯	99.8%
給付世帯数	79,495 世帯	99.8%
給付総額	16,383,900 千円	
未申請世帯	150 世帯	

【申請種別】

申請種別及び給付方法	件数	給付額
紙申請受付口座振り込み	73,361 世帯	14,889,400 千円
オンライン申請口座振り込み	6,096 世帯	1,490,400 千円
紙申請現金給付	38 世帯	4,100 千円
全体	79,495 世帯	16,383,900 千円

【事務費実績】

職員手当等	事務経費	計
12,926,630 円	57,141,466 円	70,068,096 円

第2項 飲食店応援プロジェクト

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、テイクアウトやデリバリーに取り組む飲食店を応援するために、飲食店応援プロジェクトを実施した。

(1) 飲食店応援プロジェクトの実施内容

- ・都城市公式ホームページへの掲載
- ・デリバリーやテイクアウトの実施を知らせるのぼりの配布
- ・1店舗5万円の補助金の交付

(2) 対象店舗

・都城市内にありテイクアウトまたはデリバリーを実施している店舗で、テイクアウトやデリバリーを実施するために必要な許認可を受けているほか、食品衛生法その他の関係法令を遵守している飲食店。

(3) 実施期間

- ・ホームページ掲載 令和2年4月11日～
- ・補助金交付申請 令和2年5月11日～令和2年7月31日

(4) 実施件数

- ・ホームページ掲載店舗 368 軒
- ・補助金交付店舗 335 軒

(5) 財源

- ・事業費には、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

負担金補助及び交付金 16,750,000 円

のぼり制作いたほか 701,534 円

第3項 ふるさと納税推進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている返礼品提供事業者を支援するとともに、地域経済活動の回復を図るために令和2年度・3年度に特別な返礼品を企画し、ふるさと納税ポータルサイトにおいて申込受付を行った。

名称	受付件数	委託料額※1	寄附金額※2
復袋企画（令和2年度）	5,286 件	37,179 千円	94,510 千円
復袋企画（令和3年度）	8,862 件	58,031 千円	146,425 千円

※1 返礼品の代金として、市が各返礼品提供事業者を支払った委託料の合計

※2 ふるさと納税として市が受け入れた寄附金の合計

第4項 学生応援プロジェクト（都城市ふるさと納税振興協議会主催、市共催事業）

都城市ふるさと納税振興協議会は都城市と連携を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の緊急事態宣言発令を受け、都城市への帰省を自粛している県外の学生（令和2年度200人、令和3年度194人）にふるさと特産品を届けた。

【都城市ふるさと納税振興協議会とは】

平成28年4月、ふるさと納税の更なる振興を図り、都城市の対外的PRに寄与することを目的として、返礼品提供事業者が自ら立ち上げた協議会。設立時21社、令和4年度末時点で155社。

ふるさと納税のPR事業、顧客満足度向上事業及び地域貢献事業に取り組んでいる。

第5項 都城市公式オンラインショップ運営事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で行き場をなくした地場産品等を詰め合わせたセット商品を企画・販売。さらに、より多くの消費者にこの取組を支援してもらうため、復袋・応縁袋の購入の際に利用できる割引クーポンを発行し、市内事業者の経済的な支援を行った。

【都城市公式オンラインショップとは】

「肉と焼酎」に加え、「本市の魅力ある商品」を全国の消費者に発信し、購入してもらう事業で、ふるさと納税を通して地場産品等を届けるだけでなく、「都城のものを購入してもらう」ための新たな販路を確立するものである。

【復袋】

期 間	商 品 内 容	個 数	金 額
令和2年 4月23日～ 5月31日	5,000円（2種類*） ※①米・果物・野菜 ②生肉・肉加工品	4,220個	21,100千円
	10,000円（3種類*） ※①冷蔵品 ②精肉・肉加工品 ③冷凍品	2,645個	26,450千円
	30,000円（1種類*） ※①精肉・肉加工品	40個	1,200千円
		6,905個	48,750千円

【応縁袋】

期 間	商 品 内 容	個 数	金 額
令和2年 6月4日～ 7月31日	10,000円（常温）	50個	500千円
	10,000円（冷凍）	52個	520千円
		102個	1,020千円

※内容は、加工品、調味料、菓子、お茶等

※出品事業者：32 事業者、取扱商品：142 商品

第6項 売れる商品づくりサポート事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からオンラインによる実施となったことから、参加事業者からも事業に対する不安や不満の声も挙がったものの、感染症対策を優先し、外部専門家による個別指導や、ワークショップ、報告会に至るまですべてオンラインにより実施した。また、予定していたオンライン商談会については、令和2年度実施後の検証の結果、その後の営業活動に繋げることが困難であったことが判明したことから、令和3年度は実施を断念した。

【売れる商品づくりサポート事業とは】

商品開発のノウハウを事業者が構築していけるように、商品開発プロジェクトを支援・展開する事業。
(令和3年度事業終了)

第7項 がんばろう都城！事業者支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年（平成31年）と比較して売上が減少している事業者を対象に、事業継続に必要な家賃等の固定費や人件費など、事業全般に使用できる市単独の「がんばろう都城！事業者支援金」を給付した。

(1) 支援額

20万円 ※1事業者に対し1回限り

(2) 支援対象者

令和2年5月1日現在、都城市内に法人登記及び事業所を有する法人

令和2年5月1日現在、都城市内に住所又は事業所を有する個人事業者

※令和2年6月17日から、市内に事業所を持つ市外居住の個人事業者を支援対象者として拡充

(3) 受付期間

令和2年5月8日～8月31日

(4) 申請給付状況

申請件数 5,813件(個人3,899件 法人1,914件)

給付件数 5,592件(個人3,726件 法人1,866件)

却下件数 221件(個人 173件 法人 48件)

給付総額 1,118,400,000円

(5) 財源

事業費には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

総事業費 1,138,816,687円(同交付金 1,027,816,687円)

第8項 中小事業者サポート窓口開設事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が増加する中、国や地方自治体の支援策は日々拡充

され、支援の幅は広がっているものの、支援策活用に必要な手続き等が煩雑で、十分に活用されていない状況にあることから、税理士や行政書士、社会保険労務士等の専門家が無料で相談対応するサポート窓口を開設することで、雇用調整助成金やセーフティネット保証認定申請など、専門的な知識と複数の書類が求められる手続き等の円滑化を促進するとともに、中小事業者の負担軽減を図ることを目的に実施した。

(1) 事業期間

- ① 令和2年5月21日(木)～令和2年7月30日(木)
- ② 週2回(火・木)計20回 9:00～16:00
- ③ 1相談者あたり最長50分まで

※クラスター発生防止と相談内容等の効率化のため原則電話による事前予約制

(2) 開設場所

都城商工会館(3階大会議室)

(3) 相談対応者

- ① 税理士(主に金融施策に関するサポート)
- ② 行政書士(主に各種申請事務等へのサポート)
- ③ 社会保険労務士(主に雇用施策に関するサポート)

(4) 相談件数

延68件

(5) 事業費

2,940,627円

(6) 財源

事業費には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第9項 都城市感染症対策休業要請等協力金等事業

県内で新型コロナウイルス感染者が相次いで確認される中、県下全域に対して、県が休業要請等を発出したことに伴い、市内に所在する食事提供施設(持ち帰り[テイクアウト]や宅配[デリバリー]を除く)を運営する事業者には協力金及び支援金を支給した。

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行う事業者は対象外

(1) 感染症対策休業要請等協力金支給額

- ア 接待を伴う飲食店 10万円(県補助5万円 市5万円)
- イ ア以外の食事提供施設 5万円(県補助2.5万円 市2.5万円)
- ※ 複数店舗を有する場合は、店舗毎に支給 ⇒ 本市独自の支援

(2) 感染防止対策支援金支給額

(ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する店舗)

- ア 接待を伴う飲食店(休業) 10万円(県補助5万円 市5万円)
- イ ア以外の食事提供施設(時短営業) 10万円(県補助5万円 市5万円)
- ※ 複数店舗を有する場合は、店舗毎に支給する ⇒ 本市独自の支援

- (3) 休業要請期間 令和2年8月1日～8月16日(16日間)
- (4) 申請期間 令和2年8月17日～9月30日
- (5) 申請交付状況
- | | |
|------|-------------------------|
| 申請件数 | 798件(休業342件 時間短縮営業456件) |
| 交付件数 | 778件(休業339件 時間短縮営業439件) |
| 却下件数 | 20件(休業3件 時間短縮営業17件) |
| 交付総額 | 133,450,000円 |

(6) 財源

事業費には、県補助金である感染症対策休業要請等協力金事業補助金及び国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

総事業費 135,261,449円(県補助金 63,302,000円、交付金 71,959,449円)

第10項 がんばろう都城！ふるさと応援券事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市民の生活や営み、特に子育て世代を支援するとともに、消費喚起による地域経済の活性化を図るために、がんばろう都城！ふるさと応援券（以下「応援券」という。）を発行した。

(1) 応援券の内容

全市民に対し、一律に5,000円分の応援券を交付するのに加え、子ども（高校3年生以下。平成14年4月2日以降に出生した者）1人当たり5,000円分を上乗せして応援券を交付。

1セットは、1,000円券を5枚綴ったもの。

(2) 交付対象者

令和2年8月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者163,917人（うち子ども28,035人）が応援券の交付の対象者となった。

(3) 応援券の交付

応援券は世帯ごとに封入し、世帯主に対して郵送した。

9月1日から発送を開始したが、配布対象世帯が約8万世帯であること及び応援券は金券であり受取時のサインも必要となることから、全世帯（不在世帯を除く。）への配布完了まで約1か月を要した。

その後、不在世帯への交付を行い交付総数は190,940セットとなった。

(4) 応援券の使用

応援券の使用期間は、応援券を受け取ったときから令和3年2月28日まで。

使用可能な取扱店舗は、市内に事業所を有する1,209店舗。従来の商品券事業では対象外としていたスナックやバー等についても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、取扱店舗の登録対象とした。

(5) 応援券の換金

応援券の換金場所は、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び商工会の市内の事業所。

換金枚数は942,092枚で、換金額は942,092,000円。

換金業務委託料として、応援券1枚あたり18円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(6) 財源

事業費には、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金を活用した。

第11項 都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている地域経済活動の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売を実施した。

(1) 商品券の内容

1セットは、1,000円券が13枚綴りの13,000円分の商品券で、10,000円（プレミアム率30%）で販売した。

発行総数は100,000セットで、発行総額は13億円。

(2) 購入申込対象者

令和2年8月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者163,917人（世帯数79,681世帯）が購入申込の対象者となった。

(3) 抽選及び販売

発行総数に限りがあることから、往復はがきを利用して、世帯ごとに世帯員数を上限として購入希望セット数を把握した。10月1日から10月30日までの間応募を受け付け、48,935世帯から発行総数を上回る108,268セットの応募があった。

11月上旬に抽選後、11月下旬から12月上旬にかけて、当選世帯48,935世帯の世帯主に対して、100,000セット分の商品券購入引換券（以下「引換券」という。）を特定記録郵便にて送付した。新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、販売所での混雑を避けるため、引換券は4回に分けて発送した。

商品券は、引換券を送付した11月下旬から令和3年2月26日までの間、市内の郵便局27か所にて販売した。

販売セット数は94,596セットで、1,229,748,000円分の商品券が購入された。

販売業務委託料として、1セットあたり58円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(4) 商品券の使用

商品券の使用期間は、購入したときから令和3年2月28日まで。

使用可能な取扱店舗は、ふるさと応援券の取扱店舗と共通で、市内に事業所を有する1,209店舗。従来の商品券事業では対象外としていたスナックやバー等についても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、取扱店舗の登録対象とした。

(5) 商品券の換金

商品券の換金場所は、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び商工会の市内の事業所。

換金枚数は1,224,644枚で、換金額は1,224,644,000円。

換金業務委託料として、商品券1枚あたり18円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(6) 財源

事業費には、県補助金である応援消費プレミアム付商品券発行事業費補助金及び応援消費プレミアム付商品券発行事業事務費補助金並びに国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を活用した。

第12項 都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第2弾）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている地域経済活動の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、令和2年度に発行した都城市プレミアム付スマイル商品券に続き、令和3年度に都城市プレミアム付スマイル商品券（第2弾）（以下「商品券」という。）を発行した。

(1) 商品券の内容

1セットは、1,000円券が13枚綴りの13,000円分の商品券で、10,000円（プレミアム率30%）で販売した。

発行総数は80,000セットで、発行総額は10億4千万円。

(2) 購入対象世帯

令和3年5月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている80,085世帯が対象となった。

(3) 事業開始の延期

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、県独自の緊急事態宣言が発令されたことを受け、当初予定していた5月下旬からの商品券購入引換券の発送を延期。

県独自の緊急事態宣言の解除及び都城北諸圏域の感染確認圏域（黄圏域）への移行を受け、令和3年7月1日より事業を開始とした。

(4) 販売

1世帯1セット商品券を購入できる購入引換券を令和3年7月1日から8月上旬にかけて特定記録郵便にて発送した。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、販売所での混雑を避けるため、引換券は4回に分けて発送した。

商品券は、引換券を発送したときから令和3年11月30日までの間、市内の郵便局27か所にて販売した。

10月15日から子育て世帯14,936世帯へ購入引換券を追加発送した。

販売セット数は59,261セットで、770,393,000円分の商品券が購入された。販売セット数59,261セットの内、8,762セット分で113,906,000円分は子育て世帯追加分となっている。

販売業務委託料として、1セットあたり69円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(5) 商品券の使用

商品券の使用期間は、購入したときから令和3年11月30日まで。

使用可能な取扱店舗は、市内に事業所を有する1,065店舗。令和2年度事業であるふるさと応援券及びスマイル商品券で対象としていたスナックやバー等についても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、引き続き取扱店舗の登録対象とした。

(6) 商品券の換金

商品券の換金場所は、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び商工会の市内の事業所。

換金枚数は767,018枚で、換金額は767,018,000円。

換金業務委託料として、商品券1枚あたり18円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(7) 財源

事業費には、県補助金であるみやぎ応援消費活性化事業費補助金及び国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第13項 都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第3弾）

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、世界情勢に伴う原油価格や物価の高騰等の影響を受けている地域経済活動の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券（第3弾）（以下「商品券」という。）を発行した。

(1) 商品券の内容

1セットは、1,000円券が13枚綴りの13,000円分の商品券で、10,000円（プレミアム率30%）で販売した。

発行総数は160,000セットで、発行総額は20億8千万円。

(2) 購入申込対象世帯

令和4年6月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている80,322世帯が購入申込みの対象となった。

(3) 購入申込み

発行総数に限りがあることから、往復はがきを利用して、各世帯最大5セットを申込セット数の上限として購入希望者を募った。

購入申込方法は往復はがきの返信及び、オンライン申込としてマイナポータルからの申込みを実施した。

令和4年7月1日から7月31日までの間申込みを受け付け、46,201世帯から発行総数を上回る183,810セットの申込みがあった。

(4) 販売

8月中旬に抽選後、9月1日から販売所での混雑を防ぐため1ヶ月間をかけて、当選世帯へ商品券購入引換券（以下「引換券」という。）を特定記録郵便にて送付した。

商品券は、引換券を発送したときから令和5年1月31日までの間、市内の郵便局27か所にて販売した。

販売セット数は153,729セットで、1,998,477,000円分の商品券が購入された。

販売業務委託料として、1セットあたり110円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(5) 商品券の使用

商品券の使用期間は、購入したときから令和5年1月31日まで。

使用可能な取扱店舗は、市内に事業所を有する1,027店舗。令和2年度事業の「ふるさと応援券」「スマイル商品券」及び令和3年度事業の「スマイル商品券（第2弾）」で対象としていたスナックやバー等についても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、引き続き取扱店舗の登録対象とした。

(6) 商品券の換金

商品券の換金場所は、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び商工会の市内の事業所。

換金枚数は1,992,424枚で、換金額は1,992,424,000円。

換金業務委託料として、商品券1枚あたり20円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払った。

(7) 財源

事業費には、県補助金であるみやざき応援消費加速化事業費補助金、みやざき応援消費拡大支援事業費補助金及び、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第14項 学校給食提供推進事業

新型コロナウイルス感染症による消費低迷等の影響を受けた畜産物の消費拡大のため、学校給食に宮崎牛、みやざき地頭鶏及び水産物等の食材を提供した。

(1) 肉類

① 提供実績

【令和2年度まで】

・提供校数 市内の小中学校等57校、共同調理の給食センター職員等
小学校36校、中学校18校、市立幼稚園3園

・提供先 都城市学校給食会（都城市都城学校給食センター）
都城市山之口学校給食会（都城市山之口学校給食センター）
都城市高城学校給食会（都城市高城学校給食センター）
都城市山田学校給食会（都城市高城学校給食センター）
都城市高崎学校給食会（都城市高崎学校給食センター）

【総括表】

和牛肉等の提供	当初計画	実績	備考
提供校数	57校	57校 (延べ418校)	
提供人数	15,252人	15,353人 (延べ107,557人)	ふれあい学級等臨時食による人数増
提供数量	4,283kg	4,153kg	学校行事等給食停止による数量減
食材費	28,657,027円	16,859,201円	入札による減額

【取組の詳細】

牛	提供月（給食実施月）：10月、12月、2月 献立の例：サイコロステーキ、すき焼き、ビーフストロガノフ等					
	品種	部位	延べ提供校数	延べ提供人数	提供数量	食材費
肉	黒毛和種（宮崎牛）	もも	170校	45,625人	2,217kg	11,130,197円
提供月（給食実施月）：10月、11月、12月、1月 献立の例：煮しめ、親子丼、クリームシチュー等						

地	品種	部位	延べ提供校数	延べ提供人数	提供数量	食材費
鶏肉	みやざき地頭鶏	もも・むね	248校	61,932人	1,936kg	5,729,004円

【令和3年度まで】

- ・提供校数 市内の小中学校等 57校、共同調理の給食センター職員等
小学校 36校、中学校 18校、市立幼稚園 3園

- ・提供先 都城市学校給食会（都城市都城学校給食センター）
都城市山之口学校給食会（都城市山之口学校給食センター）
都城市高城学校給食会（都城市高城学校給食センター）
都城市山田学校給食会（都城市高城学校給食センター）
都城市高崎学校給食会（都城市高崎学校給食センター）

【総括表】

和牛肉等の提供	当初計画	実績	備考
提供校数	57校	57校 (延べ171校)	
提供人数	15,353人	15,310人 (延べ45,529人)	欠席、転校等に伴う提供人数の減少
提供数量	2,272kg	2,269kg	一部実施回の利用量の増加
食材費	22,720,000円	10,982,216円	入札による減額

【取組の詳細】

牛 肉	提供期間（給食実施月）：令和3年10月～令和4年2月 各給食センター3回ずつ実施（10月、12月、2月） 献立：ビビンバ丼、すき焼き、ビーフシチュー、ビーフストロガノフ等					
	品種	部位	提供校数	提供人数	提供数量	食材費
	黒毛和種（宮崎牛）	もも肉	57校 (延べ171校)	15,310人 (延べ45,529人)	2,269kg	10,982,216円

【令和4年度】

- ・提供校数 市内の小中学校等 56校、共同調理の給食センター職員等
小学校 36校、中学校 18校、市立幼稚園 2園

- ・提供先 都城市都城学校給食センター
都城市山之口学校給食センター
都城市高城学校給食センター
都城市高崎学校給食センター
都城市山田学校給食センター

【総括表】

和牛肉等の提供	当初計画	実績	備考
提供校数	56校	56校 (延べ195校)	
提供人数	15,303人	15,225人 (延べ48,318人)	欠席、転校等に伴う提供人数の減少
提供数量	2,676.32kg	2,683kg	一部実施回の利用量の増加
食材費	16,057,920円	12,580,777円	入札による減額

【取組の詳細】

牛 肉	提供期間（給食実施月）：令和4年10月～令和5年2月 都城：3回（12月、1月、2月）、山之口：4回（10月、11月、12月、2月） 高城：4回（10月、11月、12月、2月）、高崎：4回（10月、11月、12月、2月） 山田：4回（10月、11月、12月、1月） 献立：サイコロステーキ、すき焼き、牛丼、ビーフシチュー等					
	品種	部位	提供校数	提供人数	提供数量	食材費
	黒毛和種（宮崎牛）	もも肉	56校 (延べ195校)	15,225人 (延べ48,318人)	2,683kg	12,580,777円

(2) 水産物

① 提供の内容

- ・ 養殖うなぎ（1,385キロ）
- ・ しらす干し（1,620キロ）
- ・ 養殖ぶり（2,121キロ）
- ・ 魚食普及資材を活用した食育の実施
- ・ 総額14,125,969円

② 実施場所及び対象者数

- ・ 市内小中学校等61校／生徒・児童・教職員等15,245名に提供

③ 提供日

	提供月	都城	山之口	高城	山田	高崎
養殖うなぎ	令和2年10月	10/12～16	10/22	10/21	10/16	10/20
しらす干し	令和2年10月	10/26～30	10/8	10/22	10/16	10/27
	令和2年11月	11/16～20	11/10	11/25	11/11	11/17
	令和2年12月	12/7～11	12/16	12/2	12/14	12/10
養殖ぶり	令和3年1月	1/18～22	-	-	-	-
	令和3年2月	-	2/16	-	2/12	2/12
	令和3年3月	3/1～5	-	3/10	-	-

(3) 地域特産物

① 提供の内容

都城産宮崎牛 100%使用ハンバーグ (1,670 キロ)

② 実施場所及び対象者数

市内小中学校等 62 校／生徒・児童・教職員等 15,658 名に提供

③ 提供日

	提供月	都城	山之口	高城	山田	高崎
ハンバーグ	令和2年11月	11/16～26	11/19	11/26	11/18	11/20

第15項 新時代適応型ビジネス支援事業

新型コロナウイルス感染拡大により、市内の商工業者は大きな打撃を受けており、今後の事業継続のためには「新しい生活様式」に即した新しいビジネスモデルの構築及び変化した社会情勢に対応するための営業形態の多角化を行うことが求められていることから、地域経済団体である都城商工会議所に補助金を交付し、オンライン商談会等による販路開拓セミナーや事業者デジタル化推進セミナーを実施した。

(1) 実施主体

都城商工会議所

(2) 補助金額

699,000 円

(3) 実施事業

① 販路開拓セミナー

日時 令和2年12月14日(月)～16日(水)

場所 都城商工会議所大会議室

講師 山崎友香(食のショールーム・パルズ代表：東京)

※新型コロナウイルス感染拡大により来都できず ZOOM によるオンラインで実施

・14日(月)のセミナーは21事業所より参加。15日、16日の個別相談会は9事業所実施。

② 事業者デジタル化推進セミナー

日時 令和3年3月4日(木)

場所 都城商工会議所大会議室

講師 末永祐馬(LR株式会社 代表取締役：鹿児島県)

祁答院愛(楽天株式会社)

参加者数 14名

(4) 事業費

699,000 円

(5) 財源

事業費には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第16項 都城市感染症対策営業時間短縮要請協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく食事提供施設の営業時間短縮の要請に応じた当該施設を運営する事業者に対して都城市感染症対策営業時間短縮要請協力金事業補助金を交付した。

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

【令和3年1月要請分】

支給対象期間 要請期間が長期間に渡ったことを鑑み、2期に分けて支給

(1) 第1期 要請期間(1/9又は1/11～1/23)

① 営業時間短縮要請期間及び協力金

ア 酒類提供飲食店

要請期間 令和3年1月9日～1月22日(14日間)

協力金 56万円 1店舗当

イ その他の飲食店(アを除く)

要請期間 令和3年1月11日～1月22日(12日間)

協力金 48万円 1店舗当

② 申請期間 令和3年1月25日～2月26日

③ 申請交付状況 申請件数 1,014件(酒類提供 939件 その他 75件)

交付件数 1,000件(酒類提供 933件 その他 67件)

却下件数 14件(酒類提供 6件 その他 8件)

交付総額 554,640,000円

(2) 第2期 要請期間(1/23～2/7)

① 営業時間短縮要請期間及び協力金

要請期間 令和3年1月23日～2月7日(16日間)

協力金 64万円 1店舗当

② 申請期間 令和3年2月8日～2月26日

③ 申請交付状況 申請件数 1,021件

交付件数 1,013件

却下件数 8件

交付総額 648,320,000円

【令和3年5月要請分】

(1) 営業時間短縮要請期間

令和3年5月21日～令和3年6月3日

※当初6月10日までの要請であったが、感染者数の減少等により、期間短縮となった。

(2) 協力金支給対象期間及び協力金の内容

支給対象期間 令和3年5月23日～6月3日(12日間)

協力金 店舗単位で、事業規模及び売上規模に応じて支給
中小企業（個人事業含む）：1店舗当たり、1日当たり2万5千円～7万5千円
大企業：1店舗当たり、1日当たり上限20万円

申請期間 令和3年6月4日～7月30日

申請交付状況 申請件数 976件(個人 749件 法人 227件)

交付件数 968件(個人 742件 法人 226件)

却下件数 8件(個人 7件 法人 1件)

交付総額 341,472,000円

【令和3年8月要請分】

(1) 営業時間短縮要請期間

当初：令和3年8月14日～令和3年8月24日

延長：令和3年8月25日～令和3年8月31日

再延長：令和3年9月1日～令和3年9月12日

再々延長：令和3年9月13日～令和3年9月30日

※当初8月24日までの要請であったが、感染拡大が継続したことにより期間を延長

(2) 協力金支給対象期間及び協力金の内容

要請期間が長期間に渡ったことを鑑み、2期に分けて支給

【第1期】

支給対象期間 令和3年8月16日～8月31日(16日間)

※8月14日又は15日から時短要請に応じた店舗は、当該期間を加算

協力金 店舗単位で、事業規模及び売上規模に応じて支給
中小企業（個人事業含む）：1店舗当たり、1日当たり2万5千円～7万5千円
大企業：1店舗当たり、1日当たり上限20万円

申請期間 令和3年9月1日～10月15日

申請交付状況 申請件数 988件(個人 753件 法人 235件)

交付件数 985件(個人 751件 法人 234件)

却下件数 3件(個人 2件 法人 1件)

交付総額 543,111,000円

【第2期】

支給対象期間 令和3年9月1日～9月30日(30日間)

協力金 店舗単位で、事業規模及び売上規模に応じて支給
中小企業（個人事業含む）：1店舗当たり、1日当たり2万5千円～7万5千円
大企業：1店舗当たり、1日当たり上限20万円

申請期間 令和3年10月1日～11月15日

申請交付状況 申請件数 987件(個人 747件 法人 240件)

交付件数 987件(個人 747件 法人 240件)

却下件数 0 件
交付総額 867,600,000 円

【令和4年1月要請分】

(1) 営業時間短縮要請期間

当初：令和4年1月16日～令和4年2月2日

※宮崎県独自の時短要請。令和4年1月21日に宮崎県にまん延防止等重点措置が適用され、
都城市、三股町が重点措置区域となったことから、1月20日で県独自の時短要請は終了した。

変更：令和4年1月21日～令和4年2月13日

※令和4年1月21日に宮崎県にまん延防止等重点措置が適用され、都城市、三股町が重点
措置区域となったことから、同日より改めて期間が指定された。

延長：令和4年2月14日～令和4年3月6日

※宮崎県へのまん延防止等重点措置の延長が適用されたことによる期間延長

(2) 協力金支給対象期間及び協力金の内容

要請期間が長期間に渡ったことを鑑み、2期に分けて支給。また、期間延長に伴う予算措置において、令和4年度への繰越明許費を設定した。

【第1期】

支給対象期間 令和4年1月16日～2月13日(29日間)

※1月16日～1月20日：県独自の要請期間。

1月21日～2月13日：まん延防止等重点措置に基づく要請期間

協力金 県独自要請とまん延防止等重点措置による要請で異なる金額を支給

《県独自要請》

店舗単位で、事業規模及び売上規模に関わらず、一律1日当たり20,000円を支給

《まん延防止等重点措置による要請》

店舗単位で、事業規模及び売上規模に応じて支給

中小企業（個人事業含む）：1店舗当たり、1日当たり3万円～10万円

大企業：1店舗当たり、1日当たり上限20万円

申請期間 令和4年2月14日～3月18日

申請交付状況 申請件数 1,007件(個人 764件 法人 243件)

交付件数 998件(個人 759件 法人 239件)

却下件数 9件(個人 5件 法人 4件)

交付総額 956,252,000円

※県独自要請：96,860,000円＋まん延防止等重点措置に基づく要請：859,392,000円

【第2期】

支給対象期間 令和4年2月14日～3月6日(21日間)

協力金 店舗単位で、事業規模及び売上規模に応じて支給

中小企業（個人事業含む）：1店舗当たり、1日当たり3万円～10万円

大企業：1店舗当たり、1日当たり上限20万円

申請期間 令和4年3月7日～4月22日

申請交付状況 申請件数 1,005件(個人 763件 法人 242件)

交付件数 999件(個人 760件 法人 239件)

却下件数 6件(個人 3件 法人 3件)

交付総額 753,837,000円

(4) 財源

事業費には、県補助金である感染症対策休業要請等協力金事業補助金並びに国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第17項 都城市感染症対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく令和3年1月9日又は11日から2月7日までの食事提供施設への営業時間短縮の要請により直接影響を受けた事業者又は時短要請の対象外となった食事提供施設を運営する事業者に対して都城市感染症対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金を交付した。

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた宮崎県内に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者

③ 運転代行業者

④ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行う事業者は対象外

(2) 対象条件

令和2年2月1日までに開業・設立された事業者

令和3年1月又は2月のいずれかひと月の売上高等が、令和2年同月又は平成31年同月と比較して20%以上減少していること。

令和2年2月2日以降に開業・設立された事業者

令和3年1月又は2月のいずれかひと月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して20%以上減少していること。

(3) 交付額 1事業者あたり 20万円(1回限り)

(4) 申請期間 令和3年2月22日～4月15日(繰越事業 5月31日まで期間延長)

(5) 申請交付状況 申請件数 240件

交付件数 220件(飲食店との直接取引業128件、タクシー・代行業者38件、時短要請対象外飲食店等54件)

却下件数 20件

交付総額 44,000,000円

【令和3年5月時短要請分】

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた都城市・三股町に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者及び運転代行業者

③ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

(2) 対象条件

令和3年5月20日時点において、市内に法人登記を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。

開業・設立の時期により、次のいずれかに該当する事業者

① 令和2年6月1日までに開業・設立された事業者

令和3年5月又は6月のいずれかひと月の売上高等が、令和2年同月又は平成31年同月と比較して20%以上減少していること

② 令和2年6月2日以降に開業・設立された事業者

令和3年5月又は6月のいずれかひと月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して20%以上減少していること

(3) 交付額 1事業者あたり 10万円(1回限り)

(4) 申請期間 令和3年6月21日～8月31日

(5) 申請交付状況 申請件数 157件(個人113件、法人44件)

交付件数 155件(個人111件、法人44件)

飲食店との直接取引業者 85件(個人58件、法人27件)

タクシー・代行業者 38件(個人30件、法人8件)

時短要請対象外飲食店等 32件(個人23件、法人9件)

却下件数 2件(個人2件、法人0件)

交付総額 15,500,000円

【令和3年8月時短要請分】

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた宮崎県内に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者及び運転代行業者

③ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

(2) 対象条件

令和3年8月26日時点において、市内に法人登記を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。

開業・設立の時期により、次のいずれかに該当する事業者

① 令和2年8月1日までに開業・設立された事業者

令和3年8月の売上高等が、令和2年同月又は平成31年同月と比較して20%以上減少していること

② 令和2年8月2日以降に開業・設立された事業者

令和3年8月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して20%以上減少していること

(3) 交付額 1事業者あたり 10万円(1回限り)

(4) 申請期間 令和3年9月1日～10月29日

(5) 申請交付状況 申請件数 165件(個人132件、法人33件)

交付件数 161件(個人128件、法人33件)

飲食店との直接取引業者 106件(個人82件、法人24件)

タクシー・代行業者 34件(個人28件、法人6件)

時短要請対象外飲食店等 21件(個人18件、法人3件)

却下件数 4件(個人4件、法人0件)

交付総額 16,100,000円

【令和3年9月影響分】

令和3年8月に宮崎県が発出した営業時間短縮要請が9月30日まで延長されたことに伴い、関連事業者も長期間に渡って影響を受けたことから、追加の支援金支給を実施。

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた宮崎県内に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者及び運転代行業者

③ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

(2) 対象条件

令和3年9月9日時点において、市内に法人登記を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。

開業・設立の時期により、次のいずれかに該当する事業者

① 令和2年9月1日までに開業・設立された事業者

令和3年9月の売上高等が、令和2年同月又は平成31年同月と比較して20%以上減少していること

② 令和2年9月2日以降に開業・設立された事業者

令和3年9月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して20%以上減少していること

(3) 交付額 1事業者あたり 10万円(1回限り)

(4) 申請期間 令和3年10月1日～11月15日

- (5) 申請交付状況 申請件数 155 件（個人 126 件、法人 29 件）
交付件数 151 件（個人 122 件、法人 29 件）
飲食店との直接取引業者 101 件（個人 79 件、法人 22 件）
タクシー・代行業者 34 件（個人 29 件、法人 5 件）
時短要請対象外飲食店等 16 件（個人 14 件、法人 2 件）
却下件数 4 件（個人 4 件、法人 0 件）
交付総額 15,100,000 円

【令和 4 年 1 月時短要請分】

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた宮崎県内に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者及び運転代行業者

③ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

(2) 対象条件

令和 4 年 1 月 19 日時点において、市内に法人登記を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。

開業・設立の時期により、次のいずれかに該当する事業者

① 令和 3 年 1 月 1 日までに開業・設立された事業者

令和 4 年 1 月又は 2 月のいずれかひと月の売上高等が、令和 3 年同月又は令和 2 年同月若しくは平成 31 年同月と比較して 20%以上減少していること

② 令和 3 年 1 月 2 日以降に開業・設立された事業者

令和 4 年 1 月又は 2 月のいずれかひと月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して 20%以上減少していること

(3) 交付額 1 事業者あたり 10 万円(1 回限り)

(4) 申請期間 令和 4 年 2 月 14 日～3 月 25 日

(5) 申請交付状況 申請件数 163 件（個人 129 件、法人 34 件）

交付件数 158 件（個人 127 件、法人 31 件）

飲食店との直接取引業者 97 件（個人 76 件、法人 21 件）

タクシー・代行業者 32 件（個人 28 件、法人 4 件）

時短要請対象外飲食店等 29 件（個人 23 件、法人 6 件）

却下件数 5 件（個人 2 件、法人 3 件）

交付総額 15,800,000 円

【令和4年2月影響分】

宮崎県に適用されているまん延防止等重点措置が3月6日まで延長されたことに伴い、関連事業者も長期間に渡って影響を受けたことから、追加の支援金支給を実施。

(1) 対象者

① 宮崎県の営業時間短縮の要請に応じた宮崎県内に所在する飲食店等と、直接取引していることが確認できる事業者

② タクシー事業者及び運転代行業者

③ 宮崎県の時間短縮要請に該当しない飲食店運営事業者

※宅配事業又はテイクアウト事業のみを行うもの並びにイートインスペースを有するコンビニエンスストアやスーパー等の小売店舗は対象外

(2) 対象条件

令和4年2月10日時点において、市内に法人登記を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。

開業・設立の時期により、次のいずれかに該当する事業者

① 令和3年1月1日までに開業・設立された事業者

令和4年1月又は2月のいずれかひと月の売上高等が、令和3年同月又は令和2年同月若しくは平成31年同月と比較して20%以上減少していること

② 令和3年1月2日以降に開業・設立された事業者

令和4年1月又は2月のいずれかひと月の売上高等が、創業後のいずれかひと月の売上高と比較して20%以上減少していること

(3) 交付額 1事業者あたり 10万円(1回限り)

(4) 申請期間 令和4年3月7日～4月28日

(5) 申請交付状況 申請件数 163件(個人129件、法人34件)

交付件数 161件(個人128件、法人33件)

飲食店との直接取引業者 103件(個人79件、法人24件)

タクシー・代行業者 31件(個人27件、法人4件)

時短要請対象外飲食店等 27件(個人22件、法人5件)

却下件数 2件(個人1件、法人1件)

交付総額 16,100,000円

【財源】

事業費の一部には、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

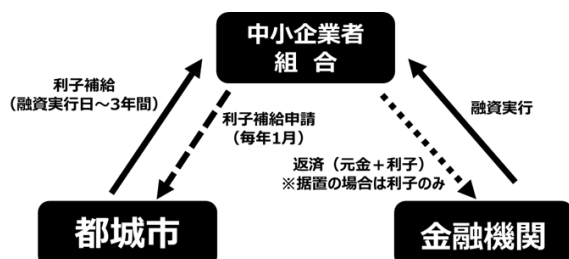
第18項 新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内の中小企業者や組合の資金繰り等に大きな影響が出る中、資金供給の円滑化を図るため、宮崎県が創設した「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用した市内の中小企業者や組合へ利子補給を実施した。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する者

- ①市内に住所及び事業所を有し、かつ納期の到来している市税の滞納がない中小企業者及び小規模企業者
- ②宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」のうち、セーフティネット保証4号・危機関連保証及びセーフティネット保証5号の融資を受けた者



(2) 補給期間 融資実行日から最長3年間

(3) 補給額 対象期間中の利子全額

※利子：年0.7%～年1.4%

(4) 申請交付状況

①令和2年度

申請期間 令和3年1月4日～1月29日

申請件数 506件

利子補給額 72,121,107円

財源 事業費の一部は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

②令和3年度

申請期間 令和4年1月4日～1月31日

申請件数 483件

利子補給額 119,628,658円

財源 事業費は、全額一般財源で実施した。

③令和4年度

申請期間 令和5年1月4日～1月31日

申請件数 457件

利子補給額 104,174,631円

財源 事業費は、全額一般財源で実施した。

第19項 都城市住宅リフォーム促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域経済全体が停滞し市民の日常生活にも大きな影響が出ている中、住宅リフォームに対して補助を実施することにより、建設業、塗装業、住宅設備業など関連産業への波及効果も期待されることから、地域経済の活性化と市民生活の向上を図ることを目的として住宅リフォーム促進事業を実施した。

(1) 対象者及び対象住宅

対象者は、市内に居住し、住民登録を有する者であって、対象工事で市の他の制度による助成を受けている者、市税等を滞納している者は除く。

対象住宅は、対象者の居住の用に供し、対象者または、対象者の 2 親等内の親族が所有する、住宅用火災警報器設置済み又は設置予定の市内に存する住宅及びこれに附属する施設

(2) 対象工事

工事に要する経費が 20 万円以上のもの。

(3) 補助金の額

補助対象工事に要する経費の 10% (1,000 円未満の端数は切り捨て。)。10 万円を上限。

また、補助金の交付は、補助対象住宅等につき 1 回限り。

※令和 3 年度及び 4 年度は 2 カ年で 1 回限り。令和 5 年度は、年度内に 1 回限り。

(4) 申請受付期間

令和 3 年度 令和 3 年 4 月 26 日～令和 4 年 3 月 31 日

令和 4 年度 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日

令和 5 年度 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日 (予定)

(5) 申請、支給実績

【令和 3 年度】

- ① 交付申請件数 1,225 件
- ② 申請後取下げ件数 14 件
- ③ 交付決定件数 1,211 件
- ④ 決定後取下げ件数 5 件
- ⑤ 支給金額 97,279,000 円/1,206 件

【令和 4 年度】

- ① 交付申請件数 1,227 件
- ② 申請後取下げ件数 5 件
- ③ 交付決定件数 1,222 件
- ④ 決定後取下げ件数 11 件
- ⑤ 支給金額 93,998,000 円/1,211 件

(6) 財源

事業費には、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第 20 項 都城市肥育牛経営安定支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要が減少し牛肉の消費が落ち込む結果となり、枝肉価格が低下したため、市内の肥育牛農家に対して、事業を継続するための緊急支援として、支援金を交付した。

(1) 事業の内容

肥育牛 1 頭当りの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合、損失額(差額)の 9 割を補

填する肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）について、補填金の 1/4 を賄う生産者積立金が枯渇した期間（牛マルキン令和 2 年 7 月～令和 3 年 1 月交付分）において、支援金を交付。

(2) 交付対象者（次に掲げる要件を満たす者）

市内に住所を有する者又は市内に本店を有する法人であること。

公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「県畜産協会」という。）が実施する肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）に加入している肥育農家であること。

令和 2 年 3 月までに牛マルキンの生産者負担金を納付していること。

前号に係る牛について、牛マルキンが発動され、交付金を受領したものであること。

新型コロナウイルス感染症の影響により生産者積立金の枯渇を原因として、牛マルキンの交付金の実交付額（県畜産協会から肥育農家に振込み等がなされた額をいう。）に生産者積立金に相当する額が含まれていないこと。

市税の滞納をしていない者

(3) 支援金の額

支援金の額は、前条の対象となる牛 1 頭当たり 1 万円とする。ただし、本事業での支援額合計は、個人にあっては 1 農家につき 100 万円、法人にあっては 1 法人につき 200 万円を上限とする。

(4) 交付実績

対象農家 90 戸

交付した農家戸数（延べ）：390 戸

交付頭数：2,938 頭

交付金額：29,380,000 円

(5) 財源

事業費には、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

第 2 1 項 営業力強化対策事業（営業力スキルアップセミナー開催等業務委託）

（現 物産セールス強化事業（バイヤー商談会等業務委託））

農家や農業法人等に対して、商談成立後の継続的な取引に向けたセミナーの開催を実施し、その後、個別商談に要する商談シートの作成やオンライン営業に必要なテクニック等の個別指導を実施し、首都圏にある百貨店や高級スーパー及び食品専門店のバイヤーとの商談会を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で令和 3 年度、令和 4 年度においてはオンラインで実施した。

なお、オンライン商談会に参加したことをきっかけに、都城市に興味を持った百貨店バイヤーが都城市特集を企画したため、企画に沿った商品を選定するための商談会を、別途、都城市においてリアル形式で実施した。

【物産セールス強化事業とは】

6 次化商品や物産品を、農家、農業法人、商工業者等が自ら売り込んでいくためのスキルアップを図る

だけでなく、市職員及び㈱ココニクル都城の職員も連携し、首都圏にある百貨店への売り込み、百貨店バイヤー等の招聘など、6次化商品及び物産品の取引につなげるために実施する様々な事業。

第22項 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業を実施することとした。給付内容については、以下のとおりである。

(1) 対象者

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

【子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）】（単位：件、円）

	支給世帯数	第2子以降数	支給金額
対象者①	1,902	1,159	153,050,000
対象者②	6	6	600,000
対象者③	5	10	750,000

第23項 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業を実施することとした。事業費及び事務費は全て国庫負担。給付内容については、以下のとおりである。

(1) 対象者

- ひとり親世帯給付金を受け取っていない世帯のうち、以下①～③いずれかに該当する子育て世帯。
- ① 令和4年6月の児童手当を受給している者で令和4年度住民税が非課税である者（申請不要）
 - ② 高校生のみを養育している子育て世帯のうち、養育者の令和4年度住民税が非課税である者（申請要）
 - ③ 令和4年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し収入が住民税非課税相当まで落ち込んだ者（申請要）

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

【子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）】（単位：件、円）

	支給世帯数	第2子以降数	支給金額
対象者①	896	1,025	96,050,000
対象者②	25	3	1,400,000
対象者③	18	38	2,800,000

第2節 税等

第1項 税の減免・猶予等

1 徴収猶予制度

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等による事業の営業自粛等の結果、収入が大幅に低下し納税が困難な納税者から相談を受けた場合、実情を把握のうえ、特例を含めた徴収猶予制度を適用することとなった。

(1) 経緯

令和2年4月30日 特例の徴収猶予制度施行

令和2年5月1日 特例の徴収猶予申請受付開始

令和3年2月1日 特例の徴収猶予申請受付終了

令和3年1月15日 総務省が総税企第11号文書により同年2月2日以後に納期限が到来する地方税について、感染症の影響により納税が困難な者については、柔軟かつ適切な対応を行うよう助言

令和3年2月2日 感染症の影響により納税が困難な納税者について、特例に準ずる取扱い申請受付開始

令和5年3月31日 特例に準ずる取扱い申請受付終了

令和5年4月1日 従来の徴収猶予申請受付へ移行

【従来の徴収猶予制度及び特例の徴収猶予制度並びに特例に準ずる取扱いの内容】

	従来の徴収猶予制度	特例の徴収猶予制度	特例に準ずる取扱い
猶予期間	申請から1年以内 (やむを得ないときは猶予した期間と合せて最大2年以内の延長可)	納期限の翌日から1年以内 (延長不可)	申請から1年以内 (やむを得ない時は猶予した期間と合せて最大2年以内の延長可)
担保提供	金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合、担保提供必要	不要	不要
延滞金	1/2もしくは全額免除	全額免除	全額免除
適用条件	販売額等が前年同時期比80%以上減少。年間損失額が平均利	収入が前年同時期比20%以上減少しているとき	収入が前年同時期比20%以上減少しているとき

	益額の1/3を超える時など		
対象期間	規定なし	令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限を迎えるもの	令和3年2月2日以後に納期限を迎えるもの

(2) 猶予許可件数・金額及び納付金額等

【徴収猶予業種ごと集計】

令和2年度

(単位：件、円)

業種分類	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
陸運業	34	7,323,900	6,230,000	1,093,900
飲食業	30	9,369,900	4,012,600	5,357,300
サービス業	13	569,600	112,800	456,800
ホテル業	11	22,341,600	7,340,600	15,001,000
娯楽業	8	25,141,300	15,904,200	9,237,100
運送業	8	150,500	150,500	0
旅客業	4	48,970,200	0	48,970,200
その他	33	21,551,000	17,529,600	4,021,400
合計	141	135,418,000	51,280,300	84,137,700

【令和3年度】

(単位：件、円)

業種分類	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
飲食業	4	503,500	380,000	123,500
ホテル業	1	6,319,600	0	6,319,600
総合商社	8	4,345,500	0	4,345,500
酒造	4	76,600	0	76,600
広告業	1	1,445,900	1,445,800	100
娯楽業	1	160,000	160,000	0
その他	1	84,000	0	84,000
合計	20	12,935,100	1,985,800	10,949,300

【令和4年度】

(単位：件、円)

業種分類	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
ホテル業	1	5,881,700	910,400	4,971,300
総合商社	1	2,165,900	542,900	1,623,000
不動産業	1	228,400	57,400	171,000

陸運業	2	1,951,200	493,200	1,458,000
酒造	1	76,600	19,600	57,000
合計	6	10,303,800	2,023,500	8,280,300

【徴収猶予税目ごと集計】

【令和2年度】

(単位：件、円)

税目区分	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
固定資産税	53	121,838,400	42,797,500	79,040,900
特徴市民税	52	3,009,100	1,607,200	1,401,900
法人市民税	36	10,570,500	6,875,600	3,694,900
合計	141	135,418,000	51,280,300	84,137,700

【令和3年度】

(単位：件、円)

税目区分	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
固定資産税	16	11,115,200	250,000	10,865,200
市県民税（普徴）	1	84,000	0	84,000
法人市民税	3	1,735,900	1,735,800	100
合計	20	12,935,100	1,985,800	10,949,300

【令和4年度】

(単位：件、円)

税目区分	件数	猶予金額	納付済み額	未納額
固定資産税	6	10,303,800	2,023,500	8,280,300
市県民税（普徴）	0	0	0	0
法人市民税	0	0	0	0
合計	6	10,303,800	2,023,500	8,280,300

(3)市税収納率への影響

収納率は、徴収猶予の影響や、臨場による差押・滞納者宅の搜索等を差し控えたため、大幅な低下が懸念された。しかし、徴収猶予期間の満了による自主納付、給付金・支援金等の支給による滞納額の一括自主納付が見受けられた。また、滞納者への定期的な催告書等の一斉送付による自主納付、滞納者の実態調査や財産調査等による滞納処分等により、令和2年度の対前年比は率にして0.19ポイント低下に留まり、令和3年度の対前年比は率にして0.33ポイント上昇、令和4年度の対前年比は率にして0.13ポイント低下と、安定した収納率を維持した。

【主な税目ごとの収納率】

令和5年6月1現在

(単位：％、百万円)

税目	市民税		固定資産税		軽自動車税 (種別割)		市税全体		合計
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	合計
元年度	99.04	40.02	99.25	34.46	98.96	34.94	99.27	36.08	97.84
2年度	99.20	44.15	98.55	28.42	99.23	36.19	98.95	34.34	97.65
3年度	99.19	37.66	99.24	38.82	99.27	32.07	99.32	39.08	97.98
4年度	99.00	33.16	99.17	23.79	99.17	27.72	99.22	26.82	97.85

【主な税目ごとの収入済み額】

令和5年6月1現在

(単位：百万円)

税目	市民税		固定資産税		軽自動車税 (種別割)		市税全体		合計
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	合計
元年度	6,402	61	9,906	282	617	5	19,819	166	19,985
2年度	6,369	66	9,886	66	628	6	19,622	140	19,762
3年度	6,477	49	9,665	116	639	4	19,847	178	20,025
4年度	6,504	44	10,116	58	657	3	20,205	106	20,311

※各年度の市税決算資料（決算内訳表）から引用

2 市・県民税

(1) 申告期限の延長

国税庁は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日から令和3年3月15日）と重なる事を踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日まで延長した。

このことを踏まえて、本市における個人の市民税の申告期限を都城市税条例第36条各項に定める3月15日から4月15日に延長することについて、同18条第1項及び第2項の規定により告示を行った。

(2) 寄附金税額控除の拡充

新型コロナウイルス感染症等の影響に関するための国税関係法律の臨時特例に関する法律により、新型コロナウイルス感染症拡大防止等によりスポーツイベント等が中止等された場合において、主催者が

文部科学大臣の指定を受けたイベントであった場合、そのチケットの払戻しを受けない事を選択した住民は、その金額分を「寄付」とみなし寄附金税額控除の適用を受けることが出来るようになった。

市・県民税ではこの寄付金控除の適用にあたり、市民税分は市長、県民税分を県知事がそれぞれ文部科学大臣の指定を受けたイベントの中から指定する事になる。

宮崎県は指定行事の対象を文部科学大臣が指定した全てのものとして条例改正を行ったことから、本市においても都城市税条例の一部を改正する条例第2条の規定による改正後の都城市税条例附則第28条の規定により、新型コロナウイルス感染症等の影響に関するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に関するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定する行事とする旨の告示を行った。

(3) 申告会場における感染症拡大防止対策

毎年、1月下旬から3月15日まで市内17会場を巡回して市・県民税申告受付を行っているが、会場内来場者の密を避けるため、例年より各会場の受付日数を2割程度増やし、1日当たりの会場来場者を減らす対策を行った。

また、会場入り口では会場内への入場を制限し、来場者は順番が来るまで自家用車内や会場の外で待っていただくため、既に市民課のマイナンバーカードの申請・受取等で実績があったLINE 順番待ちシステムを導入し活用した。

3 中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、緊急に税制上の措置が講じられた。固定資産税に係るものでは、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとした。(所管：経済産業省)

(1) 軽減措置の内容

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比較して

売上減少割合	負担割合
30%以上 50%未満減少しているもの	2分の1
50%以上減少しているもの	ゼロ

(2) 軽減実施の状況

	固定資産税 (事業用家屋)	固定資産税 (償却資産)	都市計画税	合計
ゼロ軽減 適用件数(ア)	168件	129件	109件	406件

ゼロ軽減の 軽減税額(イ)	75,605 千円	49,125 千円	11,200 千円	135,930 千円
2分の1軽減 適用件数(ウ)	157 件	135 件	95 件	387 件
2分の1軽減の 軽減税額(エ)	43,543 千円	27,309 千円	6,215 千円	77,067 千円
適用件数 合計(ア)+(ウ)	325 件	264 件	204 件	793 件
軽減税額 合計(イ)+(エ)	119,148 千円	76,434 千円	17,415 千円	212,997 千円

※減収額については、全額国費で補填。

4 介護保険料の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料が納付困難になった方への対応として、徴収猶予及び感染症の影響により一定程度収入が減少することが見込まれる方々等に対して、令和2年度から令和4年度まで保険料の減免を実施した。

(1) 減免及び徴収猶予の内容

① 減免の内容

(減免の対象者)

感染症の影響により収入が減少したこと等により、保険料を納めることが困難であると認められる介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)。

(減免の基準)

- ・感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。
- ・感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当するとき。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ その属する主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

(減免の対象となる保険料)

・令和2年度分及び令和3年度分の保険料のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限等が設定されているもの。

・令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。ただし、第1号被保険者の資格を取得した日(以下「資格取得日」という。)から14日以内に介護保険法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が資格取得日から14日以内に行われていたならば同年4月1

日前に納期限が設定されるべきものを除く。

② 徴収猶予の内容

法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が次のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務を負う者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予する。

- ・第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ・第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下単に「生計維持者」という。）が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ・生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ・生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(2) 減免及び徴収猶予の実績

【減免の実績】

年度	決定件数	保険料減免額		
		前年度分	当該年度分	合計
令和 2 年度	34 件	320,840 円	2,367,310 円	2,688,150 円
令和 3 年度	20 件	0 円	1,380,100 円	1,380,100 円
令和 4 年度	3 件	0 円	189,210 円	189,210 円

【徴収猶予の実績】 なし

(3) 国庫補助等

国庫補助等については、介護保険災害等臨時特例補助金（補助率 6/10）及び介護給付費財政調整交付金（特別調整交付金）を活用した。

【年度別補助金等一覧】

対象年度	介護保険災害等臨時特例補助金	介護給付費財政調整交付金	合計
令和 2 年度分	1,612,000 円	1,076,000 円	2,688,000 円

令和3年度分	491,000円	888,000円	1,379,000円
令和4年度分	0円	189,000円	189,000円

5 国民健康保険税の軽減措置

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、都城市国民健康保険税条例第28条第1項第3号の対象となる者の基準等について「都城市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する規則」を定め、国民健康保険税の減免を行った。

(1) 減免の対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯
 - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(2) 減免の対象となる保険税

令和2年度課税分及び令和3年度課税分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。ただし、被保険者の資格を取得した日から14日以内に届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が資格取得日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が設定されるべきものを除く。

令和4年度課税分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。ただし、被保険者の資格を取得した日から14日以内に届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が資格取得日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が設定されるべきものを除く。

(3) 減免申請に必要な書類

- ① 令和2年度及び3年度分
 - ・国民健康保険税減免申請書（新型コロナウイルス感染症関連）
 - ・減免該当簡易自己判定表
 - ・令和2年分の事業収入等の金額及び所得金額がわかる書類
 - ・令和3年1月から申請月の前月までの収入等が分かるもの
- ② 令和4年度分

- ・国民健康保険税減免申請書（新型コロナウイルス感染症関連）
- ・減免該当簡易自己判定表
- ・令和3年分の事業収入等の金額及び所得金額がわかる書類
- ・令和4年1月から申請月の前月までの収入等が分かるもの

(4) 減免決定の状況

【申請、決定件数及び減免決定額】

	令和2年度課税分	令和3年度課税分	令和4年度課税分
申請件数	296件	61件	16件
決定件数	284件	42件	12件
決定額	41,022,300円	8,231,200円	2,955,700円

6 国民年金保険料の臨時特例免除受付

1 国民年金保険料の臨時特例免除受付

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請を可能とした。

(1) 対象者

以下のいずれにも該当する者

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した。
- ・令和2年2月以降の所得状況からみて、所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる。

(2) 申請の対象となる期間

- ・令和元年度分として（令和2年2月分から令和2年6月分まで）
- ・令和2年度分として（令和2年7月分から令和3年6月分まで）
- ・令和3年度分として（令和3年7月分から令和4年6月分まで）
- ・令和4年度分として（令和4年7月分から令和5年6月分まで）

(3) 申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書）

(4) 申請方法

- ・申請書、申立書は日本年金機構ホームページからダウンロード可能

- ・申請書の提出先は、市役所保険年金課または年金事務所

(5) 本市における臨時特例免除申請の状況

【本市における臨時特例免除申請件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	21	43	37	54

第2項 水道料金

令和2年3月、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、公共料金等の支払猶予等の措置が講じられることとなった。

このことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどの理由で、一時的に上下水道料金等の支払が困難となった方に対し、次のとおり上下水道料金等の支払を最長5か月間猶予することとした。

(1) 猶予期間等

① 令和2年3月26日 申請受付開始

猶予対象期間：令和2年3月請求分から同年8月請求分まで

② 令和2年7月31日 感染状況に収束が見られないため取扱期間の延長決定

猶予対象期間：令和3年3月請求分まで延長

③ 令和3年2月15日 感染状況に収束が見られないため取扱期間の再延長決定

猶予対象期間：令和3年9月請求分まで延長

④ 令和3年8月10日 感染状況に収束が見られないため取扱期間の再延長決定

猶予対象期間：令和4年3月請求分まで延長

⑤ 令和4年2月14日 感染状況に収束が見られないため取扱期間の再延長決定

猶予対象期間：令和4年9月請求分まで延長

⑥ 令和4年8月4日 感染状況に収束が見られないため取扱期間の再延長決定

猶予対象期間：令和5年3月請求分まで延長

(2) 実績（令和5年3月31日現在）

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
相談件数		4件	35件	6件	1件	46件
猶予申請件数		0件	4件	5件	1件	10件
内 訳	猶予受付	0件	3件	5件	1件	9件
	猶予取下	0件	1件	0件	0件	1件

第3項 その他

1 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の要件を満たす都城市国民健康保険加入者に、傷病

手当金を支給した。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者のうち被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受け取ることができない者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日あたりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)]

※ただし、1日あたりの支給額について、標準報酬月額最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときはその金額とする。

(4) 適用期間

令和2年1月1日から令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症（感染症の疑われる発熱等の症状を含む。）の療養のために労務に服することができない期間（ただし入院等が継続する場合は最長1年6月まで）

令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症移行したことで適用期間終了

但し、申請は感染した時から2年間有効

(5) 支給決定の状況

【件数、金額の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	0	3件	4件	89件
金額	0	176,525円	90,772円	2,046,329円

2 住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合（いわゆる休業等）で、かつ一定の要件を満たした場合、生活保護制度の住宅扶助額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長、再延長、再々延長あり、最大12か月間）支給するもの。

(1) 制度改正の変遷

- ・令和2年4月20日～支給対象の拡大(自己の責に抛らない休業等による減収の追加)

- ・令和2年12月28日～再々延長(10か月～12か月)の申請が可能になる
- ・令和3年2月1日～特例の再支給(過去に住居確保給付金を受給したが再度減収に陥った場合に、3か月に限り支給)が可能になる

(2) 申請件数の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、申請者数は大幅に増加した。

【住居確保給付金申請件数の推移(令和元年度～令和4年度)】 (単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	1	48	48	23

第3節 予算措置

第1項 新型コロナウイルス感染症関連予算

新型コロナウイルス感染症関連の予算については、市民のいのち、雇用、生活等を守るとともに、「新たな日常」に対応した対策を講じるため、以下の4つのフェーズに分け、感染症の拡大状況等を踏まえながら機動的な予算編成を行った。

フェーズ	主な事業
I. 感染防止	新型コロナウイルスワクチン接種費 児童福祉施設・小中学校等の感染防止対策 等
II. 緊急支援(生活支援・事業支援)	特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金 営業時間短縮要請関連事業者等支援金 等
III. 地域経済活動の回復	がんばろう都城!ふるさと応援券 住宅リフォーム促進事業、ミートツーリズム推進事業 等
IV. 新しい時代への取組の推進	新時代適応型ビジネス支援、光ファイバ整備事業 地域振興券活用マイナンバーカード普及促進事業 等

第2項 令和元年度

1 令和元年度3月補正(追加)(3月13日議決)

【事業名等一覧】 (単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
法人立保育所保育委託費	38,655	○新型コロナウイルス感染症対策による小学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブの開設時間を緊急に延長することに伴う委託料の増

2 令和元年度3月専決（3月19日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
利子補給金及び保証料補助金	8,540	○宮崎県の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付のうち、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証を利用した中小企業者・組合に対し、融資実行日から最長3年間、利子全額分を補助

第3項 令和2年度

1 令和2年度4月臨時議会（4月30日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
防災関係事務費	2,725	○新型コロナウイルス感染症対策のための避難所用品（屋内型テント、消毒液等）購入費の増
新型コロナウイルス対策費（保育所等）	1,000	○新型コロナウイルス感染症対策のため法人立保育所等が備品等を購入する費用に対する補助金の増
都城市公式オンラインショップ運営事業	4,950	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地場産品等を都城市公式オンラインショップで取扱い、販売促進を強化するための委託料の増
利子補給金及び保証料補助金	29,399	○融資利用件数見込増に伴う、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金の増
がんばろう都城！事業者支援事業	1,596,185	○新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している中小事業者に対し、事業全般に広く使える支援金を、1事業者当たり20万円支給
中小事業者サポート窓口開設事業	3,976	○税理士、行政書士、社会保険労務士による無料相談窓口を開設
飲食店応援プロジェクト	15,714	○飲食店が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に実施するテイクアウト等の取組を支援する経費
新型コロナウイルス対策費（幼稚園）	1,500	○新型コロナウイルス対策のため、公立幼稚園が衛生備品を購入する経費の増
計	1,655,449	

2 令和2年度5月専決（5月1日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
特別定額給付金給付事	16,397,000	○国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、

業		1人当たり10万円の特別定額給付金を全市民に給付
特別定額給付金給付事務費	157,402	○特別定額給付金給付事務に要する経費
住居確保給付金	11,049	○就職活動等を要件に一定期間家賃相当額を給付する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による支給対象者の拡充に伴う給付金の増
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	235,400	○令和2年4月分の児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別給付金を給付 ○対象児童1人当たり1万円 ○対象児童見込数 23,540人
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	7,949	○子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	16,808,800	

3 令和2年度6月補正予算（6月16日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業	719,222	○地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、都城市プレミアム付スマイル商品券を発行 ○発行総数：8万セット ○券面額：13,000円（販売額10,000円）
マイナポイント活用促進事業	6,664	○地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、国が実施するマイナポイント事業を推進
一般事務費（児童福祉総務費）	1,483	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の保育料等減免に要する事務費の増
法人立保育所保育委託費	881	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の保育料減免に要する委託費の増
施設型給付費（公立保育所）	513	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の保育料減免に伴う給付費の増
施設型給付費（認定こども園）	10,799	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への保育料及び副食費減免に伴う給付費の増
地域型保育給付費	788	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の保育料減免に要する給付費の増
施設型給付費（施設給付型幼稚園）	211	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の副食費減免に要する給付費の増
放課後児童クラブ事業	1,755	○学校臨時休業に伴い、直営放課後児童クラブを午前中か

		ら開所するための経費の増 ○対象期間：令和2年4月22日～5月16日
法人立放課後児童クラブ事業	33,800	○学校臨時休業に伴い、法人立放課後児童クラブを午前中から開所するための業務委託料の増 ○対象期間：令和2年4月22日～5月16日 ○学校臨時休業に伴い、児童クラブが休業又は保護者が利用自粛した場合の利用料金返還に要する委託料の増
みやぎきの農を支えるひなた資金利子補給金	4,860	○新型コロナウイルス感染症の影響に係る「経済変動・伝染病等対策資金」の融資限度額、利子補給率の変更等に伴う増
肥育牛経営安定支援事業	60,000	○枝肉価格の低下に伴い、経営の悪化している肥育農家に対し、肥育牛経営安定支援金を支給 ○支給額 牛マルキンが発動され、生産者積立金の枯渇の影響を受けた牛1頭当たり1万円 ○1農家100万円、1法人200万円を上限
農林畜産物加工緊急支援事業	15,000	○売り先を失って在庫となる農林畜産物が増えていることから、農家・農業法人等が食品加工事業者と連携して取り組む農林畜産物の加工の取組を支援するための農林畜産物加工緊急支援事業費補助金 ○補助率：3分の2以内 ○補助上限額：1件当たり300万円
がんばろう都城！事業者支援事業	300,000	○交付要件の拡充等に伴う支援金の増
新型コロナウイルス対策費（小学校）	4,930	○小学校の感染症対策のための保健衛生用品（手指消毒液、非接触型体温計等）購入に要する経費
新型コロナウイルス対策費（中学校）	2,391	○中学校の感染症対策のための保健衛生用品（手指消毒液、非接触型体温計等）購入に要する経費
都城学校給食センター管理運営費	10,510	○新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業期間中の材料費及び調理事業者等の感染防止用衛生管理備品等購入に対する学校給食臨時休業対策補助金の増
計	1,173,807	

4 令和2年度7月専決（7月1日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
がんばろう都城！ふる	1,046,414	○地域における消費喚起及び生活支援を目的として、市内

さと応援券事業		の登録店舗で使用できる応援券を発行 ○発行枚数 193,400セット（大人135,000人×1セット、子ども29,200人×2セット） ○発行額面 1セット5千円
ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業	307,630	○基本給付：児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等（1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円） ○追加給付：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している世帯等（1世帯5万円）
ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務費	6,516	○ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	1,360,560	

5 令和2年度7月専決（7月31日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策休業等要請関連事業	335,855	○感染症対策休業要請等協力金：更なる感染拡大防止のため、県の休業要請等（8月1日～16日）に応じた飲食店に対し、接待を伴う店舗に10万円、それ以外の店舗に5万円を協力金として給付 ○感染防止対策支援金：ガイドラインの遵守など感染防止対策の取組に対し、事業者に支援金として10万円を給付

6 令和2年度9月補正（9月23日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業	687,571	○県からの追加内示に伴う追加発行に要する経費 ○追加発行部数 5万セット（総発行部数10万セット）
光ファイバ整備事業	440,460	○新しい生活様式を推進するに当たり、BTV株式会社が取り組む未整備区域を対象とした光ファイバの整備について補助金を交付
防災関係事務費	35,082	○新型コロナウイルス感染症対策のための避難所用品（屋内型テント、消毒液等）購入費の増
障害者福祉サービス給付費	5,898	○新型コロナウイルス感染症対策に係る特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用のかけ増し分の補助 ○対象月 令和2年3月（令和2年4月請求分）

児童手当取扱事務費	1,287	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から児童手当現況届の受付を郵送で実施することに伴う経費の増
児童扶養手当取扱事務費	439	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から児童扶養手当現況届の受付を郵送で実施することに伴う経費の増
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (児童福祉施設等)	6,500	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、児童館、児童センター(13館)が衛生用品や空気清浄機等を購入する経費の増
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (児童福祉施設等)	81,500	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するため、児童福祉施設等における衛生用品、空気清浄機等の購入、消毒作業等の超過勤務手当等に係る経費の増 ○公立及び法人立保育所、認定こども園(保育所型、幼保連携型)、放課後児童クラブ 外
新型コロナウイルス対策費	2,375	○指定寄附による新型コロナウイルス感染症対策用品の購入費の増
学校給食提供推進事業	23,229	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた水産物の消費を推進するため、学校給食に食材を提供 ○対象者 市内の児童生徒 15,252人 ○対象品目 しらす干し、養殖ブリ、養殖うなぎ
養殖経営緊急支援事業	75	○新型コロナウイルスの影響で養殖魚の出荷が滞った養殖業者への餌代補助
学校給食提供推進事業	28,658	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産物の消費を拡大するため、学校給食に食材を提供 ○対象者 市内の児童生徒 15,252人 ○対象品目 牛肉、地鶏
利子補給金及び保証料補助金	37,529	○取扱期間延長に伴う、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金の増
新時代適応型ビジネス支援事業	720	○新しい生活様式に即したビジネスモデルの構築や、新型コロナなど社会情勢の大きな変化に対応するために営業形態の多角化を図ろうとする中小事業者を対象者としたセミナーを開催する事業に対して、補助金を交付
スポーツランド都城推進事業	3,800	○新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施するプロスポーツキャンプ宿泊費補助金 ○本年度本市でキャンプを実施するプロスポーツ団体に対して、1人1泊3,000円の宿泊費を補助
温泉施設等管理運営事	213,881	○新型コロナウイルスによる施設休館等に伴う指定管理

業		料の増
新型コロナウイルス対策費（小学校）	15,385	○小学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
新型コロナウイルス対策費（中学校）	7,953	○中学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
修学旅行等支援事業（小学校）	5,446	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市立小学校の修学旅行キャンセル料等に要する経費の増
小学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	3,857	○新型コロナウイルス対策に係る教材整備（課題等に係る教材消耗品、デジタル教科書）
修学旅行等支援事業（中学校）	11,113	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市立中学校の修学旅行キャンセル料等に要する経費の増
中学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	720	○新型コロナウイルス対策に係る教材整備（課題等に係る教材消耗品）
新型コロナウイルス対策費（幼稚園）	612	○公立幼稚園における手指用消毒液等の購入経費
常備消防事務費	55	○指定寄附による新型コロナウイルス感染症対策用品の購入費の増
計	1,594,632	

7 令和2年度12月補正（12月16日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
地域公共交通対策事業	7,600	○市民の生活交通を維持することを目的に、新型コロナウイルス感染症予防対策や利用促進対策を講じながら路線バス事業を継続するための奨励金を事業者に交付
総合文化ホール管理運営事業	6,858	○新型コロナウイルス感染症拡大を理由とする利用キャンセルに係る利用料返還に伴う負担金
市民税一般事務費	1,144	○申告受付会場の感染防止3密対策として、1日の来場者を減らす為の日程延長に伴う経費の増
家庭児童相談事業	4,674	○新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等で子どもの見守り機会が減少し虐待リスクが高まる中で、民間団体等が行う支援対象児童等への居宅訪問、食事の提供等に対し、支援対象児童等見守り強化事業費補助金を交付
初期救急医療事業	28,786	○受診控えによる都城夜間急病センターの診療報酬等収入

		減に伴う指定管理料の増
新型コロナウイルス対策費	500	○指定寄附による新型コロナウイルス感染症対策用品の購入の増
まちなか交流センター等管理運営費	749	○新型コロナウイルス感染症拡大を理由とする利用キャンセルに係る利用料返還に伴う負担金
ウェルネス交流プラザ等管理運営費	2,437	○新型コロナウイルス感染症拡大を理由とする利用キャンセルに係る利用料返還に伴う負担金
ミートツーリズム推進事業	113,740	○地域経済活性化策として実施するミートツーリズム推進事業に要する経費
新型コロナウイルス対策費（小学校）	32,567	○小学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
新型コロナウイルス対策費（中学校）	20,147	○中学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
小学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	3,817	○新型コロナウイルス対策に係る教材整備（課題等に係る教材消耗品、デジタル教科書）
中学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	2,060	○新型コロナウイルス対策に係る教材整備（液晶テレビ、液晶テレビスタンド）
計	225,079	

8 令和2年度12月補正（追加）（12月16日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業	72,320	○ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を再支給することに伴う給付費の増 ○対象者：令和2年12月11日時点でのひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付受給者 ○1世帯当たり5万円、第2子以降1人当たり3万円
ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務費	240	○ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	72,560	

9 令和2年度1月専決（1月7日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容

新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	503,701	○新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、県の営業時間短縮要請に応じた酒類提供飲食店等に営業時間短縮要請協力金を支給 ○営業時間短縮要請期間：令和3年1月9日～22日 ○支給額：28万円
--------------------------	---------	---

10 令和2年度1月専決（1月8日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	500,640	○県の要請内容見直しに伴う酒類提供飲食店に対する協力金支給額の増：28万円→56万円 ○酒類提供飲食店以外の飲食店に対する協力金の支給追加：48万円（営業時間短縮要請期間：令和3年1月11日～22日）

11 令和2年度1月専決（1月22日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	1,146,320	○新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、県による飲食店等に対する営業時間短縮要請に応じる者に対して、協力金を支給 ○営業時間短縮要請期間：令和3年1月23日～2月7日 ○支給額：64万円

12 令和2年度2月臨時議会（2月3日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルスワクチン接種費	56,064	○新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請関連事業者等支援事業	465,550	○県の緊急事態宣言発出に伴う飲食店等の時短営業による影響を受けて売上高が減少した事業者等（直接取引がある事業者、タクシー業者等）に対し支援金を支給 ○支給要件：令和3年1月又は2月の売上高が前年同月比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり20万円
計	521,614	

1 3 令和2年度3月補正（2月25日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
広域的バス路線等運行費	8,499	○新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者減少に伴う補助金の増
新型コロナウイルス対策費	210	○指定寄附による新型コロナウイルス感染症対策用品購入費の増
温泉施設等管理運営事業	31,618	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
高崎農産加工センター管理費	2,228	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
計	42,555	

1 4 令和2年度3月補正（追加）（3月19日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第2弾）	1,112,942	○地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付スマイル商品券（第2弾）を発行 ○発行総数：80,000セット（1世帯1セットを上限） ○券面額：13,000円（販売額10,000円）
総合文化ホール管理運営事業	2,518	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
職業訓練センター管理費	1,143	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
体育施設維持管理費	408	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
道の駅山之口管理運営費	5,055	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
体育施設維持管理費	552	○新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増
計	1,122,618	

第4項 令和3年度

1 令和3年度当初予算

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
文化合宿誘致促進事業	2,378	○地域経済の活性化を目的に、文化団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付
マイナポイント活用マイナンバーカード普及促進事業	394,739	○マイナンバーカード普及及びキャッシュレス決済推進を目的に、マイナンバーカード取得者に対し1人あたり7,000円分のマイナポイントを給付
地域振興券活用マイナンバーカード普及促進事業	422,638	○キャッシュレス決済使用不可等の理由による、マイナポイント未利用のマイナンバーカード取得者に対し1人当たり5,000円分の地域振興券を配布
新型コロナウイルス対策費（地域子育て支援事業）	900	○地域子育て支援事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策のため必要となる用品を購入
新型コロナウイルス対策費（保育所等）	34,000	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、保育所等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
新型コロナウイルス対策費（地域子育て支援事業）	30,800	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地域子育て支援事業（放課後児童クラブ等）を実施する施設等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
新型コロナウイルスワクチン接種費	797,948	○新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費
利子補給金及び保証料補助金	180,902	○新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金
住宅リフォーム促進事業	120,017	○新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に対し、景気回復及び市民生活支援を目的として、住宅リフォーム促進事業補助金を交付 ○自宅等のリフォーム工事に対し工事費の10%を補助
飲食店応援プロジェクト	3,846	○地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、市内の飲食店を利用しながらスタンプを集めて、賞品抽選に応募できるスタンプラリーを開催
スポーツランド都城推進事業	31,603	○地域経済の活性化を目的に、スポーツ団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付
ミーとツーリズム推進事業	88,940	○地域経済活性化策として実施するミーとツーリズム推進事業に要する経費
計	2,108,711	

2 令和3年度4月専決（4月13日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）	170,350	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親子育て世帯に対する生活支援を行う観点から、特別給付金を支給 ○対象者：児童扶養手当受給者等 ○給付額：児童1人当たり5万円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（ひとり親世帯分）	6,867	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（ひとり親世帯分）に要する経費
計	177,217	

3 令和3年度5月専決（5月20日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	682,547	○新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大防止のため、県による酒類提供飲食店等への営業時間短縮要請に応じる者に対し、営業時間短縮要請協力金を支給 ○支給対象期間：令和3年5月23日～6月10日 ○協力金（日額）：中小企業 25,000円～75,000円 大企業等 売上高減少額×0.4
新型コロナウイルス感染対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	232,921	○県による飲食店等への営業時間短縮要請による影響で売上高が減少した関連事業者等（直接取引がある事業者、タクシー業者等）に対し支援金を支給 ○支給要件：令和3年5月又は6月の売上高が前年又は前々年同期比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり10万円
計	915,468	

4 令和3年度6月補正（6月23日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）	154,250	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活支援として、特別給付金を支給 ○対象者：児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けて

		いる者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者等（ひとり親世帯分受給者を除く） ○給付額：児童1人当たり5万円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（その他世帯分）	5,479	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（その他世帯分）に要する経費
予防接種費（給付事業）	106	○新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害調査委員会の開催経費の増
一般事務費（保健衛生総務費）	30	○指定寄附による新型コロナウイルス感染症対策用品の購入の増
新型コロナウイルスワクチン接種費	47,786	○新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費の増
新型コロナウイルス対策費（小学校）	27,515	○小学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
新型コロナウイルス対策費（中学校）	11,755	○中学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
小学校教材整備費（新型コロナウイルス対策）	1,703	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材整備（テレビ、テレビスタンド等）
中学校教材整備費（新型コロナウイルス対策）	2,822	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材整備（テレビ、テレビスタンド等）
計	251,446	

5 令和3年度6月補正（追加）（6月23日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	33,660	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、支援金を支給 ○支給額（月額）：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 ○支給期間：最大3か月

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費	1,577	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務に要する経費
計	35,237	

6 令和3年度8月専決（8月13日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	394,675	○県による酒類提供飲食店等への営業時間短縮要請に応じる者に対し、営業時間短縮要請協力金を支給 ○支給対象期間：令和3年8月16日～24日 ○協力金（日額）：中小企業 25,000円～75,000円 大企業等 売上高減少額×0.4
新型コロナウイルス感染対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	231,365	○県による飲食店等への営業時間短縮要請による影響で売上高が減少した関連事業者等（直接取引がある事業者、タクシー業者等）に対し支援金を支給 ○支給要件：令和3年8月の売上高が前年又は前々年同月比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり10万円
計	626,040	

7 令和3年度8月専決（8月20日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	250,250	○県による酒類提供飲食店等への営業時間短縮要請の延長に伴う協力金の増 ○支給対象期間：令和3年8月25日～31日 ○協力金（日額）：中小企業 25,000円～75,000円 大企業等 売上高減少額×0.4

8 令和3年度8月専決（8月26日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	429,000	○県による酒類提供飲食店等への営業時間短縮要請の延長に伴う協力金の増 ○支給対象期間：令和3年9月1日～12日

		○協力金（日額）：中小企業 25,000 円～75,000 円 大企業等 売上高減少額×0.4
--	--	--

9 令和3年度9月補正（追加）（9月10日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	643,500	○県による酒類提供飲食店等への営業時間短縮要請の延長に伴う協力金の増 ○支給対象期間：令和3年9月13日～30日 ○協力金（日額）：中小企業 25,000 円～75,000 円 大企業等 売上高減少額×0.4
新型コロナウイルス感染対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	230,000	○県による飲食店等への営業時間短縮要請の延長に伴い、関連事業者等支援金を追加支給 ○支給要件：令和3年9月の売上高が前年又は前々年同期比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり10万円
計	873,500	

10 令和3年度9月補正（9月22日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
地域公共交通対策事業	35,182	○市民の生活交通を維持することを目的に、新型コロナウイルス感染症予防対策や利用促進対策を講じながら事業を継続するための補助金を交通事業者に交付
新型コロナウイルス対策費	327	○感染症対策物品用購入費の増
新型コロナウイルスワクチン接種費	381,148	○新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費の増
学校給食提供推進事業	22,720	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産物の消費を拡大するため、学校給食に食材を提供 ○対象者：市内の児童生徒15,353人 ○対象品目：宮崎県産牛肉
修学旅行等支援事業（小学校）	5,630	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による修学旅行キャンセル料等負担金
修学旅行等支援事業（中学校）	14,989	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による修学旅行キャンセル料等負担金

成人式開催事業	124	○令和2年度（延期分）成人式の再延期に伴う経費の増
常備消防事務費	800	○新型コロナウイルス陽性者及び疑いの救急搬送時に装着している感染防止衣等の廃棄に伴う経費の増
計	460,920	

1 1 令和3年度12月補正（先議）（11月25日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルスワクチン接種費	258,659	○新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する経費の増

1 2 令和3年度12月補正（12月14日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
総合文化ホール管理運営事業	2,603	○新型コロナウイルス感染症拡大を理由とする利用キャンセルに係る利用料返還に伴う負担金
マイナポイント活用マイナンバーカード普及促進事業	58,877	○マイナポイント交付金の申請者見込の増に伴う交付金の増
林業総合センター管理費	58	○新型コロナウイルス感染症拡大を理由とする利用キャンセルに係る利用料返還に伴う負担金
温泉施設等管理運営事業	153,564	○新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設休館等に伴う指定管理料の増
ミートツーリズム推進事業	27,781	○ミートツーリズム推進事業に要する経費の増
新型コロナウイルス対策費（小学校）	7,481	○小学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
新型コロナウイルス対策費（中学校）	5,541	○中学校の感染症対策のための保健衛生用品（消毒に係る物品、非接触型体温計等）購入に要する経費
小学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	457	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材整備（webカメラ、プロジェクター等）
中学校教材整備事業（新型コロナウイルス対策）	181	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材整備（テレビ、テレビスタンド等）
計	256,543	

1 3 令和3年度12月補正（追加）（12月14日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	1,033,650	○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中学生以下1人当たり5万円を子育て世帯に給付（扶養者の年収が960万円を超える場合を除く）
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	6,795	○子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	1,040,445	

1 4 令和3年度12月専決（12月15日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	1,723,550	○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、18歳以下の児童に1人当たり10万円を給付（扶養者の年収が960万円を超える場合を除く）
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	1,233	○子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	1,724,783	

1 5 令和3年度12月専決（12月18日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	2,918,400	○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活の支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費	39,777	○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務に要する経費
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	58,725	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、支援金を支給 ○支給額（月額）：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 ○支給期間：初回支給、再支給ともに最大3か月
新型コロナウイルス感	398	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事

染症生活困窮者自立支援金支給事務費		務に要する経費
計	3,017,300	

16 令和3年度1月専決（1月16日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	397,649	○県による営業時間短縮要請に応じる飲食店等に対し、営業時間短縮要請協力金を支給 ○支給対象期間：令和4年1月18日～2月2日 ○協力金（日額）：1店舗当たり2万円
新型コロナウイルス感染対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	30,101	○県による飲食店等への営業時間短縮要請による影響で売上高が減少した関連事業者等（直接取引がある事業者、タクシー業者等）に対し支援金を支給 ○支給要件：令和4年1月又は2月の売上高が令和3年、令和2年又は平成31年同月比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり10万円
計	427,750	

17 令和3年度1月専決（1月19日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	723,800	○まん延防止等重点措置の適用に伴う県の営業時間短縮要請の内容変更に伴う増 ○支給対象期間：令和4年1月18日～2月13日 ○協力金（日額） 1月20日まで：2万円 1月21日～2月13日：中小企業等 3万円～10万円 大企業等 最大20万円

18 令和3年度2月専決（2月10日専決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金事業	884,484	○まん延防止等重点措置の延長に伴う県の営業時間短縮要請の延長による増 ○支給対象期間（延長）令和4年2月14日～3月6日

		○協力金（日額）：中小企業等 3万円～10万円 大企業等 最大20万円
新型コロナウイルス感染対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金	30,000	○県による営業時間短縮要請の延長に伴う追加支給 ○支給要件：令和4年1月又は2月の売上高が令和3年、令和2年又は平成31年同月比で20%以上減少 ○支援金額：1事業者当たり10万円追加支給
計	914,484	

19 令和3年度3月補正（2月25日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
広域的バス路線等運行費	21,787	○新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者減少に伴う補助の増
新型コロナウイルスワクチン接種費	2,454	○新型コロナウイルスワクチンの接種（小児接種）に要する経費
ミートツーリズム推進事業	21,713	○ミートツーリズム推進事業の利用者等増に伴う補助金の増
計	45,954	

20 令和3年度3月補正（追加）（3月22日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第3弾）	1,130,757	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた地域経済の回復と市民の家計支援を図ることを目的にプレミアム付きスマイル商品券（第3弾）を発行 ○発行総数：8万セット（1世帯1セットを上限） ○券面額：13,000円（販売額10,000円）

第5項 令和4年度

1 令和4年度当初予算

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
文化合宿誘致促進事業	2,398	○地域経済の活性化を目的に、文化団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付

地域振興券活用マイナンバーカード普及促進事業	230,106	○マイナンバーカード取得者に対し1人当たり5,000円分の地域振興券を配布
住居確保給付金	4,593	○就職活動等を要件に一定期間家賃相当額を給付
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	62,640	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、支援金を支給 ○支給額（月額）：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 ○支給期間：初回支給、再支給ともに最大3か月
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費	993	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務に要する経費
新型コロナウイルス対策費（保育所等）	38,500	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、保育所等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
新型コロナウイルス対策費（地域子育て支援事業）	32,000	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地域子育て支援事業（放課後児童クラブ等）を実施する施設等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
新型コロナウイルスワクチン接種費	686,301	○新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費
住宅リフォーム促進事業	120,013	○新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に対し、景気回復及び市民生活支援を目的として、住宅リフォーム促進事業補助金を交付 ○自宅等のリフォーム工事に対し工事費の10%を補助
利子補給金及び保証料補助金	129,599	○新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金
スポーツランド都城推進事業	34,238	○地域経済の活性化を目的に、スポーツ団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付
ミートツーリズム推進事業	91,438	○地域経済活性化策として実施するミートツーリズム推進事業に要する経費
計	1,432,819	

2 令和4年度6月補正（先議）（6月6日議決）

【事業名等一覧】

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
子育て世帯生活支援特	165,000	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、

別給付金給付事業(ひとり親世帯分)		低所得のひとり親子育て世帯に対する生活支援を行う観点から、1人当たり5万円を給付
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費(ひとり親世帯分)	1,206	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事務(ひとり親世帯分)に要する経費
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)	120,000	○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する生活支援を行う観点から、1人当たり5万円を給付
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費(その他世帯分)	3,923	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事務(その他世帯分)に要する経費
計	290,129	

3 令和4年度6月補正(6月23日議決)

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	56,100	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴う増
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費	990	○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴う事務費の増
新型コロナウイルス対策費	30	○指定寄附に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策物品購入費の増
新型コロナウイルスワクチン接種費	185,425	○新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う経費の増
新型コロナウイルス対策費(小学校)	24,186	○感染症対策等を徹底しながら教育活動を維持するための保健衛生用品の購入等を行うもの(非接触型体温計、手指消毒液、プラスチック手袋等)
新型コロナウイルス対策費(中学校)	12,890	○感染症対策等を徹底しながら教育活動を維持するための保健衛生用品の購入等を行うもの(非接触型体温計、手指消毒液、プラスチック手袋等)
小学校教材整備事業(新型コロナウイルス対策)	4,398	○新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら児童の学びを保障するため、感染の状況や児童の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材を整備するもの(テレビ、プロジェクター等の備品購入費 外)

中学校教材整備事業(新型コロナウイルス対策)	2,282	○新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら児童の学びを保障するため、感染の状況や児童の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習の実施に係る教材を整備するもの(テレビ、プロジェクター等の備品購入費 外)
計	286,301	

4 令和4年度6月補正(追加)(6月23日議決)

【事業名等一覧】

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業(第3弾)	1,080,909	○コロナ禍における原油価格・物価高騰により更なる影響を受けている地域経済の回復と市民の家計支援を図るため、プレミアム付商品券の発行数の増に伴う必要経費の増 ○発行数 8万セット(令和3年度繰越事業と合わせて16万セット) ○券面額 13,000円(販売額10,000円)
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	300,000	○コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、プッシュ型給付を行うもの ○対象者 基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯 ○給付額 1世帯当たり10万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費	7,075	○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務に要する経費
計	1,387,984	

5 令和4年度9月補正(9月22日議決)

【事業名等一覧】

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
住居確保給付金	3,206	○住居確保給付金の申請期間延長による住居確保給付金の増
法人立放課後児童クラブ事業	7,000	○新型コロナウイルス感染症に係る児童クラブ利用料減額補填に伴う委託料の増
ミーとツーリズム推進事業	101,493	○ツアー等の利用者の増に伴う補助金の増
修学旅行等支援事業(小)	4,415	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による修学旅行

学校)		キャンセル料等負担金
修学旅行等支援事業(中学校)	13,322	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による修学旅行キャンセル料等負担金
計	129,436	

6 令和4年度9月補正(追加)(9月22日議決)

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルスワクチン接種費	473,903	○オミクロン株対応ワクチン接種及び5～11歳の小児に対する追加接種に伴う必要経費の増

7 令和4年度12月補正(12月16日議決)

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
斎場管理費	2,110	○新型コロナウイルス感染死亡者対応のための開場時間延長による電気料の増
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費	606	○申請期限延長に伴う会計年度任用職員の雇用に要する経費の増
新型コロナウイルス対策費	486	○指定寄附金を活用した新型コロナウイルス感染症予防対策物品購入費の増
温泉施設等管理運営事業	97,794	○新型コロナウイルス感染拡大の影響等に伴う利用料収入の減少による指定管理料の増
ミートツーリズム推進事業	127,822	○ツアー等の利用者の増に伴う補助金の増
スポーツランド都城推進事業	10,000	○プロスポーツキャンプ感染症対策強化事業費補助金
計	238,818	

8 令和4年度3月補正(2月24日議決)

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
地域間幹線系統維持費	703	○新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者減少に伴う補助金の増

広域的バス路線等運行費	29,596	○新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者減少に伴う補助金の増
計	30,299	

第6項 令和5年度

1 令和5年度当初予算

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
文化合宿誘致促進事業	1,893	○地域経済の活性化を目的に、文化団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付
新型コロナウイルス対策費(保育所等)	38,300	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、保育所等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
新型コロナウイルス対策費(地域子育て支援事業)	32,400	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地域子育て支援事業(放課後児童クラブ等)を実施する施設等が衛生用品、空気清浄機等を購入する経費を補助
住宅リフォーム促進事業	119,984	○新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に対し、景気回復及び市民生活支援を目的として、住宅リフォーム促進事業補助金を交付 ○自宅等のリフォーム工事に対し工事費の10%を補助
利子補給金及び保証料補助金	46,695	○新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金
スポーツランド都城推進事業	70,628	○地域経済の活性化を目的に、スポーツ団体の合宿誘致を促進するための補助金を交付
ミートツーリズム推進事業	125,343	○地域経済活性化策として実施するミートツーリズム推進事業に要する経費
計	435,243	

2 令和5年度3月補正(3月22日議決)

【事業名等一覧】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
新型コロナウイルスワクチン接種費	847,942	○初回接種(1・2回目)を完了した者を対象に、重症化リスクが高い者等に対し2回、5歳以上の者に対して1回、無料でワクチン接種を行う経費

第6章 議会

第1節 定例会

第1項 令和2年第2回(3月)定例会

・県内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されたことに伴い、3月5日の議会運営委員会で日程の変更を協議。「議案審議・委員会審査を先に行い、一般質問を後に行うこと」を決定した。

第2項 令和2年第3回(4月)臨時会(4月30日)

- ・3密を避けるため、議席を1つずつ空ける対策を取った。座席が不足する7名分については、前の空きスペースに席を設けて対応。
- ・本会議や委員会等、公開が原則（地方自治法115条第1項、都城市議会委員会条例第19条）であるため、新型コロナウイルス感染予防を徹底したうえで傍聴可能とした。
- ・傍聴席入口にアルコール消毒液を設置し、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底（マスク着用）の協力依頼をした。
- ・議員提出議案第2号「新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・委員会提出議案第1号「都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を全会一致で可決。

第3項 令和2年第4回(6月)定例会

- ・市長から、6月定例会における一般質問中止の要請を受け、5月13日の議会運営委員会において、「一般質問を中止し、代わりに文書による質問を行うこと」を決定。
- ・6月2日の議会運営委員会において、「傍聴自粛の呼びかけ」「手指消毒・マスク着用の徹底」「議場の扉の常時開放」を決定。
- ・傍聴席には、人との間隔を開ける等の配慮の呼びかけ（椅子にソーシャルディスタンスの標記）を実施。

第4項 令和2年第5回(9月)定例会

- ・9月23日、委員会提出議案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・9月23日、議員提出議案第6号「PCR検査等の拡充を求める意見書」を全会一致で可決。
- ・10月2日の議会運営委員会において、「議席の配置を元に戻すこと」を決定。
- ・新型コロナウイルス感染者が判明した場合の追跡のため、体温測定をして受付票に記入を実施。

第5項 令和2年第6回(12月)定例会

- ・11月20日の議会運営委員会において、「議長席及び壇上にアクリル板を設置すること」及び「議場のドアの常時開放をやめること」を決定。

第6項 令和3年第2回(3月)定例会

- ・2月3日の議会運営委員会において、壇上に消毒液を設置することを決定。

第2節 全員協議会

第1項 令和2年第3回全員協議会

- ・2月27日、「新型コロナウイルス感染症対策について」の全員協議会（健康部による説明）を開催した。

第2項 説明会（令和2年4月30日開催）

- ・4月23日、「本市の新型コロナウイルス感染症対策について」の説明会（健康部による説明）を開催した。

第3項 令和2年第6回全員協議会

- ・4月30日、「国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症緊急対策について」の全員協議会（総合政策部・総務部・福祉部による説明）を開催した。

第4項 令和2年第7回全員協議会

- ・7月31日、「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策について」の全員協議会（総合政策部による説明）を開催した。

第5項 令和3年第1回全員協議会

- ・2月2日、「新型コロナウイルスワクチン接種事業について」の全員協議会（健康部による説明）を開催した。

第3節 議会運営委員会

第1項 令和2年3月5日開催

- ・新型コロナウイルス感染者が県内で発生したことによる今後の議会運営の協議
- ・3月定例会の議会運営について
- ・3月5日は、当初の日程どおり一般質問を開催。
- ・3月6日以降の日程は、市内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備え、委員会・議案審議を先にするために執行部と調整し、変更する。
- ・日程変更については、ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック等で周知
- ・傍聴については中止。（委員会含む）
- ・報道については認める。
- ・傍聴入口前のモニターについても人が密集しないように電源を切る。
- ・新型コロナウイルス感染に関する議員への連絡は、「都城市議会大規模災害発生時の議員行動マニュアル」に準じることの了承を得る。

第2項 令和2年4月9日開催

- ・議会報告会及び意見交換会の延期を報告（8月実施を見送る）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について申し合わせ

第3項 令和2年4月30日開催

- ・議席の配置について1つずつ席を空ける。不足する7名分については、前の空きスペースに席を設ける。

第4項 令和2年5月13日開催

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について
- ・新型コロナウイルス感染症対策の強化についての申入れ

第5項 令和2年6月2日開催

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う議席の配置について
- ・4月30日の臨時会と同様、1つずつ席を空ける。不足する7名分については、前の空きスペースに席を設ける。
- ・マスク着用の徹底・手の消毒の徹底・議場の扉の開放・傍聴自粛の呼びかけ
- ・全国市議会議長会定期総会における永年勤続議員表彰の伝達式について
- ・議員の功績であるので、6月定例会最終日（令和2年6月16日）に議場で実施する。
- ・市民感情を考慮しテレビ放送はしない。
- ・当日行っていた祝賀会についても中止する。

第6項 令和2年6月11日開催

- ・委員長報告時のマスク着用については、マスク着用のまま報告をしていただくこととなった。

第7項 令和2年8月26日開催

① 議会報告会及び選挙管理委員会主権者教育への議員派遣について

- ・議会報告会は中止とする
- ・選挙管理委員会主権者教育への議員派遣は、広報広聴委員のみで対応する

② 議会運営委員会の視察研修

- ・今年度は中止とする

③ 「都城市議会大規模災害等発生時の議員対応要項」及び「都城市議会大規模災害等発生時の議員行動マニュアル」の一部改正について

- ・令和2年4月30日に都城市議会基本条例第10条の一部改正をしたため、今回、大規模災害等発生時の議員の対応要項及び行動マニュアルについても一部改正することを了承。

④ 曾於市との合同研修会について

- ・今年度は中止とし、代わりに本市議会独自の研修を実施することを事務局が提案した

⑤ 9月定例会中の対応について

- ・マスク着用及び手の消毒の徹底 ・自宅での体温測定 ・議場の扉の開放
- ・傍聴自粛の呼びかけについて、傍聴希望者は、氏名・住所・連絡先をカードに記入してもらう。体温測定は事務局で行い、座席は間を空けて座ってもらう。

第8項 令和2年10月2日開催

議席の配置を元に戻すことを確認。

第9項 令和2年11月20日開催

① 議場の扉の開放について

- ・2月議会では、扉は開放しないことに決定。

② 12月定例会中の対応について

- ・マスク着用及び手の消毒の徹底 ・自宅での体温測定 ・休憩室の変更（応接室利用）
- ・傍聴自粛の呼びかけについて、傍聴希望者は、氏名・住所・連絡先をカードに記入してもらう。体温測定は事務局で行い、座席は間を空けて座ってもらう。
- ・アクリル板については、議長席、壇上の2箇所に設置する。

③ 市内中学校（1校）の一般質問傍聴について

- ・通常、秘書広報課が行っている庁舎見学の一環として行っていた。しかし、庁舎見学が令和2年度は中止していたため、直接依頼があり対応した。（議会の傍聴は公開が原則のため）。

第10項 令和2年12月9日開催

- ① 委員会開催時における議席等の取扱いについて、本会議と同様、従来どおりの議席配置とし、休憩ごとに換気を行う。

第4節 会派代表者会での確認・協議事項

第1項 令和2年第2回会派代表者会（4月20日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策説明会の開催について
- ・新型コロナウイルス感染症対策説明会の質問事項について

上記2点については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国においては全都道府県に緊急事態宣言が発出され、また、隣接する宮崎市、日南市、霧島市でも感染者が発生するなど、いつ本市で発生してもおかしくない状況となっていた。

そこで、本市の現状や対応策について執行部に確認する必要があるため、説明会の機会を求めたところ、次の日程で開催することになった。

4月23日 午前11時～ 説明会

- ・新型コロナウイルスに関する意見書について
- ・都城市議会基本条例第10条に基づく都城市議会災害等対策連絡会議の設置について

上記2点について4月23日の議会運営委員会で協議することに了承

第2項 令和2年第3回会派代表者会（4月27日）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する意見書について

4月23日開催の議会運営委員会で国に提出することを確認し、内容について代表者会で確認。副議長を提案者とし、各会派代表者の署名後、追加告示を経て、30日の議会運営委員会で諮り、議員提案として臨時会で提案することになる。

第3項 令和2年第4回会派代表者会（5月11日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について

各会派の支援案を集約して、13日の会派代表者会に提示することで了承

第4項 令和2年第5回会派代表者会（5月13日）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の支援について

「期末手当の20%減額」との意見が多かった。この結果を、議会運営委員会に送り、諮ること了承

第5節 都城市議会災害等対策連絡会議における対応

第1項 令和2年4月7日 「新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応」作成

【新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定を受けた場合】

議員又は議員の家族について

議会事務局職員又は職員の家族について

1 確認事項

- ・議場への入場があった場合
- ・委員会室等への入場があった場合

2 対応

- ・消毒終了までに本会議が予定される場合
- ・消毒終了までに委員会等が予定される場合

3 その他

その他施設の消毒について

第2項 令和2年4月10日 「新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について」申し合わせ

申し合わせ事項

- 1 議場等の適切な換気について
- 2 手指の衛生の徹底について
- 3 マスクの着用について
- 4 「3密」の対応策について
- 5 体調管理の徹底について

第3項 令和2年第2回災害等対策連絡会議（12月16日）

協議事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策での対応について
- 2 災害等の状況について
- 3 議員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の公表内容について
- 4 その他

第4項 令和3年1月8日 「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」

確認事項

- 1 新型コロナウイルス感染症発生の際の時系列
- 2 発生後の関係部局等の役割

※4月10日通知「新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について」の再掲

第5項 令和3年1月13日「新型コロナウイルス感染症対策における他県での滞在時の対応について」

確認事項

- 1 やむを得ず県外に滞在しなければならない場合、議会事務局への滞在先の報告
- 2 滞在所での不要不急の外出、外食を避けるなどの慎重な行動
- 3 帰県後、2週間は体調管理に努めること

第6節 新型コロナウイルス感染症対策に係る議会からの支援の申入れ

6月に支払われる議員の期末手当を20%減額し、新型コロナウイルス感染症対策のための財源に充てて活用していただくため、市長に対して申入れを行った。

議員の期末手当削減の内容

6月の期末手当の20%減額。

議 長 500,000円×1.7箇月×1.2×20%=204,000円

副議長 420,000円×1.7箇月×1.2×20%=171,360円

議 員 400,000円×1.7箇月×1.2×20%=163,200円

(163,200円×27名=4,406,400円)

合 計 4,781,760円

経緯

令和2年5月11日 会派代表者会で協議

令和2年5月13日 会派代表者会で意見集約

議会運営委員会で決定

令和2年5月15日 記者発表

令和2年5月19日 市長へ申入れ

第7節 その他の対応

第1項 傍聴自粛の呼びかけ

- 1 令和2年3月5日開催の議会運営委員会で決定
- 2 ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック、議会だよりで周知

【掲載内容】

新型コロナウイルスの感染防止のため、極力傍聴を控えていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

本会議の様子は、BTV ケーブルテレビの121チャンネルで、中継放送及び録画放送（当日午後8時～）を行っておりますので、ご活用ください。

第2項 行政視察受入れ

- ・令和2年4月中止することを決定
- ・ホームページ掲載

【掲載内容】

新型コロナウイルス感染症による感染例が国内でも多数報告され、感染拡大防止の観点から、当面の間、行政視察受入れを自粛させていただきます。

受入れ再開時期につきましては、改めてホームページでお知らせいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第3項 宮崎県市議会議長会定期総会

都城市において、令和2年10月15日（木）16日（金）で開催予定だったが、令和2年8月13日宮崎県市議会議長会事務局より書面協議への変更決定。

第7章 その他

第1節 情報発信

第1項 記者会見等

新型コロナウイルス感染症の感染情報や経済対策等に係る記者会見等を次のとおり開催した。

【会見等開催一覧】

期日	会見等名	内容
令和 2年	4月23日	市長臨時記者 会見 ・新型コロナウイルス感染症緊急対策関連予算 ・都城市児童生徒応援プロジェクト
	5月5日	都城市新型コ ロナウイルス 感染症対策本 緊急事態宣言の期間延長を受けて、市の対応等を公表 ・市内の小中学校の臨時休業を延長 ・放課後児童クラブは、原則開設

		部会議にて記者発表	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等は通常どおり運営 ・公の施設の利用方針 ・市長メッセージ発出 ・新しい生活様式の実践例
	6月2日	6月期市長定例記者会見	・素早い給付で、市民生活を下支え！「特別定額給付金（10万円）」の振り込み実績
	7月1日	7月期市長定例記者会見	・「新たな生活様式」に対応した働き方を推進！ WEB 会議をしやすい環境整備
	7月26日	都城市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて記者発表	・本市内において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されたことを発表し、市長メッセージを発出
	8月3日	8月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における新型コロナウイルス感染確認状況と市の対応、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策 ・特別定額給付金（10万円）の申請・給付状況、がんばろう都城！事業者支援金の申請・給付状況
	8月7日	都城市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて記者発表	・県内・市内で新型コロナウイルス感染者が増加する中、お盆の時期を迎えるに当たり、市長が市民の皆さんに公の施設の対応やお盆の過ごし方などについてのメッセージを発出
	8月31日	9月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（10万円）の申請・給付実績 ・がんばろう都城！事業者支援金の申請・給付状況
	10月1日	10月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんばろう都城！ふるさと応援券」の配布実績 ・「プレミアム付スマイル商品券」購入申込開始
	10月20日	11月期市長定例記者会見	・新型コロナウイルス関連給付金申請・給付実績（特別定額給付金（10万円）、がんばろう都城！事業者支援金（20万円））
	11月24日	12月期市長定例記者会見	・新型コロナウイルス感染症緊急対策
	12月31日	市長緊急記者会見	・本市が「感染警戒区域（オレンジ地域）」に指定されたことを受け市民への注意喚起や本市職員の感染確認に係る状況説明
令和3年	1月5日	市長緊急記者会見	都城北諸県圏域については、「爆発的な感染拡大」段階にあり、これまでにない最大限の対策が必要であると判断し、1月9日から22日まで、都城北諸県圏域を県独自の新型コロナウイルス

			<p>ス感染区分「感染急増圏域」（赤圏域）に指定。 次のとおり対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛、イベントの中止又は延期 ・酒類を提供する店（接待を伴う飲食店、飲食店等）の営業時間短縮
	2月2日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種や事業者支援などの緊急対策予算を公表
	2月18日	2月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス緊急対策予算を含む令和3年度当初予算を公表
	4月26日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種の予約受付の変更について ・新型コロナワクチン接種対策室の設置について
	7月1日	7月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月2日	8月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月31日	9月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	10月1日	10月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告 ・新型コロナワクチン接種向上の取り組み
	11月1日	11月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	11月22日	12月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告 ・新型コロナワクチンの3回目接種を始めます！
	12月20日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル接種証明書アプリがリリースされました！ ・新型コロナワクチン接種等状況報告
令和4年	1月12日	1月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市・三股町の「感染警戒区域（オレンジ区域）」の指定を受けての市長メッセージ（令和4年1月11日） ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	2月1日	2月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告 ・【経済産業省事業】事業復活支援金が支給されます
	3月23日	4月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	4月28日	5月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	6月2日	6月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種等状況報告

	7月4日	7月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月4日	8月期市長定例記者会見	・ワクチン接種証明書がコンビニでも取得可能に！ ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月31日	9月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	10月3日	10月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	11月2日	11月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	11月25日	12月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
令和5年	1月11日	1月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	2月15日	2月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告

第2項 感染対策に係る啓発

【活動一覧】

期日	内容
令和2年	4月13日 公共施設や小中学校など約50施設に感染拡大予防に関する啓発ポスターを掲示
	9月15日 公共施設や小中学校など約50施設にコロナ差別抑止などを含む感染拡大予防に関する啓発ポスターを掲示

第3項 広報紙への掲載

【掲載一覧】

掲載号	内容（頁数）
令和2年	4月15日号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（0.5）
	5月号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（1.0）
	5月15日号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（1.0） 新型コロナウイルス感染症 緊急対策のお知らせ（2.0）
	6月15日号 新型コロナウイルス感染を防ごう（1.0）
	7月号 新型コロナウイルス感染症 緊急対策のお知らせ 追加（1.0） 広報紙など各種文書を配布するときのお願い（0.5）

		(1.0)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5)
	8月15日号	みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう！ (0.4)
	9月号	新型コロナウイルス感染症に関するよくある問い合わせ (0.75)
		ストップ！コロナ差別 (0.25)
		みんなで新型コロナウイルス 感染拡大を防ごう！ (0.5)
	10月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策【令和2年度 9月補正予算による追加分】 (1.0)
		新型コロナウイルス感染拡大防止 密閉・密集・密接しない！ (0.4)
	10月15日号	みんなの力で新型コロナウイルス感染拡大を防ごう！ (0.75)
		ストップ！コロナ差別 あなたや大切な人に置き換えて (0.25)
令和 3年	1月号	これまでの本市の新型コロナ対策の歩み (1.0)
	2月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策 (0.5)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5)
		新型コロナウイルス感染拡大防止 密閉・密集・密接しない！ (0.25)
	3月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策 (0.5)
		新型コロナウイルス感染例を紹介します。自分や家族も振り返り、感染防止を徹底しよう！ (0.5)
	3月15日号	新型コロナワクチン接種に関する相談窓口 (0.25)
	4月号	新型コロナウイルスワクチン接種が始まります (1.0)
		新型コロナワクチンについて皆さんに知ってほしいこと (1.0) 裏面
	5月号	高齢者対応 新型コロナワクチン接種 (0.5)
	6月号	65歳以上対象 新型コロナワクチン接種 (1.0)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5) 裏面
	6月15日号	新型コロナ緊急対策営業時間短縮要請に伴う協力金を支給 (0.5)
		新型コロナワクチン (1.0)
	8月号	64歳以下新型コロナワクチン接種 (2.0)
新型コロナ緊急対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金 (0.5)		
広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5) 裏面		
8月15日号	64歳以下新型コロナワクチン接種 接種券配布 (0.25)	
9月号	新型コロナワクチン接種が進んでいます (0.66)	
	「みやざきモデル」を実践しましょう (0.5) 裏面	
10月号	新型コロナワクチン接種に関する疑問に回答します (1.0)	
10月15日号	ワクチン接種を検討ください (0.5)	
令和 4年	1月号	3回目の接種が始まります (1.0)
	2月号	「みやざきモデル」を実践しましょう (0.5) 裏面

	3月号	追加（3回目）接種などの疑問に答えます（0.66）
	6月号	新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を！（0.5）
	7月号	新型コロナワクチン 4回目接種を実施しています（0.5）
	10月号	新型コロナワクチン オミクロン株対応ワクチンの接種を開始します
	11月15日号	乳幼児コロナワクチン接種（0.1）
令和 5年	2月号	コロナと共に生きる社会の生活様式 NEW！みやざきモデル（0.5）
	4月号	新型コロナウイルス感染症対策 令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となります（1.0）
	5月号	令和5年度も、コロナワクチン接種は「無料」で続きます！（1.0）
	9月号	新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種（無料）が始まります！（0.5）

第4項 ホームページへの掲載

【掲載一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	各課から掲載依頼のあった新型コロナウイルスに関連する情報を集約した特設サブサイトを構築。市民向け情報や事業者向け情報などの分類に分け、問い合わせの多い事業へ分かりやすく誘導。

第5項 市公式LINEへの掲載

【掲載内容一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	感染者情報や緊急事態宣言、行動要請などの情報をLINE通知またはタイムラインに掲載。また、LINEのリッチメニューにコロナ関連タブを設け、感染者情報、支援金、市長メッセージへ直接遷移する仕組みを構築。

第6項 市公式Facebookへの掲載

【掲載内容一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	感染者情報や緊急事態宣言、行動要請などの情報をFacebookに掲載。

第7項 感染者情報

県から公表される新型コロナウイルス感染者の情報をホームページで毎日更新するとともに、市内での感染確認やクラスター発生の場合、市公式LINE及びFacebookでも情報発信を行った。

【配信内容】

本日の市内感染者の年代・性別、症状の有無、濃厚接触者、行動歴など

新型コロナウイルスに関連した情報

緊急情報

2021年11月19日更新
 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

市内の感染情報

- 市内の感染状況
- 市職員の情報

ワクチン接種

- ワクチン接種予約
- ワクチン接種会場と予約状況
- ワクチン接種状況
- ワクチン接種関連

市民向け緊急対策

- プレミアム付スマイル商品券(第2弾)
- 住宅リフォーム補助
- その他の緊急対策

事業者向け緊急対策

- 飲食店等の特別営業要請
- 特別営業の影響を受けた事業者支援
- その他の緊急対策

市民の皆さんへ

- 市長メッセージ
- 落ち着いた行動を
- よくある質問・相談
- がいこくじんのみなさんへ
- 悪徳商法等にご注意を

行事・イベント・施設情報

都城市における新型コロナウイルス感染者情報

記事ID : 0022452 更新日 : 2021年11月19日更新



都城市内における新型コロナウイルス感染者の状況等を、宮崎県が調査した情報に基づきお知らせします。

※都城市内で感染が確認された人の行動歴や濃厚接触者の把握等は、宮崎県が行います

※県や市が公表する情報以外は、「根拠のない噂話」です。[推測のもと広めることは禁んでください](#)

都城市で新たな感染なし(県内感染なし)

10月20日に市内647例目の感染者を確認しました。10月21日以降の感染は確認されていません。

これまでに公表されている情報

市内の感染者情報

例目	判明日	年代 性別	(発症日) 症状の有無	濃厚接触者	行動歴	備考
647例目 (県内6138)	10月19日	20代 女性	(10/17~) あり	なし	10/15~19 : 自宅	県外帰 性者と 接触歴 あり
646例目 (県内6114)	9月28日	70代 男性	なし	なし	9/25~28 : 自宅	642例 目と接 触歴あ り
645例目 (県内6104)	9月24日	30代 女性	(9/24~) あり	10名(家族、親族、 同僚、知人)	9/22・23 : 仕事 9/24 : 外出、医療機関受 診	
644例目 (県内6102)	9月24日	10歳 未満 男性	(9/21~) あり	4名(家族、親族)ほ か調査中	9/19・20 : 親族宅 9/21 : 外出 9/22 : 医療機関(1)受診 9/23 : 自宅 9/24 : 医療機関(1)受診	
643例目 (県内6089)	9月23日	30代 男性	(9/16~) あり	なし	9/14 : 自宅 9/15~21 : 仕事 9/22 : 医療機関受診 9/23 : 自宅	

また、令和4年8月5日からは、県から発表される新型コロナウイルス感染者の情報を県ホームページにリンクを貼り、市ホームページで毎日更新した。※令和4年9月26日まで



Miyazaki Prefecture
Miyakonojo City
都城市公式ホームページ

本文へ [初めての人のへ](#)

Foreign language

背景色

白 黒 青

文字サイズ

標準 拡大

Google 提供

検索

ID
番号検索

すべて ページ PDF

防災情報

避難するときは

Web版防災マップ

くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉・医療

文化・スポーツ

産業・事業者

市政情報

トップページ > coronavirus > 感染状況と対応 > 宮崎県内の感染者情報 > 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

都城市における新型コロナウイルス感染者情報 > 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

coronavirus

新型コロナウイルスに関連した情報

感染状況と対応

- > [宮崎県内の感染者情報](#)
- > [宮崎県内の感染状況](#)
- > [都城市の対応](#)

ワクチン接種

- > [ワクチン接種予約](#)
- > [ワクチン接種会場と予約状況](#)
- > [ワクチン接種状況](#)
- > [ワクチン接種の情報](#)

市民向け緊急対策

- > [住宅リフォーム補助](#)
- > [その他の緊急対策](#)

事業者向け緊急対策

- > [事業者向け緊急対策](#)

市民の皆さんへ

- > [市長メッセージ](#)
- > [よくある質問・相談](#)
- > [悪徳商法等にご注意を](#)

都城市における新型コロナウイルス感染者情報

記事ID：0022452 更新日：2022年9月27日更新



9月27日以降の感染者情報

国の全数届出の見直しに伴い、宮崎県から公表される感染者情報は県全体の発表のみとなるため、9月26日をもって市町村別の公表は終了しました。
9月27日以降の感染者情報（県全体の新規感染者数や年代別内訳など）は、順次更新される[県ホームページ](#)<外部リンク>で確認ください。

9月26日までの感染者情報

都城市内における新型コロナウイルス感染者の状況等を、宮崎県が調査した情報に基づきお知らせします。
※都城市内で感染が確認された人の行動歴や濃厚接触者の把握等は、宮崎県が行います
※県や市が公表する情報以外は、「根拠のない噂話」です。[憶測のもと広めることは厳に慎んでください](#)

累計感染者数：31,016件

感染集団事例情報※8月5日以降

感染集団事例(99)：都城市の教育・保育施設(6件)8/8公表分まで
感染集団事例(100)：都城市の事業所(10件)8/11公表分まで
感染集団事例(101)：都城市の事業所(13件)8/11公表分まで

第2節 総務関係

第1項 職員研修

1 令和2年度研修

・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、接遇研修をはじめ、5月からの研修を全て10月以降の実施に変更したが、8月の段階で、全国的に、また宮崎県内においても新型コロナウイルス感染症への感染が急速に拡大していることや、市内にも感染者が発生しており、今後予断を許さない状況が相当期間続くと予想されたことなどを受け、職員及び市民に対する感染リスクを最大限回避するため、庁内、市内外、県外開催の集合研修の全てについて、今年度の開催・参加を見送ることに決定した。

(1) 実績

新規採用職員研修第1部・第2部 …日程を短縮して実施

ただし、朝のあいさつ運動は中止（4月2日～4月7日）

新任評価者研修

通常の研修ではなく、説明会を実施

派遣研修

- ・ 宮崎県 3名
- ・ 内閣府 2名

2 令和3年度研修

5月時点で、感染拡大防止の観点から集合研修は見送り、庁内、市外、県外開催の研修全てを8月以降の開催・参加とする予定で計画を立て直した。

ただし、研修室及び講師の日程確保の都合上実施困難な場合は、次年度に延期することにした。

定住自立圏研修については、各自治体に照会したところ、いずれの自治体においても新型コロナウイルス対策業務の増加により職員の選出が困難との回答であったため、令和2年度と同様、本年度も研修を見送ることとし、自治大学校についても職員派遣を見送ることを決定した。

8月の時点で、庁内（職員課主催）、市内外（県市町村振興協会等）、県外開催（市町村アカデミー等）の研修については、国における緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、県独自の緊急事態宣言の発令期間中は、全研修を見送ることに決定した。

(1) 実績

・研修は、感染症対策（パーテーション設置、検温やマスク着用、手指消毒、定期的な換気等）を行って実施したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から多くの研修の実施を見送った。

① フィロソフィ研修

- ・フィロソフィ全員研修については実施を見送った。
- ・フィロソフィリーダー研修（部課長研修）については、第1回（4月）のみ実施した。

※1 テーブルに2人掛け（通常3人掛け）で実施。

② 新規採用職員研修第1部・第2部 ※日程を短縮して実施。

③ 部課長研修（4月、11月実施） ※1 テーブルに2人掛け（通常3人掛け）で実施。

④ 接遇研修（基本研修、サポーター研修）

⑤ 派遣研修

- ・ 宮崎県 3名
- ・ 内閣府 2名 (2名のうち1名は9月1日からデジタル庁へ異動)
- ・ デジタル庁 1名 (9月1日から)

3 令和4年度研修

新型コロナウイルス感染症への感染防止対策(検温、手指消毒、マスク着用、換気、体調がすぐれないときには出席しない等)を行い、研修を実施した。

(1) 実績(新型コロナウイルス感染症の影響があったもの)

① フィロソフィ研修

フィロソフィリーダー研修については、4回(4月、10月、11月、2月)計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1回中止(11月)とし、3回実施した。

※グループワークは行わず、1テーブルに2人掛け(通常3人掛け)で実施。

② 研修

部課長研修は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため8月はAIによる動画視聴、11月は中止。(4月、10月、2月は、フィロソフィリーダー研修)

③ 派遣研修

宮崎県市町村振興協会が主催する宮崎県市町村職員海外研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施なし。

第2項 経済センサス等調査

令和3年経済センサスー活動調査(基準日:令和3年6月1日)は、令和2年11月2日付け令和3年経済センサスー活動調査実施本部の決定方針を受け、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上での調査実施となった。

1 国の動向

令和2年11月2日付け「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年経済センサスー活動調査(調査員調査部分)における対応方針について(連絡)」で、市町村に指導員及び調査員事務打合せ会の時間短縮、非接触式調査方法の導入などを行うよう求めた。

2 県の対応

令和3年4月22日付け事務連絡において、国の方針に沿った措置を講じた調査活動等を行うよう市町村に求めた。

3 本市の対応

・調査員等の説明会は、感染対策(検温、マスク着用、手指消毒)、換気を行った上で、時間の短縮、人数縮減し実施した。

・調査員等に活動中に使用する不織布マスク及び手指消毒の配布を行った。

・調査活動については、非接触の調査方法を導入し、事業所に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越し又は相手方との一定の距離を保ち、マスク着用等の上で対応を行い、調査書類は郵便受けなどに入れて配布、回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう、

事業所に対し協力依頼を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店等への営業時間短縮要請が、本市域に5月21日から6月10日（6月4日解除）の間で発出され、一部の事業所へ調査員配布が困難となったため、郵送配布を行った。

4 回答状況

- ・非接触の調査方法を導入したことに伴い、インターネット回答の割合は増加した。

なお、インターネット回答の状況は、次のとおりであった。

インターネット回答 42.6%（平成28年 17.8%）

- ・郵送配布となった事業所の回答状況が低い状況であった。

第3項 令和4年就業構造基本調査

令和4年就業構造基本調査（基準日：令和4年10月1日）は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上での調査実施となった。

1 国の動向

- ・新型コロナウイルス感染症への対応の基準として「新型コロナウイルス感染症を踏まえた調査の実施について」を示し、基本的な感染防止対策を徹底すること、非接触や接触時間の短縮に努めた工夫を行うこと、インターネット回答の積極的な利用依頼を行うことなど、調査活動に当たり対策を行うように求めた。

2 県の対応

- ・令和4年6月16日開催した事務打合せ会において、国の方針に沿った措置を講じた調査活動等を行うよう市町村に求めた。

3 本市の対応

- ・調査員等の説明会は、感染対策（検温、マスク着用、手指消毒）、換気を行った上で、時間の短縮、人数縮減し実施した。

- ・調査員等に活動中に使用する不織布マスク及び手指消毒の配布を行った。

- ・調査活動については、非接触の調査方法を導入し、調査対象となる人に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越し又は相手方との一定の距離を保ち、マスク着用等の上で対応を行い、調査書類は郵便受けなどに入れて配布、回答については、可能な限りインターネット回答で行っていた。調査対象となる人に対し協力依頼を行った。

4 回答状況

- ・令和4年の調査に当たっては、前回（H29）にはない郵送による調査票の提出が導入され、それを活用される方が多かった。

- ・インターネット回答の状況は、次のとおり前回と同様であった。

インターネット回答 18.25%（平成29年 18.25%）

第3節 地域コミュニティ

第1項 新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置

1 新型コロナウイルス感染症専用避難所設置・マニュアル作成

新型コロナウイルス感染症陽性者については、隔離が必要となり原則入院となるが、病床数に限りがあることから、県の医療調整本部で調整の結果、宿泊療養施設や自宅での療養となる場合がある。これまでの感染の状況をみると、感染者が多い場合は、自宅療養者も相当数発生している。

そのような中、台風等の風水害の際、危険エリア（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）に居住する自宅療養者が自宅外への避難を希望する場合の避難先は、原則として宿泊療養施設とするが、宿泊療養施設が定員を超えて受け入れられない場合に備えて専用避難所を設置し、避難所配備職員はマニュアルに沿った避難所運営を実施した。

2 専用避難所

中央公民館大会議室

3 避難対象者

新型コロナウイルス感染症感染者で自宅療養者のうち、専用避難所利用希望者（以下、「避難者」という）

4 配備職員（以下「職員」という）

- ・常時3名を配備し、2班でのローテーションとし、予め職員を選任する。
- ・職員の1名は、保健師または看護師とし、残り2名は、保健師または看護師以外の一般職員とする。

5 避難所の運営

(1) 設営

対策本部により必要な資機材は、予め中央公民館第5研修室（和室）に用意してあるので確認すること。

(2) 配備職員待機場所

中央公民館第5研修室（和室）

(3) 業務

- ・職員は、対策本部からの指示で、専用避難所を開設する。
- ・対策本部は、都城保健所からの避難予定者情報を受け取る。また、その内容を職員に伝達する。
- ・職員は、避難者対応時は、感染症対策キット（手袋、防護服、ゴーグル等）及びN95マスクを装着し業務に当たる。
- ・中央公民館大会議室入口で受付を行い、避難者に避難者カードに必要事項を記入していただき、避難者カードは受付に置いたままとする。
- ・受付終了後、避難者を大会議室へ案内する。
- ・避難者に各自屋内型簡易テントを設営していただく。設営が無理な避難者の場合は、職員が行うこと。
- ・寝具、食料及び飲料水については、避難者自身の持参を基本とするが、持参できなかった避難者へは備蓄品で対応する。
- ・避難者のトイレについては、※中央公民館ゾーニング図面のとおり大会議室入口左側のトイレを専用とし、職員は、事務室前のトイレを使用する。
- ・職員は、待機場所で感染症対策キット等の装着を行い、※中央公民館ゾーニング図面導線のとおり、待

機場所から大会議室、玄関へ移動し、事務室前の脱衣所で感染症対策キット等の脱衣等を行い、専用ごみ袋に入れた後、待機場所に戻る。

- ・必要な資機材は、待機場所から大会議室へ移動させ、使用すること。

【避難者から連絡、問い合わせ等があった場合の対応】

・避難者との連絡は、危機管理課から配布する IP 無線で行う。(基本的に大会議室には、できるだけ入室しない。入室した場合は、前述の導線と同様に感染症対策キット等の脱衣等を行い、待機場所に戻る。)

- ・体調悪化の場合は、直ちに対策本部(23-2129)に連絡する。

- ・不明な点は、対策本部に連絡し指示を受ける。

【避難所閉鎖時の対応】

・使用した資機材及び避難者が設営した屋内型簡易テント等は撤収せず、そのままにしておくこと。

・避難所で出たゴミは、市のゴミ袋に入れ、避難所内において置く。

【事後の対応】

・避難者が全員帰ったことを確認し、対策本部に連絡する。

・避難者名簿は、受付場所に置いたままにしておく。

・後日、都城保健所が避難所及び使用資機材の消毒を行う。

・消毒作業終了後、危機管理課が資機材の補充等を行う。

(4) 避難所配備における注意点(配備職員)

・発熱、咳などの症状がある場合は配備に就かず、対策本部に相談し交代を依頼する。

・配備中は、手洗いや咳エチケットを徹底するほか、手指消毒を頻繁に行う。

・配布されている非接触型体温計で定期的に検温するなど自身の健康管理に留意する。

(5) 開設実績

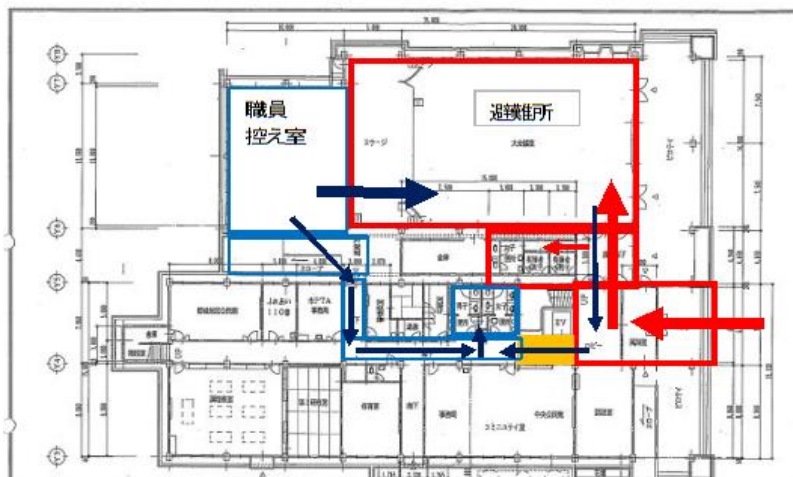
期間

令和4年9月17日～令和4年9月19日

避難者数

4世帯 12人

※中央公民館ゾーニング図面



6 新型コロナウイルス感染症専用避難所の取扱い

内閣府から、令和5年4月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」の通知あり。また、令和5年5月8日、県危機管理課から内閣府の通知と同様の取扱いとする旨連絡あり。

7 今後の取扱い

- ・国・県の方針に準拠し、新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置を廃止する。
- ・避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等について、国、県の方針に従い、これまで同様の感染対策を実施することを、令和5年5月18日に決定した。

第2項 男女参画・女性総合相談

1 男女共同参画事業

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における街頭啓発が実施できなかった。

生活困窮等の経済的な理由から生理用品を購入できない女性・女児の増加が、長引くコロナ禍で顕在化した。女性・女児の健康と尊厳を守り、その困難を少しでも解消するため、「生理の貧困」対策として令和4年7月から市民・団体等に寄付を募り、令和4年9月から生理用品の無償配布する取組を開始した。

2 女性総合相談事業

コロナ禍における生活不安やストレスによるDV被害等の増加や深刻化が懸念されるため、DV被害者に対する適切な支援について、県からの周知に従い、十分な感染防止対策を取った上で、被害者に対する継続支援や一時保護支援を行った。

令和2年度の「定額給付金事業」及び「ふるさと応援券事業」においては、配偶者からの暴力による避難事例における関係事務処理について、被害者から相談のあった際の情報提供や、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行の手續支援等、関係課と連携を図りながら行った。

令和4年度の「都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第3弾）」及び「都城市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務）」についても同様に対応した。

【女性総合相談における相談形態】

	電話相談	面接相談	専門相談	その他	合計
平成30年度	505件	262件	57件	0件	824件
令和元年度	453件	299件	43件	0件	795件
令和2年度	603件	207件	48件	8件	866件
令和3年度	501件	165件	33件	16件	715件
令和4年度	590件	234件	33件	3件	860件

第3項 消費生活相談事業

全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）感染拡大に便乗した悪質商法が流行し、悪質商法についての注意喚起が強化された。本市の令和2年度の相談件数が例年に比べ増加したのは、市民が感染症に便乗する悪質商法に対しての注意喚起を目にする機会が増え、消費者トラブルに対する意識が高くなったことが要因と考えられる。また、感染症感染拡大防止のため、出前講座やセミナー、啓発活動等を自粛する期間があった。

(1) 消費生活相談件数の推移

令和元年までは相談件数は500件台を推移していたが、令和2年度は過去最高の613件の相談があった。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	574件	500件	613件	409件	499件

(2) 出前講座実施件数の推移

例年、各地区の自治公民館、高齢者クラブ、小・中学校等から出前講座の申込みがあったが、緊急事態宣言の発出による不要不急の外出、イベントの自粛等により、令和2年度以降、出前講座の申込件数は減少している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催数	44件	44件	10件	6件	4件
参加者数	4,272人	2,136人	324人	163人	110人

第4項 自治公民館

自治公民館主催の六月灯・夏祭り等について、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市から自粛をお願いをした。令和4年度からは、開催可否を主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策を徹底し、責任をとれる実施体制での開催をお願いした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度から令和4年度まで、都城市自治公民館連絡協議会主催の「都城市自治公民館連絡協議会総会」や「都城市自治公民館振興大会」（市は共催）が書面決議や書面開催に、「理事・行政担当者意見交換会」等の行事が中止となった。例年、総会で行っている退任理事への市長からの感謝状贈呈式は、「都城市自治公民館連絡協議会理事会」終了後に行った。

令和3年度に都城市が開催市となっていた「宮崎県公民館大会県南ブロック大会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりDVD開催とした。

第5項 まちづくり協議会・地域活性化事業

1 まちづくり協議会

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各地区のまち

づくり協議会で計画した地域住民が集まるイベント等は、実施できずに中止になる状況がみられ、各地区で実施していた視察研修も全て中止になった。

また、各地区の総会は、令和2年度から令和3年度までは全地区で書面での開催となったが、令和4年度は、4地区が対面で開催し、11地区が書面による決議となった。

2 地域活性化事業

令和2年度から令和4年度までの間、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でイベントなどが行えず、事業費の一部又は全部を返還した事業は4事業あり、事業そのものを実施できなかったため取り下げられた事業は7事業であった。

【返還が生じた事業】

年度	事業名	事業内容	交付決定額	交付確定額	返還額
令和2年度	健康づくり世代間交流事業	健康づくりのための備品の購入	870,000円	770,220円	99,780円
	スマイルカフェ祝吉事業	子どもや生活困窮世帯に食及び居場所の提供	234,000円	58,894円	175,106円
令和3年度	スマイルカフェ祝吉事業	子どもや生活困窮世帯に食及び居場所の提供	57,000円	6,477円	50,523円
令和4年度	五十市地区子ども音楽祭記念大会開催事業	子ども達の音楽活動を地域全体で支援する目的で開催してきた「子ども音楽祭」の第10回記念大会を開催し、以降のさらなる発展につなげる。	500,000円	0円	500,000円

【取り下げのあった事業】

年度	事業名	事業内容
令和2年度	子ども音楽祭十周年事業	第10回目を迎える子ども音楽祭を記念大会として開催し、更なる発展につなげる。
	今町俵おどり伝承事業	会員募集と組織強化により、地域に伝わる芸能「俵おどり」を持続可能な伝統とする。

令和3年度	婚活レクリエーション事業	山田地区近郊に居住する独身男女の交流事業を山田町内で実施することで、山田町の良さを理解してもらい、若者の定住・活性化に結び付ける。
	高崎春まつり事業	農畜産物等の試食販売や子供向けのステージイベント等を実施することにより、地域の賑わいにつなげ、地区の活性化や町内外への情報発信を図る。
	バレー大会 60 回記念事業	60 回記念として記念タオルを制作し、コロナ対策用品を購入することにより、バレーボール競技の更なる普及とバレーボールを通じた地域づくりを目指す。(タオル 200 枚)
	高崎地区縁結び促進事業	婚活イベントを実施することにより、少子化対策及び地域の活性化につなげる。 ①たかざき恋物語（集団お見合いパーティイベント） ②高崎よかにせ研究会（異性との接し方などのスキルアップ事業）
令和4年度	高崎春まつり事業	農畜産物等の試食販売や子供向けのステージイベント等を実施することにより、地域の賑わいにつなげ、地区の活性化や町内外への情報発信を図る。

第6項 市民公益活動・協働

1 市民公益活動支援事業

感染拡大防止の観点から、審査会については非公開又は書面審査に変更し、報告会については書面による報告に変更した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業困難による取消申請や事業縮小による一部返還金が発生した。

年度	審査会	報告会	採択団体	事業困難・事業縮小
令和元年度	公開審査	書面報告	20 団体	—
令和2年度	書面審査	書面報告	14 団体	3 団体
令和3年度	非公開審査	書面報告	17 団体	4 団体
令和4年度	非公開審査	公開報告	15 団体	3 団体

2 協働事業の推進

協働事業数は、年々増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度及び令和3年度は減少した。

年度	事業数
令和2年度	209 件

令和3年度	189件
令和4年度	255件

3 市民公益活動団体の事業力強化と市職員の資質向上

例年、「市職員向け研修」は1回開催していたが、令和2年度は中止とした。また「NPOスキルアップ講座」は、例年3回開催していたが、令和2年度及び令和3年度は中止、令和4年度は1回の開催とした。

年度	職員向け研修	NPOスキルアップ講座
令和2年度	中止	中止
令和3年度	102名	中止
令和4年度	121名	8名(4団体)

第7項 行政協力員

1 行政協力員に関する業務

(1) 行政事務連絡文書の配送

行政事務連絡文書は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の観点から、令和2年7月1日配送分から回覧文書を中止し、各戸配布文書のみとした。令和5年3月13日に感染防止対策が緩和されたことから、令和5年4月14日配布分から回覧文書を再開した。

(2) 行政協力員永年勤続者表彰

毎年度、都城市自治公民館振興大会において、行政協力員永年勤続表彰を行っていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度から令和4年度まで書面開催となったことから、永年勤続者表彰についても各地区での表彰となった。

第4節 高齢福祉

第1項 養護老人ホーム

当該施設は、概ね65歳以上で、環境上及び経済上の理由により日常生活を営むのに支障があり、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設(市内6施設)で、入所適否は入所判定委員会で判定し、措置決定をする。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

(1) 施設の対応

養護老人ホームは入所施設のため、次の対策を徹底し、感染症予防を行った。

① 通常生活における感染症予防対策

② 健康観察、手洗い等の感染症予防対策、3密(密閉空間、密集場所、密接場所)をつくらない環境づくりを心掛け、換気を定期的に行う。

(2) 夏祭り、七夕飾り、遠足等の取扱い及び面会制限について

イベント等の開催に関して、国が発出した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に準

拠して対処。面会制限等については、感染状況に応じた対応。

(3) 市の対応

- ・本市の対応方針に関する文書の発出
- ・国及び支援者より配布された衛生・防護用品（マスク・使い捨て手袋）の放出（随時）

2 養護老人ホーム入所判定委員会の開催

判定委員会は、毎月1回開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、11回を書面決議で判定、令和5年3月開催分のみ対面決議により判定を行った。

第2項 敬老特別乗車券及び健康増進施設利用割引券の交付事業

当該事業は、高齢者の自主的活動を助けるための敬老バス券交付及び高齢者の健康増進を図るための温泉券交付を本庁、各総合支所及び各地区市民センターで行うものである。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う申請交付の対応等

- ・4月の福祉課等での窓口受付を、密を避ける為に、名字の五十音順に受付時間の割り振りを行い実施（令和3年度）。
- ・地区公民館受付を、令和2年度は小松原地区公民館のみ通常どおり4月に実施し、翌日より新型コロナウイルスの感染拡大の状況により公民館が閉館となったため、中止となった。令和3年度は5月に実施。
- ・令和2年度・令和3年度バス券取得者のバス券の更新期限を各運行事業者に同意を得た上で、5月末まで延長し、バス券更新希望者の分散を図った。
- ・各温泉施設等へのポスター掲示や市ホームページ等にて、事前に周知することにより分散を図った。
- ・4月の福祉課等での窓口受付を、密を避ける為に、名字の五十音順に受付時間の割り振りを行い実施（令和4年度と令和5年度）。
- ・地区公民館受付を、令和5年度は、通常どおり4月に実施した。
- ・各温泉施設等へのポスター掲示や市ホームページ等にて、事前に周知することにより分散を図った。

2 敬老特別乗車券及び健康増進施設利用助成券の交付状況

【交付人数（令和元年～令和4年度）】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬老特別乗車券	3,337	2,857	2,524	2,256
健康増進施設利用助成券	19,272	15,831	15,051	17,070

第3項 高齢者クラブ

当該同じ地区に住む高齢者（60歳以上の方）の方々と組織をつくり、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーション及び地域社会との交流などいろいろな活動を自主的におこなうものである。

【活動休止の状況】

- ・令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多数の参加者による

研修会やレクリエーション活動を休止する状況となった。3密（密閉、密集、密接）をつくらない環境づくりを心掛け、活動を行うようにしている。

・令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染症感染拡大に伴い、多数の参加者による研修会やレクリエーション活動を休止する状況となった。

・令和5年度からは、3密（密閉、密集、密接）をつくらない環境づくりを心掛け、様々な活動を再開するようになっている。

第4項 趣味の教室

当該事業は、高齢者の趣味・技術活動を通して、心の触れ合いを求めながら、余暇を有意義に過ごすために開設されたものである。

(1) 教室の開講状況

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、教室を開講する予定である。

【教室開講状況（令和元年～令和5年度）】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
なし (10教室開催)	7月～すべて休講 (6月まで一部実施)	すべて休講	すべて開講	すべて開講予定

(2) 受講者数の推移

【開講回数・受講者数年間比較（令和元年～令和5年度）】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
書道	20	15	2	16	0	0	19	13	19	14
健康体操	11	2	0	9	0	0	10	15	17	15
ちぎり絵	20	4	1	8	0	0	19	5	19	17
英会話	20	6	0	0	0	0	19	14	19	16
パソコン	10	23	1	14	0	0	11	31	24	24
民謡	11	13	1	5	0	0	10	3	10	5
舞踊	11	12	1	11	0	0	10	7		
ヨガ	20	31	0	0	0	0	34	22	18	7
料理	19	8	1	7	0	0	19	10	17	8
合計	142	114	7	70	0	0	151	120	143	106

※令和5年度は、講座について、ちぎり絵がリズムダンスに、ヨガがハーモニカに変更あり。

また、舞踊は受講希望者がいなかったため、中止となる。

第5項 高齢者世帯慰問事業

当該事業は、年度内100歳の長寿者及び市内最高齢者を訪問し、敬老記念品等を送るものである。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪問対応等

令和2年度・令和3年度・令和4年度の訪問に関しては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市長・副市長の訪問は行わず、職員による窓口・自宅玄関口での対応とし、例年どおり市から祝状及びお祝い金、花束を贈呈した。

2 対象者お祝い品等交付状況

【対象者人数（令和元年～令和4年度）】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内最高齢者	1	1	1	1
年度内100歳	73	76	77	76

第6項 敬老会

各自治公民館主催の敬老会について、令和2年度及び令和3年度は、開催自粛をお願いした。令和4年度は、市の方針として、敬老会の開催可否は主催者判断とし、敬老会を開催する場合は、感染対策を徹底して行うように周知した。参加者の感染リスクを避けるため、敬老会への市関係者の出席は控えた。市長祝辞と焼酎の配布については、例年どおり実施した。

令和5年度は、昨年度と同様に敬老会の開催可否は主催者判断とし、市長祝辞と焼酎の配布についても、例年どおり実施する。

第5節 環境

第1項 クリーンセンター

1 クリーンセンター視察見学について

クリーンセンターでは、通常、市内外関わらず、学校関係・事業者見学、行政視察を受け入れている。

(1) 令和3年4月1日からの視察見学受入体制について

次の点を考慮し、1団体最大100名（50名ずつの2班体制で受け入れる。）までを受け入れることとした。

- ① 大研修室において、1席ずつ間隔を空けて座った場合の最大収容人数が50名であること。
- ② 1団体を50名ずつの2班体制とし、まず、1班・・・概要説明、DVD鑑賞、質疑、2班・・・施設見学を行い、その後交代する。

(2) 令和4年4月1日からの視察見学受入体制について

次の点を考慮し、1団体最大100名（50名ずつの2班体制で受け入れる。）までを受け入れることとした。

- ① 大研修室において、1席ずつ間隔を空けて座った場合の最大収容人数が50名であること。
- ② 1団体を50名ずつの2班体制とし、まず、・・・概要説明、DVD鑑賞、質疑、2班・・・施設見学を行い、その後交代する。

(3) 令和5年5月8日からの視察見学受入体制については、数及び座席間隔に制限を設けず、受け入れることとした。

2 展開検査について

(1) クリーンセンターの展開検査について

不適正ごみの搬入防止のため、1年間に4回（車両台数8台）のごみ収集車展開検査を実施予定としている。

展開検査は、ごみ収集車が持ち込んだごみを敷地内に降ろし、可燃ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）、不燃ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）に分類する。

クリーンセンターは、一般廃棄物可燃ごみのみが搬入可能であるため、それ以外のごみが搬入されている場合は、指導を行う。

令和3年12月は、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いていたため、3回（車両台数5台）の展開検査を実施した。しかし、その後感染拡大したため、想定していた年4回（車両台数8台）の展開検査は実施できなかった。

令和4年度は、年間を通して新型コロナウイルスの感染拡大が継続していたため、展開検査は実施できなかった。

なお、令和5年5月8日に新型コロナウイルスが5類へ移行したため、1年間に4回（車両台数8台）のごみ収集車展開検査を実施予定とした。

3 山田地区環境対策協議会

(1) 山田地区環境対策協議会の概要

本協議会は、市が設置した都城市クリーンセンターに関し、地域住民の健康と良好な生活環境の保全を図ることを目的に、相互の協力体制を図り諸問題を協議するために平成22年2月9日に設置されたものである。

協議会の組織としては、山田町の自治公民館代表10名以内、高倉川水系用水組合代表10名以内の計20名以内で構成されている。

協議会会則第8条に規定されているように、自治公民館、用水組合それぞれに部会を設置し、そこから協議会を構成する形となっている。

任期は1年で、再任を妨げないこととしている。

(2) 令和3年度 山田地区環境対策協議会の書面決議について

令和3年5月27日（木）に予定していた、令和3年度第1回山田地区環境対策協議会について、新型コロナ感染拡大防止のため対面協議ではなく、書面決議とした。

また、同日に予定していた意見交換会は中止とした。

(3) 令和4年度 山田地区環境対策協議会の書面決議について

令和4年7月22日（金）に予定していた、令和4年度山田地区環境対策協議会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面協議ではなく、書面決議とした。

また、同日に予定していた意見交換会は中止とした。

(4) 令和5年度 山田地区環境対策協議会の開催について

令和5年5月8日に新型コロナウイルスが5類へ移行したため、対面での開催になった。

4 クリーンセンターの簡易展開検査について

不適正ごみの搬入防止のため、毎月40台程度のごみ収集車に対し、簡易展開検査を実施予定としている。

簡易展開検査は、ごみ収集車が持ち込んだごみをごみピットに投入後、プラットホームから目視により、ごみ内容をおおまかに判断し、資源化可能ごみ、不適物等がある場合は、搬入者へ指導を行うものである。

(1) 令和3年度から

令和3年5月から、一部車両について、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認後残りのごみをごみピットへ投入することとした。

① 令和3年8月

新型コロナウイルスの感染拡大により、ごみに近づくことは危険があると判断し、直接ごみピットへ投入することとした。

② 令和3年10月

新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いてきたことから、一部車両について、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認後残りのごみをごみピットへ投入することを再開した。

③ 令和3年12月

12月に展開検査を実施することになったが、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を継続とした。

④ 令和4年1月

コロナオミクロンの影響により、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を当面の間中止とした。

(2) 令和4年度中

コロナオミクロンの影響により、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、

そのごみを確認する作業を中止とした。

(3) 令和5年度

新型コロナウイルス感染拡大前と同様に、不適正ごみの搬入防止のため、毎月40台程度のごみ収集車に対し、簡易展開検査を実施予定とする。

新型コロナウイルスの感染拡大により、展開検査を実施できないことの代替案として、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を行っていた。

しかし、令和5年度は、1年間に4回（車両台数8台）のごみ収集車展開検査を実施予定としているため、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業をなくした。

第2項 リサイクルプラザ関係

1 志和池地区環境整備対策協議会の概要

本協議会は、都城市一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ等の一般廃棄物処理施設について諸問題を協議し、施設周辺の生活環境の向上を図ること及び第1期埋立跡地に整備された志和池中央ふれあい広場の適正な管理運営を行うことを目的に平成2年10月1日に設置されたものである。

協議会は、志和池地区自治公民館連絡協議会、施設周辺住民代表合わせて、30人以内の委員で組織されており、志和池地区環境整備対策協議会を毎年1回以上開催している。

第3項 高崎一般廃棄物最終処分場

1 都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会の概要

本協議会は、市が設置した都城市高崎一般廃棄物最終処分場に関し、施設の円滑な管理運営等に関する諸問題等を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図ることを目的に、平成17年4月1日に設置されたものである。

協議会の組織は、旭、高坂及び原村自治公民館長、旭、高坂及び原村自治公民館から選出された3名以上4名以内で構成されている。

2 都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会の書面報告について

令和2年度から令和4年度まで、都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会を、新型コロナ感染拡大防止のため書面報告とした。

なお、令和5年度は、令和5年5月31日（水）に、対面にて総会を開催した。

第4項 志和池最終処分場

1 志和池地区環境整備対策協議会の概要

本協議会は、都城市一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ等の一般廃棄物処理施設について諸問題を協議し、施設周辺の生活環境の向上を図ること及び第1期埋立跡地に整備された志和池中央ふれあい広場の適正な管理運営を行うことを目的に平成2年10月1日に設置されたものである。

協議会は、志和池地区自治公民館連絡協議会、施設周辺住民代表合わせて、30人以内の委員で組織されており、志和池地区環境整備対策協議会を毎年1回以上開催している。

2 志和池地区環境整備対策協議会の書面開催及び懇親会について

令和2年度から4年度まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から書面開催とし、その後行われる懇親会も中止とした。

なお、令和5年度については、総会を令和5年5月9日（火）に開催した。

第5項 都城浄化センター

1 吉尾地区環境整備対策委員会の概要

本委員会は、下水処理施設である都城浄化センター（清流館）の施設周辺の公害防止や環境保全を目的として設置されたものである。

委員会の組織としては、吉尾地区自治公民館役員、その他住民代表による10名で構成されている。

毎年10月～11月に開催される委員会で、都城浄化センターの管理状況や水質等公害分析測定

結果、処理場やその他の市管理施設に関する要望等の受付や、過去の要望に対する回答・報告を行っている。

2 吉尾地区環境整備対策委員会の開催について

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、書面開催とした。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことから、令和5年2月21日に開催した。

第6項 中央終末処理場

1 宮丸地区環境整備対策委員会の概要

本委員会は、下水処理施設である中央終末処理場の施設周辺の公害防止や環境保全を目的として設置されたものである。

委員会の組織としては、宮丸地区自治公民館役員、その他住民代表による9名で構成されている。

毎年10月～11月に開催される委員会で、中央終末処理場の管理状況や水質等公害分析測定結果、処理場やその他の市管理施設に関する要望等の受付や過去の要望に対する回答・報告を行っている。

2 宮丸地区環境整備対策委員会の開催について

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、書面開催とした。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことから、令和5年2月16日に開催した。

第6節 生活保護

1 新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務の取扱いについて

(1) 定期訪問等の取扱い

被保護者宅等への訪問については、令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等にいける留意点について」に基づき、社会福祉施設や病院等への訪問は控え、電話連絡により生活状況の確認等行う。加えて県福祉保健課にも相談の上、高齢者世帯と子どものいる世帯への訪問も同様の対応を実施。

国の緊急事態宣言に伴い、令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「新型コロナウイルスの感染防止等のための生活保護業務等における対応について」において、緊急事態措置区域・期間については、「訪問は、当分の間、緊急対応等最低限必要なもののみ実施すること」、「その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱って差し支えない」とのことであり、緊急事態措置期間については、引き続き同様の対応を継続。

なお、県からは「画一的な訪問自粛ではなく、個別に適切な判断をするように」との指導もあったことから、この点にも十分留意しながら、生活保護の適正な実施に必要な訪問等については、感染リスクを最小限にするよう配慮した上で実施。

その後、県から「電話による生活状況の確認を、定期訪問に代えるのは適切ではない」との指摘があったことから、電話確認を行ったものについては定期訪問実績には加えず、訪問延期として取り扱い、新型コロナウイルス感染症の収束後に改めて定期訪問をすることとした。ただし、年間訪問予定回数を満たせなかったとしても、指導の対象とはならないとの説明もあった。

また、電話確認による現状調査をした件数の集計も実施した。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる取扱い

保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知）第3の問9-2に準じて保有を認めるよう示された。

なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて解して差し支えないとして取扱う。

(3) 医療扶助における医療券方式の取扱い

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応しているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することが示された。

具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、可否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応をした。

その他、令和 2 年 3 月 4 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」、医療券の提出ができない場合の対応についても同様の取扱いが示され実施した。

(4) 特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の取扱い

令和 2 年 5 月 1 日厚生労働省社会・援護局事務連絡「特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて」特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されていることから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり実施した。

① 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しない。

② 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に対し、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和 2 年 4 月分の対象となる児童（3 月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成 27 年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しない。

(5) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等により支給される慰労金の生活保護制度上の取扱い

令和 2 年 6 月 12 日に成立した令和 2 年度第 2 次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の中で医療機関、介護施設、障害者施設に従事する職員に対し、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の中で救護施設に従事する職員に対し、それぞれ慰労金の支給事業（以下、「慰労金支給事業」という。）が盛り込まれ次のとおり示され実施した。

慰労金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担

がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付するものとされている。

被保護者に慰労金支給事業による慰労金が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しない。

(6) 保護受給世帯への通知

R2/5/27 発送

保護受給全世帯に対し「特別定額給付金」等に対する申請の推進及び収入認定しない旨の文書を発送し周知を図る。

R2/8/31 発送

保護受給全世帯に対し「がんばろう都城！ふるさと応援券」に関連し、9月中の発送及び収入認定しない旨の文書を発送し周知を図る。

2 被保護者健康管理支援事業の取扱い

生活保護受給者健康診査の実施期間は、例年6月から10月までとされていたが、新型コロナウイルス感染症第5波の影響に伴う医療機関への受診控え等により、健康診査受診率低下や新型コロナワクチン予防接種業務等による医療機関の負担軽減を図るため、令和3年度の実施期間が10月から翌年の2月までに延長された。

R3/9/22 発送

生活保護健康診査未受診者に対して、健診受診勧奨案内通知と健康に関するチラシを発送し周知を図る。

第7節 児童福祉

支援対象児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による長期間の外出自粛等を踏まえ、令和3年1月から居宅訪問等による子どもの見守り事業を実施する民間団体に補助金を交付し、身近な地域での子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進している。

令和5年度も身近な地域での子どもの見守り体制強化のため継続して事業を実施する。

見守り対象児童申請者数

	世帯数 (件)	児童数 (人)
令和2年度	49	125
令和3年度	24	316
令和4年度	85	188

第8節 健康・介護

第1項 介護認定審査会の臨時的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大により、都城市介護認定審査会（以下「認定審査会」）の開催方法を介護認定審査会委員が集合し協議を行う対面審査から、書面審査へ変更した。

この取り扱いは、令和2年4月27日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて」対応したものである。

【参考】

令和2年4月27日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（抜粋）

○新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて

介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はないこと。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取り扱いとしても差し支えないこと。

【令和2年度実績】

令和3年1月14日（木）から令和3年2月9日（火） 計21回

経過

1月5日	県が本市を感染急増圏域（赤圏域）に指定し、県内の警報レベルを「感染拡大緊急警報」へ引き上げた。
1月8日	書面審査を行う準備を行うため、1月12日（火）開催分を1月19日（火）に延期の連絡を各委員に行った。 1月12日（火）に審査予定だった被保険者の担当事業所・包括支援センター・家族に審査会の延期の連絡を行った。
1月14日	1月14日（木）より審査会を書面審査に変更する。
2月8日	県は本市に警戒レベルを感染急増圏域（赤圏域）から感染拡大緊急警報（オレンジ区域）へ引き下げた。
2月16日	2月16日（火）より審査会を対面審査に戻す。

【令和3年度実績】

1回目 令和3年5月13日から令和3年6月10日 計19回

2回目 令和3年8月17日から令和3年10月7日 計39回

3回目 令和4年1月18日から令和4年3月31日 計65回

合計 計123回

経過

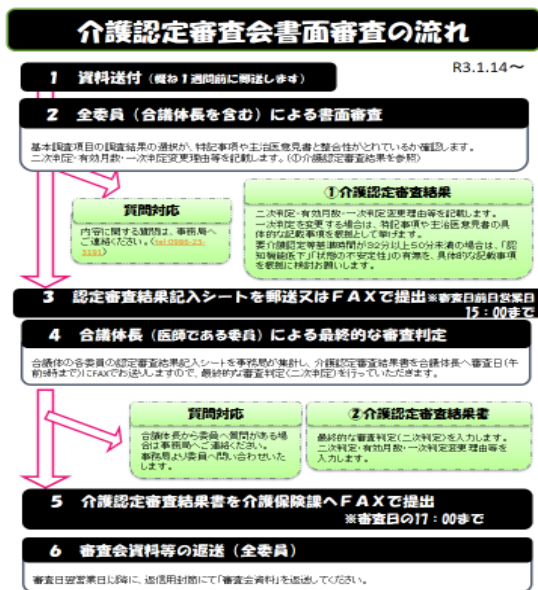
5月9日	県は独自の「緊急事態宣言」を発令し、県下全市町村を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定した。
5月13日	5月13日より審査会を书面審査に変更する。
6月4日	6月4日より、「感染急増圏域（赤圏域）」を「感染警戒区域（オレンジ区域）」へ引き下げた。
6月10日	6月10日より審査会を対面審査に戻す。
8月11日	8月11日に県独自の「緊急事態宣言」が発令され、県全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定した。
8月17日	8月17日より審査会を书面審査に変更する。
10月1日	10月1日から宮崎県独自の警報レベルが「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」へ引き下げられ、圏域内の感染区分が「感染確認圏域（黄圏域）」に変更となった。
10月12日	10月12日よる審査会を対面審査に戻す。
1月13日	1月13日に本市が県より感染急増圏域（赤圏域）に指定されました。
1月18日	1月18日より審査会を书面審査に変更する。

書面審査の実施方法について

実施方法としては、

- ・全委員（合議体長を含む）による書面審査を行う
- ・各委員による書面での審査を行い FAX で結果を提出（審査日前日営業日の 15 時まで）
- ・委員の審査結果を集計し、結果をもとに合議体長による最終判定を行う
- ・合議体長は最終結果を審査日の 17 時までに FAX で提出

【介護認定審査会書面審査の流れ】



第2項 新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算について

新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、要介護認定及び要支援認定における有効期間合算の取り扱いについて、下記のとおりとした。

また、令和2年3月13日付け都介第1949号にて各介護保険事業者へ通知し、令和2年4月分の要介護認定及び要支援認定申請受付分より下記のとおり取り扱った。

(1) 合算の対象者

更新申請中で、有効期間満了日の14日前時点において認定調査が実施できておらず、かつ今後の日程調整について見通しが立っていない方

※新規申請及び区分変更申請は対象外。

(2) 対象者への通知方法

対象者宛に、有効期間満了日までに決定通知書及び介護保険被保険者証を送付。

(3) 合算される期間

12ヶ月

【参考】

令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（以下抜粋）
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

実績

	令和2年度	令和3年度
認定有効期間の合算適応件数（件）	185	195
更新件数（件）	6,303	6,198
更新件数に対する割合（%）	2.94%	3.14%

第3項 リモート調査について

令和3年1月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとした

(1) 対象者

認定申請で新規・変更申請をされている方

※更新申請者については、認定有効期間の合算で対応

・なお、リモート調査する際の機器については、準備できる病院のみの対応となる

(2) 実施方法

病院で全てのリモート調査を行う機器を準備してもらい、調査対象者とは別室で認定調査員 1 人がタブレット等端末を用いて、調査を行う

【参考】

令和 3 年 1 月 29 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（以下抜粋）

認定調査に一定の知見を有する医師・看護師等が同席し、認定調査員の指示・指導の下、申請者の麻痺の状況を確認する等適切に関与することで、個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができ、認定調査員が、再度の対面調査が不要であると判断する場合は、オンラインによる認定調査のみの実施で差し支えない。

申請者が入院する医療機関の医師・看護師の関与を得て、オンラインのみにより認定調査を実施したこと等を特記事項に記載することにより、介護認定審査会で把握できるようにすることが必要である。

【実績】

	R2 年度	R3 年度
リモート調査実施数（件）	1	16

第9節 農政

第1項 都城市農事振興会連絡協議会総会

都城市の農業に関し、地域間、各組織間、農業関係団体等との連携を密にすることで農業振興を図ることを目的とした組織である都城市農事振興会連絡協議会において、毎年 7 月頃、支部長以上の役員を一同に参集し（令和元年度実績：対象者約 260 名のうち約 150 名が参加）、活動方針、農業関係事業の説明を行っているが、令和 2 年度から令和 5 年度まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

また、農業関係事業の説明に代わる事業等周知のため、各地区農事振興会の支部長以上の役員へ、資料（「農林業行政の概要」等）を郵送した。

第2項 都城市産業活性化講演会の中止

都城市の農林業・商業・工業を取り巻く課題・将来への展望を明らかにし、産業間の連携を強化することにより地域のリーダー・経営者として地域とともに発展することを目的とし、毎年 2 月に開催していた都城市産業活性化講演会について、令和 2 年度及び令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

第10節 商工・土木関係

第1項 都城地区建設業協会との雇用に関する連携協定

新型コロナウイルス感染拡大により失業者数の増加等、雇用情勢の悪化が懸念されることから、市と都城地区建設業協会とが連携して失業者等の積極的な受入を行い、域内雇用及び地域経済の維持に寄与する取り組みを行うものである。雇用分野において、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、それぞれの一層の発展並びに更なる社会貢献を図ることを目的として連携協定を締結した。

1 雇用に関する情報発信等

【都城市の取組】

市ホームページ等による企業情報の発信 など

【都城地区建設業協会の取組】

一元的な求人相談窓口の開設 など

2 雇用対策の強化

【都城市の取組】

雇用コーディネーターによる就職相談の実施 など

(窓口：市役所地下1階 移住・定住サポートセンター)

【都城地区建設業協会の取組】

失業者等の積極的な受入 など

働き方改革の推進 など

3 都城市と都城地区建設業協会との雇用に関する連携協定締結式

日時 令和2年4月27日(月)14時00分～14時30分

場所 都城市役所4階秘書広報課前会議室

出席者

【都城市】

市長 池田宜永 他4名(商工観光部長、総合政策部長、商工政策課長、総合政策課長)

【都城地区建設業協会】

会長 長友俊美 他3名(副会長2名、事務局長)

第2項 市営住宅家賃に係る収入申告受付

都城市営住宅家賃の決定に必要な収入申告を毎年度7月1日から受け付けており、従来は、原則、入居者が窓口に来課して対面で収入申告書を受け付けていた。

例年、特に7月上旬は窓口が混雑する(最大100人超/日)ため、従来通りの受付方法では「3密」を回避することが困難と見込まれたため、原則、郵送による受け付けとした。

なお、総合支所管内分については、例年窓口が混雑することは無いとのことだったので、従来通り産業建設課窓口での受け付けとした。

1 実施方法

収入申告書を配布する際に、料金受取人払の返信用封筒を同封した。

あわせて、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付き身分証明書)の写し、各

種障害者手帳の写し（該当者のみ）を同封するよう促す文書も同封した。

なお、当該文書において、離職や転職等により著しく収入が減少した方や世帯の異動があった方に対しては、窓口への来課を促す文言を追記した。

2 受付状況

全体に占める郵送で受け付けた分の割合は、12月末時点で約84%だった。

窓口へ来課される方もいたが、窓口が混雑し「3密」状態になることは無かった。

本人確認書類の同封漏れが約10%、押印漏れが約2.3%あったが、いずれも入居者に申告意思があったものとみなして、再提出や訂正等を求めなかった。

原則郵送で受け付けることとした初年度ではあったが、郵送の割合が高く、郵送でのトラブルや窓口での混雑も見られなかったことから、次年度以降も本庁管内分は原則郵送での受け付けとすることにした。

第3項 都原団地集約建替えに伴う入居者説明

集約建替えの対象団地（都原団地、下長飯団地、加治屋団地）の入居者に対し、事業の概要等の説明会を令和4年8月から開催する予定だった。

しかし、開催予定時期には新型コロナウイルス感染症の第7波に入っており、市内でも1日あたりの感染者数が急増している状況だった。

対象世帯数が約170世帯あることや、高齢者が多いことから、集会所に入居者を多数集めて説明会を開催することは、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクが大きいと考えた。

そのため、入居者を集めての説明会は開催せず、入居者宅を戸別に訪問することとした。

1 実施方法

説明会は開催せず、戸別訪問により事業の説明及び移転先及び間取り等の意向確認等を行う旨の文書を各戸に配布した。

2 実施状況

8月下旬から、都原団地での戸別訪問を開始したが、「第8波」の影響により、戸別訪問を控えざるを得ない時期があった。

そのため、都原団地及び下長飯団地のほとんどの入居者に対する戸別訪問を終えたのは、令和5年3月末になった。

第11節 文化

第1項 埋蔵文化財保存活用整備事業

地域の歴史に愛着を持ってもらうため、遺跡の発掘調査で見つかった出土品などを活用して、歴史を紹介している。歴史資料館での企画展や市内各所における巡回企画展、市内小・中学校への出前授業、

史跡を活用した体験学習会等を実施している。

(1) 企画展・巡回企画展の実施状況

歴史資料館での企画展は新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の減少傾向はあるものの、増加に転じている。また、市内各所における巡回企画展においても令和元年度と比較して来場者数増となった。

【来場者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企画展来場者数	3,179	1,687	1,729	1,939
巡回企画展来場者数	6,639	5,995	6,222	9,030

(2) 市内小・中学校における出前授業の実施状況

令和4年度においては新型コロナウイルス感染症に伴う授業キャンセルなどはなく、授業回数・参加者数ともに増加傾向が見られた。

【出前授業の回数・参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
授業回数	57回	37回	42回	50回
出前授業参加者数	2,615	1,282	1,794	2,224

(3) 一般向け出前講座の実施状況

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い生涯学習課主催のハロー市役所元気講座が中止となった期間があったが、子ども向けの出前講座の申込みが増加し、講座回数・参加者数ともに増加傾向がみられた。

【出前講座の回数・参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座回数	8回	0回	0回	6回
出前講座参加者数	279	0	0	183

(4) 体験学習会・歴史シンポジウムの実施状況

令和4年度は全12回計画していたものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、体験学習会1回が中止となり、令和元年度と比較すると参加者数減となったが、令和2・3年度より増加となった。

【体験学習会・歴史シンポジウムの参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
体験学習会・歴史シンポジウム実施回数	13回 ^{※1}	1回 ^{※2}	6回 ^{※3}	12回 ^{※5}
体験学習会参加者数	1,290	49	106	334
歴史シンポジウム参加者数	142	0（開催中止）	60 ^{※4}	96

- ※1 3月実施予定であった冬季体験学習会1回が中止
- ※2 春季体験学習会・ナイトミュージアム・ワークショップ・夏季体験学習会(5日間)・冬季体験学習会の合計9回が中止
- ※3 春季・秋季体験学習会・史跡見学会の合計3回が中止
- ※4 人数制限を実施し、定員60人としたことによる参加者数
- ※5 4月実施予定であった春季体験学習会1回が中止

第12節 救急

第1項 消防局管内における新型コロナウイルス感染症の救急対応について

1 令和元年度から令和2年度

(1) 令和2年2月に、消防局管内の新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)対応に備え、都城保健所と次の事項について協議した。

- ア 情報共有、連絡体制について
- イ 標準感染予防策の徹底について
- ウ 救急要請時や現場到着時の感染症患者及び感染症が疑われる傷病者への対応について
- エ 救急隊員の健康管理、救急車消毒の徹底について

(2) 感染症患者の搬送状況

令和2年8月に、消防局管内で初めて感染症患者を救急搬送した。

【令和2年度感染症患者救急搬送状況】 (単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	3	0	0	1	4	25	0	0

(3) 都城市郡医師会病院クラスター発生時の状況

令和3年1月に、都城市郡医師会病院での感染症のクラスターが確認され、救急車受入が制限されたため、令和3年1月7日から2月7日の間、受入照会4回以上又は、現場滞在時間30分以上の搬送困難事案が多発し、管轄外への搬送が増加した。

【管轄外への救急搬送状況】 (単位:人)

宮崎市	曾於市	小林市	霧島市	延岡市	西都市	都農町	高原町
21	21	7	4	1	1	1	1

(4) 陽・陰圧装置付搬送具(アイソレーター)の借用

都城市郡医師会病院の受入制限の影響で、感染症患者の管轄外への遠距離搬送が増加したことから、同乗する医師、看護師及び救急隊員の感染防止対策のため、令和3年1月に都城保健所所有の陽・陰圧装置付搬送具(以下「アイソレーター」という。)を借用、南消防署に配置し、感染症患者の救急搬送に使用した。

(5) 救急救命士病院実習の休止

救急救命士が、病院実習をしている都城市郡医師会病院で、感染症クラスターが確認されたため、令和3年1月6日から令和3年2月8日まで休止とした。

(6) 救急隊員の感染症対策強化

都城地区メディカルコントロール協議会統括医師の指示により、令和3年1月から、全ての救急出動の際に、装着するマスクをN95マスクに変更するなど、感染症対策が強化された。

2 令和3年度

(1) ワクチン接種会場への救急救命士の派遣

新型コロナワクチン接種の開始に伴い、健康課からの要請を受け、接種会場の救急対応のため、令和3年5月から消防局の救急救命士各1名の会場への派遣を開始した。

(2) 救急隊員の感染症対策強化

令和3年6月に、救急隊員の感染症対策強化のため、都城地区メディカルコントロール協議会統括医師による、感染症対策の研修を次のとおり実施した。

- ア 救急要請時や現場到着後の感染症患者及び感染症が疑われる傷病者への対応
- イ 感染防護対策の徹底
- ウ アイソレーターの有効な使用法
- エ 救急隊員の健康管理、救急車消毒の徹底

(3) 感染症患者の搬送状況

令和4年1月から感染症患者の搬送が増加傾向となる。

【令和3年度感染症患者救急搬送状況】 (単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2	10	2	1	13	7	0	0	0	15	35	30

3 令和4年度

(1) 継続した感染防御の徹底

感染症患者の増加に伴い、各関係機関と情報共有、連絡体制を確保するとともに、救急隊員に自身の健康管理、標準感染予防策及び救急車等の消毒について強化を図った。

(2) 感染症患者の搬送状況

第7波の7月からの夏場、第8波の12月からの冬場に、感染症患者搬送のピークがあり、年度内を通して常に感染症患者の救急搬送があった。

【令和4年度感染症患者救急搬送状況】

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24	30	8	63	106	34	19	14	85	74	16	13

第2項 応急手当講習の休止について

1 令和2年度

(1) 応急手当講習の休止

令和2年4月に、国の緊急事態宣言が発令されたため、感染防止対策として、全ての応急手当講習を休止した。また、再開時期は、国・県の動向を踏まえ、判断することとし、市民から要望があれば、応急手当講習用のDVDを貸出すなどの対応を取った。

なお、9月からは、接触時間が短時間で、実施可能な「救命入門45分コース」を、受講人数の制限や感染防止対策を徹底し再開した。

(2) 応急手当認定証等の有効期限の延長

感染症の影響により講習再開の目途が立たないため、応急手当普及員、指導員及び患者等搬送乗務員適任者の認定証等の有効期限が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、満了を迎える市民への救済措置として、有効期限を令和4年3月31日まで延長することとした。

2 令和3年度

(1) 緊急事態宣言等に伴う対応

県独自の緊急事態宣言の発令や感染急増圏域（赤圏域）、まん延防止等重点措置区域に指定されるなど、感染状況に応じて応急手当講習「救命入門45分コース」は、休止と再開を繰り返した。

(2) 休止期間中の対応

講習が、感染症の影響により休止と再開を繰り返すなか、感染防止対策として、対面の受講を減らすため、令和3年10月から普通救命講習を1時間のWeb講習と2時間の実技講習とした。

また、ZOOMを活用した救命入門45分コースのWeb講習も開始した。

3 令和4年度

(1) Web講習以外の各種応急手当講習の再開

令和4年6月に県の医療警報が解除されたことを受け、参加人数を制限するなど、感染防止対策を徹底しながら、次の講習を再開した。

ア 救命入門コース（90分）

イ 応急手当普及員講習Ⅰ、Ⅱ

ウ 応急手当指導員講習Ⅰ、Ⅱ

エ 患者等搬送乗務員講習（車椅子専用）

(2) 応急手当認定証等を再認定するための講習実施

応急手当普及員、指導員及び患者等搬送乗務員適任者の認定証等の、有効期限を令和4年12月31日まで再延長していたが、講習再開により再認定することができた。

第3項 都城地区メディカルコントロール協議会の動き

令和3年8月27日、都城地区メディカルコントロール協議会にて感染症対策のため、救急隊の感染防止対策マニュアル改訂を行った。

また、療養施設及び自宅療養者の状況を踏まえ、今後の更なる患者増加による救急搬送困難症例（病院交渉4回以上・現場滞在時間30分以上）の事案の発生に対する協議を行った。

なお、感染症の影響により、令和3年度の都城市郡医師会病院及び飯田病院での、気管挿管実習を中止した。

第4項 転院搬送専用救急隊運用開始による現場対応救急隊の出場体制の強化

1 転院搬送専用救急隊運用開始

(1) 感染症による、救急出動体制への影響を考慮し、令和3年5月から毎日勤務者（警防救急課員）による、転院搬送専用救急隊の運用を開始した。

(2) 療養施設の感染症患者が増加したため、本来、転院搬送に該当しない療養施設から医療機関までの救急搬送を令和3年8月から開始した。

(3) 感染症患者の転院搬送や療養施設からの移送を実施したことにより、事案後の車内や資器材消毒作業に時間を要していた救急隊を、現場対応事案に優先的に出場させることができた。

【令和3年度転院搬送専用救急隊の出場件数（）内は感染症患者】 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	9	9	6	10	17	9	8	11	17 (3)	26 (3)	29 (4)

【令和4年度転院搬送専用救急隊の搬送出場件数（）内は感染症患者】 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15 (3)	17 (2)	12	14 (2)	17 (4)	17 (2)	14 (1)	18 (1)	15 (2)	24 (1)	11 (1)	24

第5項 アイソレーターの配備

1 令和3年4月に、感染症患者の搬送時に感染のリスクが高まるなか、アイソレーターの寄附があり、北消防署に配置、使用開始した。

なお、令和3年5月、寄附者に感謝状授与を行った。（寄附者氏名：非公表）

2 令和4年7月に、都城地区メディカルコントロール協議会統括医師から、市中感染拡大により、発熱患者は、全て感染症疑いとして対応するよう指示があった。

このため、アイソレーターを3基追加配備し、南消防署と配備のなかった鷹尾分署・高崎分署へ各1基を追加配備し、令和4年10月から全署配備となった。

なお、都城保健所から借用していた1基は、令和4年11月に返却した。

第6項 消防局における職員の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う勤務体制

令和4年7月21日、局内の感染者数が5名、濃厚接触者が7名となった。今後、このペースで感染が拡大すると、南消防署、北消防署及び指令課の必要最低人数が確保できず、交代勤務体制を維持できないことが懸念された。

そのため、消防局においては、次のような対応を図りながら、最低人員を確保することとした。

1 夏季休暇等の取得制限

当分の間、職員に年休や夏季休暇の自粛を求め、既に年休等を予定していた職員には、延期や中止を検討すること（やむを得ない事情のある場合を除く）

2 自宅待機期間の短縮

濃厚接触者は、保健所の指示により1週間程度の特別休暇としていたが、厚労省からの通知（R4.3.16付け）に基づき、待機期間中の4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目からの勤務とすること

3 所属を超えた職員の補勤

やむを得ず、交代制勤務の最低人員を割り込む場合は、消防本部（総務課・警防救急課・予防課）の業務（防火講話・応急手当講習・消防同意等）を縮小し、本部職員を補勤させること

北消防署及び指令課において、感染者や濃厚接触者が蔓延する事態が生じたが、上記の対応により最低人員を確保した。

【所属を超えた職員の補勤実績】

派遣日	派遣先	派遣元
令和4年7月21日	北署	予防課
令和4年7月22日	北署	総務課
令和4年7月24日	北署	警防救急課
令和4年7月24日	北署	総務課
令和4年7月28日	指令課	南署
令和4年11月18日	指令課	南署
令和4年11月21日	指令課	南署